

みんなが主役 笑顔あふれる  
湯梨浜町

第3次湯梨浜町総合計画



平成28年3月 湯梨浜町



## はじめに



この度、第3次湯梨浜町総合計画を策定しました。昨年4月の審議会委員の公募に始まり、住民アンケート等を織り込みながら検討を進め、発刊までに丸1年を要しました。

この計画は、平成28年度から平成37年度までのまちづくりの基本理念を示す基本構想と、平成28年度から平成32年度までの分野ごとの施策の方向性や主要施策を掲げる基本計画からなっており、今後5年間は、この基本計画に沿い、キャッチフレーズである「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の具現化に向け、取り組むことになります。

ところで、今回の総合計画の策定は、今、全国の自治体が人口減を克服し、持続的発展可能な国づくりをするために地方を再生する「地方創生」にかかる総合戦略づくりと時期が重なりました。わが町でも昨年10月、「活力ある元気なまち」「安心して暮らせるまち」「町民みんなが創るまち」の3つの柱からなる「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。町の資源を活かした地場産業の振興やインバウンドの促進、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みよいまちづくり、さらには定住促進にかかる先駆的な施策等も積極的に織り込んでいますが、今回の総合計画の策定に当たっては、この総合戦略との整合性の確保に十分な配慮をしています。したがって、今回の総合計画は、「生涯活躍のまち」や「小さな拠点づくり」など、これまでよりも一歩踏み出した施策、スタミナを要する大きな事業が盛り込まれるなど、より充実した内容になっています。

平成16年の湯梨浜町誕生後、2つの小学校と2つのこども園の建築・開校（園）、県下初の小・中学校全学年少年人数学級や1歳未満児家庭内保育助成、井戸海水による魚の養殖施設や中・四国地方で初の温泉熱発電施設の稼働、東郷湖活性化プロジェクトや天女のふる里づくり、住民との協働による地域づくりなど、町政は、湯梨浜町の特色を出しながらおおむね順調に進んできたように思います。しかし、その一方で、第1次及び第2次総合計画を振り返るとき、必ずしも十分な進捗が見られなかった事柄もあります。

これらのことから、今期計画は、なお一層、町民の皆さん、各事業者の皆さん等とより強力で連携しながら推進していかねばと考えています。足元を固め、町が有する資源を活用した先駆的な施策を遂行することなどにより、魅力と活気に溢れ、足腰の強い湯梨浜町ができると思っています。それが、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の現出につながります。町民の皆様の参画とご協力をお願いします。

終わりにになりましたが、この計画の策定にご尽力をいただいた総合計画審議会委員の皆様及び関係者の皆様にお礼を申し上げます。

さあ、みんなで湯梨浜の未来を創りましょう。

平成28年3月

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

## 湯梨浜町

位置：北緯35° 29′ 東経133° 52′  
人口：17,029人（平成22年国勢調査）  
面積：77.94km<sup>2</sup> 東西：11.3km  
南北：11.6km  
人口密度：218人/km<sup>2</sup>



## 町歌

### 湯梨浜町歌

作詞 神馬せつを  
補作 湯梨浜町歌歌詞選定委員会  
作曲 佐々木道也

- 一、湯梨浜の 高き空に  
未来を拓く 夢がある  
ふるさとに寄せる 愛  
ふるさとを飾る 花  
手をたずさえて 命ときめき  
歩みつづけよう 明日へ
- 二、湯梨浜の 蒼き海に  
世界を駆ける 風が吹く  
ふるさとに寄せる 愛  
ふるさとを思う 心  
手をたずさえて 命燃え立ち  
見つめつづけよう 明日を
- 三、湯梨浜の 山ふところに  
心をつなぐ 友がいる  
ふるさとに寄せる 愛  
ふるさとを抱く 大地  
手をたずさえて 命きらめき  
歌いつづけよう 明日へ



## 町章



湯梨浜町の頭文字「Y」をモチーフに、大空に羽ばたく翼をイメージし、青と緑と白で豊かな自然(海・池・温泉・梨・砂浜)を表現しており、全体として、自然・人・産業が共生する町の団結、友愛、飛躍発展を願うとともに、明るい未来を表現しています。

## 町の花



### トウテイラン

環境省の絶滅危惧Ⅱ類(VU)に指定されている植物で、県内では湯梨浜町のみで自生しています。町の花として、将来にわたり保護していきたいという思いから、町花に選定されました。

トウテイは中国四川省の「洞庭湖」の水色を連想したもので、ランは「蘭」ではなく「藍」の意味です。8月から10月にかけて、淡い青紫色の花が咲きます。

## 町の木



### 梨

梨はバラ科梨属に属する植物で、春には美しい白色の花が咲き乱れ、9月ごろには大きな実が熟します。

湯梨浜町には梨の生産者が多く、二十世紀梨の産地として有名です。また町名にも「梨」の字が使われており、町の木としてふさわしいことから、町木に選定されました。

## 町の鳥



写真提供：細谷賢明氏（鳥取市）

## サンコウチョウ（三光鳥）

サンコウチョウは毎年、町内の森林（羽衣石など）に渡ってくる、目のふちとくちばしがコバルトブルーの美しい小鳥で、その鳴き声を「ツキ、ヒー、ホシ（月、日、星）、ホイ、ホイ、ホイ」と聞きなして「三光鳥」と名づけられたと言われています。鳥取県が準絶滅危惧種に指定して、保護を呼びかけている貴重な種でもあります。

旧3町村が一緒になって、さらにキラリと光り輝いていくことに願いをこめて選定されました。

## 町の魚介類（内水面）



## シジミ

東郷池のシジミは昔から食卓にあがり、みなさんに親しまれているものです。

ここで採れるシジミは粒が大きく、その色つやから「黒いダイヤ」と呼ばれることもあり、町内外にアピールできるものであることから、選定されました。

## 町の魚介類（海面）



## 岩ガキ

泊、羽合地域の海岸で採れる天然の岩ガキは、ビタミン類が豊富で、海のミルクと呼ばれ、「夏輝（なつき）」ブランドとして人気を集めています。

湯梨浜町が町内外に誇ることができる産物であることから、選定されました。

# 目次

<b>I. 策定にあたって</b> .....	1	<b>III. 重点課題</b> .....	33
1. 趣旨 .....	2	1. 人づくり分野 .....	34
2. 構成及び期間 .....	2	2. 産業振興分野 .....	36
(1) 構成 .....	2	3. 環境共生分野 .....	37
(2) 期間 .....	3	4. 健康づくり分野 .....	39
3. 町の概要 .....	3	5. 地域づくり分野 .....	40
(1) 位置及び地勢 .....	3	6. 福祉施策分野 .....	42
(2) 気候 .....	3		
(3) 土地利用 .....	3	<b>IV. 基本計画</b> .....	45
(4) 人口 .....	3	◆ 分野別政策体系の一覧 .....	46
(5) 沿革 .....	4	1. 志をもって 共に学び	
		明日を拓く まちづくり .....	47
<b>II. 基本構想</b> .....	7	○学ぶ喜びが実感できる	
1. まちづくりの理念 .....	8	学校教育の推進 .....	48
2. まちづくりの基本目標 .....	8	○優れた教育環境の整備 .....	51
3. 土地利用の方向性 .....	9	○就学前教育の充実 .....	54
(1) 基本方針 .....	9	○学びとその成果を活用できる	
(2) 土地利用の方針 .....	10	社会教育の推進 .....	56
4. 基本フレーム		○人権尊重のまちづくりの推進 .....	59
(将来人口、産業等) .....	14	○明日を拓く青少年の育成 .....	61
(1) 人口 .....	14	○スポーツの日常化と健康習慣	
(2) 世帯 .....	16	の定着 .....	63
(3) 産業 .....	17	○豊かな歴史・文化と伝統の継承 .....	65
5. 施策の大綱 .....	18	○男女共同参画社会の実現 .....	70
(1) 志をもって 共に学び		2. 未来を創造する先駆的なまち	
明日を拓く まちづくり .....	18	づくり .....	73
(2) 未来を創造する先駆的なまち		○都市機能の充実	
づくり .....	21	(快適な都市空間の創造) .....	74
(3) にぎわいと活力あるまちづくり .....	23	○情報通信環境の整備 .....	77
(4) 安全で住みやすいまちづくり .....	25	○資源・エネルギー対策の推進 .....	80
(5) 共に支え合い笑顔いっぱいの		○小さな拠点づくり .....	82
まちづくり .....	28	3. にぎわいと活力あるまちづくり .....	83
(6) 参画と協働による町民が主役		○農林水産業の振興 .....	84
のまちづくり .....	30	○商工業の振興 .....	96
		○観光の振興 .....	99
		○雇用及び労働福祉対策の推進 .....	103

<b>4. 安全で住みやすいまちづくり</b> ……	105
○交通環境の充実 ……	106
○公園・緑地の整備 ……	109
○河川・上下水道の整備 ……	112
○住環境の充実 ……	116
○移住定住の推進 ……	119
○消費者安全対策の推進 ……	122
○環境負荷の低減 ……	124
○自然環境の保全と活用 ……	128
○災害に強いまちづくりの推進 ……	130
○交通安全の啓発と推進 ……	135
<b>5. 共に支え合い笑顔いっぱいの まちづくり</b> ……	137
○福祉施策の推進 ……	138
○低所得者福祉の充実 ……	155
○保健・医療の充実 ……	156
○社会保障の充実 ……	161
<b>6. 参画と協働による町民が主役 のまちづくり</b> ……	165
○住民参画社会の推進 ……	166
○コミュニティー活動の促進 ……	167
○多様な交流の推進 ……	170
○効率的な行政運営の推進 ……	173
○広域行政の推進 ……	175
○情報公開の推進 ……	177
○健全な財政運営の推進 ……	178

<b>V. 付 録</b> ……	181
1. 諮問書 ……	182
2. 答申書 ……	183
3. 湯梨浜町総合計画審議会条例 ……	184
4. 湯梨浜町総合計画審議会運営規則 ……	186
5. 計画策定関係者 ……	188
6. 計画策定の経過 ……	191
7. 湯梨浜町まちづくりアンケート 調査結果 ……	193
8. 第3次湯梨浜町総合計画(概要版) ……	210





# I. 策定にあたって

1. 趣 旨 .....	2
2. 構成及び期間 .....	2
3. 町の概要 .....	3

# I . 策定にあたって

## 1. 趣旨

湯梨浜町が誕生して11年が経過しました。合併時に策定された「新町まちづくり計画」の内容を尊重しながら、「第1次湯梨浜町総合計画」「第2次湯梨浜町総合計画」を策定し、行政施策を総合的かつ計画的に取り組むための指針を示しながら、まちづくりの推進に努めてきました。しかし、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展、環境問題や地方分権の進展など、本町を取り巻く社会情勢は日々大きく変化しており、それらに対応するために、より発展的な取り組みの必要性に迫られています。

また今日では、地方創生についての議論が盛んに行われ、人口減少に歯止めをかける取り組みと人口減少時代に適応した地域づくりが求められています。

地方分権改革も「個性を活かし自立した地方をつくる」という新たなステージへ展開する中、行政需要は多岐・多様化しており、財政運営がますます厳しくなることが予想されます。そのため、財政運営の健全化を図りながら、中長期的な視点で地方の時代にふさわしい本町ならではのまちづくりの指針を示すことを目的として、「第3次湯梨浜町総合計画」を策定するものです。

## 2. 構成及び期間

この計画は、湯梨浜町の今後のまちづくりの指針となるもので、本町が目指す将来像やそれを実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱など、町行政推進のため総合的かつ基本的な事項を定めるまちづくりの最も基本となる計画です。今後の施策は、本総合計画に沿って遂行されるものであり、予算編成等毎年度の経営方針の基本的な指針となります。国、県及び本町におけるさまざまな地域計画との整合性に配慮し、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、弾力的な運用を図るものとします。

### (1) 構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

#### ①基本構想

町民の積極的な行政参画を促しながら、町民と行政が、共に進めていくまちづくりの基本理念を示すものです。本町が目指す将来像、まちづくりの目標や基本的な施策の大綱を掲げています。

#### ②基本計画

基本構想を実現するための指針となるもので、目指すべき将来像を達成するために、分野ごとに方向性や主要施策等を示すものです。

#### ③実施計画

基本計画に基づいて、具体的な諸施策、事業内容及び財政計画を示すものです。行財政の調和を図り、進捗状況を踏まえながら毎年度見直しを行います。ただし、本書には掲載されません。

## (2) 期 間

計画期間について、基本構想は平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とし、基本計画は平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

## 3. 町の概要

### (1) 位置及び地勢

本町は、北緯35°29′、東経133°52′にあり、鳥取県のほぼ中央に位置しています。北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市とそれぞれ接しています。中部圏域の中心地である倉吉市まで約10km、県庁所在地の鳥取市から西に約35kmの位置にあります。

地勢は、本町の中央部に約4km<sup>2</sup>の東郷池があり、東郷川等の河川が注ぎ、橋津川によって日本海へ流れています。南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。海岸部には砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷池に至る平野が形成され、水田地帯が広がっています。

このように本町は、海、池、川、山など、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

### (2) 気 候

年間を通じての平均気温は14.5℃（最高気温34.9℃、最低気温－2.4℃）、年間降水量1,732.5mm（平成26（2014）年倉吉地域気象観測資料）であり、高温多雨で、中国山地と大陸の影響による季節風及び日本海の海流に大きく影響を受けた山陰地方特有の日本海型気候です。同じ町内でも温度差が大きく、地形的な要因による気候の変化がかなり見られることが特徴です。

### (3) 土地利用

本町は、東西11.3km、南北11.6kmで、面積は77.94km<sup>2</sup>となっています（東郷池の面積を含む）。

土地利用の状況を見ると、平成22年では、山林・原野が全体の約50.8%を占め、農用地が17.1%、宅地が4.4%となっています。

### (4) 人 口

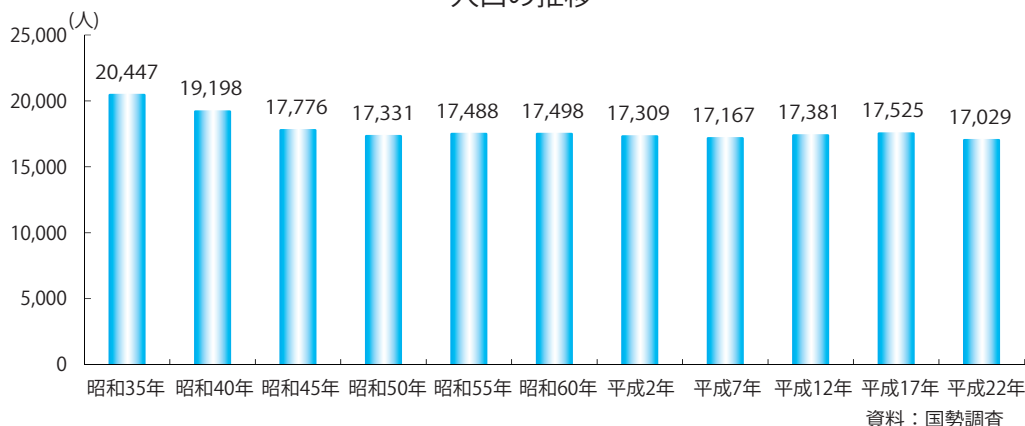
平成22（2010）年の国勢調査によると、本町の総人口は17,029人で、平成17（2005）年の国勢調査に比べ、496人、2.8%減少しています。

世帯数は、平成22年が5,418世帯で、平成17年の5,374世帯に比べ、0.8%増加しています。

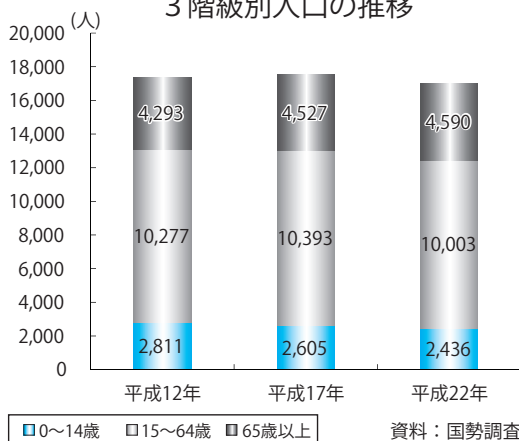
一世帯あたりの人口は、平成22年は3.14人で、平成12年の3.43人、平成17年の3.26人と比較して年々減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

年齢階層別人口は、平成22年は年少人口（0～14歳）が14.3%、生産年齢人口（15～64歳）が58.7%、老年人口（65歳以上）が27.0%となっており、平成17年と比較すると年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加がうかがえます。また、鳥取県平均と比較すると、年少人口が0.9%（鳥取県平均：13.4%）、老年人口が0.7%（鳥取県平均：26.3%）高く、生産年齢人口は1.6%（鳥取県平均：60.3%）低くなっています。

人口の推移



3階級別人口の推移



## (5)沿革

本町は、平成16（2004）年10月1日に東郷池の周囲に位置する羽合町、泊村、東郷町が合併して誕生した町です。

旧羽合町と旧東郷町は、昭和の大合併によって、昭和28（1953）年にそれぞれ誕生し、旧泊村は大正7（1918）年に誕生しました。

旧羽合町では、第7次総合計画で「夢はずむ21－「共に創造し 尊重され 人と自然が輝く町」を基本目標に、豊かな自然と恵まれた資源を最大限に活用しながら町づくりを進めてきました。特に、アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との交流に力を入れ、ハワイアンフェスティバルの開催や夏季期間のアロハシャツ着用など、国際交流の推進に取り組みました。さらに、ISO9001\*の取得や地域イントラネットの整備など、行政事務の効率化も図りました。

旧泊村では、第6次総合計画で「人と自然が調和した心の豊かさが実感できる村づくり」を基本方針に、村民が安心して住むことができる新たな村づくりを進めました。特に、発祥地であり、全国に普及したグラウンド・ゴルフを核とした村づくり、風力発電の導入等新エネルギーの推進、県外青年の生活体験事業や漁業後継者の対策等に取り組みました。

旧東郷町では、第6次総合計画で「人の和が織り成す自然美のまち 東郷」を基本理念に、町民が幸せを共有し、実感できる住民参加型の行政運営を目指しました。特に、ふるさとを誇れるまちづくり助成事業、行政座談会の開催、二十世紀梨を大切にすまちづくり事業など、

ISO9001：国際標準化機構(International Organization for Standardization)によって制定された品質マネジメントに関する要求事項を規定した国際規格の総称。



特産品の振興を行いました。

旧3町村は、古くから地理的、歴史的にも、文化・教育の面でもつながりがあり、合併問題が起きる前から、3町村の観光パンフレットの作成、ドラゴンカヌー大会、グラウンド・ゴルフ大会等を共同で開催するなど、協調して取り組んでいました。

平成12（2000）年の地方分権一括法の施行、そして地方分権や少子高齢化社会等の社会環境の変化への対応から、合併の必要性が徐々に論じられるようになり、平成12年12月に鳥取県から「市町村合併についての考え方」の提示がありました。この中では3つの合併パターンが示され、3町村はどのパターンとも分散されることなく一体として示されたこともあり、3町村で合併をしていこうという風潮が強まりました。

その後、3町村の町村長や議長等の協議により、平成13（2001）年4月に東郷湖周地域合併問題検討委員会を設置し、積極的に合併について検討していくこととなりました。さらに、各議会に市町村合併特別委員会を設置したり、市町村合併フォーラムや住民説明会（市町村合併を考える座談会）を開催したりするなど、住民と行政、議会が一丸となり、合併について考える動きが急速に高まってきました。

そして、同年9月には、住民の意見を聴こうと3町村合同アンケートを実施した結果、「町村合併は必要」と考える人が高い割合を示し、その多くは3町村の合併パターンを支持していました。このことから、9月議会定例会で町村長提案による合併協議会の設置が提案され、それぞれ可決されました。そして、平成13年10月1日に法定の「東郷湖周地域合併協議会」が設置され、平成16年10月の合併を目指すこととなりました。

協議会設置後は、二十数回の協議が重ねられるとともに、新町の名称や新町の事務所の位置、「新町まちづくり計画」の策定等については検討委員会も設置され、それぞれ専門的に審議されました。また、意見提言の募集や住民説明会の実施とともに、全住民を対象とした「3町村の21世紀を語る300人の会」をはじめ、小中学生を対象とした「東郷湖周上空から新春の夢発信」等を開催するなど、多くの住民から合併や将来のまちづくりに対する意見の収集に努めました。

そして、約2年の協議を経て、平成15（2003）年11月24日に合併協議会において「合併協定書」が承認され、12月5日に合併協定調印式、12月11日には旧3町村の議会で合併関連議案が可決され、12月24日に廃置分合申請書を鳥取県知事に提出しました。

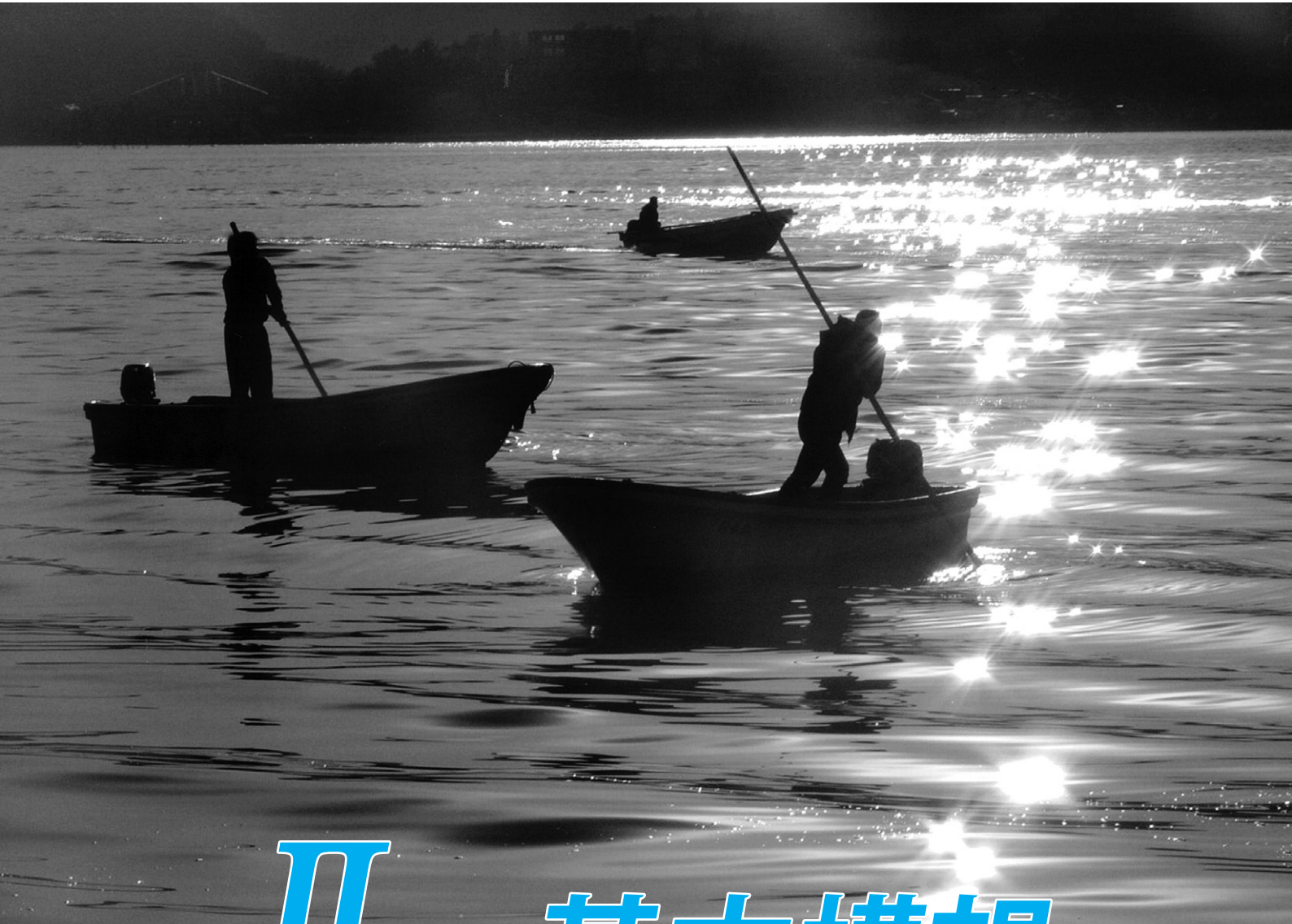
その後、平成16（2004）年4月19日に総務大臣による3町村の合併の告示があり、同年10月1日に「湯梨浜町」が誕生しました。

新町では、第1次総合計画、第2次総合計画で「げんき・いきいき・かがやきのまち」をキャッチフレーズに、地域の融和と町民一人一人が誇りの持てるまちづくりを積極的に進めてきました。それぞれの地域で守られてきた歴史や文化を大切に引き継ぐとともに、地域資源を活かしながら、新たな湯梨浜ブランドの構築に努めてきました。

また、本町のシンボルとも言える東郷池を中心として、環境や観光、農林水産業の振興等を考える新しい町づくりのあり方を提言してきました。

さらに、日々めまぐるしく変化する福祉施策の充実や教育環境の整備促進、行財政改革の推進など、この10年間の取り組みを土台として、発展的な施策を推進するとともに、町民が主役の町づくりに努めています。





## II. 基本構想

1. まちづくりの理念 .....	8
2. まちづくりの基本目標 .....	8
3. 土地利用の方向性 .....	9
4. 基本フレーム(将来人口、産業等) .....	14
5. 施策の大綱 .....	18

# II. 基本構想

キャッチ  
フレーズ

みんなが主役

## 1. まちづくりの理念

わたしたちの湯梨浜町は、上質で豊富な湯量に恵まれた温泉資源、全国でも有数の産地である二十世紀梨、日本海に広がる白砂青松の海岸など、四季折々に移ろいゆく美しい自然環境に恵まれています。それらの地域資源を守り、活かしていくとともに、地域で古くから大切に伝承されてきた歴史や文化資源との共生を図りながら、湯梨浜町らしい新たな魅力を創出していくことが重要です。

そのため、地域を支える住民一人一人が自信と誇りを持てるまちづくりの推進が必要であり、古くから培われてきた人と地域の相互連携をさらに深め、人と人が支え合い、助け合いながら、心豊かな暮らしができる自立したまちづくりの推進に努めます。

本町は、平成16(2004)年に誕生して以来、11年が経過しました。その間、「第1次総合計画」「第2次総合計画」に基づいたさまざまな施策を推進してきましたが、新たな時代の到来に向けた課題を整理、検証し、より発展的なまちづくりの推進のため、施策として反映する必要があります。

今後、これまでの取り組みをさらに推進していくため「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」を第3次総合計画のまちづくりのテーマとして、より具体的かつ発展的な取り組みの中で、町の均衡ある発展と特色あるまちづくりを推進します。

## 2. まちづくりの基本目標

まちづくりの理念に基づき、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、町民と行政が協働しながら積極的な施策の推進を図ります。

### 1. 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり

青少年が、心豊かに、明るく、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域社会全体で支えながら、ふるさとを思う心、郷土を愛する心を育む新たな時代を担う健やかな青少年の育成に努めます。

### 2. 未来を創造する先駆的なまちづくり

情報通信環境の充実を図りながら、住民生活の利便性の向上に努めるとともに、省資源・エネルギーなど、環境にやさしいまちづくりを推進します。

# 笑顔あふれる 湯梨浜町

## 3. にぎわいと活力あるまちづくり

地域資源を活かした個性豊かな産業の振興に努めながら、既存産業の充実はもとより、さまざまな産業の連携による新たな活力を創出します。

## 4. 安全で住みやすいまちづくり

豊かな自然環境と住民生活に密着した道路等の基盤整備との調和を図りながら、環境に配慮した快適でやさしいまちづくりを推進します。



## 5. 共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

子どもからお年寄り、障がいのある人など、すべての人が笑顔にあふれ、いつまでも健康で生きがいの持てる安心、安全のまちづくりを推進します。

## 6. 参画と協働による町民が主役のまちづくり

町民一人一人が主体的かつ積極的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、町民相互のふれあいによる連帯感あふれる地域社会を構築します。

## 3. 土地利用の方向性

### (1) 基本方針

本町においては、平成18（2006）年3月に「第1次湯梨浜町土地利用計画」を策定し、限られた町土において、計画的かつ効率的な利用に努めてきました。

土地利用については、町土が現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活及び生産など、諸活動の共通基盤であることを考える必要があります。公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念に、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

近年、本町を取り巻く社会経済情勢は、生活の多様化をはじめ、少子高齢化の進行等大きな変化が生じています。そのため、限られた資源である町土の有効活用を図り、安全で快適



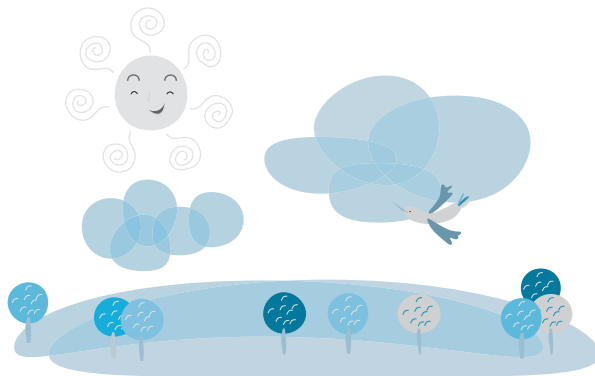
な住民生活の向上、産業振興等による地域活性化が必要となっています。

本町の特徴的な地域資源である海、池、川、山等の自然及びそれらを介した景観は、魅力ある自然環境を形成していることから、環境の維持・保全に努める必要があります。

また、本町の観光資源の中核をなす温泉やその他の観光施設との共存を図るとともに、自然環境に配慮しながら、自然と一体となった観光資源の活用にも努める必要があります。

今後も、さまざまな状況に考慮しながら、慎重なる配慮のもと、計画的視点に立った総合的な土地利用の推進を図ります。

- ①災害に強く、安全で安心な町土利用を図る。
- ②周辺市町との連携など、広域的な視点から見た町土の有効利用を図る。
- ③本町の持つ歴史・文化的風土の保全や自然的・社会的条件を踏まえた個性ある景観の創造を図る。
- ④工場跡地など、低・未利用地及び耕作放棄地等の有効利用を図る。
- ⑤地球規模で環境への関心がある中、自然環境に配慮した持続的な発展が可能な町土利用を図る。
- ⑥農用地、森林の持つ多面的な公益的機能の維持を図る。
- ⑦農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換は、自然生態系や周囲の土地利用状況等を考慮し、慎重なる配慮のもとで計画的に行う。



## (2) 土地利用の方針

### ①農用地

農用地については、本町の基幹産業である農業の健全な発展を図り、食料の安定供給を担う営農組織や農業者を育成するため、農業生産基盤の整備と優良農地の確保に努めます。

また、農作業の受委託、農地の利用集積を進め、効率的な生産体制の確立と農地の有効利用を図りながら、集落営農組織や認定農業者等意欲のある担い手を中心とした地域農業を推進します。

さらに農用地は、町土保全機能、自然環境保全機能等多面的な機能を有していることから、農地荒廃の進行を防ぐための啓発活動を実施し、また、廃園となった農地は、山林への地目変更を指導するなど、適正な管理、保全に努めるとともに、安心・安全な農産物の生産及び自然環境と調和した農業生産を推進します。

## ② 森 林

町土の約5割を占める森林は、木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れ等の災害を防止する町土保全、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源かん養、良好な自然環境の保全や地球温暖化防止など、多様な役割を担っています。

そのため、適切な間伐や枝打ち等の保全対策の推進により、森林の公益的機能の維持向上に努めるとともに、松くい虫等の森林病虫害の駆除など、その対策を講じます。

また、将来の世代に豊かな森林を継承するため、森林保護への啓発や森林と人がふれあう場としての生活環境保全林の環境整備を推進します。

## ③ 原 野

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息地など、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図ります。

## ④ 水面・河川・水路

本町の中央部に位置する東郷池や、天神川、橋津川、舎人川等の河川は、住民生活に密着し、憩いの場として欠かせない地域資源となっています。

そのため、水面・河川・水路については、災害発生の防止、安らぎとうるおいのある親水空間の創造、生活用水や農業用水等への安定した水資源の確保を図るため、自然環境の保全に努めながら、暮らしの安全を守るための管理、整備を推進します。

## ⑤ 道 路

道路網の整備は、快適な住民生活や経済発展のためにも欠くことのできない重要な役割を担っています。

本町は、国道9号と山陰道青谷・羽合道路を中心として、県中部の交通の要衝となる立地条件を有しており、住民生活や経済活動における利便性の向上を図るため、道路の利用状況や地域の実情、道路の必要性を考慮した適切な整備を図る必要があります。

そのため、道路の安全性、自然環境の保全に十分配慮しながら計画を策定し、山陰道の全線開通や国道179号の交通渋滞の解消、アクセス道路等の整備において、必要な用地の確保に努めるとともに、計画的な整備を推進します。

また、農道及び林道は、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を行うため、必要な用地の確保に努めるとともに、その整備にあたっては、自然環境との調和、保全に配慮します。

## ⑥ 宅 地

### I 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向や地理的条件など、本町の特性を踏まえながら、計画的な用地の確保を図る必要があります。

住宅地の整備にあたっては、良好な居住環境を実現するため、防災上の配慮を促すとともに、道路、公園等の生活関連施設の整備や自然環境の保全と調和を図るなど、住みよい環境づくりに努めます。

また、住宅地の開発においては、無秩序な開発を未然に防止し、本町のまちづくりとの均衡を図りながら、快適で安心、安全な住環境の整備に努めます。

## II 工業用地

地域経済は景気回復を実感できる状況には至っておらず、商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

そのため、本町への新たな企業誘致は難しい状況にありますが、将来にわたって持続的に発展していくためには必要な要素といえます。企業の誘致は、雇用の促進、人口の増加、定住促進など、町の活性化にとって大きな効果をもたらすことから、企業立地の動向を把握しながら、工場跡地等の有効利用を促進します。

### ⑦その他の用地

町民の憩いの場となる公園・緑地、文教施設、交通施設等の公共・公用施設用地は、住民生活における重要性と住民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮しながら、必要な用地の確保に努める必要があります。

また、公共施設の跡地施設については、町民の貴重な財産であり、財政状況やそれぞれの施設の事情を勘案しながら、有効活用を図ります。





●利用区分ごとの規模

区 分	面積 (ha)					備 考	構成比 (%)			
	平成 17年	平成 22年	平成 25年	平成 37年	増減 (25年 ～ 37年)		平成 17年	平成 22年	平成 25年	平成 37年
農 用 地	1,370	1,330	1,320	1,310	△10		17.6	17.1	16.9	16.8
農 地	1,370	1,330	1,320	1,310	△10	新中学校用地 △4.3ha 宅地開発 △0.4ha 国道179号アクセス道路 △3.1ha 山陰道インターチェンジ △2.1ha	17.6	17.1	16.9	16.8
採草放牧地	0	0	0	0	0		0.0	0.0	0.0	0.0
森 林	3,913	3,942	3,946	3,946	0		50.2	50.6	50.6	50.6
原 野	13	13	13	13	0		0.2	0.2	0.2	0.2
水面・河川・水路	594	594	594	594	0		7.6	7.6	7.6	7.6
道 路	362	367	367	372	5	国道179号アクセス道路 3.1ha 山陰道インターチェンジ 2.1ha	4.7	4.7	4.7	4.8
宅 地	347	344	359	367	8		4.5	4.4	4.6	4.7
住 宅	234	245	259	267	8	宅地開発 1.1ha 中学校跡地→宅地 6.6ha	3.0	3.1	3.3	3.4
工業用地	1	1	1	1	0		0.00	0.01	0.01	0.01
その他の宅地	112	98	99	99	0	新中学校用地 △0.03ha	1.4	1.3	1.3	1.3
そ の 他	1,194	1,205	1,196	1,192	△4	新中学校用地 4.33ha 中学校跡地 △6.6ha 宅地開発 △0.7ha その他 △1ha	15.3	15.5	15.3	15.3
合 計	7,794	7,795	7,795	7,794	△1		100.0	100.0	100.0	100.0

※これらの数値は、今後の経済社会の不確定さを考慮し、数値の増減があります。



## 4. 基本フレーム（将来人口、産業等）

### (1) 人口

本町の人口は、平成17（2005）年をピークに減少傾向を示しています。また、本町の現状を見ると、平成25（2013）年の合計特殊出生率\*は2.06で、国の1.43、鳥取県の1.62と比較して高い水準であるものの、依然として少子化が進んでいます。さらに、町内において開発が可能な地域が限られてきていることなど、さまざまな社会的要因により、人口増加を期待することが困難な状況にあると考えられます。

#### ●人口の推移と見通し

（単位：人、％）

	総人口	男女別		構成比	
		男	女	男	女
昭和50年	17,331	8,108	9,223	46.8	53.2
55年	17,488	8,276	9,212	47.3	52.7
60年	17,498	8,273	9,225	47.3	52.7
平成2年	17,309	8,176	9,133	47.2	52.8
7年	17,167	8,125	9,042	47.3	52.7
12年	17,381	8,237	9,144	47.4	52.6
17年	17,525	8,333	9,192	47.5	52.5
22年	17,029	8,110	8,919	47.6	52.4
27年（推計）※	16,557	7,913	8,644	47.8	52.2
32年（推計）※	16,081	7,749	8,332	48.2	51.8
37年（推計）※	15,536	7,508	8,028	48.3	51.7
伸率	17 / 12	1.01	1.01	1.01	1.00
	22 / 17	0.97	0.97	0.97	1.00
	27 / 22	0.97	0.98	0.97	1.00
	32 / 27	0.97	0.98	0.96	1.01
	37 / 32	0.97	0.97	0.96	1.00

※「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」湯梨浜町将来人口推計より（資料：国勢調査）

年齢階層別人口については、平成22年国勢調査において、年少人口（0～14歳）の割合が14.3%、生産年齢人口（15～64歳）の割合が58.7%、老年人口（65歳以上）の割合が27.0%となっています。

年齢階層別人口の推移を見てみると、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加の傾向が顕著であり、人口構成において少子高齢化が進行していることがうかがえます。

また、人口の増減は、死亡数と出生数による自然増加率\*と転入、転出による社会増加率\*が大きな要素となります。若年層の就業機会を求めた都市部への人口流出など、生産年齢人口も以前に比べて減少傾向にあり、このことは人口構成において高齢化を進行させるとともに、出生率の低下を助長するものと考えられます。そのほか、晩婚化とそれに伴う出産年齢の高齢化など、少子化の原因と考えられるさまざまな要因があり、若者の定住促進や将来親になる世代への施策の充実が求められています。

このような少子高齢化や人口減少は、本町のみならず、全国的な問題と言えます。本町の人口は、平成22（2010）年の17,029人が、町推計では、平成37（2025）年には15,536人になるものと推計しています。

合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す指標。この数値が2.07を上回ると人口の水準が保たれると考えられている。  
 自然増加率：総人口に対する自然増加（出生児数から死亡者数を差し引いた人数）の割合を示す指標。  
 社会増加率：総人口に対する社会増加（転入者数から転出者数を差し引いた人数）の割合を示す指標。

●年齢階層別人口の推移と見通し

(単位：人、%)

	階層別				構成比			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和50年	17,331	3,528	11,402	2,401	20.4	65.8	13.8	
55年	17,488	3,450	11,346	2,692	19.7	64.9	15.4	
60年	17,498	3,529	10,918	3,051	20.2	62.4	17.4	
平成2年	17,309	3,328	10,478	3,503	19.2	60.5	20.3	
7年	17,167	3,007	10,177	3,983	17.5	59.3	23.2	
12年	17,381	2,811	10,277	4,293	16.2	59.1	24.7	
17年	17,525	2,605	10,393	4,527	14.9	59.3	25.8	
22年	17,029	2,436	10,003	4,590	14.3	58.7	27.0	
27年(推計)	16,557	2,301	9,289	4,967	13.9	56.1	30.0	
32年(推計)	16,081	2,188	8,622	5,271	13.6	53.6	32.8	
37年(推計)	15,536	2,089	8,106	5,341	13.4	52.2	34.4	
伸率	17 / 12	1.01	0.93	1.01	1.05	0.92	1.00	1.04
	22 / 17	0.97	0.94	0.96	1.01	0.96	0.99	1.05
	27 / 22	0.97	0.94	0.93	1.08	0.97	0.96	1.11
	32 / 27	0.97	0.95	0.93	1.06	0.98	0.96	1.09
	37 / 32	0.97	0.95	0.94	1.01	0.99	0.97	1.05

(資料：国勢調査)

●人口動態の推移

(単位：人)

年	人口増減	自然動態								
		自然増減			出生			死亡		
		総数	総数	男	女	総数	男	女	総数	男
平成20年	△110	△33	195	172	167	86	81	200	109	91
平成21年	△163	△55	201	164	155	82	73	210	119	91
平成22年	△31	△61	173	166	139	65	74	200	108	92
平成23年	△75	△61	186	193	159	85	74	220	101	119
平成24年	△89	△103	194	181	136	72	64	239	122	117
平成25年	△83	△83	206	199	161	81	80	244	125	119
平成26年	△74	△70	168	190	144	68	76	214	100	114

年	社会動態						
	社会増減	転入			転出		
		総数	総数	県外	県内	総数	県外
平成20年	△77	549	193	356	626	277	349
平成21年	△108	557	232	325	665	281	384
平成22年	30	507	184	323	477	198	279
平成23年	△14	500	180	320	514	246	268
平成24年	14	551	199	352	537	220	317
平成25年	0	540	183	357	540	205	335
平成26年	△4	531	173	358	535	242	293

(資料：人口移動調査)

## (2)世帯

日本の将来推計人口によると、日本の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少しています。

また、平均世帯人員は、平成22（2010）年の2.42人から、平成47（2035）年には2.20人で減少すると言われており、少子化、核家族化の影響が顕著に表れているものと考えられます。

鳥取県においても、平成22年の一般世帯\*数は、平成17（2005）年と比較して2,870世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成17年の2.83人から平成22年には2.71人と減少しており、世帯規模が小さくなっていることがうかがえます。

本町においても同様の傾向が見られ、平成22年の世帯数は、平成17年と比較して44世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成17年の3.26人から平成22年には3.14人と減少しており、今後もこの傾向は続くものと推計されます。

●世帯数の推移と見通し (単位：人、%)

	世帯数	世帯人員
昭和50年	4,386	3.95
55年	4,569	3.82
60年	4,556	3.84
平成2年	4,588	3.77
7年	4,697	3.65
12年	5,063	3.43
17年	5,374	3.26
22年	5,418	3.14
27年(推計)	5,482	3.02
32年(推計)	5,534	2.91
37年(推計)	5,560	2.79
伸率	17 / 12	1.06
	22 / 17	1.01
	27 / 22	1.01
	32 / 27	1.01
	37 / 32	1.00

(資料：国勢調査)



\*一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋等の単身者及び会社等の独身寮・寄宿舎等に居住している単身者をいう。

### (3) 産 業

本町の産業構造は、全国的な傾向と同じく、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へとその比重を移してきました。

就業人口の推移を見ると、社会情勢の変化に伴い、農業、漁業等の第1次産業及び建設業、製造業等の第2次産業が減少し、サービス業や卸業、小売業等の第3次産業が大幅に増加しています。

今後も、第3次産業の割合がさらに拡大するなど、その傾向が続くものと推計されます。

#### ●就業人口の推移と見通し

(単位：人、%)

区分	年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成27年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
	総 数		9,615	9,578	9,510	9,343	8,676	8,480	8,247
男女別	男	5,035	5,089	5,109	4,995	4,650	4,562	4,437	4,275
	女	4,580	4,489	4,401	4,348	4,026	3,918	3,810	3,642
産業別	第1次	2,627	2,268	1,949	1,792	1,465	1,247	1,056	887
	第2次	2,648	2,533	2,527	2,192	1,821	1,645	1,451	1,235
	第3次	4,340	4,777	5,034	5,359	5,390	5,588	5,740	5,795
構成比	第1次	27.3	23.7	20.5	19.2	16.9	14.7	12.8	11.2
	第2次	27.6	26.4	26.6	23.5	21.0	19.4	17.6	15.6
	第3次	45.1	49.9	52.9	57.3	62.1	65.9	69.6	73.2
総 人 口		17,309	17,167	17,381	17,525	17,029	16,557	16,081	15,536
総 人 口 対 比		55.6	55.8	54.7	53.3	51.0	51.2	51.3	51.0
労 働 力 人 口*		9,803	9,798	9,813	9,802	9,213	9,099	8,939	8,733
労働力人口*対比		98.1	97.8	96.9	95.3	94.2	93.2	92.3	90.7

区分	年	伸 率						
		7 / 2	12 / 7	17 / 12	22 / 17	27 / 22	32 / 27	37 / 32
総 数		1.00	0.99	0.98	0.93	0.98	0.97	0.96
男女別	男	1.01	1.00	0.98	0.93	0.98	0.97	0.96
	女	0.98	0.98	0.99	0.93	0.97	0.97	0.96
産業別	第1次	0.86	0.86	0.92	0.82	0.85	0.85	0.84
	第2次	0.96	1.00	0.87	0.83	0.90	0.88	0.85
	第3次	1.10	1.05	1.07	1.01	1.04	1.03	1.01
構成比	第1次	0.87	0.87	0.94	0.88	0.87	0.87	0.88
	第2次	0.96	1.01	0.88	0.90	0.92	0.91	0.89
	第3次	1.11	1.06	1.08	1.08	1.06	1.06	1.05
総 人 口		0.99	1.01	1.01	0.97	0.97	0.97	0.97
総 人 口 対 比		1.00	0.98	0.97	0.96	1.00	1.00	0.99
労 働 力 人 口*		1.00	1.00	1.00	0.94	0.99	0.98	0.98
労働力人口*対比		1.00	0.99	0.98	0.99	0.99	0.99	0.98

(資料：国勢調査 ただし、総数及び男女別は分類不能産業含む)

労働力人口：満15歳以上の人口のうち、従業者、休業者、完全失業者の合計を指す。それに対し、学生、家事従事者など、職を持たず、職を求めない者の合計は、非労働力人口と呼ばれる。

## 5. 施策の大綱

### (1) 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり

少子高齢化やグローバル化等社会の急激な変化は、社会生活のさまざまな側面に影響を及ぼしています。家族形態の変容、価値観やライフスタイル\*の多様化等により、地域社会のつながりや支え合いのあり方も変わりつつあります。

これら社会の変化に対応するためには、各自が生涯にわたってさまざまなニーズに応じた学習を能動的・自発的に行い、能力を高め、さまざまな人々と協調・協働していく必要があります。

自立して豊かに健やかに生きる、そして社会の中で生きる力を育むという視点に立ち、学校教育及び社会教育それぞれの場でより良い学びの環境づくりを進めます。特に、子どもたちの健やかな成長には、地域との関わりや家庭の役割が不可欠です。学校教育の充実はもちろん、地域や家庭が連携した取り組みを行うことで、町全体の教育力や教育環境を高めていきます。

地域の中で育ち、いろいろな人と関わる中で、湯梨浜のすばらしさを体感し、ふるさとに愛着を持ち、湯梨浜の明日を創造しようとする心情が育まれます。そのため、子どもたちが湯梨浜町の誇る歴史や文化、自然、人々の生活の営み等に触れるふるさと教育を推進します。

#### 学ぶ喜びが実感できる学校教育の推進

15年を見通した子どもの健全な育成を図るため、幼保小中が連携した教育活動を展開します。小学校における英語教育の教科化、保育園の認定こども園への移行により、今まで以上に学びの連続性を意識した教育が必要となっています。そのため、教師の指導力向上及び家庭学習の充実を図り、進路が保障される学力の定着を目指します。また、信頼関係で結ばれる人間関係の構築を図り、すべての児童生徒が夢や希望をもって学校に通うことのできる安心・安全な学校づくりを進めます。

#### 優れた教育環境の整備

子どもたちの豊かな学びを支えるためには、より良い教育環境を整備し、学習内容を充実させることが必要です。新しい中学校・学校給食センターの建設では、安心・安全、機能的な施設づくりに取り組みます。また、学校支援ボランティアの拡充、特色ある学校運営の推進など、各学校の課題や児童生徒の実態に応じた創意あふれる学校教育を推進します。

#### 就学前教育の充実

乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものです。認定こども園、保育所における教育と生活を通して生きる力を育成し、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、園児を健やかに育成するよう努めます。

そのため、乳幼児の安全な生活を保障し、質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

併せて、小学校教育への円滑な接続に向け、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開するよう努めます。

ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。



## 学びとその成果を活用できる社会教育の推進

町民のだれもが自分のライフスタイル\*にあわせて、いつでも、どこでも自由に学習できるように、生涯学習環境の充実を図ります。そのため、「湯梨浜町社会教育計画」に基づいた施策の展開を行い、町民主導・地域主導の生涯学習が実現できるよう支援するとともに、生涯学習活動の中心となる指導者やリーダーの育成、確保を図ります。

図書館においては、図書、その他の資料及びサービスの充実を図りながら、子どもの読書活動の推進に努めます。

## 人権尊重のまちづくりの推進

本町の将来を担う人材を育成するために、人権に対する感覚を身につけ、それぞれの発達段階や年齢期に応じた人権教育の充実を図ります。

また、町民が参加できる講演会や研修会をはじめ、地域における取り組みを通じて、人と人とのつながりを大切にすまちなづくりを目指します。

## 明日を拓く青少年の育成

青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進めます。

そのため、本町の自然・教育環境を活用した青少年の体験活動等を充実し、たくましく生きる力や故郷を愛する心を育む取り組みを推進します。

併せて、非行防止活動や有害環境の浄化等に取り組むとともに、地域全体での見守り活動や家庭・地域における教育力の向上を推進します。

## スポーツの日常化と健康習慣の定着

町民のだれもが、スポーツ活動やレクリエーション活動を日常生活の中に取り入れ、楽しむことができる健康的な環境づくりを支援します。

また、年間を通じて実施している各種スポーツ大会、ニュースポーツ\*教室の充実を図りながら、地域に根ざした生涯スポーツ、競技スポーツの環境づくりを推進します。

## 豊かな歴史・文化と伝統の継承

町内の豊富な歴史的文化的文化遺産の保存・活用・管理はもとより、一層の調査・研究を行うとともに、広くその価値を知ってもらうよう積極的な普及啓発を行います。

民俗・伝統芸能など、これまで受け継がれてきた無形の文化遺産を次世代へ確実に伝えていくため、担い手の育成を積極的に行います。

また、町民一人一人が個性豊かで文化的な生活を送るため、各種文化サークルや団体の育成、自主的な芸術文化活動の支援に努めるとともに、公民館等活動の拠点となる施設利用の促進を図ります。

ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

ニュースポーツ：だれでも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に、新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

### 男女共同参画社会の実現

男女共同参画条例の目的として掲げている男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づいた施策の展開を図り、あらゆる場面での男女共同参画に努めます。

また、女性の町政への積極的な参加を進めるとともに、地域社会での男女共同参画を進めるため、女性関係団体、各種関係団体やグループ等を支援します。



## (2) 未来を創造する先駆的なまちづくり

将来を見据えながら、より魅力的なまちづくりを推進するため、計画的かつ利便性の高い取り組みを行う必要があります。

そのため、国土利用計画をはじめとするさまざまな関連する計画に基づきながら、適切な土地利用に努めます。

また、光ファイバー網による情報通信ネットワークを活用しながら、住民生活の利便性の向上を図るとともに、住民サービスの充実に努めます。

さらに、環境にやさしいまちづくりを推進するため、環境保全に対する意識の醸成に努めるとともに、省エネルギーの普及促進、自然エネルギーの活用など、新エネルギー対策を推進します。

また、泊地域では中央公民館泊分館をはじめ公共施設の老朽化が課題となっており、買い物支援対策と併せた「小さな拠点づくり」を推進します。

### 都市機能の充実（快適な都市空間の創造）

子どもからお年寄りまで、すべての人にわかりやすい表示や利用しやすい公共施設、住んでいてよかった、この町に住んでみたいと思える思いやりのあるまちづくりを目指します。

そのために、ユニバーサルデザイン\*の推進、公共施設や道路のバリアフリー\*化を進めるとともに、住みやすい環境づくりのため、道路や公園等の整備はもとより、福祉にも配慮した総合的で計画的なまちづくりの推進を行います。

### 情報通信環境の整備

町民のだれもが、いつでも、どこからでも、安全で、安く、格差のない情報サービスを受けることができるように、CATV\*やインターネット\*を利用できる環境整備を進めてきました。

今後は、保健・医療・福祉、教育、行政サービスなど、さまざまな場面でのICT\*環境の充実に努めます。

さらに、情報化に伴う安全対策の推進や個人情報の保護など、セキュリティー\*の強化にも努めます。

### 資源・エネルギー対策の推進

恵まれた自然環境を有効活用し、地熱、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの普及を目指すとともに、省資源・エネルギーなど、日常生活における環境にやさしい取り組みを推進します。

自然エネルギーの活用は、環境問題を考える上でも先進的な取り組みであり、地域活性化へ向けて継続的に維持、推進を図る必要があります。

また、環境施策の積極的な推進を通して、さらなる環境意識の醸成と普及促進に努めるとともに、新たなクリーンエネルギーのまちづくりを推進することが必要です。

**ユニバーサルデザイン**：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

**バリアフリー**：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用するうえでの障壁を取り除くこと。

**CATV**：community antenna televisionの略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。有線テレビジョン放送、またはケーブルテレビジョンともいう。テレビジョン放送の再送信はもちろん、自主制作テレビジョン番組のほかファクシミリ、静止画、文字情報など、音声や音楽を扱う有線ラジオ放送以外のすべての有線放送。

**インターネット**：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

**ICT**：information and communication technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (information technology)の方が定着しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

**セキュリティー**：危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。不慮の事故や天災から守る防犯と悪意のある人物や団体から守る防犯に大別される。

### 小さな拠点づくり

現在、泊地域では、中央公民館泊分館、青少年の家の老朽化が進展しており、施設の再編が課題となっています。一方、泊支所、漁村センターについても建築後かなりの年数が経過しており、今後のあり方を検討することが必要です。

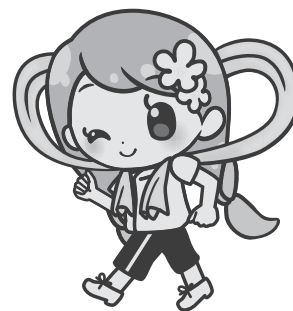
今後、地域住民のみなさんとの意見交換を行い、小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の生活サービスや地域活動を支えるための仕組みをつくとともに、人々が集い、交流する機会を広げながら、新しい集落地域の再生を目指す取り組みを行います。

### (3) にぎわいと活力あるまちづくり

町の活性化を図り、自立したまちづくりを行うためには、地域特性を活かした個性豊かな産業の振興が大切です。

そのため、二十世紀梨等の特産物を活かした果物王国を目指す農業、東郷池のシジミや日本海の豊富な海産物を活かした漁業など、地場産業の振興に努めます。

また、地域資源である温泉や歴史、文化、自然、環境を活かして、ウォーキング等の新たな魅力を創造する活力あるまちづくりを進めます。



#### 農林水産業の振興

若者が定着し、魅力ある産業となる施策を積極的に展開しながら、後継者や新規就業者の確保に努めます。

また、農業協同組合をはじめ、各関係団体との連携を深めながら、地産地消\*と付加価値の造成に努めます。

そのため、町の地域資源を活かした特産品開発及び販路拡大や二十世紀梨等の果物王国の形成、シジミ、ヒラメ、岩ガキ等の水産物の漁業振興、観光産業や温泉資源と結びつけた産業振興に積極的に取り組みます。

さらに、老朽化した農道や用排水路を再整備し、優良農地の集積と高度利用を促進するとともに、農作業の効率化と高収益農業の定着化を図ります。

林業においては、水源かん養等のさまざまな機能を持った森林の保全確保により、健全な森林資源の維持、造成を推進します。

#### 商工業の振興

社会情勢の変化に伴う人々の行動や思考の変化は、新たな産業やビジネスチャンスを生み出します。この機会を活用して、起業や新たな事業展開、新製品や新技術の研究開発を行う意欲ある個人や企業を支援することで、新分野への進出や起業しやすい環境を整えます。

また、景気の変動に左右されやすい中小企業の活性化のため、融資制度を充実させ、持続的で活力ある事業展開につながる支援を行います。

商工業だけでなく、その他の産業とも連携しながら地域の資源を活用するとともに、魅力にあふれた産業環境の形成に努めます。

#### 観光の振興

東郷池を中心に、森と里、海が連なる豊かな自然やそれがもたらす農海産物の恵み、温泉、歴史、文化など、本町が持つ観光資源を活かしながら、観光客の多様なニーズに対応した魅力ある観光地づくりに努めます。ウォーキングやカヌー、グラウンド・ゴルフ、コスプレなど、体験して「知る」「学ぶ」「感じる」観光メニューの造成を行うとともに、観光ガイドボランティアの活動や公衆無線LANの整備など、町内の観光客受入環境の整備を進めます。また、日本版DMO\*の推進により、他市町との広域連携を積極的に行いながら、町内の温泉地をはじめ

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

日本版DMO：さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、ビッグデータ等を活用した効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

とする観光地への誘客を促進します。

### 雇用及び労働福祉対策の推進

経済的自立を促進するため、若者が学校を卒業後切れ間なく職業に就くことができるよう、公共職業安定所等の労働関係機関と連携、協力しながら、働く意欲のある人材育成に努めます。

さらに、創業や事業拡大の支援や、町内在住者の雇用を支援することで、雇用機会の拡大を進めます。

これらを通して、安心して働き続けることができる就業環境と雇用対策の充実を図ります。



#### (4) 安全で住みやすいまちづくり

安全で住みやすい環境づくりを行うため、住民生活に密着した道路等の整備を、あらゆる環境に配慮しながら、計画的に推進します。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の充実、防災システムの整備など、緊急時に備えた体制の強化に努めるとともに、防災意識の高揚、知識の普及啓発に努めます。

さらに、地球温暖化に代表される環境問題への取り組みを推進するとともに、ごみの減量化やリサイクル化など、環境美化活動の充実を図りながら、自然環境の保全に努めます。

近年、増加傾向にある消費生活相談については、多様化するさまざまな相談事例に対して、的確に対応するための体制強化を図るとともに、住民への情報提供と意識の醸成に努めます。



#### 交通環境の充実

山陰道青谷・羽合道路、国道9号へのアクセス道路をはじめとする幹線道路の整備を進めるとともに、生活に密着した町道の整備を計画的に進めます。

また、住民の交通手段の確保のため、福祉や観光振興等の観点も踏まえながら、公共交通ネットワークのあり方を検討します。

公共交通機関の充実や道路整備にあたっては、ユニバーサルデザイン\*の導入やバリアフリー\*化など、思いやりのある利用環境づくりに努めます。

#### 公園・緑地の整備

東郷池をはじめとする本町の自然景観を保全していくために、「景観法」「鳥取県景観形成条例」に基づき、総合的な景観施策を展開します。

また、公共空間や公共施設、民間建築物など、地域の特性に配慮した整備や機能の更新に努めるとともに、周辺のまちなみに配慮した景観の形成を図ります。

さらに、町民や事業所等との協働により、景観意識の向上と環境美化の促進に関する取り組みを推進します。

公園緑地の整備にあたっては、各関係機関との連携を図りながら、拠点施設の整備を進めるとともに、地域の特性に応じた公園づくりに努めます。

#### 河川・上下水道の整備

東郷池を拠点としたまちづくりを形成するため、池の生態系を崩すことなく、自然を取り戻すような池畔整備を行うとともに、浸水や冠水被害を未然に防止するために、計画的な河川整備を行います。

整備にあたっては、近年多発する局地的な集中豪雨に対応した整備を行うとともに、水辺が持つ景観やレクリエーション機能、生き物の生息環境等に配慮した整備手法の導入も検討します。

**ユニバーサルデザイン**：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

**バリアフリー**：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用するうえでの障壁を取り除くこと。



上水道は、いつでも確実な給水を確保するため、施設や設備の維持管理、機能の更新に努めます。

下水道は、快適で衛生的な生活を営むための根幹的な施設であり、河川・池沼・海の水質汚濁を防止し、良好な水辺環境を保全していく上で、重要な役割を果たしています。

本町では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽施設による下水道整備率は100%を達成していますが、埋設後30年以上経過した管渠もあり、今後、計画的に老朽管の更生工事を実施するとともに、各処理場の機器更新等により下水道施設の適正な管理に努めます。さらに、下水道未接続世帯に対し、接続促進の啓発に努めます。

### 住環境の充実

本格的な少子高齢化、人口・世帯人員数減少の時代に入り、経済の地域格差の拡大による低所得者層の増加から、老若男女問わず、公営住宅の整備充実に向けた要望が寄せられています。引き続き、既存の町営住宅の維持管理・修繕を行いながら、長寿命化を図ります。

また、個人住宅、民間事業所等の耐震対策、アスベスト対策の啓発、空き家等の所有者等への指導を図り、安心・安全の住環境の整備を推進します。

地域の安全性・安心感を向上するためにも、町民自らによる自主防災組織の育成やパトロール活動の充実、関係機関の連携など、防犯体制の充実とともに、防犯灯の設置等の防犯環境の整備や防犯意識の高揚に努めます。

### 移住定住の推進

高齢化の進行や社会情勢の変化により、人口減少、空き家が増加していることから、町の魅力を積極的に発信しながら、移住希望者、若者・子育て世代等への支援体制を整備し、移住定住を促進していきます。

そのため、相談窓口を充実しながら、都市圏でのPR活動、空き家情報バンクの充実、住宅支援等を行います。

また、受け皿となる地域住民等の理解と協力のもと、安心して定住できる良好な環境づくりに努めます。

### 消費者安全対策の推進

消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費することができるよう、鳥取県消費生活センター等と連携し、消費者安全対策を推進していきます。

また、質の高い消費生活相談や被害救済を受けられる体制の整備、取り組みの充実を図るため、関係機関との連携を強化し、消費生活相談機能の充実を図ります。

さらに、消費生活に関する一般知識の普及や情報提供、消費生活に関する活動の支援等に努めます。

## 環境負荷の低減

地球温暖化対策、環境保全対策等に積極的に対応するため、啓発活動と具体的な取り組みを推進するとともに、総合的な環境施策を展開します。

また、生活系廃棄物の減量運動の展開、分別収集の徹底による再資源化率の向上を目指すとともに、生ごみの分別収集に徹底して取り組み、肥料化、飼料化を進めながら、ごみの減量化を図り、循環型社会の構築を目指します。

## 自然環境の保全と活用

環境と共生したうるおいのある生活圏を創造するため、海、池、山等の自然環境の維持に努めるとともに、野生動植物が生息できる環境を創出します。

地球温暖化対策においては、平成20年に京都議定書が発効したことに伴い、「第2次湯梨浜町地球温暖化防止実行計画」を策定し、新たな目標達成に向けて努力します。

本町の豊かな自然環境を守り育てる取り組みとして、「湯梨浜町環境保全条例」「湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例」に基づき、環境保全に努めるとともに、町の中心部に位置する東郷池の自然環境の保全について、環境教育活動やアダプトプログラム\*を展開しながら進めます。

## 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画の充実や防災体制の確立、治山・治水の推進、地域防災力の向上など、効果的な防災、防火体制の整備に努めます。

また、消防体制の整備と併せて、救急活動の充実に取り組みます。

## 交通安全の啓発と推進

子どもやお年寄り等が安全に生活できるよう、交通安全施設の整備・充実はもとより、地域と行政、警察等が連携して、交通安全教室の推進や交通規制の点検と見直し等を実施します。



**アダプトプログラム**：アダプト(adopt)は、英語で養子にするという意味。道路や河川等の公共の場所を養子に見立て、住民や企業等が里親となって、美しい生活環境や快適な空間をつくるシステムのこと。

## (5) 共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

社会福祉、保健・医療の分野は、少子高齢化の進行等を受けて、さまざまな施策や制度が創設・変更されており、町民ニーズにあったサービスの提供が求められています。また、すべての人にやさしいまちを目指して、お年寄りや障がいのある人等を地域全体で支える取り組みを推進することも大切です。

そのため、福祉に関するさまざまなサービスの充実や施設・設備の整備を進めるとともに、だれもが不自由なく社会参加できるバリアフリー\*のまちを実現します。

また、地域医療が充実し、いつまでも健康で生きがいの持てる社会を構築するとともに、地域の中で共に支え合う仕組みや防災体制を整え、だれもが安心して安全に暮らし、快適に過ごせるまちづくりを進めます。

### 福祉施策の推進

ノーマライゼーション\*の理念のもと、子どもからお年寄り、障がいのある人など、すべての町民が住み慣れた地域で快適に暮らし、自由に社会参加できるバリアフリー\*のまちを実現します。

そのため、道路や公共施設、地域集会所等のバリアフリー\*化はもとより、一人一人が大切にされ、お互いの個性や違いを認め合い、偏見や差別等を取り除く「心のバリアフリー\*」に対する「あいサポート運動」の取り組みを進めます。

また、お年寄りや障がいのある人を地域で支え合うことができるように、施設や設備の整備、各種サービスの充実はもとより、ボランティア団体の育成や支援体制の拡充、施設や団体等とのネットワーク化を進めます。

さらに、シルバー人材センター、地域活動支援センター等の活動支援により、お年寄りや障がいのある人の社会参加を積極的に促進します。

### 低所得者福祉の充実

失業による収入の減少や、高齢、ひとり親、傷病、障がい等の要援護世帯の増加など、近年の急激な社会経済情勢の変化により、生活困窮世帯は増加傾向にあります。

そのため、関係機関と連携を図りながら、経済的な援助や就労支援、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな援助体制の充実に努めるとともに、生活意欲の助長や自立更生に向けて、適切なサービス提供をしていく必要があります。

### 保健・医療の充実

人生80年時代を迎え、人々の健康に対する関心は年々高まっています。その一方で、生活習慣病や心の病等の増加傾向が見られ、若い時からの健康づくりが重要になってきています。

そのため、元気で健康な日々を過ごせるように、食事や運動等に関する情報提供や健康教室、講習会等の開催、健康相談窓口の充実等により、住民の健康意識の向上を図り、自らが手軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるような体制を整備し、住民の健康寿命の延伸に努めます。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用するうえでの障壁を取り除くこと。

ノーマライゼーション：子どもや女性、障がいのある人、お年寄りなど、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現を目指すこと。



また、緊急時や日頃のニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、保健・医療・福祉等の関係機関がネットワーク化した医療・救急体制の整備に努めます。

### 社会保障の充実

町民の豊かな生活を支えるために、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金制度等を適正に運営します。



## (6) 参画と協働による町民が主役のまちづくり

社会経済の進展に伴い、生活様式や個人の価値観は多様化し、徐々にコミュニティー\*の機能が低下しています。

そのため、町民と行政が一体となり、町民相互のふれあいによる連帯感あふれる地域社会づくりを推進していく必要があります。

その一方で、高齢化社会の進行等により地域の支えを必要としている人が増加傾向にあることから、さまざまな交流を促進しながら、ボランティア、NPO\*の育成や活動支援に努めます。

また、自立した町政運営を行うために、町民一人一人が積極的にまちづくりに参画し、町民と行政が連携、協働してまちづくりを推進する環境を整備することが必要です。

そのため、情報公開制度を拡充し、各種事業や計画の実施、策定において、初期の段階から町民の意見が反映される住民参画の仕組みづくりに努めます。

また、より地域に密着した町民の意見やニーズを的確に把握することに努めるなど、開かれたまちづくりを進めます。

### 住民参画社会の推進

町民が主役となり、笑顔あふれるまちづくりを行うためには、町民一人一人が自ら考え、地域や行政に対して、主体的に提案や提言等を行い、それをまちづくりに活かしていくことが重要です。

そのため、老若男女を問わず、町民すべてが積極的に社会参加し、自らが主体的にまちづくりに参画できるような環境の整備や仕組みづくりを行うことにより、より一層の住民参画社会を目指します。

### コミュニティー\*活動の促進

地域の自立を促進するため、地域を支える住民の多様なコミュニティー\*活動を支援するとともに、活動の中心的な役割を担う指導者やリーダーの育成に努めます。

また、住民同士が、お互いの地域の特色を尊重し、協調しながら新しいまちづくりを推進するための仕組みづくりを行います。

### 多様な交流の推進

町としての一体感を醸成するために、町の資源、観光、伝統、文化、自然など、特有の財産を国内外に積極的に情報発信することにより、さまざまな地域間交流が進められるよう働きかけを行います。

また、行政と各団体とが連携し、新しいまちづくりのかけはしとなる交流を推進します。

### 効率的な行政運営の推進

限られた人員・財源の有効活用と町民サービスの向上を図るため、簡素・効率的な行政運営を基本とし、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない行政改革を積極的に推進します。

また、QMS\*による住民サービスの品質向上等により、住民の満足度の向上に努めます。

コミュニティー：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

QMS：Quality Management Systemの略。品質管理を中心とした組織の活動で、顧客満足を達成し、継続的な改善を意図する。

### 広域行政の推進

消防・救急やごみ・し尿処理など、町レベルでの処理が困難な行政需要については、近隣市町との連携による広域的な処理体制の充実に努めます。

### 情報公開の推進

協働と連携によるまちづくりを実現するためには、計画策定や事業実施の初期段階から積極的に町民へ情報公開することが重要です。

このため、個人情報の保護に留意しながら、さまざまな機会や手段を通じて、町民への情報提供に努めます。

また、情報の公開と併せて、個人情報の適正な取り扱いが不可欠であり、個人情報保護条例に基づきながら、より一層のセキュリティー\*対策の強化を図ります。

### 健全な財政運営の推進

自主財源の安定確保に努めるとともに、行財政改革に積極的に取り組み、健全な財政基盤の確立を図ります。

また、費用対効果・緊要度を勘案した施策の選択・重点化を進めるなど、より一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。



**セキュリティー**：危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。不慮の事故や天災から守る防犯と悪意のある人物や団体から守る防犯に大別される。





# Ⅲ. 重点課題

1. 人づくり分野 .....	34
2. 産業振興分野 .....	36
3. 環境共生分野 .....	37
4. 健康づくり分野 .....	39
5. 地域づくり分野 .....	40
6. 福祉施策分野 .....	42



# III. 重点課題

## 1. 人づくり分野

元気で活力あるまちづくりを推進するためには、地域を支える人づくりが重要です。

そのため、将来を担う明るくたくましい子どもたちを社会全体で育成することや地域の活性化、振興の中核となる人材の育成、だれもが安心して暮らし、健康で生きがいのもてる社会を構築するためのボランティアの育成、ネットワークづくりなど、まちづくりのさまざまな分野において、活気に満ちた元気な人づくりを推進します。

### 英語教育の推進

#### 指標の説明

児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上

#### 指標の考え方

英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る児童生徒を育成します。また、異文化理解や英語への関心を高め、将来的に英語で自らの考えを明確に表現できる基礎能力を育みます。

児童生徒の英語による  
コミュニケーション能力の向上



将来 (H32)

- 【小学校】 日常のあいさつ、自己紹介、将来の夢等について会話ができる
- 【中学校】 オールイングリッシュ\*授業を完全実施し、自分の考えや気持ちを伝えることができる

### ふるさと教育の推進

#### 指標の説明

ふるさとに愛着を持った児童生徒の育成

#### 指標の考え方

子どもたちが町の誇る歴史や文化、自然、人々の生活の営み等に触れる機会を設け、ふるさとのすばらしさを体感できる学習や活動を推進します。

町の自然や文化を理解し、ふるさとのよさを感じている児童生徒の割合 (アンケート結果)

現在 (H27)

ふるさとで暮らしたい  
児童生徒の割合  
59.0%



将来 (H32)

ふるさとで暮らしたい  
児童生徒の割合  
70%以上

オールイングリッシュ：教師の指示等も英語だけを使った学習方法。

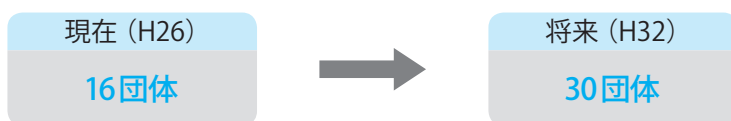
## まちづくりを創造する団体の育成

### 指標の説明

新分野に取り組む団体数

### 指標の考え方

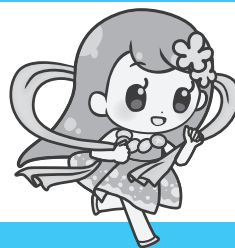
自主的・継続的にまちづくりの創造活動を行う団体の活動を支援し、地域の活性化及び振興の中核になる人材及び団体を育成するとともに、地域の振興と住民が主体となるまちづくりの促進を図ります。



## 生涯学習と生涯スポーツの推進

### 指標の説明

- ①スポーツの有資格指導者の育成
- ②公民館出前講座の拡充
- ③湯梨浜文化大学会員数の拡大
- ④歴史・文化財ガイドの養成
- ⑤図書館サポーターの育成

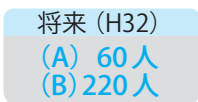
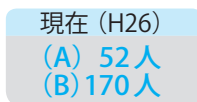


### 指標の考え方

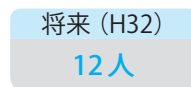
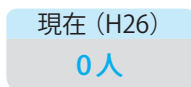
公民館活動の充実を図り、町民一人一人が学習やスポーツ、文化活動に積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、地域の歴史や文化の保存・活用、伝承に取り組み、次代を担う心豊かな人が育つまちづくりを推進します。

- ①スポーツの有資格指導者の育成

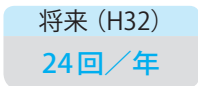
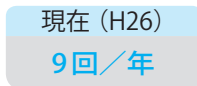
(A) スポーツ少年団 (B) グラウンド・ゴルフ普及指導員



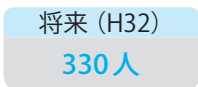
- ④歴史・文化財ガイドの養成



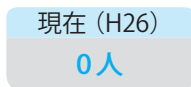
- ②公民館出前講座の拡充



- ③湯梨浜文化大学会員数の拡大



- ⑤図書館サポーターの育成



## 2. 産業振興分野

町の活性化を図り、自立したまちづくりを行うためには、地域の特性を活かした個性豊かな産業の振興が大切です。

農業を取り巻く環境は、農業所得や就業人口の大幅な減少、担い手の高齢化・担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加が顕著になっており、農村地域の活力は徐々に低下しています。これまでと同様に、個人経営に委ねるだけでは限界があり、さまざまな課題に対処しながら、町の農業が基幹的産業として発展していくための施策を引き続き推進する必要があります。

そのため、集落営農の組織化の取り組みを推進してきましたが、決して十分とは言えず、さらなる取り組みが今後も重要です。それと同時に、組織化の中心となるべき認定農業者や担い手を支援、育成するとともに、新規就農者の確保を図ります。

併せて、農産物の生産・加工・販売の一体化を推進し、農業の魅力アップを図りながら、農業への若者参入や定住促進を目指します。

また、新しい活力を創造するために、商工観光分野においては、起業や事業所を誘致する環境を整えるほか、農業、漁業、観光など、地域の資源を活用し、人の流れを呼び込むための体制づくりに取り組みます。温泉や歴史、文化、自然、環境を核とした観光客誘致を行うことで、地域の資源を活かしたまちづくりを進めます。

### 自立的経営農家の育成と組織化・法人化の推進及び新規就農者の確保

#### 指標の説明

- ①基幹的担い手の農家数（認定農業者）
- ②集落営農組織体数
- ③新規就農者数

#### 指標の考え方

認定農業者を中心とする効率的かつ安定的な農業経営を営む人、その他経営意欲のある人が持続的に発展できるよう条件を整備するとともに、農業経営の活性化を図ります。

- ①基幹的担い手の農家数（認定農業者）

現在（H26）

37 経営体

将来（H32）

45 経営体

- ②集落営農組織体数

現在（H26）

10 組織

将来（H32）

15 組織

- ③新規就農者数（補助制度を活用して、新規就農した者の累計）

現在（H26）

8 人

将来（H32）

15 人

### 遊休農地及び耕作放棄地対策

#### 指標の説明

利用権設定面積

#### 指標の考え方

活力ある農業を行うため、農地中間管理事業等の事業を活用した利用権設定（農地の貸借）を行い、優良農地の確保や集積・集約化を推進します。

現在（H26）

219.5 ha

将来（H32）

225 ha

## 起業及び新分野進出等の推進

### 指標の説明

起業及び新分野進出を行った事業者数

### 指標の考え方

町内に新たなビジネスや雇用を創出し、本地域の経済の活性化につなげるため、町内中小企業の起業や、新分野進出にかかる設備投資や販路開拓等の取り組みを支援します。

現在 (H26)

0 業者



将来 (H32)

7 業者

## 観光客誘致対策

### 指標の説明

観光人口（宿泊客数）

### 指標の考え方

本地域の豊かな自然や町内2つの温泉地「はわい温泉」「東郷温泉」、二十世紀梨、シジミ、ゆりはまアイスなど、地域の食・物産品、歴史、文化等の多様な観光資源を活かすとともに、グラウンド・ゴルフ発祥地大会やハワイアンフェスティバルなど、本町の特性を活かしたイベントを通じて、「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」ことのできる、東郷池周辺が一体となった観光基盤の充実を図ります。

現在 (H26)

165,940 人



将来 (H32)

200,000 人

# 3. 環境共生分野

環境汚染が地球規模で議論される中、自然生態系への悪影響など、地球環境問題は時を経るごとにその深刻さを増しています。

活力ある地域づくりを進めるために、脱温暖化、環境共生の視点から取り組むとともに、自然環境への負荷軽減について一人一人が考え、行動することが大切です。そして、この取り組みを地域全体の取り組みとして発展させていくことが重要であり、その活動が環境共生の実現につながります。

特に、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出を抑制するため、自然エネルギーの活用やごみの減量化・再資源化、水質の浄化等を進めながら、環境教育の推進など、住民意識の高揚に努めます。

## 東郷池の水質改善

### 指標の説明

東郷池の水質（COD）

### 指標の考え方

東郷池を「昔の美しい姿に」

地域住民の生活に密着していた頃の東郷池に戻すために、水質浄化に向けた取り組みを推進します。

現在 (H26)

6.0 mg/l



将来 (H32)

4.5 mg/l

<sup>\*</sup>温室効果ガス：地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスと言われている。

## 温室効果ガス\*の削減



### 指標の説明

温室効果ガス\*削減のための意識啓発

### 指標の考え方

一般家庭における温室効果ガス\*CO<sub>2</sub>の削減を促進するため、各家庭において環境家計簿の普及を図り、温暖化対策の意識啓発を促進します。また、鳥取県版環境管理システム (TEAS) を実施する事業所数を増やし、町全体で脱温暖化を目指します。

①環境家計簿の登録世帯数

現在 (H26)

11世帯



将来 (H32)

300世帯

(全世帯数の約5%)

②鳥取県版環境管理システム (TEAS) の登録事業所数

現在 (H26)

19事業所



将来 (H32)

24事業所

## 生ごみの減量化と循環型社会の形成

### 指標の説明

生ごみの減量化と循環型社会の形成

### 指標の考え方

家庭、旅館等から排出される生ごみの分別収集を徹底し、町内企業が展開する肥料・飼料化への事業へ供給する体制を確立するとともに、生ごみの減量化に努めます。

現在 (H26)

1,919 t

(現在の焼却処理量)



将来 (H32)

1,823 t

(現在の処理量を5%削減)



## 温泉熱活用と2次利用

### 指標の説明

温泉熱活用と2次利用の促進

### 指標の考え方

温泉熱発電\*による余剰熱水を2次利用する施設の増加を図ります。

現在 (H26)

0施設



将来 (H32)

4施設

温室効果ガス：地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスと言われている。

温泉熱発電：温泉の熱を利用して行う発電のこと。



# 4. 健康づくり分野

生涯を通じて、町民一人一人が健康でいきいきと笑顔で暮らしていける元気なまちづくりを推進することが必要です。

そのため、保健・医療・福祉が総合的に連携し、健康づくりや予防対策、各種検診事業の充実を図るなど、だれでも安心して生活できる環境づくりに努めます。

## 受診率の向上

### 指標の説明

- ①特定健診受診率
- ②胃がん検診受診率
- ③大腸がん検診受診率
- ④大腸がん検診精密受診率（フォロー率）

### 指標の考え方

健康診査及び各種がん検診の実施体制を充実させ、適正受診を促進するとともに、検診後のフォローを最重視し、町民一人一人の健康づくりの意欲向上と自己管理意識を高めます。

#### ①特定健診受診率

現在 (H26)

26.0%

将来 (H32)

60%

#### ②胃がん検診受診率

現在 (H26)

26.6%

将来 (H32)

50%

#### ③大腸がん検診受診率

現在 (H26)

35.4%

将来 (H32)

50%

#### ④大腸がん検診精密受診率（フォロー率）

現在 (H26)

79.9%

将来 (H32)

100%

## 運動量の増加促進

### 指標の説明

健康推進課主催のウォーキング、積立貯筋運動等の運動教室参加者数

### 指標の考え方

身体活動及び運動量の不足は、生活習慣病による死亡原因の一つにあげられたり、町民の認知機能及び運動機能の低下にも大きく関係すると示唆されています。ウォーキング、積立貯筋運動など、手軽に取り組める運動の普及啓発に努め、町民の日常生活への定着を促進します。

現在 (H26)

1,711人

将来 (H32)

2,500人

## 母子保健事業の推進

### 指標の説明

乳幼児健診受診率、保健指導の充実

### 指標の考え方

乳幼児健診の実施体制、指導體制を充実させ、健診未受診者に対し受診勧奨、訪問等を行うなど、受診率を向上させるとともに、乳幼児の健康の保持増進を図るため、引き続き母子保健事業を推進します。

現在 (H26)

乳幼児健診  
受診率  
98.2%

将来 (H32)

乳幼児健診  
受診率  
100%

# 5. 地域づくり分野

活力ある地域づくりを行うためには、地域及び地域住民との協働による取り組みを推進していくことが重要です。

そのため、生活の基盤となる道路等の整備や災害に強いまちづくりなど、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。

また、地域の活性化や自主的な集落活動など、地域が主体となって進めるさまざまな活動についての支援を行います。

そのほか、移住定住施策についても、観光分野や子育て支援等の各種施策の推進を通じて、地域を支える新たな人材の呼び込みと定住促進を図りながら、地域の活性化と魅力あるまちづくりを目指します。

## 安心・安全な道路整備

### 指標の説明

長寿命化計画に沿った道路橋の修繕実施

### 指標の考え方

点検調査に基づき、長寿命化計画に位置付けた道路橋のうち、対策が必要とされる橋梁の修繕を実施します。

現在 (H26)

11.5%  
(3/26橋)



将来 (H32)

69.2%  
(18/26橋)

## 行政改革の推進

### 指標の説明

改革プランの推進

### 指標の考え方

事務事業の整理合理化や民間委託の推進など、町行政改革大綱に基づく改革プランの実施について、着実に取り組みます。

改革プラン  
の推進



将来 (H32)

毎年度PDCA点検による全項目の実施

## 防災に強い地域づくり対策

### 指標の説明

自主防災組織等の数

### 指標の考え方

火災及び災害が発生した時、自助・共助が大きな力を発揮します。地域の人々が自発的に防災活動を行う自主防災組織等の組織強化、組織の未設置地区の設立促進に取り組みます。

現在 (H26)

65組織



将来 (H32)

75組織  
(町内全域)

## 移住定住施策の推進

### 指標の説明

人口社会増減

### 指標の考え方

移住定住施策のほか、観光分野や子育て支援等の各種施策の推進を通じて、地域を支える新たな人材の呼び込みと定住促進を図りながら、地域の活性化と魅力あるまちづくりを目指します。

現在 (H21～25平均)

△4.8人



将来 (H28～32平均)

0人

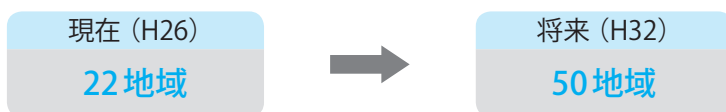
## 地域での支え合い体制の推進

### 指標の説明

支え愛活動支援事業の推進

### 指標の考え方

地域住民が主体となって、地域支え愛マップの作成を通じ、障がいのある人や要介護者等の要援護者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、要援護者等が身近な地域で安心・安全に暮らすための地域づくりを目指します。



## 生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を核にした地域活性化の推進

「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」を開催することにより、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を通じて、町の情報や魅力を全国へ発信します。

また、2021年の関西ワールドマスターズゲームズを見据えて、「グラウンド・ゴルフ国際交流大会」を開催するとともに、海外普及と国際化を積極的に推進しながら、人と人、地域と地域の交流を広げ、地域の活性化とグラウンド・ゴルフのさらなる普及に取り組みます。

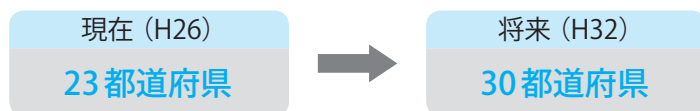
### 指標の説明

- ①グラウンド・ゴルフ発祥地大会の参加地域の拡大
- ②グラウンド・ゴルフ国際交流大会への外国人及び海外からの参加者の拡大

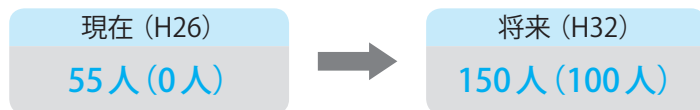
### 指標の考え方

グラウンド・ゴルフ発祥地大会の参加地域（都道府県）を増やし、大会の魅力向上と発祥地の聖地化・ブランド化を図ります。また、グラウンド・ゴルフ国際交流大会への外国人及び海外からの参加者の増大に取り組みます。

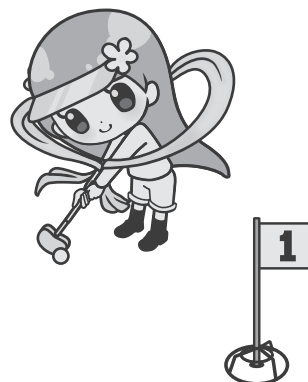
- ①グラウンド・ゴルフ発祥地大会の参加地域の拡大



- ②グラウンド・ゴルフ国際交流大会への外国人及び海外からの参加者の拡大



※ ( ) は海外からの参加者数



# 6. 福祉施策分野

だれもが安心して地域で生活を続けられるようにするためには、個人や家族の努力に頼るだけでなく、支援の必要な人へ主体的に関わり、支えていく必要があります。

そのため、障がいのある人への地域生活を支える体制づくり、高齢者の健康づくりや介護予防、子育てしやすい環境づくりなど、福祉施策を推進します。

## 障がい者の地域生活支援拠点等の整備

### 指標の説明

障がい者地域生活支援拠点等の体制整備

### 指標の考え方

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提唱できる①相談②体験の機会・場③緊急時の受入・対応④専門の人材の確保・養成⑤地域の体制づくりが一体的に機能する仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の体制整備等を行います。

現在 (H26)

なし



将来 (H32)

町内に1拠点を整備

## 子育て家庭支援の充実

### 指標の説明

昼間における家庭での保育率

1歳に到達するまで、家庭で保育する率

### 指標の考え方

乳幼児期において、できる限り長く家庭で保育したい人、就労しながら子育てをしたい人、就労しなければならない人など、多様なニーズや子育て形態の中で、それぞれが子育てしやすいよう総合的な支援を行います。

特に、家庭保育支援事業、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター\*等の利用促進、相談機能の充実、子育て家庭への経済的支援、育児休業取得促進についての企業への働きかけなど、家庭で子育てしやすい環境を整えながら、乳児期における家庭保育の充実を図ります。

現在 (H26)

62.2%



将来 (H32)

80.0%



**ファミリー・サポート・センター**：地域において、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって助け合う会員組織のこと。会員同士で、地域において育児に関する相互援助活動を行っており、行政が育児の援助を受けたい会員からの申し込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。

## 地域包括ケアシステムの構築の確立に向けた取り組み

介護予防や認知症施策の推進など、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく生きがいをもって暮らし続けることができるよう、自助・共助による支え合いの仕組みを推進し、医療・介護・福祉との連携による、地域包括ケアシステムの構築を確立します。

### 指標の説明

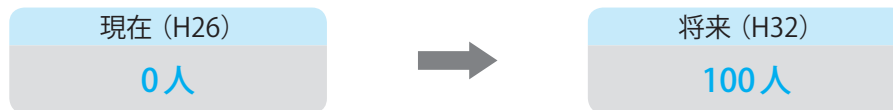
- ①介護予防事業の取り組み
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の開催
- ④医療と介護連携体制の構築



### 指標の考え方

- ①高齢者が要介護状態とならないように、また、介護度が今よりも重度化しないように、元気な高齢者から要支援高齢者まで、介護予防事業・日常生活支援総合事業に取り組みます。
- ②地域、職域、学校等で認知症サポーターの養成を図ります。
- ③個別事例の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、高齢者の自立した生活を支援するための地域課題を抽出し、課題解決を図ります。
- ④在宅医療・介護が一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

#### ①介護予防の担い手の育成（ゆりりんメイト養成）

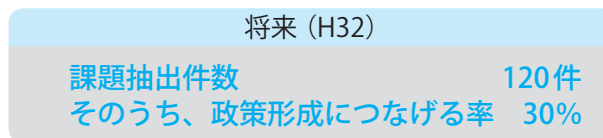


#### ②認知症サポーターの養成



#### ③地域課題の抽出と政策形成に結びつけた件数

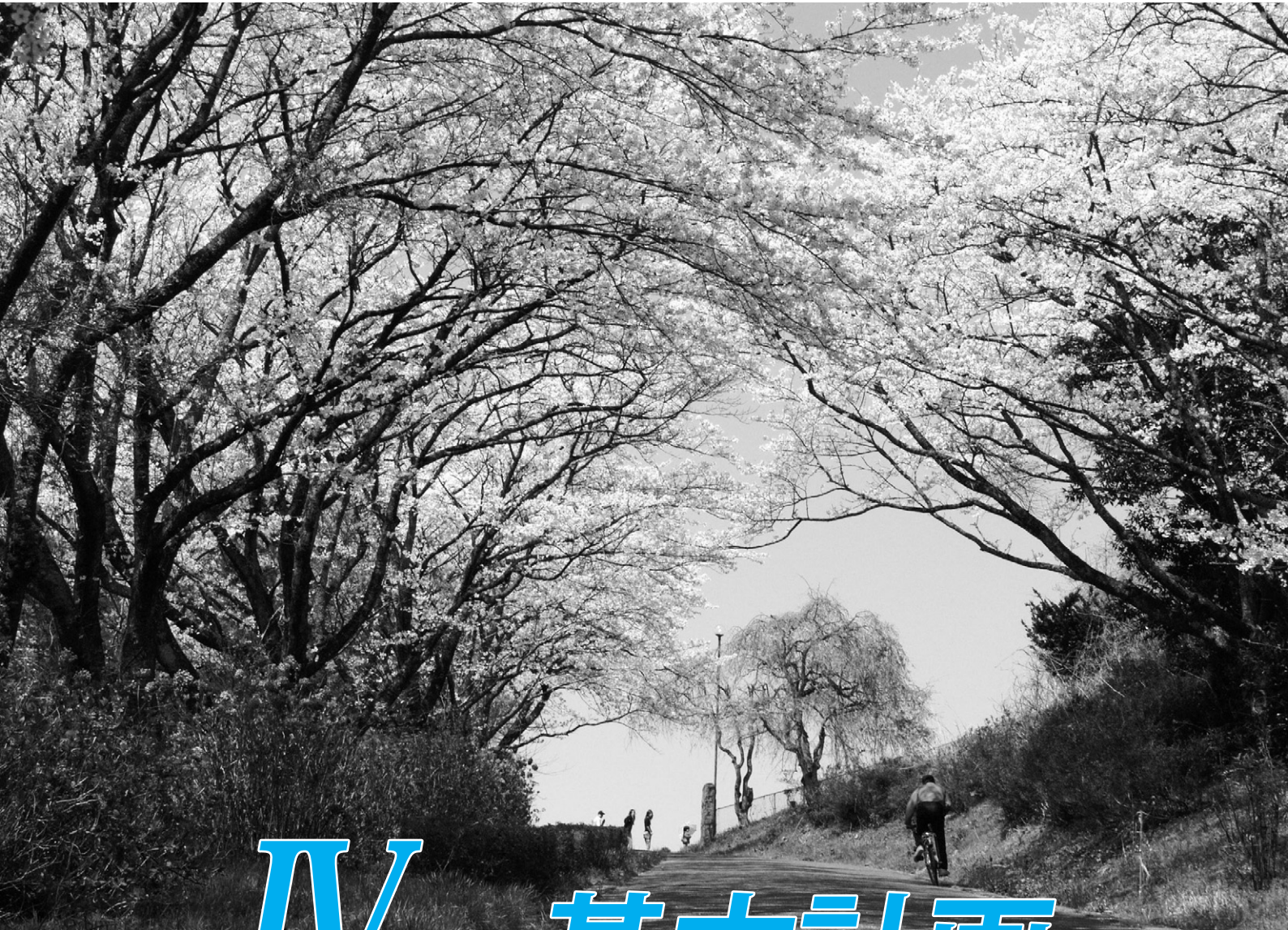
課題抽出件数及び政策形成につなげた率



- ④中部圏内（1市4町）で「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、中部医師会と連携して、入・退院時情報共有シートの作成を行い、情報の共有化を図ります。







# IV. 基本計画

◆分野別政策体系の一覧 .....	46
1. 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり .....	47
2. 未来を創造する先駆的なまちづくり .....	73
3. にぎわいと活力あるまちづくり .....	83
4. 安全で住みやすいまちづくり .....	105
5. 共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり .....	137
6. 参画と協働による町民が主役のまちづくり .....	165

# IV. 基本計画

## まちづくりの大綱

### みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町

#### 1. 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり

- 学ぶ喜びが実感できる  
学校教育の推進
- 優れた教育環境の整備
- 就学前教育の充実
- 学びとその成果を活用できる  
社会教育の推進
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 明日を拓く 青少年の育成
- スポーツの日常化と健康習慣の定着
- 豊かな歴史・文化と伝統の継承
- 男女共同参画社会の実現

#### 4. 安全で住みやすい まちづくり

- 交通環境の充実
- 公園・緑地の整備
- 河川・上下水道の整備
- 住環境の充実
- 移住定住の推進
- 消費者安全対策の推進
- 環境負荷の低減
- 自然環境の保全と活用
- 災害に強いまちづくりの推進
- 交通安全の啓発と推進

#### 2. 未来を創造する 先駆的なまちづくり

- 都市機能の充実  
(快適な都市空間の創造)
- 情報通信環境の整備
- 資源・エネルギー対策の推進
- 小さな拠点づくり

#### 5. 共に支え合い笑顔いっぱいの まちづくり

- 福祉施策の推進
- 低所得者福祉の充実
- 保健・医療の充実
- 社会保障の充実

#### 3. にぎわいと活力ある まちづくり

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用及び労働福祉対策の推進










#### 6. 参画と協働による町民が 主役のまちづくり

- 住民参画社会の推進
- コミュニティー活動の促進
- 多様な交流の推進
- 効率的な行政運営の推進
- 広域行政の推進
- 情報公開の推進
- 健全な財政運営の推進



# 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり



 学ぶ喜びが実感できる学校教育の推進 ……………	48
 優れた教育環境の整備 ……………	51
 就学前教育の充実 ……………	54
 学びとその成果を活用できる社会教育の推進 ……………	56
 人権尊重のまちづくりの推進 ……………	59
 明日を拓く 青少年の育成 ……………	61
 スポーツの日常化と健康習慣の定着 ……………	63
 豊かな歴史・文化と伝統の継承 ……………	65
 男女共同参画社会の実現 ……………	70



# 1.志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり

## 学ぶ喜びが実感できる学校教育の推進

### 【現況と課題】

全国的な学力調査等の結果から、小中学生の基礎的・基本的学力の定着はおおむね良好であるものの、自己肯定感や達成感及び学習習慣の定着に課題が見られます。家庭学習については、平成26年度に「家庭学習の手引き」を作成し、家庭学習の質と量のさらなる充実を図っています。

平成32年度からの小学校高学年における英語教育の教科化、平成27年度からの町内保育所の認定子ども園への移行により、教師の指導力向上やカリキュラムの再編成が課題となっています。新たな英語教育の充実に向けた研修及び小学校入学に向けた認定こども園のカリキュラムについて充実を図る必要があります。

不登校については、新たな不登校を生まない取り組みにより、町内の不登校児童生徒数は減少しています。家庭（保護者）や関係機関との連携、スクールカウンセラー\*や教育相談員の活動体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少に努めます。

また、「個別の教育支援計画」の活用、特別支援教育\*に関する教職員研修、支援会議を充実させることで、一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援教育\*を進めています。早期の支援に向けた体制整備について、さらなる充実を図ります。

さらに、各校の創意工夫による体験活動により、児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図っており、平成30年度の道徳教科化に伴い、問題解決型の学習や体験学習を取り入れた授業の展開が望まれます。

### 【施策の内容】

#### 学力向上の推進（学力向上施策の拡充）

進路が保障される学力の定着を図るためには、学校・家庭におけるより良い学びの環境整備が必要です。教師の授業力向上施策として講師招聘授業研究会を継続し、すべての子どもたちにとって「わかる授業」「楽しい授業」を小中連携の中で展開します。また、課外等での個別指導により、苦手項目の克服と学習意欲の向上を図ります。さらに、「家庭学習の手引き」を活用し、家庭学習の習慣の定着を目指します。

#### 英語教育の推進（時数の拡大と職員研修）

平成32年度の小学校高学年における英語教育の教科化に向けて、英語教育の環境整備を進めます。小学校では書く活動も視野に入れたコミュニケーション能力を高める授業、中学校ではオールイングリッシュ\*での授業を目指します。また、平成32年度に想定される英語授業の時間数増に対応するため、移行カリキュラムの創設、教職員の研修、外国語指導助手とのさらなる連携に取り組み、教師の意識改革・授業力向上を図ります。

スクールカウンセラー：学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。  
特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。  
オールイングリッシュ：教師の指示等も英語だけを使った学習方法。

志をもって 共に学び  
明日を拓く まちづくり



## 幼児教育の充実（15年間を見通した教育の創造）

幼保小中連携の教育活動を行い、15年間を見通した子どもの健全な成長を図ります。そのためには、認定こども園及び小・中学校教職員の子どもへの理解・指導力向上が不可欠です。そして、相互の授業参観・公開保育及び授業研究会等への参加により、教職員の専門性を高め、日々の教育実践につなげます。また、幼児教育について、小学校1年生での学習を意識した移行カリキュラム編成と学びのテキスト作成を行います。

## 特別支援教育\*の充実（支援会議・就学指導連絡会の運営）

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が充実するよう「個別の教育支援計画」を活用し、特別支援教育\*に関する教職員研修を充実していきます。5歳児健診等での早期支援体制の確立、小学校低学年での読み書きの困難さの発見など、支援につながる指標及びシステムを作ります。また、適正就学につながる支援会議・就学指導連絡会を進めます。

## 豊かな体験による人間性の育成（体験活動と道徳の充実）

正義感や公正さ、思いやりの心、感動する心等の豊かな人間性、強い意志、自他ともに大切にできる児童生徒を育てます。また、直接体験、社会体験と道徳の時間との連動を図りながら、児童生徒の道徳性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育みます。

## 不登校対策の推進（不登校児童生徒の減少）

自らの意志で判断・行動したり、互いを認め切磋琢磨したりする機会の充実を図るとともに、家庭（保護者）、関係機関との連携、スクールカウンセラー\*や教育相談員の効果的な活用等により、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と社会性を醸成し、不登校児童生徒の減少に努めます。

さらに、信頼関係で結ばれる人間関係の構築を図り、安心・安全の学校づくりのもとに、夢と希望をもって自らの進路を切り拓く、自立した児童生徒を育てます。

## ふるさと教育の推進

町が誇る歴史や文化、自然、人々等の地域資源を活かし、総合的な学習の時間等において、学校ごとに特色ある教育活動が実践されています。東郷池をはじめとする湯梨浜のすばらしい自然環境の中で、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもの育成を目指し、地域の魅力や資源、課題を学ぶ学習のさらなる充実に努めます。家庭・地域・学校が一体となって、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、ふるさとに愛着を持つ子どもたちを育成します。

特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。  
スクールカウンセラー：学校に配置され、児童生徒の生活との問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

【主要事業】

事業名	概要
学力向上の推進 (学力向上施策の拡充) 【地方創生】	進路が保障される学力の定着を図るためには、学校・家庭でのより良い学びの環境整備が必要です。小中連携の取り組みによる授業改善、「家庭学習の手引き」の活用により、学力の向上を図ります。
英語教育の推進 【地方創生】	平成32年度の小学校高学年における英語教育の教科化に向けて、英語教育の環境整備を進めます。小学校では書く活動も視野に入れたコミュニケーション能力を高める授業、中学校ではオールイングリッシュ*での授業を目指します。
豊かな人間性の育成 (体験活動と道徳の充実)	豊かな人間性、強い意志と自他ともに大切にできる児童生徒を育てるため、多くの体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図り、生きる力を育みます。
ふるさと教育の推進 【地方創生】	ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもの育成を目指し、地域の魅力や資源、課題を学ぶ活動のさらなる充実努めるとともに、ふるさとに愛着を持つ子どもたちを育成します。



志をもって共に学び  
明日を拓くまちづくり

オールイングリッシュ：教師の指示等も英語だけを使った学習方法。

## 優れた教育環境の整備

### 【現況と課題】

少子化や高度情報化の進行、さらには価値観の多様化により、子どもたちを取り巻く社会環境は、人と人が関わる機会の確保が難しくなり、人間関係も希薄なものとなりつつあります。このため、これまで地域社会の中で見守り、育まれてきた子どもたちの社会性の醸成は、学校教育における集団生活の中で、教師たちのきめ細やかな関わりによって育まれるようになりました。

一方、子どもたち自身に地域社会の一員であることを実感させたり、体験の機会の充実や学校支援ボランティア、放課後子ども教室の取り組みを充実させたりするなど、地域全体で学校を支え、子どもたちを育む地域社会づくりも欠かせません。学校を核にして地域住民が繋がり、自らの生活や地域社会全体が活性化していくことが求められています。

そのため、学校にはこれまで以上に地域資源等を活用した特色ある教育活動の創造や学校運営が求められる時代となっています。

また、中学校、学校給食センターは施設の老朽化が進んでいます。中学校統合を契機にこの状況を改善するため、新しい給食センターを建設し、地産地消\*など、食育の推進を図りながら、より良い教育環境を整える必要があります。

### 【施策の内容】

#### 少人数学級\*の実施（評価指標の作成と活用）

小学校3～6年生における町基準（33人）の少人数学級\*について継続実施し、一人一人に合わせたきめ細やかな指導を行います。県及び町施策の少人数学級\*について、評価指標を作成し、その成果を検証します。また、教師の意識を高めながら少人数で効果のある指導方法を探り、少人数指導やチーム・ティーチング\*での指導に生かします。

#### 新中学校・学校給食センターの建設推進（より良い学習環境の提供）

現在の2校の中学校を統合し、安心・安全、機能的で、環境にも配慮した新中学校・学校給食センターを建設することで、生徒により良い学習環境を提供します。また、開校準備委員会を設置し、地域と一体となった学校づくりに取り組みます。

#### 学校支援ボランティアの拡充（コーディネーター\*研修会）

小・中学校の実態やニーズを的確に把握し、学校が求める人材をコーディネート\*できる人物を核として、学校と地域が協働しながら、児童生徒のきめ細やかな対応の充実や安心・安全な学校生活の実現を目指して、町民みんなで将来を担う子どもたちを育む環境整備を進めます。また、コーディネーター\*の資質向上のために、県教育委員会とも連携したコーディネーター\*研修会を開催します。

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

少人数学級：鳥取県では、平成14（2002）年度から義務教育への導入時と中学校入学後に急増する諸課題を未然に防止するため、小学校1・2年生、中学校1年生についての学級編制の少人数化を実施している。さまざまな教育課題を解決するため、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させ、学校生活への対応の円滑化、基本的な生活習慣の習得、基礎学力等の定着を図ることを目的とする。

チーム・ティーチング：複数の教員が役割分担し、協力し合いながら指導する方法。

コーディネーター：各部を調整し全体をまとめる人。

コーディネーター：各部を調整し全体をまとめること。

## 特色ある学校運営の推進（地域資源を活かした独自の学校運営の推進）

未来を拓く子どもたちが、人として心豊かにたくましく生きる力を身に付けるため、地域社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境づくりが必要です。豊かな自然環境、伝統的な歴史・文化、地域の産業・資源を活用することにより、各学校の課題や児童生徒の実態に応じて、学校長がより創意あふれる独自性を発揮した学校経営ができるよう情報の提供、学校と地域資源とのコーディネート\*に努めます。また、中学校統合に向け、小学校間・中学校間の連携も推進していきます。

## 学校評価委員会制度の充実（学校評価委員の効果的な活用）

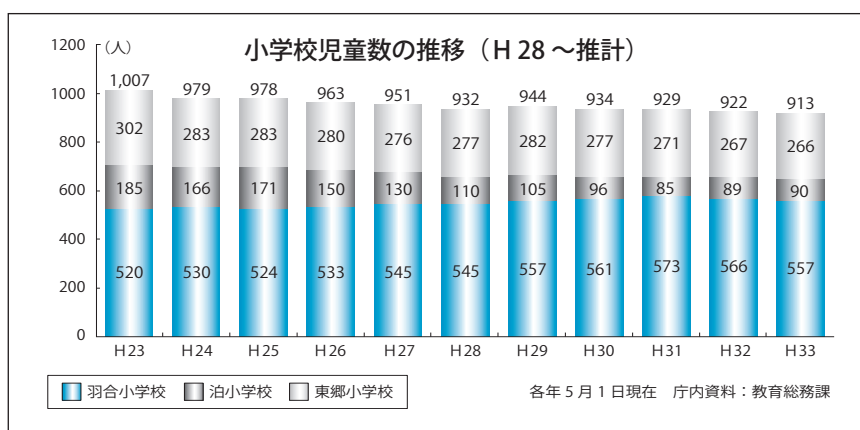
学校評価を確実にを行い、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校づくりを推進します。中長期及び単年度の目標や達成のための具体的な方策を策定し、その達成状況の評価には、学校課題の指摘等ができる学校評価委員による外部評価を効果的に活用し、個々の課題や実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

## 食育の推進（地産地消\*の推進と家庭との連携）

栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに、学校給食の地産地消\*（町内産、県内産品利用）を進め、食育を推進します。また、学校と家庭との連携した食育も推進していきます。

### 【主要事業】

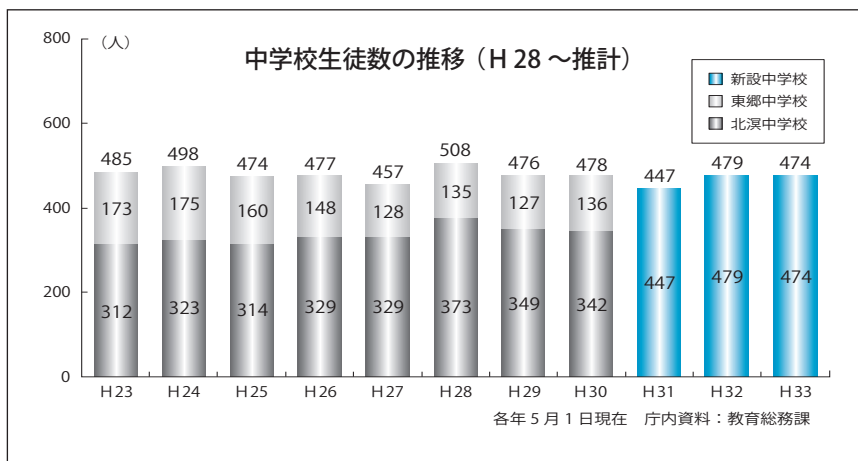
事業名	概要
新中学校建設事業	現在2校ある中学校を統合した新中学校を建設し、生徒により良い学習環境を提供します。
学校給食センター建設事業	現在2施設ある学校給食センターを統合し、新中学校に新しい学校給食センターを併設します。
小・中学校全学年少人数学級*の実施	少人数学級*を編成し、個々に応じたきめ細やかな教育を実践します。
学校支援ボランティアの推進 【地方創生】	地域人材による学校ニーズに沿った学校支援により、学校と地域がともに元気になる関係づくりを推進します。
ふるさと奨学金支援助成事業 【地方創生】	大学等を卒業後、町に移住定住することを条件とした奨学金支援助成制度を創設し、移住定住及び雇用の促進を図ります。（看護師、保育士等を含む）



コーディネート：各部を調整し全体をまとめること。

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

少人数学級：鳥取県では、平成14（2002）年度から義務教育への導入時と中学校入学後に急増する諸課題を未然に防止するため、小学校1・2年生、中学校1年生についての学級編制の少人数化を実施している。さまざまな教育課題を解決するため、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させ、学校生活への対応の円滑化、基本的な生活習慣の習得、基礎学力等の定着を図ることを目的とする。



●小・中学校の学級数の推移 (各年 5 月 1 日現在、H23 ~少人数学級\*、H28 ~推計)

学校名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
小学校	羽合小学校	23(4)	22(4)	22(4)	23(4)	26(6)	26(6)	25(5)	25(5)	25(5)	24(5)
	泊小学校	11(2)	10(2)	10(2)	9(2)	9(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)
	東郷小学校	15(2)	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)	15(3)	14(2)	14(2)	14(2)
中学校	北浜中学校	13(2)	12(2)	12(2)	13(2)	13(2)	14(2)	15(4)	15(4)	—	—
	東郷中学校	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(3)	—	—	—
	新設中学校	—	—	—	—	—	—	—	20(6)	20(5)	19(4)

※ ( ) は特別支援学級数の内数

(庁内資料：教育総務課)

●高等学校進学率の推移

	中学校卒業者 (人)	高等学校入学者 (人)	進学率 (%)
H18	214	210	98.1
H19	186	181	97.3
H20	176	175	99.4
H21	170	167	98.2
H22	165	162	98.2
H23	172	171	99.4
H24	154	152	98.7
H25	161	161	100.0
H26	185	183	98.9

(庁内資料：教育総務課)

●施設の状況

学校名	敷地(m <sup>2</sup> )	設置年月	校舎		体育館		プール 規模(m)
			面積(m <sup>2</sup> )	構造	面積(m <sup>2</sup> )	構造	
羽合小学校	33,881	H18.3	6,602	RC・S・W	1,238	RC	25m×17m
泊小学校	37,477	S62.3	3,686	RC・W	1,262	RC	25m×14m
東郷小学校	34,957	H17.3	5,270	RC・S・W	1,053	RC	25m×15m
北浜中学校	48,471	S45.3	6,810	RC・S	1,472	S	25m×25m
東郷中学校	19,111	S22.3	3,297	RC・S	1,027	RC・S	25m×15m

(庁内資料：教育総務課)

少人数学級：鳥取県では、平成14(2002)年度から義務教育への導入時と中学校入学後に急増する諸課題を未然に防止するため、小学校1・2年生、中学校1年生についての学級編制の少人数化を実施している。さまざまな教育課題を解決するため、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させ、学校生活への対応の円滑化、基本的な生活習慣の習得、基礎学力等の定着を図ることを目的とする。



## 就学前教育の充実

### 【現況と課題】

幼児期は、生活体験を通して人間形成の基礎が培われる時期であり、就学前教育は同世代との集団生活を通じて、信頼感や自立心を育むとともに、基本的な生活習慣を身につけさせる役割を担っています。

幼児の心身の健やかな成長を家庭や地域と育むためには、認定こども園・保育所の別なく、すべての幼児の教育支援体制が必要です。町では、就学前教育の均衡ある発展を目指し、全ての公立保育所・幼稚園を認定こども園に移行することにより、保護者の就労状況及びその変化にも柔軟に対応し、継続して施設利用ができるようになりました。

しかし、町内の就学前教育（保育）施設の中には、施設の老朽化や入所児童数の減少など、運営上問題を抱えている施設があります。そのため、町内すべての子どもたちの教育環境を整えていくことが必要です。

### 【施策の内容】

#### ●園児数の推移

(各年度3月1日現在)

施設名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
浅津保育所	34	44	-	-	-
橋津保育所	31	46	-	-	-
羽合幼稚園	70	74	-	-	-
はわいこども園	-	-	153	160	159
長瀬保育所	112	110	132	142	146
田後保育所	122	115	113	109	105
あさひ保育所	59	60	57	48	51
わかば保育所	31	35	26	26	25
東郷保育所	48	47	47	46	46
花見保育所	80	90	82	78	85
松崎幼稚園	43	42	35	31	25
(私)太養保育園	36	42	42	43	45
合計	666	705	687	683	687

※H22年度・23年度の幼稚園については教育総務課資料。

(資料：社会福祉統計)

※H24年度～26年度のはわいこども園幼稚園部分、松崎幼稚園については子育て支援課資料。

### 教育環境の整備

公立施設は平成27年4月に認定こども園に移行し、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる施設としました。今後も質の高い幼児教育・保育サービスを提供できるよう保育教諭のさらなる資質の向上とクラス担任の正規職員化など、適正な人員配置に努めます。また、児童の減少が続いている2つの認定こども園のあり方については、保護者や地域住民と十分に協議しながら慎重に進め、多様なニーズに対応できる施設運営を図ります。



## 教育内容の充実

豊かな自然環境のもと、自然に触れ、自然に興味や関心を持ち、心豊かに育つこと、探究心をもって関わるができるよう就学前教育を実践します。また、一人一人の発達段階に応じた就学前教育の充実により、基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うように努めます。

また、研修体制の充実等により、就学前教育に携わる保育教諭、保育士等の資質の向上に努めるとともに、園児の小学校への円滑な接続を図ります。

## 支援体制の整備

子育てをめぐる不安等の問題に対する相談体制の充実、配慮が必要な児童や家庭に適切な支援を行うなど、関係諸機関と連携して子育てを支援します。また、子育て支援に関する情報をわかりやすく提供するため、情報提供体制の充実を図ります。

## 家庭や地域との連携

家庭や地域との連携を図りながら教育内容の充実を図り、「生きる力」の基礎や豊かな人間性を育む教育及び家庭の「子育て力」を推進します。

### 【主要事業】

事業名	概要
質の高い教育・保育の提供	幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針で求められる保育や多様なニーズに対応できるよう、保育教諭、保育士など、関係職員の研修を実施し人材育成に努めます。
こども園整備事業	認定こども園の適切な運営のため、必要に応じて修繕工事や増改築、施設統合整備を行い、より良い幼児教育と保育サービスを提供しながら、就学前教育の充実を図ります。

### ●施設の状況

施設名	建物(㎡)	敷地(㎡)	現建物の設置年	園舎面積(㎡)	プール規模(m)
はわいこども園	1,593	8,794	H24	1,588	10×6
ながせこども園	1,358	9,062	H12	1,315	11×6 6×4
たじりこども園	883	3,975	S54	883	10×5 3.5×2
あさひこども園	978	2,865	H 8	978	5.5×3.7
わかばこども園	760	6,817	H10	760	8×4
とうごうこども園	1,380	11,157	H27	1,347	8×6
まつぎきこども園	720	2,737	H14	720	8×5
(私)太養保育園	457	2,055	S51	457	5×4

(庁内資料：子育て支援課)

## 学びとその成果を活用できる社会教育の推進

### 【現況と課題】

本町は、中央公民館、羽合分館、泊分館の3館体制で、地域活性化推進員と連携しながら、それぞれの地域の利用者のニーズに対応した各種講演会、講座、教室の開催を行っています。

しかし、羽合、東郷、泊地域の特殊性もあり、地域単位で開催されている事業も多いことから、これらの事業のあり方を検討することで、地域間の交流をさらに促進していく必要があります。

また、中央公民館、泊分館とも老朽化が進んでいることから、今後、公民館体制、運営方針と併せて、施設の改修、修繕を検討していく必要があります。

一方、図書館（室）については、生涯学習拠点の一つとして、東郷地域に町立図書館、羽合・泊地域にはサービスポイントとして羽合図書館、しおさいプラザとまりがそれぞれ設置されており、学校図書館とネットワークを結びながら、図書の貸し出し、情報提供等により、中高生が利用しやすい図書館づくりに努めます。また、ブックスタート\*、絵本の読み聞かせ、大人の音読会等を通じて、子どもから高齢者まで図書館の利用促進に努めます。

### 【施策の内容】

#### 公民館活動の拡充

公民館では、3公民館（羽合地域、東郷地域、泊地域）が公民館運営委員及び地域活性化推進員と連携を深め、それぞれの地域の利用者のニーズに対応した各種講演会、講座、研修等を通して、社会教育（女性教育、成人教育、家庭・青少年教育、体育・レクリエーションなど）の充実を図ります。また、主催事業だけでなく、関係各課と連携して各種の講座（出前講座）に取り組みます。

#### 住民主導・地域主導の生涯学習支援

生涯学習を推進するにあたり、「湯梨浜町社会教育計画」に基づき、さまざまな施策が計画的かつ効果的に展開できる体制を整備します。

また、公民館と地域活性化推進員と連携しながら、各種講座、教室を開催していますが、これらの内容を吟味するとともに、各地域で実施されている同種の講座、教室を整理、統合も含めて検討し、地域間交流をさらに図るとともに、実施事業の内容充実を図ります。

さらに、町民が自由に、主体的に地域や家庭で取り組む学習活動についても支援していきます。

#### 生涯学習拠点の充実

##### （中央公民館）

生涯学習の拠点である中央公民館は、老朽化が進んでいますが、その公民館体制や管理、運営方針と併せて、施設の改修、修繕を計画的に進めます。

ブックスタート：0歳児健診等の機会に、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報の資料等をプレゼントし、絵本を介してふれあう時間をもつきっかけをつくる活動のこと。

(図書館 (室))

生涯学習拠点として、町立図書館（東郷地域）、羽合図書室（羽合地域）、しおさいプラザとまり（泊地域）の施設の利便性と事業の充実を図り、町民の利用促進に努めます。

図書館機能の拡充

町民の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の図書購入を行うとともに、県立図書館等からの相互貸借により、図書資料の充実に努めます。また、利用者数の一層の増加を図るため、絵本の読み聞かせや音読会をはじめとする図書館活動の充実により、乳幼児から高齢者までのすべての町民の学びの機会と場所を提供し、図書館の利用促進に努めます。

文化団体の育成

文化団体の創作活動など、町民の文化活動に参加する機会を促進するとともに、活動の成果発表の場を積極的に提供していきます。また、サークル、団体による自発的な活動が図られるよう支援を行っていきます。

【主要事業】

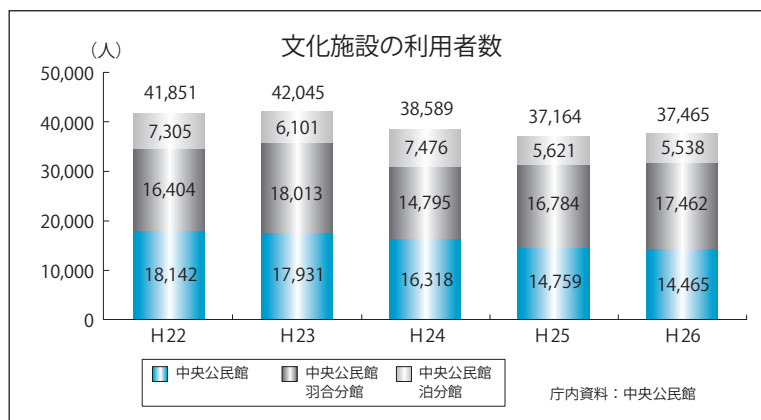
事業名	概要
公民館活動の充実と機能強化	中央公民館及び各分館職員の資質の向上を図り、地域活性化推進員と連携を深め、利用者ニーズに対応した各種講演会、講座、研修会など、公民館の機能充実及び活動の強化を図ります。
図書等の充実	町民の学習要望に応えるため、時代に即した幅広い分野の図書の購入整備や資料収集を行い、学習機会の充実を図ります。
文化団体の育成	町内各種文化団体の活動の成果発表の場を提供するとともに、町民が広く文化活動に参加する機会を積極的に促進します。また、文化団体、サークルによる自主、自発的な活動が展開されるよう支援を行っていきます。

志をもつて共に学び  
明日を拓くまちづくり

●文化施設の状況

施設名	建築年	施設面積(m <sup>2</sup> )
湯梨浜町中央公民館	昭和55年	2,007
湯梨浜町中央公民館羽合分館	平成9年	574
湯梨浜町中央公民館泊分館	昭和50年	936

(庁内資料：中央公民館)



●社会教育関係団体の現況

(平成27年4月現在)

名称	活動概要	団体数	会員数(人)
青少年育成湯梨浜町民会議	家庭・学校・地域社会が一体となって、町民総ぐるみで青少年健全育成を推進します。	1	65
こども園・保育園保護者会・小中学校PTA	学校教育の目標や経営方針に沿った研修及び地域関係諸団体との連携を深め、会員相互の親睦を図ります。	13	1,635
女性団体連絡協議会	会員相互で教養を高め、旧町村それぞれの文化を尊重し合い、親睦を深め、地域づくりに貢献します。	19	927
文化団体協議会	地域における文化の振興育成、普及、向上並びに各種文化団体相互の連携と親睦を図り、地域の文化発展に寄与することを目的とします。	56	621
人権教育推進協議会	差別の現実から深く学び、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決に向けて、本町における学校教育と社会教育とが連携して、人権教育を進めます。	1	全町民
体育協会	湯梨浜町民の体育愛好の精神を培うとともに、体育の振興と体力技能の向上を図り、一致協力、本町の発展に貢献することを目的とします。	15	1,033
スポーツ少年団	スポーツ活動を通じて、青少年の交流及び体位・競技力の向上を図ります。	18	314

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)

●図書館(室)の利用者数

	開室日数(日)	利用人数(人)			貸出冊数(冊)			
		延人数	月平均	1日平均	延冊数	月平均	1日平均	
町立図書館	H22	283	18,436	1,536	65	69,630	5,803	246
	H23	282	20,369	1,697	72	80,337	6,695	285
	H24	283	20,776	1,731	73	82,803	6,900	293
	H25	282	22,250	1,854	79	86,113	7,176	305
	H26	282	22,501	1,875	80	84,601	7,050	300
羽合図書室	H22	283	12,794	1,066	45	41,356	3,446	146
	H23	282	12,667	1,056	45	42,816	3,568	152
	H24	283	9,826	819	35	33,528	2,794	118
	H25	282	8,920	743	32	32,688	2,724	116
	H26	282	7,531	628	27	27,430	2,286	97
しおさいプラザとまり	H22	283	8,031	669	28	26,360	2,197	93
	H23	282	5,444	454	19	18,405	1,534	65
	H24	283	4,109	342	15	14,495	1,208	51
	H25	282	4,584	382	16	15,605	1,300	55
	H26	282	5,236	436	19	18,295	1,525	65

(庁内資料：図書館 団体利用は含まず)

志をもって共に学び  
明日を拓くまちづくり

## 人権尊重のまちづくりの推進

### 【現況と課題】

世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と、平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。そして、これまでさまざまな取り組みが進められてきました。

すべての人が個人として尊重され、平等な権利のもとに生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する町民の理解を得ることも重要です。

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、依然として県内各地で差別発言や差別落書き等の事象が報告され、インターネット\*上での差別書き込み等の事件は、全国的にみても年々増加の一途をたどるとともに、陰湿化しており、問題の深刻さが感じられます。

本町では、人権問題について、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、「湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。また、条例の具現化を図るために「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、町民一人一人の人権が保障される町づくりに取り組んできました。

現在では、部落問題をはじめ、男女共同参画、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、インターネット\*等による人権侵害など、さまざまな人権問題に取り組んでいます。

しかし、町内での差別落書き事件の発生、学校現場で障がいのある人を傷つける発言が繰り返されるなど、依然として存在している偏見や差別意識等多くの課題が残されています。

このため、人権学習や人権啓発活動を通して正しい認識と理解を深め、一人一人の人権が尊重される町づくりを目指し、解決すべき課題に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。

### 【施策の内容】

#### 人権教育の充実

町民一人一人の人権が保障される人権尊重のまちづくりを目指して、各種大会、研修会等の、さまざまな学習機会を提供するとともに、町人権教育推進協議会活動の活性化を図るなど、人権教育・啓発活動を積極的に展開します。また、学校教育においては、身近な差別や偏見に気付き、公正で公平な態度を養うことを通して、不正な行為を絶対に許さないという態度を育てるための人権教育を推進します。

#### 相談・支援の強化

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題について、人権擁護委員との連携を強化するなど、体制の整備・充実を図ります。

また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、関係機関との連携を深めます。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。



## 情報提供と各種団体との連携強化

人権に関する情報収集の充実を図るとともに、広報紙、ケーブルテレビやホームページ\*等を利用した広報、啓発活動の強化を図ります。

また、人権教育推進大会、町民のつどい、ゆりはま人権セミナー、障がい者スポーツ体験教室や各集落で行われる人権教育座談会など、各種研修会等を通して町民の人権意識の高揚に努めます。

## 人材の育成

人権教育研究推進員や各地区の人権推進員を対象に指導者養成講座を開催し、人権教育推進者の人材育成に努めます。

また、行政職員や教職員の研修を充実し、人権尊重意識の高揚や人権問題解決に向けた地域活動への積極的な参加促進を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
人権教育の充実	人権意識を高め、偏見や差別等の心の壁を取り除くため、発達段階や年齢期に応じた人権教育の充実を図ります。
隣保館事業の充実	文化会館（隣保館）を、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消、人権救済、人権教育の拠点施設とします。
人権問題の相談員・人権教育推進員配置、人権教育の充実	人権擁護委員との連携を充実するとともに、生活相談員や人権教育推進員を配置することによって、人権に関する相談、救済、推進体制を整えるとともに、人権教育の充実を図ります。



ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。

## 明日を拓く青少年の育成

### 【現況と課題】

少子高齢化や人口減少、グローバル化のさらなる進展など、社会経済情勢の変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。雇用環境を見ると、非正規雇用の拡大によって、所得の低い若年層が増加し、将来への不安要因となっています。

一方、家庭・地域では、親子のふれあい不足や基本的な生活習慣の確立不足、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ等が指摘されています。

また、スマートフォン等の急速な普及による情報化のさらなる進展は、生活が便利になる一方で、SNS\*による青少年が被害者となる事件やいじめが多発し、インターネット\*に関するトラブルは、ますます複雑かつ多様化の傾向にあります。

さらに、子どもを狙った不審者事案や児童虐待の問題は、学校内のいじめ・不登校の問題とともに、大きな社会問題となっています。

### 【施策の内容】

#### 情報モラル\*の育成

急速な高度情報化社会の中で、子どもたちがインターネット\*や携帯電話の利用に関わる事件、トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。子どもたちが、適正で安全にインターネット\*や情報機器を利用できるよう、研修会の開催や授業参観の活用など、家庭と学校の連携を図りながら、日常生活上のモラルに加えて、情報ネットワーク上での節度ある態度や考え方の育成に取り組みます。

#### 家庭教育の推進

社会が多様化し、便利になっていく反面、慌ただしい日々の中で、親と子の関わりが希薄化し、家庭の中でゆっくりと親子が向き合い、コミュニケーションをとることが少なくなっています。家庭教育は、「生きる力」を育むすべての教育の出発点です。家庭の教育力の低下を直視し、改めて、その重要性を啓発し、実践につなげるため、保護者会やPTAをはじめ、町内各機関との連携を強化し、「湯梨浜町子育て・親育ち6か条」（右図参照）の見直しと一層の推進を図ります。



#### 家庭・地域・学校の連携

家庭・地域・学校が連携して、青少年とさまざまな世代が交流する機会の提供を図り、道徳心や福祉の心、ボランティア精神の育成に努めます。

また、学校においては、思いやりと創造性を育む教育の充実を図るとともに、体験学習や職場体験等を通じて地域との連携を深めます。

さらに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実、開かれた学校づくりなど、地域

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。人と人とのつながりを促進・サポートする幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティー型のwebサイト。  
インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。  
情報モラル：情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度。

で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

### 社会参加機会の充実

青少年が地域の一員として自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるよう、学校と協力して、青少年のボランティア活動や運動会、祭り等の地域活動、体験活動への参加を促進します。

### 指導者の養成

青少年のジュニアリーダーや地域の指導者の育成を図るとともに、講習会や研修会の開催により、指導者の資質の向上を図ります。

### 相談体制の充実

青少年やその家族からの多様な相談に応じることができるよう、関連機関との連携や協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

#### 【主要事業】

事業名	概要
青少年健全育成組織の支援	青少年育成湯梨浜町民会議やPTA、子ども会組織等への支援を行います。
各種体験活動の充実	放課後子ども教室や宿泊体験等を通して、「誇りと責任の自覚」「善悪の判断」「生命の大切さ」等を育む体験学習を行います。
情報モラル*の向上	インターネット*やスマートフォン利用による有害情報への遭遇や、ネットいじめ・犯罪被害等の危険から青少年を守るために、適正で安全な利用方法を学ぶ講習会を開催します。
町民運動の推進	保護者や大人、地域社会のモラルの向上によって、子どものモラル向上を目指し、「大人が変われば子どもも変わる運動」を推進します。また、地域活動やあいさつ運動を通して豊かな心を育てるため、「地域の子どもは地域で見守り育てる運動」を展開します。



情報モラル：情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度。  
インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

## スポーツの日常化と健康習慣の定着

### 【現況と課題】

生涯スポーツは、健康づくりと生きがいづくり等の視点から年々重要性が高まってきており、地域社会の形成にも大きな役割を果たしています。

本町では、グラウンド・ゴルフ発祥の地として毎年全国大会を開催するとともに、各種スポーツ大会を開催し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努めています。

高齢化が進行する中、生涯にわたる健康づくりは、豊かで生きがいのある生活を営むうえで不可欠なものであり、施設の整備や指導者の育成等により、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図ります。

### 【施策の内容】

#### ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

町民の健康や生きがいづくりのため、グラウンド・ゴルフをはじめ、だれもが取り組みやすいニュースポーツ\*やウォーキングなど、それぞれのライフステージや個人の体力・ニーズに応じた運動・スポーツ活動の普及、推進に取り組み、日常的にスポーツに親しむ習慣の定着化を進めます。

#### スポーツ団体の育成とスポーツの振興

少年期から生涯を通じてスポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、体育協会及び関係諸団体と連携しながら、それぞれの団体が機能、役割を発揮できるよう支援します。

スポーツ関係団体と連携して各種スポーツ大会等の充実を図り、競技人口の増加と選手育成、強化に取り組みます。さらに、スポーツ団体組織の体制強化にも積極的に取り組むとともに、社会体育施設の適正な整備を行うことにより、だれもが快適にスポーツを楽しむことのできる環境づくりに努めます。

#### 指導者の育成

多様な町民のニーズに応えることができるよう、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員に研修を実施し、指導力の向上を図ります。

#### スポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設のあり方を検討するとともに、学校体育施設の開放により、町民の身近なスポーツ活動の場の充実を図ります。

また、施設管理者や宿泊施設等と連携しながら複合的なスポーツ施設利用を模索し、町民の利用はもとより、町外者の利用を促進します。

ニュースポーツ：だれでも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に、新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

## イベントの開催

健康づくり、観光産業等と連携しながら、単なるスポーツイベントにとどまらず、多面的な効果が得られるよう努めます。

### 【主要事業】

事業名	概要
町民スポーツ大会の充実	各種のスポーツ大会を実施し、スポーツを楽しむ機運を醸成するとともに、町民相互の連帯を図ります。
スポーツ少年団運営事業	町内スポーツ少年団活動を支援するとともに、指導者の育成を図り、青少年健全育成の理念のもと、少年期の健全な発育を促します。
スポーツ推進委員活動支援	スポーツ振興法に規定されるスポーツ推進委員について、その活動を支援し、生涯スポーツの指導者として育成します。

### ●スポーツグループ等の活動状況（平成27年4月1日現在）

名称	団体数
湯梨浜町体育協会	15
湯梨浜町スポーツ少年団	18

（庁内資料：生涯学習・人権推進課）





## 豊かな歴史・文化と伝統の継承

### 【現況と課題】

本町は、豊かな自然環境とともに、東郷池周辺を中心に多くの歴史的文化遺産を豊富に有しています。これらは、貴重な財産であり、今後、これらを守り伝えていくためには、その価値と歴史を知ってもらうことが重要です。啓発活動等を通じて文化財保護思想の普及を図るとともに、各種の文物や史跡、民俗・伝統芸能等、これまで受け継がれてきた有形無形の歴史文化遺産を次世代に継承する必要があります。

また、文化財の保護・保存・管理にとどまらず、文化財を観光資源として、あるいは生涯学習の対象に据えるなど、さまざまな形で活用することが求められています。町外の人に「歴史と文化のまち・湯梨浜」として積極的に情報発信することが必要です。

歴史民俗資料館やハワイ風土記館等の既存の文化施設については、常に利用拡大が求められます。専門家の意見も取り入れながら、展示内容の見直しやイベントに併せた無料開放、さらには、企画展を開催するなど、活用方法を検討し、利用拡大を図ります。

### 【施策の内容】

#### 文化財の保存・活用・継承

文化財は、歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であり、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、文化財を適切に保存し、活用するためには、文化財の状況を把握し、その結果に基づき、文化財の種別や特性に応じた修復や保存など、必要な措置を計画的に実施する必要があります。適切な状況で文化財を保存・継承するため、定期的に文化財の点検を行うとともに、調査・研究を行い、重要かつ早急な保護が必要なものについては、指定等速やかな対応を行います。

#### 伝統文化の保存と振興

長い時間の中で先人達が創りあげてきた伝統文化は、その地域に暮らす人々の中で脈々と受け継がれ、地域独特の個性を表現するものです。伝承されてきた伝統文化は、住民の一体感を深めるとともに、地域活性化の一助となります。伝統文化の再評価や価値づけをしっかりと行う中で、地域の魅力を掘り起すとともに、次世代へ確実に伝承していくため、担い手の育成や伝統文化の保存団体の活動支援を行います。

#### 文化財の普及と啓発

町内には多くの文化財があります。しかし、日々の生活に根差した身近な存在であるがゆえに、日頃その価値に気づきにくいものです。身近にある文化財に目を向け、その価値や歴史を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、郷土意識の源となります。ふるさとの歴史と文化を学ぶため、現地学習会や歴史講演会の開催、歴史民俗資料館の利用促進を図ります。

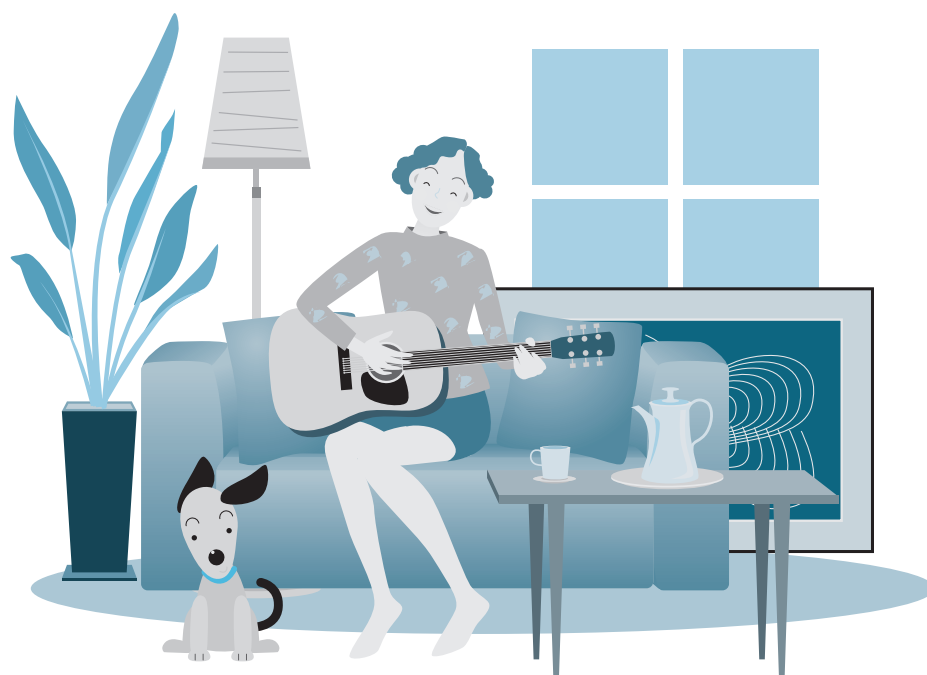
## 文化・芸術活動の振興

町民の参加意欲を高めるような文化教室等の開催を心掛け、自主的な芸術・文化活動を積極的に支援します。やりたい、学びたいと願う愛好者に活動の場を提供し、既存グループの活性化を図るために、文化サークル会員の交流や、新たに希望する人とつながる交流会を積極的に開催します。また、それらの活動成果の発表の場や機会の創出に積極的に取り組み、住民作品展等の各種イベントの開催、町民ミュージカルの支援など、文化活動の発信の場を設けます。

また、ハワイアロハホールを芸術文化の拠点として位置づけ、優れた芸術鑑賞の機会や文化交流の場を提供していきます。

### 【主要事業】

事業名	概要
文化活動の推進	町民が地域とのつながりに理解を深め、楽しみながら活動できるようにするため、文化団体をはじめ、特色ある地域の活動団体の育成や郷土芸能の後継者育成等を推進します。
歴史的文化財の保存事業	国宝、無形民俗文化財、建造物、史跡、名勝、天然記念物など、国や県、町指定の数多くの優れた文化財の保護・保存・管理に努め、適切な活用を図ります。
伝統文化の保存と振興	各地区の伝統文化の継承によるふるさとづくりを推進するため、地域に根ざした伝統行事、文化行事の保存や振興を支援します。



●指定文化財一覧

国指定文化財

(平成27年4月現在)

指定種別	分類	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
国宝	考古資料	伯耆一宮経塚出土遺物	昭和28. 3.31	宮内・倭文神社 (東京国立博物館で展示中)
史跡	経塚	伯耆一宮経塚	昭和10.12.24	宮内・倭文神社
〃	古墳	橋津古墳群	昭和32. 6. 3	橋津・個人
〃	〃	北山古墳	昭和55. 6. 3	野花・長和田・個人
〃	政治に関する資料	鳥取藩台場跡 橋津台場跡	昭和63. 7.27	長瀬・鳥取県
名勝	庭園	尾崎氏庭園	昭和12.12.21	宇野・個人
重要文化財	考古資料	伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪一括	昭和61. 6. 6	町管理 (羽合歴史民俗資料館に展示中)
〃	建造物	尾崎家住宅	平成25. 8. 7	宇野・個人

県指定文化財

指定種別	分類	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
史跡	城跡	羽衣石城跡	平成13. 3.23	羽衣石・町・個人
無形民俗文化財	風俗習慣	東郷浪人踊	昭和37.10.16	松崎・東郷浪人踊保存会
〃	〃	田後神社頭屋祭「宮の飯」	昭和61. 4.18	田後・田後当渡し行事保存会
保護文化財	彫刻	弘法大師坐像	昭和29. 6. 9	石脇・石脇区
〃	〃	恵比寿天像	平成 9. 2.28	園・園区
〃	〃	大黒天像	平成 9. 2.28	〃
〃	〃	大日如来坐像	昭和56. 2. 3	高辻・高辻区
〃	考古資料	長瀬高浜遺跡玉作関係資料一括	平成 4. 4.14	町管理
〃	建築	古御蔵 附古御蔵天保十四年建替棟札1枚 片山蔵 三十間北蔵	平成16. 2. 3	橋津・町
〃	〃	籠守神社本殿附墓股1枚	平成18. 7.18	埴見・籠守神社

町指定文化財

指定種別	名称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
史跡	河口城跡	昭和49. 1.23	泊・町管理
〃	報国盡忠碑(関連石碑4基)	平成26.10.23	橋津
名勝	今滝	昭和61.11. 1	北福
〃	宮戸弁天	〃	宮内
〃	亀石	〃	宇野
〃	宇野地藏ダキ	〃	宇野
〃	出雲山展望台	〃	上橋津
〃	馬ノ山展望台	〃	橋津
天然記念物	松崎神社社叢	昭和52. 1. 1	松崎・松崎神社
〃	長伝寺大シイ	〃	長和田・長伝寺
〃	宮内井戸の椿	〃	宮内
〃	トウテイラン自生群落	昭和52. 3.28	橋津
〃	更田家のシイの木	昭和61.11. 1	久見・個人
〃	更田家墓地のマキの木	〃	〃
〃	国主神社の社叢	〃	漆原・国主神社
〃	海食崖(海食洞)	平成26.10.23	橋津
〃	羽衣岩	〃	羽衣石

指定種別	名 称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
天然記念物	羽衣池	平成26.10.23	羽衣石
〃	百年樹	〃	久見・個人
有形文化財	野方廃寺瓦一括	昭和52. 1. 1	野方・町管理
〃	石帯	〃	宮内・個人
〃	小銅鐸	〃	漆原・個人
〃	陶経筒	〃	高辻・個人
〃	長栄寺天井絵	〃	別所・長栄寺
〃	装飾画「平和の苑」	〃	町管理(東郷庁舎)
〃	装飾画「桐花瑞鳥図」	〃	久見・東郷中学校
〃	日本各時代意匠表紙図案	〃	町管理
〃	覚善寺天井絵	〃	方地・覚善寺
〃	長伝寺天井絵	昭和52. 1. 1	長和田・長伝寺
〃	薬師如来坐像	昭和54. 1. 1	中興寺・龍徳寺
〃	十一面観音菩薩立像	〃	松崎・西向寺
〃	不動明王像	〃	〃
〃	毘沙門天立像	〃	〃
〃	青面金剛像	〃	〃
〃	阿弥陀二十五菩薩立像	〃	引地・大伝寺
〃	中将姫像	〃	〃
〃	聖観音立像	〃	埴見・円通庵
〃	泊の地藏菩薩	昭和60. 3.25	泊・泊区
〃	ぼう製三角縁獣帯文鏡	昭和61. 1.27	町管理(泊歴史民俗資料館に展示中)
〃	一石彫成五輪塔	平成 3. 1.22	筒地・個人
〃	岡本稚樹家文書	平成 3. 4.25	町管理
〃	南条元清寄進状	〃	小鹿谷・個人
〃	後陽成天皇口宣案	〃	藤津・個人
〃	鳥取藩着座和田氏旧領知分小鹿谷絵図	〃	小鹿谷・個人
〃	天保14年河村郡宮内村田畑地続全図	〃	町管理
〃	天保14年河村郡小鹿谷村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年12月河村郡田畑村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年河村郡中尾村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年正月河村郡山辺村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年2月河村郡別所村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年2月河村郡別所村田畑地続全図(2枚組)	〃	〃
〃	天保14年11月河村郡片面村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年3月河村郡高辻村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年12月河村郡河上村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年6月河村郡久見村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保14年12月河村郡中興寺村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年6月河村郡白石村田畑惣絵図面	〃	白石区
〃	天保14年2月河村郡別所村田畑地続全図(2枚組)	〃	別所区
〃	天保14年9月河村郡長江村田畑地続全図	〃	長江区
〃	天保14年河村郡南谷村田畑地続全図	平成17.12.25	町管理
〃	天保13年河村郡下浅津村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保13年河村郡上浅津村田畑字寄地続全図	〃	〃
〃	天保13年河村郡光吉村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保12年河村郡赤池村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保15年河村郡田後村田畑地続全図	〃	〃
〃	天保15年河村郡長瀬村田畑地続全図(2枚組)	〃	〃
〃	天保15年河村郡水下村田畑地続全図	〃	〃
〃	天井絵	平成26.10.23	松崎・西向寺

志をもつて  
明日を拓く  
まちづくりに  
共に学び

指定種別	名 称	指定年月日	出土地又は所在地(所蔵者)
有形文化財	丈六の地藏菩薩立像	平成26.10.23	橋津・西蓮寺
//	灘郷神社の狛犬一對	//	泊
//	天保13年河村郡赤池村田畑地続全図	//	町管理
//	天保15年河村郡赤池村田畑地続字限絵図	//	町管理
//	天保15年湊村田畑地続字限絵図	//	町管理
//	嘉永2年上浅津村田畑全図(嘉永2年)	//	町管理
//	天保15年河村郡久留村田畑字限絵図	//	町管理
//	天保15年河村郡上浅津村田畑字限絵図	//	町管理
//	弘化5年南谷村田畑地続全図	//	町管理
//	弘化5年南谷村分絵図面写し	//	町管理
//	河村郡長瀬村田畑字限絵図・東畑方	//	町管理
//	宇谷村田畑地続全図・2枚組(北・南)	//	町管理
//	弘化2年宇谷村分絵図面写し	//	町管理
//	天保年間地続絵図(園村)	//	町管理
//	竜吐水	//	橋津・町管理
無形民俗文化財	茶町踊	昭和56. 6. 1	橋津・ふるさとの文化を守る会
//	宇野三ツ星盆踊り	昭和61. 4. 1	宇野・宇野三ツ星踊り保存会
//	湊神社の祭礼行事	平成19. 6. 1	橋津・ふるさとの文化を守る会
//	泊の大名行列	平成19.12.17	泊地区・泊地区大名行列保存会
//	泊貝がら節	平成19.12.17	泊地域・泊貝がら節保存会
//	九品山・中将姫の練供養	平成26.10.23	引地
//	百万遍念仏・数珠繰り(上橋津観音堂)	//	上橋津
//	百万遍念仏・数珠繰り(長伝寺)	//	長和田
//	百万遍念仏・数珠繰り(佐美公民館)	//	佐美

(庁内資料：生涯学習・人権推進課)





## 男女共同参画社会の実現

### 【現況と課題】

固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下など、さまざまな不平等をもたらしています。

また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンス\*やセクシュアル・ハラスメント\*等の実態も顕在化しています。

このような状況を踏まえ、国は、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、「湯梨浜町男女共同参画条例」を制定するとともに、平成26年に「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」を策定し、心豊かで活力ある町の創造を目指しています。

今後、これらの条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、地域、学校など、あらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進するとともに、意識の改革を行っていく必要があります。

### 【施策の内容】

#### 総合的な施策の推進

「湯梨浜町男女共同参画条例」、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 意識の改革

男女共同参画社会への意識の高揚を図るため、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等と連携を図りながら、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発を進めます。

#### 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、各種団体やグループ等の学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、さまざまな課題の解決を目指し、地域で活動する人材の育成を進めます。

#### 家庭における男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護、その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。



ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など、親しい関係にある(あった)パートナーからふるわれる暴力のこと。  
セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせのこと。「改正男女雇用機会均等法」は、職場において行われる性的な言動で、女性労働者の対応によりその労働条件につき不利益を受けること、または、その性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることをセクシュアル・ハラスメントと定義している。

## 労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画の啓発に努めるとともに、仕事と家事・育児・介護等の両立支援や妊娠・出産期における健康の支援のための環境整備を事業者と協働して進めます。また、各種講座の開催など、女性のさまざまな就労を拡大するための施策を推進します。

## 働く親のための子育て支援

働く親の就労を援助するため、放課後児童クラブや認定こども園・保育所の延長保育など、働く親のための子育て支援を充実します。

## 町政の場における男女共同参画の推進

女性の意見を行政に反映させるため、各種委員会・審議会・附属機関等への女性の登用率の向上を図り、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

### 【主要事業】





事業名	概要
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現を目指すため、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、啓発活動、学習会等の事業を実施します。
男女共同参画週間啓発活動	6月23日から29日の男女共同参画週間に啓発活動を行います。
「ゆりはま家族の日」の実施	11月第3金曜日を「ゆりはま家族の日」、その週を「家族の週間」と定め、家族の絆を深める運動を展開します。
フォーラムの開催	男女共同参画推進会議が中心となってフォーラムを開催し、町民全体の意識の高揚を図ります。
審議会の開催	毎年事業成果を検証し、男女共同参画プランを推進します。
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 【地方創生】	企業等を対象にセミナーを開催し、男女ともに子育てなど、生活と仕事とを両立できる職場環境づくりを推進します。





# 未来を創造する 先駆的なまちづくり



 都市機能の充実 （快適な都市空間の創造） .....	74
 情報通信環境の整備 .....	77
 資源・エネルギー対策の推進 .....	80
 小さな拠点づくり .....	82



## 2. 未来を創造する先駆的なまちづくり

### 都市機能の充実（快適な都市空間の創造）

#### 【現況と課題】

#### 都市計画

本町の都市計画施設は、街路、公園、流域・公共下水道が計画決定されています。これらの施設を適切に配置し、計画的に整備を進めていくため、平成16（2004）年に羽合都市計画区域及び東郷都市計画区域において「鳥取県都市計画区域マスタープラン」が定められたところです。しかし、まちづくりの主体となる町では都市計画マスタープランを定めておらず、都市計画における明確なビジョンがないため、地域の特性を反映した都市計画区域のあり方が示されていないという課題があります。また、合併以前の都市計画区域で設定されており、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する区域が合併後の行政区域と合致していない等の問題点があります。

このため、自然環境、交通条件、市街化の状況、さらに隣接する市町の現状等も考慮しながら、本当に求められる都市計画や都市施設のあり方を検討し、明確にする必要があります。

#### ユニバーサルデザイン\*のまちづくり

今後ますます人口減少、高齢化が進んでいく中で、すべての人にやさしいユニバーサルデザイン\*のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

そのため、だれもが暮らしやすく、自家用車に頼らなくても生活していけるコンパクトなまちづくりを推進し、新たな町民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境に配慮した取り組みを推進するなど、暮らしに安心と快適性をもたらす、個性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

#### 地籍調査

現在、土地に関する資料としては、法務局にある登記簿や公図、役場が保管する土地台帳がありますが、これらは明治時代に租税徴収を主目的に調査した地租改正の際、簡便な測量技術によって行われたものであるため、不完全な箇所が多く、実際の土地と大きな相違が見られるものがあります。また、東日本大震災の復興に地籍調査の重要性が示され、湯梨浜町地域防災計画に位置付けたところであり、地籍調査は、地権者の保護、公共事業の円滑化、的確な課税等を行うために重要な事業です。

本町においては、羽合地域が昭和32年度から、泊地域が昭和52年度から調査に着手し、既に完了していますが、東郷地域については平成7年度から着手しており、現在もその進捗を図っているところです。

本町の必要な調査面積は73.83平方キロメートル（内、0.84平方キロメートルは除外）であり、平成26年度までに52.05平方キロメートルを完了し、約70.5%の進捗率となっています。電子土地行政に対応する町全体の正確な公図、データを早期に作成するために、

ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。



今後、さらに推進体制の充実を図り、より積極的に事業を展開することが必要です。

### 【施策の内容】

#### 都市計画基礎調査の実施

都市計画道路、公園、下水道等の都市計画施設の計画的な整備、見直しを実施していくとともに、無秩序な開発を防止し、調和のとれた都市景観・空間を創出していく施策を推進していくため、都市計画基礎調査を実施します。また、都市構造の変化に対応するため、都市計画図の修正を行います。

#### 適切な土地利用の誘導

調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため、「鳥取県都市計画区域マスタープラン」や「鳥取県国土利用計画」「鳥取県大規模集客施設適正立地広域ビジョン」「湯梨浜町土地利用計画」「湯梨浜町農業振興地域整備計画」等土地利用計画及び関連計画に基づき、規制・誘導等諸制度の総合的かつ計画的な運用に努めます。

また、合併により、町内に2つの都市計画区域があることから、都市計画区域の再編も検討します。

さらに、町が主体となって計画的な土地利用を推進していくため、「湯梨浜町都市計画マスタープラン」を策定します。

#### 都市機能の向上と市街地の整備

これまでの市街地整備の成果や低未利用地等の既存ストックを最大限活用しながら、都市の魅力や効率性かつ効果的に高めるとともに、だれもが暮らしやすく、すべての人が利用しやすい公共空間や道路など、都市施設の整備、市街地の活性化を計画的に進めます。

#### 福祉のまちづくりの推進

ノーマライゼーション\*の理念に基づき、子どもからお年寄り、障がいのある人等すべての人が安心・安全に移動手段を確保することができるよう、福祉のまちづくり計画を策定し、公共施設のバリアフリー\*化に努めます。

また、地域が一体となって要援護者等が身近な地域で安心・安全に暮らすための地域づくりを進めることにより、心の通ったまちづくりを推進します。

#### 公共施設の跡地利用

統廃合後の学校など、公共施設の跡地施設は貴重な町民の財産であり、その価値を最大限に引き出し、本町の活性化に向けた取り組みの中で、より有効に機能させることが必要です。

今後、多くの公共施設が本来の目的を果たし、新たな跡地施設となることも想定されるため、財政状況やそれぞれの施設の事情を勘案しながら、最適な活用方法の検討を進めます。

ノーマライゼーション：子どもや女性、障がいのある人、お年寄りなど、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現を目指すこと。  
バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

## 地籍整備の促進

町民の貴重な財産である土地の権利に関する明確化と土地利用の実態を把握するため、土地所有者の協力のもと、計画的かつ効率的に地籍調査を進めます。調査結果は、地理情報システム（GIS）としてシステム化・データベース化を図るなど、公共事業の用地調整や的確な課税等の土地行政の円滑化に活用します。

また、第6次国土調査事業十箇年計画（H22~31）に沿って調査事業量を確保し、継続して第7次国土調査事業十箇年計画（予定）の施行と早期完了に向けた必要事業費を国、県等の関係機関に要望します。

### 【主要事業】

事業名	概要
地籍調査推進事業	<p>税の公平化及び土地のあらゆる施策の基礎資料として活用を図るため、地籍調査事業を積極的に推進します。</p> <p>【実施計画】</p> <p>第6次国土調査事業十箇年計画（H22~31） 22.0平方キロメートル</p> <p>第7次国土調査事業十箇年計画（H32~41）予定 10.1平方キロメートル ※H36現地調査完了予定 H38数値情報化完了予定</p>
福祉のまちづくり計画策定	<p>人権尊重、ノーマライゼーション*の理念のもと、公共施設のバリアフリー*化など、物理的・心理的・社会的両面の環境整備をさらに促進することにより自立した生活を確保し、安心して生活ができ、より一層の社会参加ができる社会の実現、福祉のまちづくり促進を図ることを目的として策定します。</p> <p>【策定期間H28年度】</p>
地域集会所等バリアフリー*助成事業 【地方創生】	<p>地域交流の拠点となる地域集会所等のバリアフリー*化を行う改修工事に対し、その経費の一部（上限666千円）を助成することにより、地域住民が安心して利用できる拠点づくりの促進を図ります。</p> <p>【実施計画 H27年度~H31年度】</p>
支え愛活動支援事業	<p>地域住民が主体となって、地域支え愛マップの作成を通じ、障がい者や要介護者等の要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、要支援者等が身近な地域で安心・安全に暮らすための地域づくりを推進します。</p>

ノーマライゼーション：子どもや女性、障がいのある人、お年寄りなど、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現を目指すこと。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

## 情報通信環境の整備

### 【現況と課題】

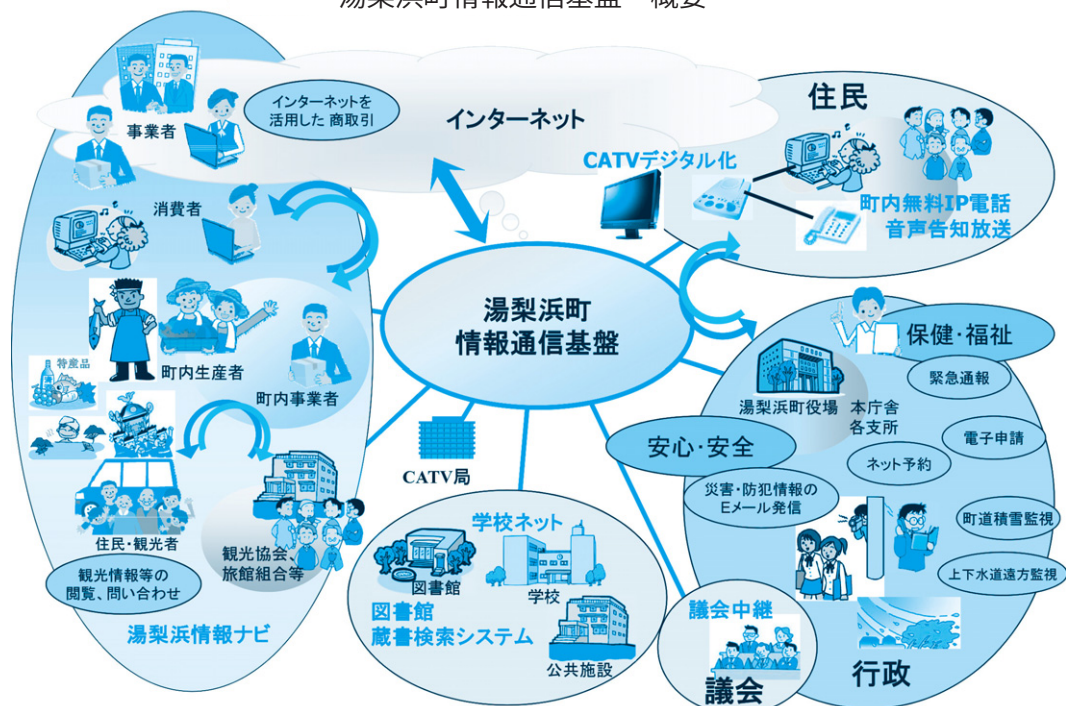
国の推進するスマート・ジャパンICT\*戦略にも象徴されるとおり、ここ数年のICT\*（情報通信技術）は、急激に進展しています。これにより、家庭生活における情報化は高度化・多様化し、行政へのニーズもますます高まっています。

本町の情報通信整備の状況は、町村合併前から町内全域に防災行政無線の開局や農村型CATV\*の放送によって、行政情報、防災情報等の各種情報の提供を行ってきました。さらに、このCATV\*網を利用した音声告知機を町内ほぼ全域に設置したことにより、より多くの生活・産業等の情報提供が可能となりました。

しかし、情報通信設備の老朽化や日々進化する情報化社会への対応が困難となってきたため、平成21年度には光ファイバー網による情報基盤整備（FTTH\*）を行い、CATV\*局の撮影・編集機材の更新や多用途音声告知機への更新により、町内ブロードバンド環境を構築し、高速通信網が完成するなど、情報通信ネットワークの基盤整備を推進しました。これにより、CATV\*のデジタル化と町内無料IP電話\*、高速インターネット\*を利用できる環境が整い、生活の利便性が向上しています。

防災行政無線施設の整備については、平成18年度に防災行政無線をデジタル化し、戸別受信機等を町内のほぼ全世帯に設置して、防災情報及び連絡放送を行っています。さらに、時間的余裕がない大規模な自然災害等に対処し、最新の情報を的確かつ瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備しました。

湯梨浜町情報通信基盤 概要



ICT：information and communication technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（information technology）の方が定着しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

CATV：community antenna televisionの略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。有線テレビジョン放送、またはケーブルテレビジョンともいう。テレビジョン放送の再送信はもちろん、自主制作テレビジョン番組のほかファクシミリ、静止画、文字情報など、音声や音楽を扱う有線ラジオ放送以外のすべての有線放送。

FTTH：光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービスのこと。光ファイバーを一般個人の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線により、高速かつ大容量のデータ通信サービスが可能である。

IP電話：電話会社の一般加入電話網を経由せず、インターネットを経由して音声通話を行うサービスのこと。インターネットを使っている部分には通話料金が掛からないため、一般加入電話網を使う電話に比べて安く利用できる。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

未来を創造する  
先駆的なまちづくり

地理情報システム（GIS）は、施設、道路、土地等の情報をデジタル化された地図に表示させることだけでなく、複数の種類の情報を組み合わせて分析したり、各情報を効率的に伝達・共有を図ったりすることが期待されていますが、現在は利用できる情報が限られているため、庁内の横断的な活用はできていないのが現状です。

また、情報化が進展する一方で、近年はコンピューターウイルスが蔓延するなど、その脅威が増しつつあります。個人情報も多く扱う地方自治体では、しっかりとした情報管理と強固なセキュリティー\*確保等リスクマネジメントが求められているとともに、今後、高速情報通信インフラを活用し、多様化する町民ニーズへの対応や住民サービスを充実していくことが必要です。

## 【施策の内容】

### 情報通信ネットワーク基盤整備の推進

FTTH\*情報通信ネットワークにより、町民・事業者・行政の共有財産である情報の共有を進めます。

また、庁舎内の機器等の整備を進め、行政事務・公共サービスの向上、申請手続きの簡素化、福祉、教育、産業など、あらゆる行政分野での利用を検討します。

### 情報技術の活用の推進

多様化する町民ニーズへの対応や住民サービスの充実を目指し、CATV\*施設はもとより、通信衛星と防災行政無線施設を利用した全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、大規模な自然災害等について「早くて・正確な」情報伝達の実施に努めます。

### 電子自治体構築の推進

庁内のICT\*化を推進するとともに、鳥取情報ハイウェイとの接続により、総合行政ネットワークを構築し、窓口のワンストップサービス\*の推進など、電子自治体の構築を推進します。

また、イントラネットを活用した電子申請等の行政手続システムの構築を目指すなど、行政ネットワークの活用を図ります。

地理情報システム（GIS）の一層の充実、活用を図るため、地籍情報のデータベース化、行政情報のシステム化を推進し、イントラネットにより住民へ情報提供を行います。

### 情報化に伴う安全対策の推進

ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報等の情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。

**セキュリティー**：危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。不慮の事故や天災から守る防犯と悪意のある人物や団体から守る防犯に大別される。  
**FTTH**：光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービスのこと。光ファイバーを一般個人の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線により、高速かつ大容量のデータ通信サービスが可能である。

**CATV**：community antenna televisionの略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。有線テレビジョン放送、またはケーブルテレビジョンともいう。テレビジョン放送の再送信はもちろん、自主制作テレビジョン番組のほかファクシミリ、静止画、文字情報など、音声や音楽を扱う有線ラジオ放送以外のすべての有線放送。

**ICT**：information and communication technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（information technology）の方が定着しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

**ワンストップサービス**：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス体制のこと。



## 個人情報保護の推進

行政が保有する情報のうち個人情報に関するものは、その収集、管理等について適正な取り扱いをするとともに、自己情報の開示、訂正等の権利を保障することを含め、総合的に個人情報保護の推進を図ります。

## 情報教育の推進

情報機器やシステムを活用できる教育環境を整備し、「わかる授業」や学ぶ意欲を高める授業の工夫、地域に向けた学校情報の発信に努めます。

一方で、多様な情報の氾濫や、情報通信環境の発達により、携帯電話・スマートフォン等のインターネット\*を通じた犯罪が社会問題化しており、児童生徒に適切で安全な情報リテラシー（利活用）教育を実施するとともに、児童生徒を通じて家庭や地域を含めた日常生活上のモラルに加え、ネットワーク上の節度ある態度や考え方の育成について、情報教育の推進を図ります。

パソコンや携帯型端末機器を活用したソーシャルネットワーク社会での適正な関わり方について、学校での情報教育や公民館での家庭教育等の機会を捉え、情報教育の推進を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
ICT*活用授業の充実	パソコン教室を利用した学習や、教材提示装置・プロジェクター等の情報機器を活用し、授業への集中や理解を促します。また、教員のICT*活用指導力の向上も推進します。
ICT*推進事業 【地方創生】	無料公衆無線LAN環境整備や地方に暮らしながらICT*を活用して都市部と同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を推進します。
電子自治体の構築	電子申請等の行政手続の電子化を進めるとともに、ホームページ*、メールマガジンなど、行政情報の公開を推進します。



インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。  
ICT：information and communication technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（information technology）の方が定着しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。  
ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。



## 資源・エネルギー対策の推進

### 【現況と課題】

「地球温暖化問題」は日常生活や事業活動におけるエネルギーの利用に関わる問題であり、人類のエネルギー使用の増加は地球温暖化を加速して、水循環、生態系、農業、人の健康等のさまざまな分野に影響を及ぼすものとして懸念されています。

このような問題に対し、世界各国が協力して温室効果ガス\*の排出を抑制するために「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」において採択された京都議定書に基づき、わが国は二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。次の段階の温室効果ガス\*削減について、わが国は、平成20（2008）年6月に発表した「福田ビジョン」において、世界全体の二酸化炭素の排出量を現状に比して平成62（2050）年までに半減させることを提案しています。

このようなことから、国としては、平成62（2050）年までの長期目標として、温室効果ガス\*排出を現状から60～80%削減することとし、その実現に向けた潜在的な技術開発力が存在することを明らかにするとともに、平成20（2008）年7月には「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定したところです。

本町においては、平成14（2002）年度に日本海からの風を有効活用しようと、鳥取県内初の風力発電施設1基を潮風の丘とまりに設置しました。環境に配慮したクリーンエネルギーの推進にいち早く取り組み、住民の環境保全に対する意識の啓発に努めるとともに、その取り組みを契機として省エネルギーの普及促進に努めています。

また、自然エネルギーを通じた環境への意識は、さらなる取り組みの推進を促し、潮風の丘とまりをはじめとする太陽光発電設備の公共施設への率先導入へとつながりました。以降、段階的に整備し、現在では発電した電力の全部又は一部を庁舎・学校・図書館・避難所等で活用するなど、エネルギー資源の循環に努めています。

さらに、平成27(2015)年度には、地域資源である温泉を活用した発電を行う事業者を支援することで、東郷地域において中四国エリア初となる温泉熱発電\*事業が稼働しました。

加えて、発電後の熱水について多目的に活用できるよう施設整備を進めることで、公共施設における重油使用量削減など、環境負荷低減への取り組みを行っています。

今後も、地域の特性に応じた多様な手法を効果的に導入していくことにより、引き続き

### ●自然エネルギー施設一覧

施設名	施設の概要	年間使用量相当世帯数
湯梨浜町風力発電施設	1基 600Kw	200
潮風の丘とまり太陽光発電施設	1基 25Kw	8
中央公民館泊分館屋上太陽光発電施設	1基 26Kw	8
泊小学校太陽光発電施設	1基 20Kw	6
湯梨浜町役場太陽光発電施設	1基 30Kw	9
はわいこども園太陽光発電施設	1基 10Kw	3

(庁内資料：企画課)

温室効果ガス：地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスと言われている。  
温泉熱発電：温泉の熱を利用して行う発電のこと。

自然エネルギーの活用を推進していくとともに、これらの取り組みを継続的に実践し、さらなる効果を上げていくために、私たち一人一人の意識を変革し、それぞれの立場で取り組みを進める必要があります。

### 【施策の内容】

#### 公共施設への新エネルギー導入の推進

町がこれまで豊富な資源を活かして取り組んできた発電事業について、これまでの取り組みによる効果を評価したうえで、引き続き取り組みを推進します。

また、公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備や太陽光発電、温泉熱利用システム等の導入を検討します。

#### 民間施設への新エネルギー導入の推進

事業者や町民の間で、太陽光発電や風力、温泉熱等の新しいエネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発を行うとともに、各種支援制度の検討を行います。

また、新エネルギーや地熱開発について、広報・研修会・地熱発電後の熱水2次利用の促進等を通じて理解を深めます。

#### 省エネルギーの推進

環境負荷の軽減、脱温暖化を目指し、ISO14001\*の鳥取県版であるTEAS（鳥取県版環境管理システム）の導入に努め、町をあげて省エネルギーへの取り組みを推進します。

### 【主要事業】

事業名	概要
公共施設への太陽光発電等の設置	主要な公共施設へ太陽光発電設備等の整備を推進します。
太陽光発電等補助事業	家庭で太陽光発電設備等を設置する人に補助を行います。
風力発電設備の評価・検討	風力発電設備について評価、検討を実施します。
地熱開発促進事業	地熱発電及び地熱利用を促進します。



ISO14001:国際標準化機構(International Organization for Standardization)が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称。環境マネジメントシステムとは、企業や自治体等の組織が自らの活動によって生じる環境への負荷を低減するように配慮・改善するための組織的なしくみのことを言う。

## 小さな拠点づくり

### 【現況と課題】

現在、泊地域では、中央公民館泊分館の老朽化が激しく、改築の検討を迫られています。また、近接する青少年の家についても建築後かなりの年数が経過し、従来から統廃合の検討がなされてきました。また、泊支所、漁村センターも老朽化が進展しており、将来の施設のあり方を検討することが急務となっています。

一方、泊地域内には、スーパーやコンビニエンスストア、ガソリンスタンドがなく、食料品や日常生活用品の購入は地域外のスーパー等まで出かける必要があり、特に高齢者等交通手段の限られた方にとっては大変な苦勞をされているのが実情です。

これらの地域に密接した諸課題を解決するためには、地域の将来について、まずは住民のみなさんが主体的に考える仕組みづくりが必要です。そのため、地域おこし協力隊<sup>\*</sup>等を活用して、徹底したボトムアップの体制を構築します。

そして、最初からフル装備ではなく、身の丈にあった小さな拠点づくりからスタートし、将来にわたって持続的発展可能な地域を支える体制を構築します。

なお、泊地域だけでなく、同様の環境となっている地域もあることから、泊地域をモデルとして町内へ波及させることも検討します。

### 【施策の内容】

#### 小さな拠点事業の推進

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店・診療所等の生活サービスや地域活動を支えるための仕組みをつくり、人々が集い、交流する機会を広げ、新しい集落地域の再生を目指します。

### 【主要事業】

事業名	概要
小さな拠点事業 【地方創生】	老朽化した公共施設を複合施設として整備したり、買い物支援等の生活サービスを支える仕組みをつくり、新しい集落地域の再生を図ります。



<sup>\*</sup>地域おこし協力隊：人口減少や高齢化が進む地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・教化をはかっていくことを目的とした制度。

# にぎわいと活力ある まちづくり



■ 農林水産業の振興 .....	84
■ 商工業の振興 .....	96
■ 観光の振興 .....	99
■ 雇用及び労働福祉対策の推進 .....	103



### 3. にぎわいと活力あるまちづくり

#### 農林水産業の振興

##### ① 農業の振興

##### 【現況と課題】

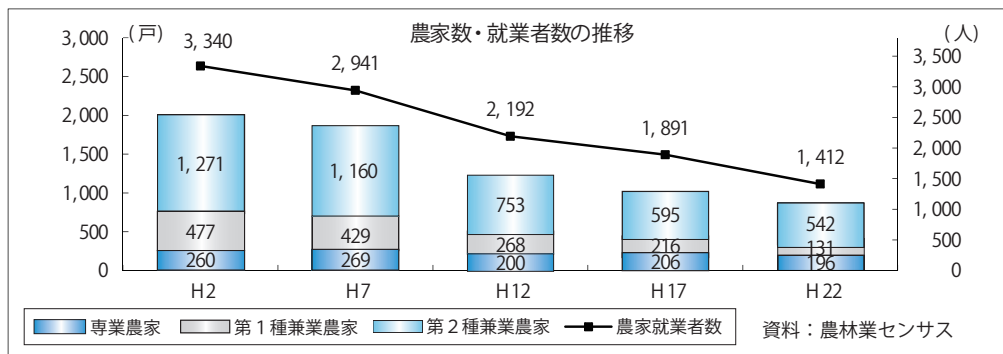
##### 農業の振興

本町の農業は、827haの耕地で1,393戸の農家によって営まれています。そのうち869戸の販売農家が728haの耕地を活用して、水稲、梨、ブドウ等を中心に生産しています。

販売農家数の内訳をみると、専業農家196戸、第1種兼業農家131戸、第2種兼業農家542戸と兼業農家が大半を占めるなど、農家の農業への依存度も低下してきています。

このような状況の中で、町民の生活に深くかかわり、本町の基幹産業である農業の発展を目指すためには、地域の立地に適した生産システムを確立し、魅力とやりがいのある農業を推進するとともに、農村環境の整備を図っていく必要があります。

このため、生産基盤の整備や消費者ニーズに即した産物の振興、農業に携わる幅広い人材の育成・確保を推進することが必要です。



#### 農産物の生産振興

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心に果樹・園芸農業が展開されています。また、生産調整の取り組みとして、大豆を中心とした集団転作及び飼料用米の作付けを行っています。しかし、農業就業者数は少子高齢化や就業者の農業離れにより、平成17(2005)年の1,891人から平成22(2010)年の1,412人と減少しています。さらに、農業者の高齢化と相まって、資材費の高騰や水稲をはじめとする農産物価格の低迷により、農業就業者数が減少し、中山間部を中心とする農地の荒廃が進んでいます。

また、環太平洋連携協定(TPP)\*が発効すれば、安い輸入品との競争を強いられることになり、生産者の収入減少につながる恐れもあります。

このことを踏まえ、認定農業者等の個人の農業者はもとより、集落を基礎とした営農組

環太平洋連携協定(TPP)：太平洋を囲む国々が輸入品の関税をなくしたり、人やお金の行き来をやすくしたりして、自由な経済圏を作る取り組み。



織の育成（法人化）を推進し、地域の担い手として育てる必要があります。

本町の二十世紀梨生産は、100余年に及ぶ歴史を誇り、生産者の栽培努力により名実とも日本一と呼ばれる名産品となっています。しかし、栽培は老木園と急傾斜の樹園地が多く、梨生産の省力化を進める必要があります。

ブドウ（ピオーネ）生産については、老木の改植、施設の老朽化、土づくり等の課題はあるものの、産地形成を維持していくことが必要です。

また、施設園芸のイチゴ、メロン、ハウレンソウ等は、産地として定着しており、これらの市場評価の高い作物の推進を図るとともに、観光と結びついた取り組みを展開していく必要があります。

さらに、「二十世紀梨を大切にす条例」をもとに、二十世紀梨をまちの特産品として町民に再認識していただくとともに、梨、ブドウ、イチゴ、メロン、ハウレンソウ等は、町全体として地域活性化策や観光振興策との連携を図りながら、情報発信、地産地消\*、6次産業化\*へ向けた取り組みを図る必要があります。

## 特産梨等の産地活性化

本町の名産である二十世紀梨は、明治39（1906）年に導入（湯梨浜町大字別所）され、平成18（2006）年に100年を迎えました。この間、生産者をはじめ、関係者のたゆまぬ努力によって、日本一の生産を誇る名産に育ちました。梨の生産は、本町の経済基盤を築き、支えるとともに、山肌を利用した樹園地は、本町の緑豊かな景観を形成し、中山間地の維持管理や水の保全にも大いに貢献してきました。

一方で、樹園地の改良や樹種転換、後継者の確保等の課題も多く抱えています。

しかし、本町が特色のある、より魅力的な地域として発展していくためには、二十世紀梨や東郷池、はわい温泉・東郷温泉等は欠くことのできない大きな財産です。このため、これらの財産を町民あげて積極的に支援し、連携を図りながら活用していくことが、21世紀の地域づくりとして求められています。

そこで、情報通信技術を活かした販売体制を進め、消費者ニーズに対応した産地戦略を推進していくとともに、環太平洋連携協定（TPP）\*の発効に伴い、海外への販路拡大を検討していくことが重要です。

## 農業生産基盤の整備

生産性を高める農業生産基盤整備の推進は重要です。平野部では、水田のほ場整備も中山間部を除き生産条件の改善は図られましたが、中山間部に広がる樹園地の多くは傾斜地であることから、基盤整備が遅れています。また、近年、老朽化した農道や用排水路等の土地改良施設の維持補修に係る経費が増大し、施設の長寿命化対策が必要となっています。

そのため、多様化する農業生産を支える土地基盤整備は、引き続き地域の特性に応じた整備を推進し、生産性の向上による農家経営の安定化が必要です。

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

6次産業化：農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。

環太平洋連携協定（TPP）：太平洋を囲む国々が輸入品の関税をなくしたり、人やお金の行き来をしやすくしたりして、自由な経済圏を作る取り組み。

## 多様な農業者の育成

本町の農業就業人口は、65歳以上の割合が7割を超えるなど、一段と高齢化が進み、農家人口及び農業従事者が減少しています。また、農業の将来を担うべき農業経営者や新規就農者の大幅な増加が見られず、後継者の確保も不十分な状況となっています。

鳥取県が平成27年3月に策定した鳥取県農業活力増進プランにおいては、10年後の鳥取県農業を支えるため、多様な担い手が活躍する環境を整えるとしています。本町においても、地域農業の維持・発展のため、認定農業者や新規就農者、集落営農組織の育成を引き続き進めていくほか、担い手の不足する地域においては、企業が農地の受け皿となり得ることから、これらの参入についても推進していきます。

## 遊休農地及び耕作放棄地対策

農村環境が周辺住民へもたらす多くの恩恵は計り知れないものがありますが、就農者の高齢化や担い手不足により、農地の遊休、荒廃化が年々進行しています。今後は、地域の中で農地が持つ多面的な機能や価値を再認識し、将来にわたって、その役割が最大限発揮できるよう集落ぐるみで取り組むことが重要です。また、イノシシやカラス、ヌートリアなど、有害鳥獣による農産物被害が拡大しており、農家の経営意欲の減退を招くとともに、離農の加速も懸念されています。そのため、被害発生箇所やその周辺を含めた地域ぐるみでの集団的な被害予防対策が必要となっています。

### 【施策の内容】

## 農産物の生産振興

効率的な生産体制の確立と農地の有効利用を図るため、土地利用型作物を中心に、農作業の受委託や農地の利用集積を進めながら、認定農業者や集落営農組織等の担い手を中心とした地域農業を推進します。

低農薬、有機栽培等、環境に配慮した農業を推進し、消費者が求め、消費者に選択される農産物の供給を目指します。

果樹・施設園芸等の振興を図るため、新品種（新甘泉等）の導入促進や省力化、さらにはきめ細やかな生産指導など、効率的な生産を推進するとともに、農産物の高品質化を推進します。

町内で収穫される新鮮で安心・安全な農産物を学校給食の食材として活用し、また、町内で供給・販売できる体制づくりを促進します。

農林水産物の付加価値を高め、所得の向上や雇用の確保に繋げるため、中部地区産学金官連携推進連絡会等を最大限活用し、事業者と生産者のマッチングに加え、農業への企業参入についても積極的に推進し、6次産業化\*や障がい者雇用など、農商工福連携を促進します。

## 特産梨等の産地活性化

本町では、名産二十世紀梨を町民の誇りとして大切にし、地域の特産として振興しようとして「二十世紀梨を大切に作る条例」を制定しています。引き続き、町民・生産者・関

6次産業化：農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。

係者との連携により、元気な産地づくりを進めます。

特に梨については、市場等で評価の高い鳥取県育成の新品種である新甘泉等の栽培面積の拡大を進めるとともに、ジョイント栽培の普及により、梨生産の省力化や労力の分散化を図り、収益性の向上を目指します。そのため、樹園地の平坦化と機械化を推進し、果樹産地としての地域向上と活性化を図ります。

さらに、日本の梨産地として維持・発展をしていくためにも、果樹園や栽培技術の継承を促進し、女性や定年を迎えた人たちが就農しやすい環境づくりを推進します。

また、本町特産のブドウ、イチゴ、メロン、ハウレンソウ等の園芸品目については、農業用施設の低コスト化を推進するとともに、温泉熱利用の検討を推進します。さらに、直売や加工等の6次産業化\*等を応援し、販売促進を図ります。

### 農業生産基盤の整備

農産物の流通と農村地域の生活基盤の改善等に益する農道や樹園地地帯における営農労力を軽減するための農道網など、それぞれの目的にあった整備を推進します。

老朽ため池の整備を推進し、農業用水の安定確保を図るとともに、防災上の観点から放置ため池の対策を講じます。

水田の農業基盤については、効率的な用水確保と干ばつ被害の解消を図るため、用排水路整備を推進します。

羽合堰、羽合畑かんがい施設に見られるように、老朽化した土地改良施設の長寿命化対策及び改修を推進し、住みよい農村環境をつくとともに、農業に取り組める環境整備を図ります。

### 多様な農業者の育成

現在、町内にある10組織の集落営農組織の持続的発展を推進するとともに、「集落の農業・農地は自分たちで守る」地域農業を醸成し、集落営農の組織化を促進します。

地域のリーダーとして、また、集落営農の中核となる人材を育成確保するため、引き続き支援措置を講じて認定農業者の確保に努めるとともに、町認定農業者協議会と連携しながら、農業経営基盤強化促進法に基づいた本町の魅力ある農業振興を目指します。

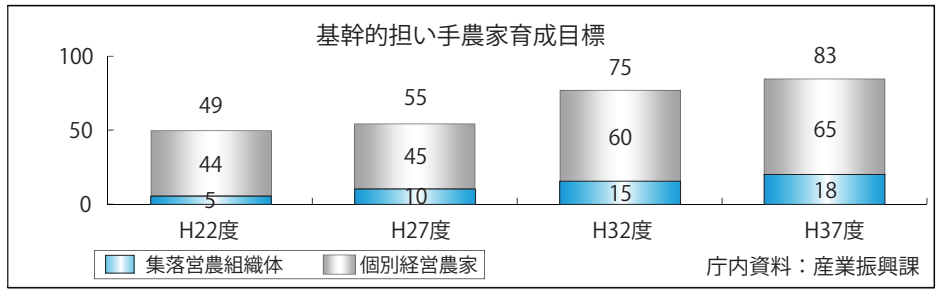
意欲ある就農者（I・J・Uターン\*等）に対して、状況に応じた生産技術や農業経営の方法を学ぶ講習会等の情報提供、就農者の支援事業を推進するとともに、町独自の担い手農家の認定基準を制定するなど、意欲ある農家が活躍できる環境を整備します。

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域の農業の発展に資するとともに、担い手の不足する地域においては、企業が農地の受け皿となり得ることから、企業の参入を推進します。

高齢者の豊かな知識と経験を活かすとともに、女性の農業における役割の重要性から、適切な研修の実施等の活動の助長を促し、地域農業の担い手として町と農業協同組合が一体となって育成に努めます。

6次産業化：農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。

I・J・Uターン：Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを言う。



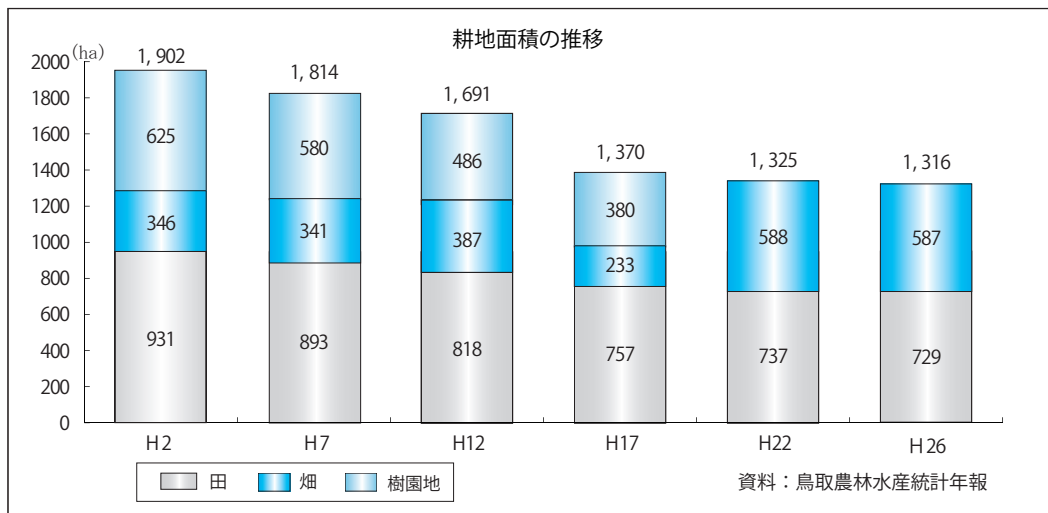
### 遊休農地及び耕作放棄地対策

湯梨浜町の農地は、東郷地域、泊地域を中心に中山間地域が多く、しかも生産者の多くは、60代から70代が中心となっていることから、後継者の確保や新規就農者の育成が重要です。そこで、新規就農者や後継者に対する技術継承等の支援を行うほか、農業生産法人等事業者を活用しながら、農地の荒廃を防ぐため利用集積を推進します。農地の賃借については、認定農業者、新規就農者、農業生産法人等は農地中間管理事業を活用した利用権設定を、その他の農業者については、通常の利用権設定での農用地利用集積を推進するとともに、農地の売買を円滑に進める農地保有合理化事業の推進に努めます。

特に、高齢化や後継者が皆無なこと等で、耕作をあきらめる農家もあります。これ以上耕作放棄地を増やさないためにも、農地中間管理事業を活用して、担い手に集約を図ることが必要ですが、町では、農業は、広域的に振興する必要があるとの認識から、町外の担い手農家に対しても、必要な支援を行うことができるよう検討していきます。

また、集落等の営農組織の育成を進めるとともに、農作業の受委託を促進し、農地の有効活用を図ります。

さらに、町内全域で発生、拡大している有害鳥獣の農作物への被害を減少させるため、電気柵、ワイヤーメッシュなど、侵入防止施設の整備及び有害鳥獣の捕獲体制の整備を図りながら、被害拡大防止に取り組みます。



●主要農作物の生産指標

区 分	H7		H12		H17		H22		H26	
	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)	作 付 面積等 (ha)	生産量 (t)
米	653	3,502	507	2,655	481	2,440	469	2,510	449	2,200
梨	478	10,516	367	8,791	310	6,410	-	-	-	-
ブロッコリー	5	34	3	14	2	14	-	-	-	-
スイカ	21	783	16	703	9	310	-	-	-	-
キャベツ	11	339	5	142	3	62	-	-	-	-
その他野菜	54	1,034	46	880	67	1,079	-	-	-	-
豆 類	26	60	44	71	67	142	71	112	58	102

(資料：鳥取農林水産統計年報)

●農業の主要指標の推移

区 分	単 位	H2	H7	H12	H17	H22
農業粗生産額	百万円	5,254	5,500	3,750	2,840	
農業生産所得	百万円	2,418	2,480	1,360	910	
農家一戸当耕地面積	ha	0.95	0.98	1.38	1.35	0.95
農家一戸当生産所得	千 円	1,204	1,335	1,114	895	

(資料：鳥取農林水産統計年報)

【主要事業】

事 業 名	概 要
優良農地確保対策事業 (農道網整備)	町内における農道すべてを対象に調査し、計画的な整備を推進します。
優良農地確保対策事業 (用排水路整備)	羽合堰整備、羽合畑地かんがい施設整備をはじめとする用排水路関係施設の整備を推進します。
老朽ため池対策事業	ため池調査結果（H21）に基づく対策を実施します。また、老朽ため池整備を推進します。
土地改良施設長寿命化対策事業	老朽化した土地改良施設の維持補修を推進し、施設の長寿命化を図ります。
集落営農体制推進事業	農業用機械の共同利用や農業施設の管理・整備により、集落営農体制の維持・充実に努めます。
農業担い手育成対策事業 【地方創生】	地域農業の担い手となり得る認定農業者及び集落営農組織の育成・確保に努めます。また、新規就農者や意欲ある農業者に対しては、積極的に支援します。
鳥獣被害対策事業	有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、電気柵等の侵入防止施設の整備や有害鳥獣の捕獲体制の整備を図ります。



事業名	概要
農地流動化促進事業 【地方創生】	認定農業者や集落営農組織による農作業の受委託や農用地の利用・集積を促進します。特に、耕作放棄地が目立つ砂丘畑の再生のための取り組みを積極的に支援します。
環境にやさしい農業の実践	環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践を推進します。
地産地消*推進事業	地域の活性化を図る「食」に関する生活文化を継承するため、農産物の町内での供給販売体制の確保や学校給食へ地元産農産物を提供するなど、地産地消*を推進します。
農地保有合理化事業 【地方創生】	農地の賃貸や売買による農地保有合理化事業を推進します。
鳥取梨等生産振興事業 【地方創生】	樹園地造成・果樹棚整備や施設整備（かん水、排水等）、二十世紀梨の耐病性品種への更新、新甘泉等の市場人気の高い新品種の導入など、梨産地としての生産振興を推進します。
みんなでやらいや農業支援事業	意欲ある農業者の支援、生産振興を推進します。
二十世紀梨を大切にすまちづくり事業 【地方創生】	PR活動（情報発信）や梨の日（7月4日）行事の充実に努めるとともに、生産地のシンボルとなる梨並木や梨庭園の充実に努めます。
町特産品等販売促進 【地方創生】	特産品等の果物暦の作成や元気な産地づくりのPRと販売促進により、特産品の販売促進に努めます。
知的所有権取得支援 【地方創生】	町内の名産・特産について、GIマークや商標権、意匠権等の取得・更新に係る調査・研修費用等を助成します。
農業生産基盤整備事業の推進	農道等維持管理事業の充実、農道、農業用排水、暗きょ排水等施設整備など、農業生産基盤の整備を推進します。
温泉熱活用事業 【地方創生】	温泉熱を活用して農業を行おうとする事業者の取り組みに対して、支援を行います。

## ②林業の振興

### 【現況と課題】

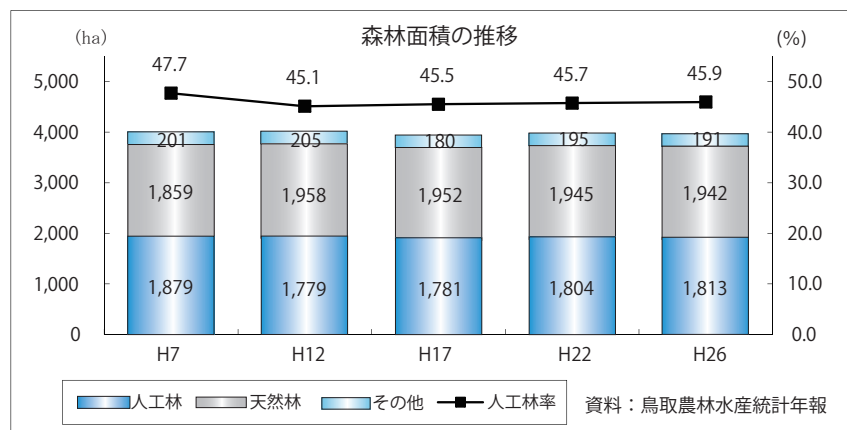
森林面積は 3,946ha で、本町の総面積の約 50% を占めており、これらの有効活用は山間農林業者の生活向上に大きな影響を持っています。

現在、戦後造林されたスギ、ヒノキ等の人工林が間伐時期を迎えていますが、木材単価の低迷から林業採算性の悪化等により林業生産活動も停滞しています。このため、手入れ不足の森林が増えるとともに、竹の繁茂が著しく、森林機能が十分に発揮できていない状況となっています。

また、担い手の減少と高齢化から適正な森林管理が困難な状況にありますが、森林は木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れ等の災害を防止する町土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収及び保健休養の場など、町民生活に多様な役割を持っており、将来にわたって育てていく必要があります。

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

そのため、健全な森林の維持造成に努めるほか、竹林整備を推進する等の環境整備を進め、緑豊かな生活環境を推進していくことが重要です。



## 【施策の内容】

### 森林の整備・保全

森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な間伐や枝打ち等の保全対策を推進するとともに、ナラ枯れや松くい虫等の森林病虫害の防除など、その対策を講じます。

機能に応じた適切な森林施業を推進しながら、森林整備を図ります。また、公益的機能の発揮に対する要請に適切に対応します。

森林環境保全税を活用し、竹林整備への取り組みを推進するとともに、支援に努めます。森林と人とのふれあいの場として、生活環境保全林の環境整備を図ります。

### 林業生産の振興

森林整備の推進、生産コストの低減及び山村地域振興を図るため、林道・作業道等の整備を推進します。

また、森林の保護啓発を推進しながら、造林事業等の支援制度の情報提供を行い、林業生産活動の活発化を図れるよう、担い手の育成や労働力の確保など、森林資源の充実を図ります。

### 林産物の振興

町内の竹林面積は、135ha（平成26年度鳥取県林業統計）となっていますが、管理が行き届かず、そのほとんどが放置竹林となっています。

そのような中で、近年では、町内企業によるタケノコの製品化が進み、需要が増加していますが、供給が追い付かない状況です。

そこで、タケノコ栽培ができるよう竹林の整備を促進し、タケノコの量産を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
竹林整備事業	放置竹林の拡大防止を図るため、森林環境保全税による支援制度を活用した竹林整備の推進に努めます。
松くい虫等防除事業	町内の松を松くい虫被害から守るため、高度公益木、地区保全林等の保全に努めます。

### ●所有者別森林面積の推移

(単位：ha)

区分	H7	H12	H17	H22	H26
国有林					
公有林	659	699			
民有林	3,280	3,243	3,913	3,944	3,946
合計	3,939	3,942	3,913	3,944	3,946

(資料：鳥取農林水産統計年報、鳥取県林業統計)

※平成 17 年度から公有林の区分はなくなり、民有林に含まれた数値。

### ●林道の現況

路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備考
鉢伏林道	4.0	3,242	北福～川上
浪人越林道	3.6	1,124	別所
鉢伏林道	2.5	3,076	白石
下夕谷林道	2.5	448	羽衣石
宇坪谷林道	4.0	399	別所
白石林道	2.5	111	白石
松上林道	2.5	400	小鹿谷

(庁内資料：産業振興課)

### ③水産業の振興

#### 【現況と課題】

本町の水産業は、内水面漁業と海面漁業があります。

内水面漁業は、東郷池でのシジミ・ウナギ・フナ等の漁獲が中心となっています。しかし、近年シジミの漁獲量が安定していないことや、以前生息していたワカサギ等が見当たらなくなるなど、東郷池の漁場環境の悪化が懸念されています。

海面漁業は、泊漁港（2種）と羽合漁港（1種）、石脇、小浜地方漁港を有し、これらの漁港を中心として漁業が営まれています。漁業従事者の高齢化や後継者不足が進行し、漁獲量は減少傾向にあります。

また、資源水準の低下、輸入水産物の増大、さらには燃油高騰の影響から漁業収入が低

迷するなど、大変厳しい状況が続いています。

東郷池や海岸域を取り巻く環境は改善されつつありますが、資源を守るために継続性のある保全対策が必要です。

#### 【施策の内容】

漁業後継者及び新規漁業者の育成を図るため、町と漁業協同組合が一体となった取り組みの中で、意欲ある志望者の育成に努めます。

レジャーとの融合を図る施策を関係者と調整を行いながら、自然と観光を活かした遊漁事業の促進・支援を図ります。

資源水準の低下、燃油高騰等の社会的要因の対応策として、魚価の向上（委託セリ販売以外の漁協独自の流通経路の開拓と有利販売）、栽培漁業の取り組みの継続（アワビ・サザエ等の種苗放流）、省エネ操業（省エネ機関の換装、LED照明等によるコスト削減）の導入について、漁業者に対する支援を行います。

水産業は豊かな食生活と水域環境保全を支えており、この産業の魅力を幅広く伝えるとともに、地産を全国に情報発信します。

### 内水面漁業の振興

東郷池への有用魚類の稚魚放流、シジミの稚貝放流・増殖を推進します。

漁場の保全、環境美化により資源の安定確保に努め、漁業生産の向上を図ります。

また、東郷池の自然環境保全活動を地域住民との協働により展開し、健全な漁場を確保します。

### 海面漁業の振興

泊漁港については、一部老朽化した基盤施設を機能保全整備し、県中部の中核漁港として有効利用を図ります。

羽合漁港については、沿岸漁業の生産基地として機能するための対策を実施します。

鳥取県漁業協同組合及び中部漁業協同組合と連携し、アワビ、サザエ等の種苗放流事業を推進するとともに、沿岸域の漁場資源を確保します。

また、沿岸域の環境を守るために、各関係機関と連携しながら、保全対策を実施します。

#### 【主要事業】

事業名	概要
池沼資源増殖対策事業 【地方創生】	魚介類の資源を保護するために、稚魚、稚貝の放流等を行います。
内水面漁場環境保全事業	東郷池の池面、池底の清掃活動や覆砂等を行うなど、漁場環境の保全、環境美化に努めます。

事業名	概要
羽合漁港整備調査計画事業	羽合漁港の機能回復のために、調査、整備計画を行います。
栽培漁業地域支援対策事業 【地方創生】	魚介類の資源を保護するために、稚魚、稚貝の放流等を行います。沿岸域の魚場資源を確保するために、漁礁設置等を行います。
海岸環境保全事業	各関係機関と連携しながら、羽合漁港区域内の環境保全活動を行います。
漁業振興対策事業 【地方創生】	観光資源としての活用、漁業後継者・新規就業者の育成、地産の情報発信等を行います。

●漁業種別漁獲量の推移

(単位：t)

区分	合計	小型底びき網	その他刺網	いか釣	その他釣	その他延縄	地びき網	船びき網	その他の漁業種類
H 5	290	25	136	4+x	11	-	x	x	108
H10	283	58	126	38	4+x	-	x	x	52
H15	512	12	428	19+x	6	x	x	-	19+x
H20	298	x	212	15	7	-	5	-	23+x
H25	263	x	196	17	x	-	4	-	38

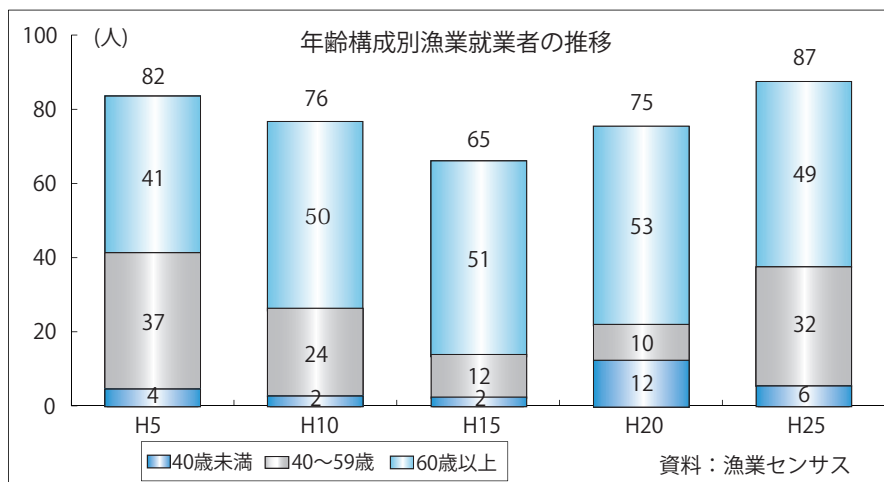
(資料：鳥取農林水産統計年報)

●漁業就業者の推移

(単位：人)

区分	男	女	合計
H 5	77	5	82
H10	75	1	76
H15	61	4	65
H20	73	2	75
H25	81	6	87

(資料：漁業センサス)



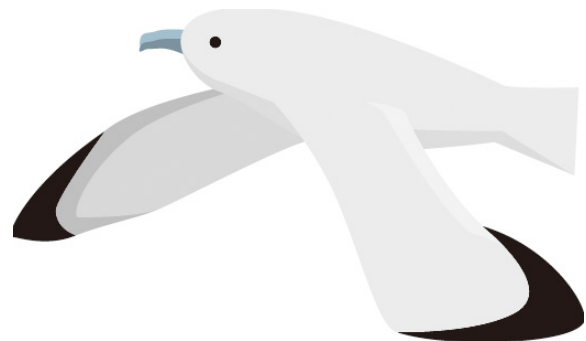


●経営体階層別経営体数の推移

(単位：経営体)

区分	合計	漁船 非使用	漁船操業(トン)					小型 定置網	地びき網	海面 養殖
			無動力 船	動力船 1未満	1~3	3~5	5~10			
H 5	70	2	-	24	10	32	1	-	-	1
H10	72	3	-	24	12	31	1	-	1	-
H15	60	3	-	17	8	30	-	-	1	1
H20	56	5	-	14	8	28	-	-	-	1
H25	49	7	-	16	7	18	-	-	-	1

(資料：漁業センサス)



にぎわいと活力ある  
まちづくり

## 商工業の振興

### 【現況と課題】

#### ① 商業

本町の商店は、そのほとんどが家族従業員型及び兼業型商店で、その規模は小規模なものが大半です。景気の低迷や人口減が続く中で、近隣の大規模小売店や郊外型店舗との競合により、空き店舗の増加など、活力が低下しつつあります。さらに、情報化の進展による販売手法の多様化など、消費者の景況感が悪化しています。加えて、店舗の老朽化、経営者の高齢化や後継者不足といった問題が発生しています。

このような中、既存の商店に関しては、消費者ニーズの多様化及び高度化に対応するため、関係機関が協働して互いの知恵を出し合うことにより、地域の活力を維持することが必要です。商工会との連携を強め、快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化を促進するとともに、空き店舗等の有効活用や店舗の個性化への支援を図る必要があります。

また、魅力ある商店の形成に向けて、内在する魅力の再発見や周囲に存在する魅力を活用するなど、個性と魅力を活用し、周囲と連携した取り組みも必要です。

#### ② 工業

本町には企業数が少なく、製造業の中心産業である縫製業及び電子部品組立業の雇用力が小さいため、多くの労働力は町外に流出しています。さらに、大規模な工場を立地できる用地がないため、企業誘致は難しい状況です。

しかし、企業の立地は雇用の確保の面で効果が大きいことから、鳥取自動車道の整備等による交通アクセスの向上や今後見込まれる公共施設の跡地を利用して、企業の誘致に取り組んで行く必要があります。

### 【施策の内容】

#### 商工業環境基盤の整備

経済情勢の現状把握や変化に対して専門的な知識を有する商工会、金融機関等と連携して、起業や新たな事業展開である第二創業を目指す個人や事業者をサポートします。

さらに、本町の農林業や観光業等との連携により、特産品開発やブランドづくりに努めます。

また、通信販売市場がインターネット\*をけん引役として成長を続けていることから、この手法を活用した商品の情報発信や販路拡大を支援します。

地域住民の利便性や、交流の場としての機能を向上させるなど、商店同士が連携し、地域に愛される商店を目指します。

#### 誘致体制の整備

空き店舗を活用した起業、町内に事業所を新規立地する個人や事業所のための奨励金制度により、事業所を誘致する環境を整えます。県と連携して ICT\* を活用したコンテンツ系企業の立地を進めます。

また、農業、漁業、観光等の地域資源を活用するなど、人の流れを呼び込むための体制

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。  
ICT：information and communication technology の略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT（information technology）の方が定着しているが、国際的には ICT の方が通りがよい。総務省の「IT 政策大綱」が 2004 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

づくりに取り組みます。

### 商業の経営基盤の強化

商工会や広域的な組織である鳥取県中部商工産業支援センターと連携しながら、経営指導体制の強化を図るとともに、融資制度の活用により、経営基盤の強化と安定化を促進します。

### 次世代を担う人材の育成

商店街の活性化に向けて、次世代を担うリーダーや商店街で商いをする若手店主を育成する取り組みを支援し、活気と魅力にあふれる商店街を目指します。

#### 【主要事業】

事業名	概要
じげ産業育成支援事業 【地方創生】	起業や第二創業、販路開拓等を総合的に支援することで、地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図ります。
空き店舗の有効活用 【地方創生】	町内にある空き店舗を活用して事業を行う個人、企業を支援することで、商工業の活性化と移住定住を進めます。
企業立地の促進	町内で一定額以上の設備投資を行う事業者に対し、新たに賦課される固定資産税の相当額以内の奨励金により、町内の新規立地や事業拡大を促進します。
事業者支援 【地方創生】	商工会と連携し、町内事業者の相談や、有益な情報の提供を行います。
ふるさと名物応援事業 【地方創生】	商工業者が、地域資源を活用して取り組む新商品の開発や販路開拓等に支援を行います。

●業種別商業の状況

	産業分類細分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)	売場面積 (㎡)	
卸	各種商品卸売業					
	繊維・衣服等卸売業					
	飲食料品卸売業					
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業					
	機械器具卸売業					
	その他の卸売業					
	卸 売 業 計	14	61	187,400	-	
	小	各種商品小売業	-	-	-	-
		繊維・衣服・身の回り品小売業	14	55	60,700	2,971
		飲食料品小売業	53	241	416,500	5,857
		機械器具小売業	14	50	88,300	393
		その他の小売業	42	208	358,600	9,277
無店舗小売業		4	27	20,100	-	
小 売 業 計	127	581	944,200	18,498		
合 計	141	642	1,131,600	18,498		

(資料：H24 経済センサス)



にきわいと活力ある  
まじくくり

## 観光の振興

### 【現況と課題】

観光を取り巻く環境は、経済不況や少子高齢化に伴う人口減少、個人の価値観の多様化による個人旅行の増加、海外旅行志向の高まりによる国内宿泊観光の減少、観光資源や観光地の魅力を活かした地域間競争の激化、さらには情報通信技術の発達・普及による個人旅行の活発化など、さまざまな要因により急速に変化しています。本町の温泉地（はわい温泉・東郷温泉）の宿泊客数は、平成21年度以降はやや増加傾向にあるものの、平成15年度の約20万人と比較すると、約4万人減少している状況です。また、外国人観光客の誘致に国、県をあげて取り組む中、本町においても、韓国、台湾、中国を中心とする外国人観光客（インバウンド）は、増加傾向にあります。

本町は、県内で2番目に大きい池「東郷池」に面する2つの温泉地「はわい温泉」「東郷温泉」を有するほか、二十世紀梨やシジミ等の特産物、グラウンド・ゴルフの発祥地、日本最大級の中国庭園「燕趙園」など、全国に発信できる観光資源が多くありますが、現状は、観光地としての認知度は決して高いとは言えず、天女伝説を活用しながら、観光資源の掘り起しや地域産業との連携をしっかりと行い、観光客に認識してもらえる本町の地域ブランドの創出が必要です。

また、観光客に満足いただくためには、受け入れ態勢の充実を図る必要があります。外国人観光客の人にもわかりやすい観光案内板の整備や、情報にアクセスしやすくするための公衆無線LANの整備はもとより、町民と観光客とのふれあいを促進するための観光ボランティアガイド活動の推進など、観光関係者のみならず、地域住民一人一人がおもてなしの心で観光客を受け入れる機運の醸成を図ることも求められています。

観光客誘致を進める上で、情報発信のあり方も課題の一つです。旅行ニーズが個人旅行にシフトする中、町の魅力をより多くの人に知ってもらうには、従来の雑誌広告だけでなく、ホームページ\*やSNS\*など、インターネット\*を活用した情報発信をさらに進める必要があります。

鳥取自動車道や松江自動車道の開通をはじめとする交通網の整備等により観光客の周遊範囲が拡大する中、県、一般社団法人鳥取中部観光推進機構など、各関係機関との連携を図りながら広域的な情報発信を行い、地域全体としての集客力向上に努める観光振興を推進していく必要があります。

### 【施策の内容】

#### 観光基盤の整備

本地域の豊かな自然や町内2つの温泉地「はわい温泉」「東郷温泉」、二十世紀梨、シジミ、ゆりはまアイスなど、地域の食・物産品、歴史、文化等の多様な観光資源を活かして、「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」ことのできる、東郷池周辺が一体となった観光基盤の充実と湯梨浜町が発祥のグラウンド・ゴルフの聖地化、国際化のため、潮風の丘とまりの再整備を図ります。

具体的には、今滝「滝床料理」や泊漁港「豪快磯焼き飯」、東郷湖周ウオーキングをはじめとする着地型観光\*商品の企画を充実させるとともに、グリーンツーリズム\*やエコツー

ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略人と人とのつながりを促進・サポートする幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のwebサイト。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

着地型観光：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。

グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。



リズム\*等の地域密着型のニューツーリズムの支援、教育旅行商品の企画造成を行うほか、スッポン養殖や陸上養殖事業など、新たな商品開発との連携を強化しながら、東郷池を中心とした周遊性の高い観光地づくりを行い、町のブランドイメージの創出に努めます。さらには、近隣市町が連携してDMOを形成し、広域的な観光客誘致に取り組みます。

## 受入態勢の整備

国内からの観光客だけではなく、海外からの観光客を積極的に受け入れる環境を整えるため、公衆無線LANや観光案内板の整備、公共施設等のユニバーサルデザイン\*化を推進するほか、お年寄りや体の不自由な人等も安心して楽しめる施設の充実に努めます。

また、インフラ整備のみならず、観光事業従事者をはじめとするサービス事業者のおもてなし意識の向上や、本町の歴史や自然等の魅力を伝える観光ボランティアガイドの育成を図るなど、訪れる人を温かくもてなす心と人情味あふれる受け入れ態勢の充実に努めます。

## 観光PRの推進

観光パンフレットやホームページ\*の充実、インターネット\*を通じた情報配信など、多様な手段を用いた強力な観光PRを展開し、湯梨浜ブランドの形成・定着を図ります。

また、近隣市町との連携を強化し、中国庭園燕趙園<sup>えんちようえん</sup>等の観光資源や周辺観光施設のネットワーク利用を促進し、広域観光による滞在型観光客を誘致します。

さらに、本町と姉妹都市であるアメリカ合衆国ハワイ郡との交流を活用し、アロハシャツの着用を推進するほか、「アロハカーニバル」や「ハワイアンフェスティバルハワイ in ゆりはま」など、「ハワイ」にちなんだ催しを行うことで、「日本のハワイ」を県内外にPRします。

一方、近年、訪日する外国人旅行者が増大する中、本町に訪れていただくよう、外国語表記看板の整備や観光ガイドブックの作成、観光事業従事者のおもてなし研修など、受け入れ態勢の充実に努めます。

## イベントの開催

夏まつりをはじめ、グラウンド・ゴルフ発祥地大会や国際交流大会、ドラゴンカヌー大会、ウォーキング大会等のスポーツイベントやハワイアンフェスティバル、アロハカーニバルなど、本町の特性を活かしたイベントの開催を通じて、観光客の誘致及び来訪者と町民の交流を推進します。

特に、2016年には、世界各国のウォーキング・トレッキング関係者が集うワールドトレイルズカンファレンスが鳥取県で開催されることから、ウォーキングリゾートとして、本町の魅力を広く発信していくよう努めます。

## 国民宿舎水明荘の管理運営

風光明媚な東郷池畔<sup>めいび</sup>に立つ水明荘は、休養宿泊施設として適切な管理運営に努めるとともに、町民に愛され、利用者に喜ばれるサービスの提供を心がけます。

エコツーリズム：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

また、地域物産品のアンテナショップとして、販売支援と情報発信に努めます。

併せて、硬式野球の使用が可能となった野球場、年間を通じて利用できる多目的運動場を有する東郷運動公園を利用する大会、合宿のメニュー開発を行い、誘致に努めるとともに、健康志向の高まりの中、ウォーキングを主とする運動を中心に、観光、教育、交流、環境をテーマに取り入れた短期、長期滞在型のメニュー開発に取り組みます。

## 天女のふる里づくり事業の推進

地域に古くから伝わる「羽衣石の天女」、「倭文神社の下照姫命」、「九品山の中將姫」をはじめとした東郷池周辺の地域資源を活用しながら、イメージキャラクターの活用、新商品開発、ウォーキングイベントなど、さまざまな取り組みを実施します。また、天女によるまちづくりの機運を高め、住民自らによる天女によるまちづくりの実践、地域活性化を図ることにより、新産業の創出や交流人口の増加など、地域経済の活性化を推進します。

### 【主要事業】

事業名	概要
天女のふる里づくり事業 【地方創生】	天女のブランド化、新たな商品の開発、関連したイベントの実施など、天女伝説をはじめとする地域資源を活用したまちづくりを行い、新産業の創出や交流人口の増加等の地域経済の活性化を図ります。
インバウンドの推進 【地方創生】	訪日外国人旅行者の誘客を促進するため、看板・表示等の多言語化やクレジットカード端末の導入を支援するなど、受け入れ環境の整備を推進するとともに、外国人との交流を図るための事業を積極的に推進します。
着地型観光*商品の企画、運営の推進 【地方創生】	自然や歴史、文化、スポーツ、地域産業と連携して、さまざまな旅行ニーズに対応した着地型観光*商品づくりを行い、その運営を支援します。
観光看板の整備	町内の観光看板の整理を行い、必要なものについて再整備を行います。また、訪日外国人旅行者の受け入れのために、外国語表記看板を整備します。
観光情報の発信 【地方創生】	インターネット*等の情報媒体を活用し、国内はもとより、国外に向けた観光情報のPRを強化するとともに、公衆無線LANの整備を進め、観光客の情報アクセス環境を向上します。併せて、湯梨浜町の特性を活かした各種イベントの開催を通じて認知度の向上を図ります。
アロハカーニバル事業 【地方創生】	「ハワイ」の知名度を活かした期間設定の取り組みとして、ハワイ風にアレンジした地元産食材を活用した料理メニュー開発・提供を行うとともに、スタンプラリー等の誘客関連の取り組みを行いながら、本町への観光客の滞留性を高めるとともに、飲食店の振興と地域の活性化を図ります。
鳥取県中部圏域DMO推進事業 【地方創生】	鳥取県中部市町や関係機関との連携を深め、旅行者の要請を最優先することのできるワンストップサービス*の提供等を行う体制を整備します。
国民宿舎水明荘の管理運営 【地方創生】	水明荘利用者の満足度の向上を図ることによって経営環境を好転させるため、組織力の改善と強化並びに営業力の強化を行います。

着地型観光：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス体制のこと。

●町内への入り込み観光客の推移

(単位：年・人)

	H22	H23	H24	H25	H26
はawaii温泉宿泊人員	130,375	131,871	138,263	149,518	139,185
東郷温泉宿泊人員	28,852	29,000	27,687	28,778	26,755
ハワイゆ～たうん利用者数	70,986	68,316	78,969	81,788	78,709
ゆアシス東郷龍鳳閣利用者数	105,477	103,243	100,384	103,918	105,604
ハワイ海水浴場客数	9,230	9,505	10,420	9,900	7,000
宇野海水浴場客数	700	1,500	1,000	2,057	1,581
石脇海水浴場客数	13,350	14,500	14,150	14,150	7,075
燕趙園入園者数	93,246	95,586	83,382	78,448	72,810
梨狩り客数	8,169	10,510	7,420	5,911	6,597
潮風の丘とまり利用者数	52,550	51,518	52,364	54,549	52,421
道の駅はawaii利用者数	398,431	382,413	388,360	380,470	380,567

※宿泊人員は、旅館組合報告による。

(庁内資料：産業振興課)

※集計は、年集計である。



## 雇用及び労働福祉対策の推進

### 【現況と課題】

労働は生活の糧であるとともに、生きがいを見出し、充実した豊かな生活を送るために必要なことです。平成20年秋のリーマンショックの影響で全国の有効求人倍率が急激に低下しましたが、緩やかに回復し、平成26年1月以降は全国平均で1.00以上となっています。しかし、鳥取県中部では平成26年平均が1.00を下回るなど、全国と比べて足踏み感があります。このため、新規産業の創造や既存産業の高度化や発展を促進し、雇用の創出を図る必要があります。

また、平成22(2010)年の本町の産業別人口では、第1次産業16.9%、第2次産業21.0%、第3次産業62.1%となっています。第1次産業は年々減少し、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、今後もこれらの傾向が続くことが予想されます。

近年、企業の就労形態や若者の勤労観の多様化により、フリーター\*やニート\*と呼ばれる若者が増加し、その不安定な就労環境の中で、将来に不安を感じる若者が増えていることが社会問題となっており、これにより生じる経済的格差が将来への制約となり、少子化の要因の一つになっていると言われています。非正規雇用の若者が安定した職業に就けるよう、地域の実情に合ったさまざまな就職支援策を講じる必要があります。

加えて、ますます高齢化が進行する中で、お年寄りが就労を通して生きがいを感じ、いきいきと暮らせるよう、意欲をもっているお年寄りの就労の場の確保など、雇用促進に向けた施策が必要となっています。

### ●就業人口の推移

(単位：人、%)

区分		年				
		平成17年	平成22年	平成27年 (推計)	平成32年 (推計)	平成37年 (推計)
総数		9,343	8,676	8,502	8,247	7,917
男女別	男	4,995	4,650	4,574	4,437	4,275
	女	4,348	4,026	3,928	3,810	3,642
産業別	第1次	1,792	1,465	1,250	1,056	887
	第2次	2,192	1,821	1,649	1,451	1,235
	第3次	5,359	5,390	5,603	5,740	5,795
構成比	第1次	19.2	16.9	14.7	12.8	11.2
	第2次	23.5	21.0	19.4	17.6	15.6
	第3次	57.3	62.1	65.9	69.6	73.2

(資料：国勢調査)

### 【施策の内容】

#### 雇用対策の推進

障がいのある人、ひとり親家庭の親、中高年齢者、若者等のさまざまな就労ニーズに対応するため、ハローワーク、くらし若者仕事プラザなど、関係機関との連携を図りながら、

フリーター：正社員として就業せず、アルバイトやパートタイマー等の就労形態で生計を立てている人のこと。  
ニート：教育を受けておらず、労働や職業訓練もしていない若者のこと。

雇用・就労の促進を図ります。

また、鳥取県地域雇用創造推進協議会と連携し、地域経済の活性化や雇用機会創出のための取り組み、雇用構造の改善に努めます。

### 労働関係情報の提供

勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関と連携しながら、労働関係情報の提供に努めます。

### 就労の場の確保

地場産業の振興、起業家支援、企業誘致や雇用奨励制度等により、多様な就労の場の確保に努めます。

### 勤労者の支援

子どもを持った働きたい女性の就業意欲に応えるために、ファミリー・サポート・センター\*の充実を図ります。

また、お年寄りの経験や知識を活用した就労の場を確保するため、シルバー人材センターの活用等を推進します。

#### 【主要事業】

事業名	概要
雇用促進奨励金事業 【地方創生】	事業者が町内在住者を雇用した場合に奨励金を交付することで、町内の雇用機会の拡大を図ります。また、鳥取県中部圏域の事業者が同圏域内在住者を雇用した場合に奨励金を交付し、同圏域での町民の雇用機会の拡大を図ります。
就職関連情報提供事業 【地方創生】	町内出身者の県内への就職支援を進めるため、求職関連情報の提供を行います。
企業誘致推進事業（広域連携） 【地方創生】	鳥取県中部圏域における企業誘致を推進するため、土地や空き店舗等の情報を集約し、提供します。













**ファミリー・サポート・センター**：地域において、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって助け合う会員組織のこと。会員同士で、地域において育児に関する相互援助活動を行っており、行政が育児の援助を受けたい会員からの申し込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。



# 安全で住みやすい まちづくり



 交通環境の充実	106
 公園・緑地の整備	109
 河川・上下水道の整備	112
 住環境の充実	116
 移住定住の推進	119
 消費者安全対策の推進	122
 環境負荷の低減	124
 自然環境の保全と活用	128
 災害に強いまちづくりの推進	130
 交通安全の啓発と推進	135



## 4. 安全で住みやすいまちづくり

### 交通環境の充実

#### 【現況と課題】

本町の交通網は、高規格道路の山陰道青谷・羽合道路、東西に走る国道9号、倉吉市から国道9号に接続する国道179号及び倉吉市から山陰道青谷・羽合道路に接続する主要地方道倉吉青谷線、JR山陰本線を骨格軸として形成されています。

国道及び県道の舗装率は100%となっていますが、歩行者の安全対策としての歩道整備等は十分とは言えず、より一層の道路環境の整備が望まれます。また、町道の舗装率は95.7%となっていますが、幅員の狭い道路が多く、火災をはじめ災害発生時等の緊急時において、緊急車両・救急車両等の進入が阻まれる恐れがあることから、早急な改善、改良が必要となっています。

本町が管理する橋梁は約200橋ありますが、建設後の年数が経過し、老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要となっています。

鉄道は、JR松崎駅及びJR泊駅がありますが、利用者数は減少傾向にあり、通勤・通学利用者の利便性の向上など、鉄道利用の促進を図る必要があります。

路線バスの利用者が減っており、バス路線を維持することが難しくなっています。子どもや高齢者など、運転ができない人の移動手段を確保するため、バスの利用促進に向けた取り組みが必要です。

#### 【施策の内容】

##### 山陰道の整備

都市圏との経済・文化的交流の促進を図り、地元経済の発展を推進していくために、山陰道の早期全線開通を強く要請します。

また、山陰道の整備により交通量の増加が予想されるため、交通事故防止の対策を要望します。

##### 国道の整備

国道9号は歩行者の安心・安全を確保するため、歩道新設・拡幅を要請するとともに、整備にあたってはバリアフリー\*化を要請します。

国道179号は、田後地区の慢性的な交通渋滞の解消及び歩行者の安心・安全を確保するため、全線での道路改良を要請します。

##### 主要地方道の整備

主要地方道倉吉青谷線は、現在事業推進中の引地・松崎地区の整備促進と方地地区の事業化を要請するとともに、倉吉市と国道9号及び山陰道青谷・羽合道路を結ぶ主要な観光・流通ルートとして、沿線町民の生活環境改善を含めた一体的な整備を要請します。

また、主要地方道三朝東郷線の歩道設置や倉吉川上青谷線の待避所設置等を要請します。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

## 一般県道の整備

一般県道は、歩行者の安心・安全を確保するため、県道東郷羽合線の歩道設置や県道長江羽合線の道路改良を要請します。

その他の県道も、良好な生活環境及び円滑な交通手段を得るため、町道網との協調を図りながら、整備を要請します。

## 町道の整備

町道は、社会資本整備総合交付金、合併特例事業債、公共事業等債等を活用して道路整備や計画的な点検、修繕による橋梁の延命化を進めます。

特に、通学路・集落地内の道路整備、騒音対策、歩道の設置、橋梁修繕等の工事を推進し、安心・安全な道づくりを行います。

また、集落地内等の幅員の狭い道路は、災害時の緊急車両や福祉車両等の通行を確保するため、拡幅整備等を推進します。

## 公共交通の整備及び支援

高齢者の外出支援を行うとともに、バス利用の促進を目的として高齢者定期券を購入する人に助成を行います。また、交通空白地域について、地域の実情にあった支援策を推進します。

さらに、福祉や観光振興等の観点も踏まえながら、公共交通ネットワークのあり方を検討します。

## 鉄道の利用促進

松崎駅前及び泊駅前の駐車場・駐輪場の適切な管理に努め、鉄道利用者の通勤、通学者の利便性の向上を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
町道整備（道路改良・側溝整備・バリアフリー*・橋梁修繕等）事業	町道の改良、側溝整備、歩道設置、橋梁修繕等の工事を社会資本整備総合交付金事業により行います。
アクセス道路網の整備	観光、産業等の振興を図るため、アクセス道路網を整備します。
安心・安全な道路管理	町民に安心・安全な生活環境を提供するため、道路や橋梁の点検、修繕を行います。
高齢者定期券購入費助成事業	バス事業者が販売する高齢者定期券購入者に対し、購入金額に応じた助成を行います。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

●道路の現況

区 分	道路面積 (ha)				人口千人当たり 道 路 面 積 (ha)	町面積に占める 道路面積の割合(%)
	一般道路	農 道	林 道	計		
H 2	123	79	6	208	12.0	2.8
H 7	135	89	6	230	13.4	3.1
H12	143	90	5	238	13.7	3.2
H17	290	70	3	363	20.7	4.7
H22	294	70	3	367	21.6	4.7
H26	295	70	3	368	22.2	4.7

(庁内資料：建設水道課・産業振興課)



## 公園・緑地の整備

### ①景観

#### 【現況と課題】

近年、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められています。このような社会環境の中、国では良好な景観の形成を促進するため、平成16（2004）年に「景観法」を制定しました。それを受けて、県では平成19（2007）年に「鳥取県景観形成条例」を制定し、うるおいのある豊かな自然環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現に努めています。

本町は、東郷池の水辺景観や白砂青松の海岸、緑豊かな山々といった景観資源に恵まれています。荒廃農地の増加等が目立ち、本町の基幹産業である観光業にも影響を及ぼしています。

そのため、「景観法」「鳥取県景観形成条例」に基づきながら、本町の景観資源を活かす方策を検討し、町全体の活性化を図る必要があります。

また、良好な都市景観の形成には、町民、事業者、行政の協働が重要であり、それぞれが役割を果たしながら、個性と魅力あふれる都市景観を守り、つくり、育てていくことが必要です。

#### 【施策の内容】

#### 総合的景観施策の展開

「景観法」「鳥取県景観形成条例」に基づき実施される景観形成施策や景観形成活動について、町民、事業者、行政の役割を明確にし、東郷池の美しい景観等の保全・活用に努めます。

#### 自然景観の保全と育成

本町の代表的な自然景観である東郷池の景観の保全と美化活動について、地域住民と協働しながら、取り組みの推進を図ります。

そのため、「湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例」の啓発に努めるとともに、環境美化促進員の現地見回りを徹底し、ポイ捨て等による景観破壊を未然に防ぎます。

また、東郷池の水質浄化については、東郷湖活性化プロジェクト推進会議において設定した指標に向けて、各団体の協力と推進体制の充実を図ります。

#### 地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源や地域に残るシンボル景観など、地域の景観資源を保全・活用した景観形成の誘導に努め、次代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。

#### 地域の特性を活かした都市景観の形成

道路、公園等の公共空間や公共建築物の整備・更新においては、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観の創出に努めます。



## 産業（農業・観光）との連携

本町では、自然景観と関わりの深い農業や観光産業が基幹産業となっているため、これら産業と一体となったまちなみ景観づくりに努めます。

また、耕作放棄地の荒廃を防ぐため、遊休農地に景観作物の栽培を奨励し、うるおいとやすらぎを感じる空間の形成を図ります。

## 景観意識の向上

町民、事業者、関係機関との連携を図り、まちに対する誇りや愛着を高め、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨て等の防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

また、年齢を問わず、あらゆる機会を捉えながら、景観保全活動実践者の指導も含めた環境教育を実施し、環境意識の高揚を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
東郷湖活性化プロジェクト推進事業	東郷湖活性化プロジェクト推進会議において、東郷池をシンボルとした総合的な観光振興、農林水産業振興、環境施策及び文化等の振興、地域活性化を促進します。

## ②公園・緑地

### 【現況と課題】

公園は、自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすとともに、地震等の災害時に、町民の避難や救援・救助活動の拠点ともなることから、計画的に整備を図る必要があります。

本町では、東郷湖羽合臨海公園をはじめ、4カ所を都市計画公園に指定しています。特に東郷湖羽合臨海公園は公園としての利用だけでなく、本町の観光拠点ともなることから、さまざまな分野との連携を図りながら、機能の充実や適正な維持・管理を図る必要があります。また、東郷池周辺に点在している施設のネットワーク化を図ることにより、観光の核ともなる魅力的な公園づくりを進める必要があります。

### 【施策の内容】

#### 拠点となる公園施設の整備

東郷湖羽合臨海公園や東郷運動公園など、本町の中心となる公園については、レクリエーション機能や防災機能等の強化を図ります。

また、東郷湖羽合臨海公園を核にしたネットワーク形成を図るなど、地域住民や着地型観光\*者の利用を促進するための施策を要請します。

#### 特色のある公園・緑地の整備

公園整備にあたっては、東郷池の景観を活かした自然と触れ合える場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を観賞できる場など、それぞれ特色を持った公園づくりを進めます。

着地型観光：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する観光の形態。

また、公園利用者が使いやすく安心して利用できるよう、地域住民との協働による適正な維持・管理に努めます。



## 河川・上下水道の整備

### ①河川

#### 【現況と課題】

町内には一級河川天神川をはじめとして多くの河川や水路がありますが、これまで幾度となく水害を引き起こしてきました。特に近年、台風による被害だけではなく、局地的な集中豪雨による被害の懸念が大きいことから、その対策として河道拡幅内水排除等を推進する必要があります。

また、東郷池を中心とする水辺の環境意識の高まり等によって、自然学習やレクリエーションの場として、東郷池はもちろんのこと、河川・水路を活用することが求められています。

このため、生き物が住みやすい環境を備えた多自然型の川づくり、水辺景観の整備等を進めるとともに、これら河川を活用した環境学習の推進等が必要となっています。

#### 【施策の内容】

### 河川・水路の整備

災害時の危険度が高い、県が管理する二級河川等の治水対策を推進します。

また、町が管理する河川の改修の必要性及び内水排除対策を検討していきます。

さらに、橋津川における遊漁船の不法係留の実態調査を行い、管理者である鳥取県と協力してその解消に努めます。

### 親水空間の整備

河川や水路、ため池等の水辺が持つ景観やレクリエーション機能、生き物に多様な生息環境を与える役割等を考慮し、町民が身近に水と親しみ、水辺の生き物と触れあうことができる、うるおい豊かな親水空間の創出を図ります。

また、これら水辺空間を町民の自然学習やレクリエーションの場として活用します。

### ②上下水道

#### 【現況と課題】

上水道は、町の管理運営として、羽合地域及び東郷地域の大部分をカバーする湯梨浜町水道事業を中心に、泊地域の簡易水道事業（3カ所）及び飲料水供給事業（1カ所）の3形態による事業を実施し、安全で安心な水道水の安定供給に努めています。

その他各地域で運営されるものとして、簡易水道施設3地区、専用水道施設2地区、飲料水供給施設1地区があります。

水道事業は、老朽化施設の更新に伴い配水池の新設、送配水管の改良等を実施してきました。いつでも確実な給水を確保するためには、配水管の相互接続等を検討するなど、継続して計画的な水道施設整備・改修による安定的な給水を行うことが課題となっています。

下水道は、天神川流域公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水施設事業によって整備され、各事業とも区域内における整備率は100%となっています。しかし、公共下水道管渠は整備から30年以上経過したものもあり、今後も継続的に維持

管理や改築・修繕を行う必要があります。農業集落排水施設についても、施設内の主要機器の更新時期を迎えており、年次計画を立てながら順次修繕を図っていく必要があります。

また、下水道整備区域内において、未接続世帯に対しては、接続促進を啓発する必要があります。

### 【施策の内容】

#### 新規の水源の確保

新規の水源確保のための調査を実施し、水量不足、水質悪化等が懸念される地区における水源の確保に努めます。

#### 水質改善対策

ろ過施設（前処理設備）の増補等により、施設の長寿命化及び水道の安定給水を目指します。

#### 耐震対策

耐震診断を実施し、施設の耐震補強、管路の耐震化を検討します。また、緊急遮断弁の効率的な配置を検討します。

#### 水道施設の整備

漏水、破裂の防止や経済的な運営を行うため、老朽施設・老朽管の計画的な更新を進めるとともに、漏水箇所を早期発見と改修にも努めます。

### ●水供給施設の現況

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分		戸数 (世帯)	人口 (人)
住 民 基 本 台 帳		6,081	17,364
水 道 水 給 給 施 設	上 水 道	4,985	14,127
	簡 易 水 道	992	2,922
	専 用 水 道	61	189
	飲 料 水 給 給 施 設	17	43
	そ の 他	26	83
合 計		6,081	17,364

（庁内資料：建設水道課）

●水洗化人口の現況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

施設水洗化人口 (人)		
公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
14,487	2,282	126

(庁内資料：建設水道課)

●下水道施設利用の現況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区分	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	整備率 (%)	水洗化率 (%)
公共下水道	686	14,875	14,487	100	97.4
農業集落排水施設	-	2,363	2,282	100	96.6

(庁内資料：建設水道課)

**下水道の未接続世帯の解消**

下水施設の整備による効果を十分に発揮させるため、未接続世帯への啓発活動を推進し、下水施設処理区域内における接続率の向上を図ります。

**循環型社会の形成促進**

下水から発生する汚泥の処理にあたっては、その減量に努めるとともに、発生汚泥等の堆肥化、燃料化等の下水道資源の有効活用を検討し、循環型社会の形成を促進します。

**計画的な整備の推進**

下水道施設や設備の再生・延命化を目的とした整備を計画的に実施します。本町の下水道管渠は布設から 30 年以上経過したものもあり、特に温泉水流入地域においては、硫化水素の影響を受け管渠の劣化が著しいため、更生工法（新たに布設した管渠と同等以上の耐久能力とするための工法）による改築工事を実施します。また、稼働以来、主要機器の更新時期を迎えている農業集落排水施設についても、計画的に交換やオーバーホールを実施するとともに、維持管理の効率化及び財政面の観点から、将来的に公共下水道への接続統合を図るための調査・検討を行います。



【主要事業】

事業名	概要
上水道給水強靱化事業	自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給ができるよう、水道施設を強化するため、配水池、送水管、配水管等を新設、更新し、強靱化を図り、上水道の安定供給を行います。
不明水対策事業	近年、天神川流域下水道区域の流域下水道流入量と本町測定の有収水量間において、処理区域単位で、著しい差異があります。これらの原因について早期に究明を図るため、継続的に管渠内の不明水調査を実施し、その結果を改善処置に繋げます。また、構造上不明水発生の原因となりやすいコンクリート製汚水枡については、建物の新改築の機をとらえ、順次塩化ビニル製汚水枡への取替工事を実施するなど、不明水予防措置を図ります。



## 住環境の充実

### ①住 宅

#### 【現況と課題】

本町は、海・池・川・山等の豊かな自然環境に恵まれ、多くの地域で良好な住環境が形成されています。

しかし、過疎化・高齢化・地域間所得格差増大により、家賃の安価な公営住宅の需要は高まる一方です。また、若者定住をはじめ、I・J・Uターン\*支援に向けた住宅政策の実施も求められています。

町内の公営住宅の多くは建築年が古く、これらの新たなニーズに対応しきれていないものが多いことから、その対策に努め、良好な住環境を整えていく必要があります。

このような新たなニーズに対応するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構より住宅の譲渡を受け、平成24年4月から、町営はわい長瀬団地として管理・運営を行っています。

#### ●公営住宅の状況 (平成27年4月1日現在)

住 宅 名	戸数(戸)
県 営 住 宅	28
町 営 住 宅	99
特定公共賃貸住宅	13
町 単 独 住 宅	97
合 計	237

(庁内資料:町民課)

#### 【施策の内容】

#### 良好な住環境の整備

国及び県の土地利用に関する計画に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、道路、上下水道、公園等を含めた快適な住環境の創出に努めます。

そのため、「湯梨浜町土地利用計画」や「湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域自立促進計画」等の関連する計画との整合性を図りながら、良好な住環境の整備、維持に努めます。

空き家等については、所有者等に対して指導を行うなど、適切な管理を促すとともに、除却の促進の支援に努めます。

#### 公営住宅の環境整備

若者定住や中・低所得者層に良好な居住環境の供給を促進し、地域環境に配慮した公営住宅の維持管理に努めるとともに、公営住宅のあり方を検討します。

また、住宅の供給については住宅需要を調査し、町営住宅の建設、民間活力を取り入れる等のプランを作成し、定住の促進を図ります。

**I・J・Uターン:** Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを言う。

### 【主要事業】

事業名	概要
公営住宅の維持管理	既存の町営住宅に修繕を施し、長寿命化を図ります。
若者向け公営住宅整備 【地方創生】	老朽化している公営住宅の取り壊しを含め、公営住宅のあり方を検討し、若者向け公営住宅整備を進めます。
空き家除却の支援	適正な維持管理がなされず、老朽化が進行している空き家を除却する費用を支援します。

### ●空き家の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

空き家軒数	平成 26 年度指導件数	除却済軒数
114 軒	37 件	8 軒

(庁内資料：建設水道課)

### ②防 犯

#### 【現況と課題】

近年、地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。

本町では、警察、事業者、町民、民間団体、行政が一体となって、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに努めていますが、犯罪発生件数は増加傾向にあります。このため、より一層、家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

#### 【施策の内容】

##### 防犯環境の整備

犯罪抑制のため、道路や公園など、多くの町民が利用する公共施設は、見通しの確保等防犯にも考慮した整備に努めます。

##### 防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会等の地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの保護活動等を通じて、安全な地域コミュニティ\*づくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

##### 防犯意識の高揚

警察、防犯協議会等と連携して、街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供等により、町民の防犯意識の高揚に努めます。

**コミュニティ**：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

【主要事業】

事業名	概要
安全な生活環境整備	道路や遊び場等の安全点検・整備など、安全対策の充実を図ります。青色防犯パトロールの実施を行い、町民の防犯意識を高めるほか、賢い消費者になるための情報提供の充実を図ります。



## 移住定住の推進

### 【現況と課題】

近年、本町では、少子化による自然減少が大きく、人口減少が進行しています。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題になっています。このため、現に生活している町民はもちろんのこと、町外の人々をも惹きつけることができ、魅力ある暮らしを創出するための施策を展開することにより、人口の流出及び減少の抑制を図ることが重要になっています。

そのため、ライフサイクルの中の、「就職」、「結婚」、「出産」、「子育て」といった定住の動機付けに効果が期待できる時期に、定住促進施策を展開することが求められます。本町の豊かな自然をはじめとするさまざまな魅力をPRし、I・J・Uターン\*を促進するとともに、新しい奨学金支援助成制度の創設や住宅支援等の受け入れ態勢の整備を進めることが必要です。

### 【施策の内容】

#### 魅力の発信及び相談体制の充実

移住定住検討者のニーズを満たすため、移住定住施策、住宅情報、求人情報など、移住定住に関する情報を一元化し、移住定住希望者に対しわかりやすく、きめ細かな対応ができる相談体制の充実強化を図ります。また、都市圏での相談会参加や、ホームページ\*、パンフレット等で広く本町の魅力を発信します。

#### 定住に必要な住宅の整備

若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減しながら少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅取得を支援し、受け入れ態勢の整備を図ります。

また、空き家情報バンクをはじめとした空き家の有効活用を進め、人口増加による地域の活性化を図ります。

#### 田舎暮らしの体験及び地域間の交流

移住定住検討者が本町の暮らしを体験できるよう、お試し住宅の設置や民間事業者、各種団体と協調した体験メニューの整備を図ります。また、移住定住検討者と地域住民との交流の機会を設け、交流の促進による地域の活性化を図ります。

#### 結婚支援及び出会いの機会の創出

結婚を希望する男女の出会いの機会を創出する縁結び支縁員の活動を支援し、少子化・定住化対策を推進します。

#### ふるさと奨学金支援助成制度の創設

大学等を卒業した後、本町に移住定住することを条件とした、新しい奨学金支援助成制

I・J・Uターン：Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを言う。

ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。



度を創設し、移住定住及び雇用の促進を図ります。

【主要事業】

事業名	概要
田舎暮らし・住民交流体験ボランティア事業 【地方創生】	移住定住希望者が地域の行事や農作業を体験し、町民と交流することにより、移住定住を推進します。
お試し住宅運営事業 【地方創生】	空き家を借り上げて改修し、お試し住宅として活用することで、移住定住を検討している人に本町の暮らしを体験してもらうとともに、空き家の有効活用、移住定住検討者と地域住民の交流による地域活性化及び定住促進を図ります。
I・J・Uターン*促進事業 【地方創生】	移住定住相談会へ積極的に参加するとともに、町内への移住相談へ速やかに対応できるよう、移住定住情報を一元化し、町の魅力を発信します。
移住定住者住宅支援事業 【地方創生】	移住定住者の住宅取得を支援して移住定住を促進します。
移住者運転免許証取得支援事業 【地方創生】	県外からの移住者が自動車運転免許証を取得するための費用を一部助成します。
空き家活用事業	空き家情報バンクを運営するとともに、県外からの移住者が空き家に入居するための整備費用を支援します。
空き家情報バンク活用促進事業 【地方創生】	空き家情報バンク登録物件に町外者が転入する場合に、空き家所有者が行う改修等を支援します。
若者夫婦・子育て世代住宅支援事業 【地方創生】	35歳以下の夫婦、中学生以下の子どもを2名以上養育している世帯が行う住宅の新築・購入を支援します。
三世同居等支援事業 【地方創生】	三世家族の形成と子育て支援を促進し、家族の絆の再生と定住促進を図るため、親と子と孫が新たに三世同居、または近隣に居住するための住宅の取得や増改築・リフォーム等の費用に対して助成を行います。
住宅取得仲介報酬助成事業 【地方創生】	中古住宅及び新築住宅用土地（いずれも集合住宅を除く）を購入しようとする人に対し、仲介報酬の一部を助成することにより、町内定住促進を図ります。
縁結び支縁員事業 【地方創生】	晩婚化や少子化が進む中、結婚を望む男女の出会いを創出する「縁結び支縁員」の活動を支援することで、人口増加や次世代を担う住民の定住を促進します。

I・J・Uターン：Iターンとは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。Jターンとは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。Uターンとは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことを言う。

事業名	概要
婚活イベント事業（広域連携） 【地方創生】	中部地区市町と連携し、婚活イベントを開催することにより、結婚を希望する人の出会いの機会を広域的に拡大すること等により、少子化傾向の改善に取り組めます。
鳥取大学などとの連携による「地（知）の拠点COC+」事業の推進 【地方創生】	地域で活躍する人材の育成や大学を核とした地域産業の活性化、地方への人口集積等を推進するため、地域における複数の大学が地域活性化政策を担う地方公共団体、人材を受け入れる企業や地域活性化を目的として活動するNPO*や民間団体等と協働し、地域における雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を推進します。



NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

## 消費者安全対策の推進

### 【現況と課題】

地方自治体の消費生活センター等の窓口寄せられる消費者からの消費生活に関する相談は、ここ数年、年間80万件に達しています。本町においても、消費者トラブルに関する相談は年間100件前後を推移しています。特に、町窓口への相談は増えており、身近な相談窓口として徐々に定着化してきています。

相談内容については、スマートフォンの利用が中高年層を含め幅広い年齢層に広がり、インターネット\*の利用も広がっていることから、情報通信に関わるトラブルが増加しています。

また、お年寄りをはじめ、社会的弱者を狙った詐欺等についての相談も増加しています。特に、認知症等の高齢者は、本人が消費者トラブルに巻き込まれていることに気づきにくいことから、周囲の見守りの強化が課題となっています。

「安全で安心な暮らし」は何より重要であり、町民一人一人の安全で安心な暮らしを実現するために、必要な施策の展開が必要です。

### 【施策の内容】

#### 苦情、相談体制の確立

消費生活に関わる被害を未然に防止するために、平成24年度に、県中部1市4町で専門相談員を配置した中部消費生活センターを開設しました。高度な専門知識を持つ相談員を配置し、複雑多様化する悪質商法だけでなく、身近な契約トラブルに対する助言等を行います。

また、国、県等の公的相談機関と連携し、情報提供や被害の解決を図る消費生活相談機能の充実に努めます。

さらに、判断が不十分な成年者を保護するための成年後見制度についても制度の啓発に努めるとともに、本制度の利用が必要であると認めた場合には、成年後見等の申立てを行うなど、支援体制の充実に努めます。

#### 消費者の意識啓発

消費者の自立支援のため、消費者が自ら判断し、選択できるよう、必要な知識の普及や情報提供に努めます。

また、環境保全や安全の確保等について、消費者団体との連携を図りながら、啓発活動の一層の充実に努めます。

#### 消費者の意見の反映

消費者の意見が、町の消費者施策や事業者の事業活動に反映されるよう、環境整備に努めます。

また、町民から受けた相談の情報を中部消費生活センター、県等と共有し、さらなる被害の拡大防止に努めます。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

## 消費者活動の支援

消費者団体の育成・強化に努めながら、自主的な消費者活動を支援します。

## 消費者関係法令整備等の要請

消費者被害の未然防止や被害にあった消費者の救済を一層強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実を国や県に要請します。

### 【主要事業】

事業名	概要
消費生活相談体制強化事業	中部消費生活センターをはじめ、国、県等の公的相談機関と連携し、住民からの相談に適切に対応できる体制づくりに努めます。そのため、研修会への参加、消費生活相談専門員の巡回訪問による教育訓練を実施し、職員の資質向上に努めます。また、中部消費生活センター相談員による巡回相談を実施し、より身近に相談できる体制づくりに努めます。
消費者教育推進事業	消費者教育用教材の作成、配布及び出前講座の実施等により、住民への啓発と意識の高揚に努めます。
消費生活広報啓発活動	中部消費生活センター等に寄せられた相談情報や消費生活に関する法律等の情報提供に努めます。また、被害を未然に防ぐため、広報紙や防災無線等を利用し、啓発に努めます。

### ●消費生活相談の状況

(単位:相談件数)

相談内容	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
店舗購入	22	17	9	14	15
訪問販売	14	13	13	12	3
通信販売	25	22	37	43	22
マルチ・マルチまがい	4	4	0	0	4
電話勧誘販売	16	15	6	27	13
送り付け商法	0	1	2	0	0
訪問購入	0	0	0	2	0
その他無店舗販売	5	3	3	1	0
不明・無関係	40	37	27	36	33
合計	126	112	97	135	90

(庁内資料:産業振興課)

## 環境負荷の低減

### ①環境保全

#### 【現況と課題】

地球温暖化は、私たちの人間活動により、大気中の二酸化炭素等温室効果ガス\*の大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガス\*に吸収されることで地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇により、海面水位の上昇に伴う陸域の減少や豪雨、干ばつ等の異常気象が増加したり、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性感染症の発生数増加など、地球環境への影響が懸念されています。

平成 17（2005）年には、温室効果ガス\*の排出削減目標を定めた京都議定書が発効され、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成 11（1999）年 4 月に施行しています。この法律に基づき、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス\*の排出を抑制するための実行計画を平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間について実施しました。役場庁舎の冷暖房を A 重油から電気に切り替えたり、照明設備を LED に転換したことで、一定の温室効果ガス\*の排出抑制は効果がありましたが、新施設の稼働等に併せて増加の傾向にあります。今後、実行計画（第 2 次）を策定し、目標達成に向けたさまざまな取り組みを推進していく必要があります。

本町においても、温室効果ガス\*を排出しない循環型社会の構築を目指して、環境学習・環境教育の推進をはじめ、家庭、職場、地域における積極的な展開を促進し、総合的な環境保全対策に努める必要があります。

#### 【施策の内容】

### 環境教育・環境学習の推進

幼児期から環境問題に対する意識を高めていくために、認定こども園・保育所の教育・保育活動に物を大切にする取り組み等の活動を取り入れます。

### 率先行動の推進

町自ら率先して省資源・エネルギーやグリーン購入\*など、温室効果ガス\*の排出量を抑制する措置を図るとともに、町民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。また、各家庭においては環境家計簿の普及を図り、脱温暖化を目指します。

### 環境情報の整備・提供

環境保全に対する町民、事業者の一体となった取り組みを促進し、環境施策の効果的な推進を図ります。そのため、環境情報を体系的に整理しながら、広報活動の充実に努めます。

### 循環型社会への基盤構築を推進

ごみを出さない循環型社会の基盤を構築するため、生ごみを回収し、液肥化して農作物に循環使用するサイクルを確立しながら、温室効果ガス\*の排出を削減します。

温室効果ガス：地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が温室効果ガスと言われている。

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。



**【主要事業】**

事業名	概要
生ごみの回収及び液肥化事業 【地方創生】	公共施設や家庭生ごみを回収し、液肥化して土壌改良剤として利用することにより、二酸化炭素の排出量削減を図り、ごみを出さない循環型社会の基盤を構築します。そのため、生ごみ回収の協力区を増やすとともに、液肥の活用、利用拡大を通じて環境教育を推進します。
環境教育の推進	鳥取県衛生環境研究所と連携し、東郷池でのセキショウ藻の移植による自然環境保護や子どもエコクラブ活動を通じて、実践に基づいた環境教育を推進します。

**②公害対策**

**【現況と課題】**

環境基本法（平成5年法律第91号）において、国・地方公共団体・事業者・国民の責務が明示され、事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備等の対策が講じられています。

本町では、幸い大きな公害問題は発生していませんが、建築廃材の野焼きや不法投棄等が町内のさまざまな場所で見られ、生活環境への影響が懸念されます。このため、町民の環境意識の高揚を図るとともに、野焼きや不法投棄を防止するための監視体制を強化していく必要があります。

私たちが生活したり、事業活動したりすることにより環境負荷が生じます。生活様式の多様化、都市化・過密化に伴い、生活騒音等の環境負荷に対する苦情等が予想されることから、発生抑制対策を推進していく必要があります。

**【施策の内容】**

**事業活動に伴う公害防止対策の推進**

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、的確な状況の把握、規制や指導を行うとともに、環境監視体制の充実を図ります。

**自動車公害防止対策の推進**

交通量抑制のための啓発や天然ガス・電気自動車等の低公害車の導入や電気自動車普及のための急速充電器の基盤整備、ディーゼル排ガスの規制強化等の発生源対策や道路構造等の改善を国や関係機関に要望します。

**有害化学物質等による環境汚染の未然防止**

有害化学物質（ダイオキシン類等）の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質等の使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者とともに環境保全活動に取り組みます。

### ③廃棄物対策

#### 【現況と課題】

現在、本町では、ごみ処理の有料化とともに、ごみの分別収集によるリサイクル活動を推進しながら、ごみの減量化を図っています。分別種目は「可燃ごみ・不燃ごみ・可燃性粗大・不燃性粗大・びん・スチール・アルミ・スプレー缶・資源ごみ（古紙・布・発泡スチロール・ペットボトル）・生ごみ・廃食用油」の14品目でしたが、新たに「小型家電」が加わり、15品目となりました。全世帯への分別手引きの配布や各区での分別研修会の開催により、概ね順調に運用がなされています。

そのほか、家庭用生ごみ処理機器の購入費補助や再生資源回収団体への報償金支出等の取り組みにより、ごみの減量化が進んでいるところですが、環境負荷軽減のためにリサイクル活動のさらなる推進が望まれています。

平成25年度、町内から排出される1人1日あたりのごみ量は1,135g（県平均1,011g）で、県平均を上回っていましたが、家庭から排出される生活系のごみに限っては533g（県平均606g）で、十分な減量化がなされています。その反面、事業系ごみが増加しているため、生活系ごみ同様、事業所に分別収集の手引きを配布する等の取り組みが必要です。

また、町内におけるポイ捨てや犬のフンの放置、不法投棄など、ごみの不適切な処理や海岸部への漂着物が生活環境に与える影響も大きくなっています。そのため、廃棄物の適切な処理を啓発しながら、ポイ捨て・不法投棄等について防止策を講じる必要があります。さらに、漂着物や悪質な不法投棄については、関係機関と連携を図りながら適切な処理を行い、住民の安全で快適な生活を保全することが重要です。

#### ●ごみ処理の状況

（平成27年3月31日現在）

区 分		平成26年
人 口	(人)	17,364
1日当たり排出量	(kg)	15,838
ほうきりサイクルセンター		処理能力 200t/日

（庁内資料：町民課）

#### ●過去5年間の排出量及びリサイクル率

年度	1人一日当りの一般廃棄物排出量	年度	一般廃棄物リサイクル率
21	887g	21	29.70%
22	932g	22	35.40%
23	931g	23	32.30%
24	943g	24	32.80%
25	1,135g	25	43.40%
26	951g	26	34.70%

（庁内資料：町民課）

## 【施策の内容】

## ごみ減量化、リサイクルの推進

家庭から排出されるごみの分別収集の徹底や生ごみ処理機の購入費補助制度の活用、再生資源回収団体への援助等により、ごみの減量化や、資源のリサイクルを推進します。特に生ごみは、家庭から排出される可燃ごみの半分を占めると言われており、その減量化に向けた啓発・取り組みを積極的に推進します。

## 環境美化運動の推進

自主的な環境美化を進める住民団体や組織等の支援を行い、住民による環境保全活動を推進します。また、環境美化促進員の活動により、ポイ捨てやペットのフン害の防止に努めます。

## 不法投棄・漂着物対策の推進

不法投棄や漂着物等の状況を把握するとともに、不法投棄監視員によるパトロールや監視カメラの設置など、不法投棄の監視や取り締まりを強化します。

## 【主要事業】

事業名	概要
環境美化促進員事業	環境美化促進員2名により、定期的に町内を巡回しながらポイ捨てや不法投棄を監視し、町内の環境保全に努めます。
生ごみ処理機補助	家庭用生ごみ処理機を新規購入する町民に補助を行います。
不法投棄・漂着物対策	定期的な巡回を監視員により実施し、生活環境に与える影響が多い場所についてはごみを撤去します。さらに、悪質な不法投棄については、監視カメラ設置等の措置を行います。
ごみ減量化と資源化	各家庭に啓発活動を行うとともに、資源ごみをはじめ、生ごみや廃食用油のリサイクルを推進しながら、さらなる減量化・資源化を図ります。

## 自然環境の保全と活用

### 【現況と課題】

本町の東郷池をはじめとする海、川、山等の美しい自然は、全国百選にも選ばれるほどのかけがえのない財産であり、町活性化のための重要な資源です。先人達が育ててきたこの豊かな自然環境を、町民の共有財産として次世代に引き継いでいかなければなりません。そのため、無秩序な開発により自然環境が破壊されることがないように、適切な規制と誘導を実施していく必要があります。

また、自然は、生活にやすらぎとうるおいを与えるなど、私たちの生活にとって必要不可欠なものであることから、本町の財産であり、誇りでもある豊かな自然環境が、住民や訪れる人の憩いの場となるよう、有効に利用することが望まれています。

今後とも、海、山、東郷池等を本町のシンボルとして、産業や観光との調和を図り、資源として活用していくとともに、地域と協力しながら、守り育てていくことが必要です。

### 【施策の内容】

#### 自然とふれあい空間の保全と創造

環境と共生したうるおいのある生活圏の創造に向けて、海、池、山等の自然環境の維持に努めるとともに、環境ボランティア団体の支援、衛生環境等の学習の場の提供、「湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例」の周知徹底に取り組みます。

#### 東郷池の水質浄化

県や関係機関、ボランティア団体と連携を図りながら、「東郷池水質管理計画」に基づき、水質の浄化と環境整備に努めます。

#### 学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、町民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

#### 自然保護活動への支援

町民、事業者等の自主的な環境保全活動の支援に努めます。

#### 開発行為との調整

開発については計画的に行い、自然破壊を誘発しないよう指導します。

#### 貴重な自然環境の保全

松くい虫被害を受けている松林については、山林等の機能保全だけでなく、景観的にも好ましい状況とは言えません。

そのため、松くい虫に耐性のある松や広葉樹を中心とした樹種転換等を積極的に推進しながら、自然環境の保全に努めます。

また、有害鳥獣により作物等が荒らされる被害も増えていることから、有害鳥獣対策の推進を図ります。

**【主要事業】**

事業名	概要
町内一斉清掃	春と秋の年2回海岸・東郷池等の一斉清掃を行い、町民とともに環境美化に努めます。
東郷池浄化対策	県衛生環境研究所等の関係機関と連携を図りながら、セキショウ藻の移植など、東郷池の水質浄化のための事業を積極的に展開します。
ボランティア活動の推進	アダプトプログラム*等によるボランティア活動を支援し、町民の環境保全活動への参画を図ります。
湯梨浜町ふるさとを守る環境美化条例の周知・啓発	町内のポイ捨て等を防止し、環境美化の推進を図ります。

●町内の主な全国百選

名称	区分	選定
東郷池	美しい日本のむら百選	農林水産省
宇野地蔵ダキ	平成の名水百選	環境省
別所・国信地域	にほんの里100選	朝日新聞社／(公財)森林文化協会
石脇海水浴場	快水浴場百選	環境省

(庁内資料：企画課)



**アダプトプログラム**：アダプト (adopt) は、英語で養子にするという意味。道路や河川等の公共の場所を養子に見立て、住民や企業等が里親となって、美しい生活環境や快適な空間をつくるシステムのこと。



## 災害に強いまちづくりの推進

### ①防 災

#### 【現況と課題】

平成 7(1995) 年の兵庫県南部地震や平成 12(2000) 年の鳥取県西部地震、平成 16(2004) 年の新潟県中越地震、平成 17(2005) 年の福岡西方沖地震、平成 23(2011) 年の東北地方太平洋沖地震など、日本列島のいたるところで大地震に見舞われ、多大な被害をもたらすとともに、防災上のさまざまな教訓を残しました。また、近年は台風や平成 26(2014) 年の豪雨による広島市の土砂災害など、集中豪雨等の風水害による被害も拡大しています。

また、土砂災害防止法が平成 13 年に施行され、それを基に鳥取県が危険箇所を調査した結果、本町で現在 170 箇所の危険箇所がありますが、平成 27 年 3 月末時点の整備状況は、砂防が約 17%、急傾斜が 31%、地すべりは未整備という状況になっており、計画的な整備が望まれます。

一方、町では地域防災計画を策定し、さまざまな災害への対策を検討していますが、火災発生時の初期消火や大規模な災害時には地域で助け合うことが重要であることから、自主防災組織を設立・育成・支援することが重要となっています。また、高齢化や女性の社会進出により、昼間の地域社会ではお年寄りと子どもの比率が高くなることから、お年寄りや障がいのある人等の要援護者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実も大きな課題のひとつとなっています。

都市構造の変化や高齢化が進む中で、本町でもこのような災害が発生すると、被害が広範囲に及ぶことが予測されます。

このため、災害の未然防止と被害を最小限度に止めることができるよう、都市の防災機能の強化やライフラインの確保、防災体制の強化・充実を図ることが求められています。

また、地域内の避難誘導案内表示板の設置や避難場所の確認など、行政との連携を十分に深めていくことが大切です。今後、さらに防災業務を効果的に推進していくために、町民一人一人の防災意識の高揚と防災知識の普及を図り、防災体制の強化、充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の内容】

### 地域防災計画の充実

総合的な災害対策の基本となる「湯梨浜町地域防災計画」を指針とし、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、総合的な防災対策の強化に努めます。

地域防災計画は、平成 25 (2013) 年 5 月に東日本大震災の教訓を踏まえた内容等に改定しましたが、今後も定期的な見直しを行い、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう内容の充実を図ります。

### 防災体制の確立

災害に強いまちづくりを目指し、庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震性の向上を図るとともに、職員一人一人の防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図ります。

さらに、他市町との広域的な消防相互応援体制の強化を図ります。

### 公共施設の耐震強化

公共施設の耐震診断調査を進め、補強が必要な場合は耐震補強工事を実施します。さらに、新耐震設計法に適合していない町内一般木造住宅の耐震診断や一般建築物、大規模建築物の耐震診断を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。

### 地域防災力の向上

大規模な災害が起きた時には、行政機関や自治体の公的支援を得るには相当の時間を要するため、自分たちで自分たちの身の安全を守り、隣近所の人たちと協力して、被害にあった人々を救助・救援していくことが重要となります。このため、町内会や自治会単位で組織される自主防災組織の設立・育成を図るとともに、土砂災害防止法等の改正等による避難場所・避難路の明確化を図るなど、住民との協議を十分にしながら、自主防災組織の強化を行います。災害発生時において、お年寄りや障がいのある人等の要援護者への対応が的確に行われるように災害時要援護者支援計画を作成し、地域との連携・協力体制の確立に努めます。

また、災害時に地域の被害を最小限に抑えるため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の活用や防災マップの周知、防災訓練、防災講演会、救急講習など、日頃から防災への備えをしておくとともに、防災・災害ボランティアの育成及び支援を行います。

### 治水・治山・砂防対策の推進

災害時に危険度が高い石脇川、園川等の治水対策を推進します。また、土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、鳥取県と一体となって砂防・治山事業等を推進します。

#### 【主要事業】

事業名	概要
防災対策特別強化事業 【地方創生】	防災特別対策官を配置し、自主防災組織の充実、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発を行うとともに、自主防災組織の組織化を図ります。
防災まちづくり事業	通信衛星と防災行政無線施設を利用した全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、大規模な自然災害等への対応を図ります。
防災 GIS の情報整備及び活用	地理情報システム（GIS）に防災関連設備をはじめ、災害時に必要となる情報を整備し、防災に強いまちづくりを推進します。

## ●震災に強いまちづくり促進事業実施状況

年度	一般住宅			一般建築物			大規模建築物		
	診断	設計	改修	診断	設計	改修	診断	設計	改修
H24	4	1	1	-	1	-	-	-	-
H25	3	1	1	2	1	1	-	-	-
H26	-	-	-	1	-	-	1	-	-

(庁内資料：建設水道課)

## ②消防・救急

## 【現況と課題】

本町の住宅構造は木造建築が多く、また、幅員の狭い道路によって消火活動が制限される地域も多く、大火災の発生が懸念されます。このため、防火意識の啓発を図るとともに、火災が発生した場合の初期消火や避難等の迅速な対応ができる体制づくりが求められています。

本町の消防体制は、常備消防である鳥取中部ふるさと広域連合消防局と非常備消防である消防団で構成されています。消防団は、新規団員が確保しづらいことや昼間在住団員の減少等により、町消防団の基盤が弱まりつつあります。このため、地域の自主防災組織の確立や連携など、消防組織の強化が求められています。

また、自衛消防団所有の消防車両、小型動力ポンプなど、老朽化した消防設備を順次更新していく必要があります。

救急に対する需要は年々増加の傾向にあり、また、救命救急処置に関しては高度化が求められています。このような状況を踏まえ、救急活動体制の充実や研修等により救急隊員の知識や技術の向上を図る必要があります。

消防無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段として、アナログ通信方式で行われてきましたが、デジタル伝送等の通信ニーズの多様化に対応するため、デジタル通信方式の導入も求められています。

## 【施策の内容】

## 消防体制の整備・充実

町民の人命と財産を火災から守るため、鳥取中部ふるさと広域連合消防局との連携を密にした消防体制の確立を図ります。

消防活動や災害時に地域の防災を担う消防団員の確保や昼時の出動体制を考慮した消防組織づくりを行うとともに、各種災害に対応できる機動力ある組織づくり、消防団員の資質の向上に努めます。

また、小型動力ポンプやポンプ自動車等の消防資機材の充実や、消防用無線をアナログからデジタル化へと進めます。

さらに、耐震性防火水槽等の消防水利の適正配置や順次更新を行うとともに、不足する水利の確保を図ります。

## 火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、お年寄りを対象とした住宅防火診断を実施するほか、住宅用防災機器の設置について普及促進を図ります。また、火災予防運動など、幅広い広報活動を推進して、啓発を図ります。

## 救急活動の充実

救急救命士の養成や救急資機材の高度化を図るほか、近隣市町も含めた各医療機関との連携を強化するとともに、町民に対し応急手当の方法や救急車の適正な利用方法等を普及・啓発し、病院前救護体制の充実を図ります。

### 【主要事業】

事業名	概要
防火、消火体制の充実	消火栓や防火水槽（耐震性貯水槽）等の消防施設・設備を整備し、防火、消火体制の充実を図ります。
消防団員の確保	広域に被害を及ぼす災害に対して、要員動員力及び即時対応力に優れた消防団が不可欠であり、消防団の重要性について改めて認識し、消防団員の確保に真摯に取り組みます。

### ●救急・消防の状況

(単位: 件)

	H22	H23	H24	H25	H26
火災発生件数	12	8	6	11	10
救急自動車出動件数	615	681	624	701	604

(庁内資料: 総務課)

### ●町消防力の保有状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

項目	数量
消防団数 (部)	1
消防団員数 (人)	176
消防ポンプ自動車 (台)	10
小型動力ポンプ付積載車 (軽四) (台)	5
小型動力ポンプ (台)	0
消防自動二輪車 (台)	3
消火栓 (基)	800
防火水槽 (基)	77
その他 (箇所)	23

(庁内資料: 総務課)

●広域消防力の保有状況

(平成27年4月1日現在)

区分	人員(人)	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学車	起震車
消防本部	36	-	-	-	-	-
倉吉消防署	30	3	1	1	-	-
西倉吉消防署	23	1	-	-	1	-
湯梨浜消防署	23	1	1	-	-	1
琴浦消防署	26	1	1	-	-	-
計	138	6	3	1	1	1

区分	救急車	広報車	連絡車	救助工作車	指揮車	防災指揮車
消防本部	-	3	1	-	-	1
倉吉消防署	2	-	-	1	1	-
西倉吉消防署	1	1	-	-	1	-
湯梨浜消防署	1	-	-	-	1	-
琴浦消防署	2	-	-	1	1	-
計	6	4	1	2	4	1

(庁内資料:総務課)





## 交通安全の啓発と推進

### 【現況と課題】

全国の交通事故死者数は、平成 8(1996) 年以降 1 万人を割り、減少を続けていますが、お年寄り及び若者の割合が全交通事故死者数の過半を占めています。

本町における交通事故発生件数、死傷者は、ともにわずかながら減少傾向にありますが、死亡事故は依然として後を絶ちません。

また、自転車利用者のルール無視やマナー低下が問題となっており、交通事故の増加が懸念されています。

このため、人命尊重の理念のもと、今後も交通安全協会等の関係団体や集落など、地域団体との連携を強化し、交通安全教育、広報・啓発活動等により町民の安全意識の高揚を図る必要があります。

本町では、これまでもガードレールやカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備・更新を積極的に行ってきました。しかし、道路の整備等により、今後も交通量は増加すると予測されることから、一層の交通安全対策が求められています。

また、万一の場合に備えて、鳥取中部ふるさと広域連合による交通災害共済事業を実施していますが、平成 26(2014) 年度加入率は 55.2% と未加入者もまだ多いのが現状です。

### 【施策の内容】

#### 交通安全思想の普及

交通安全指導員会や交通安全協会など、関係機関・団体と連携して、学校、職場、地域等のさまざまな場所・機会を通じて、ドライバー、自転車利用者、歩行者に対する交通安全教育の推進を図ります。

また、飲酒運転に対しては、交通安全週間に併せてキャンペーンを実施するなど、撲滅を目指します。

#### 交通安全施設の整備・充実

交通安全施設・設備の点検を強化し、新設・補修・改良等により整備を進めます。

また、通学路や住宅地の幅員の狭い道路等の交通危険箇所は、カーブミラー等の交通安全施設及び道路照明の整備・充実等により、歩行者と車が共存できる道路環境づくりを進めます。

#### 道路交通規制の点検と見直し

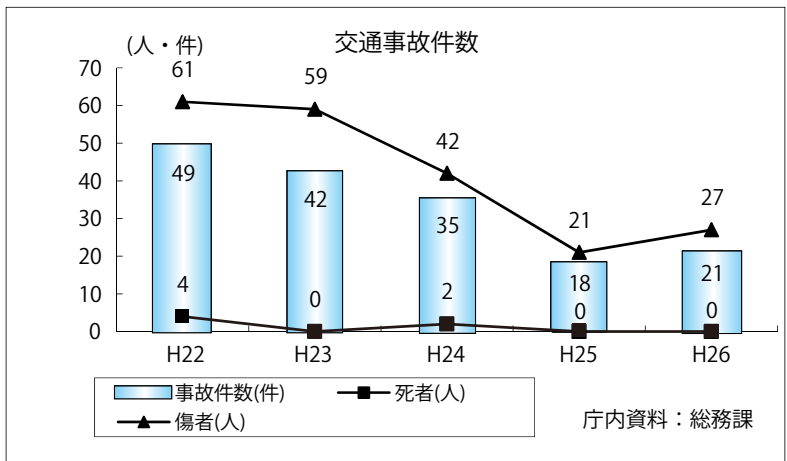
幹線道路は、交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機の高度化改良及び規制の見直しを関係機関等へ要望していきます。

#### 通学路の安全施設の充実

安心して通学できるよう保護者・地域の人々の協力を得ながら、交通安全施設の充実を図ります。

## 交通事故被害者救済対策の推進

交通事故により災害を受けられた人の救済を行い、住民生活の安定と福祉の増進を図るため、交通災害共済への加入を推進するとともに、加入率が減少している現状を踏まえながら、より一層の周知に努めます。



### ●交通安全施設の現況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

カーブミラー (基)	ガードレール (m)	信号機 (箇所)	歩道橋等 (箇所)	
608	13,182	32	歩道橋	3
			地下歩道	3

(庁内資料：総務課)

### ●交通災害共済事業加入・支給状況

区 分		H22	H23	H24	H25	H26
加入者数	(人)	10,460	10,284	9,904	9,748	9,634
加入率	(%)	59.1	58.5	56.6	55.9	55.2
支給件数	(件)	41	60	56	45	57
支給見舞金額	(千円)	3,016	2,072	8,147	1,766	2,631

(庁内資料：総務課)

# 共に支え合い笑顔 いっぱいのまちづくり



☺ 福祉施策の推進 .....	138
☺ 低所得者福祉の充実 .....	155
☺ 保健・医療の充実 .....	156
☺ 社会保障の充実 .....	161



## 5. 共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

### 福祉施策の推進

#### ①地域福祉

##### 【現況と課題】

少子化の進行や本格的な高齢化社会の到来、価値観の多様化に伴うライフスタイル\*の変化や核家族化など、地域や家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。このような時代の変化を背景に、今後増大、多様化が見込まれる福祉需要に対応するため、本町では地域福祉計画や障がい者計画を策定しています。

だれもが安心して地域で生活を続けられるようにするためには、個人や家族の力に頼るだけでなく、ボランティアや町民団体、社会福祉協議会等と連携しながら、要支援者を地域住民が主体的に関わり、地域全体で支えていくことが必要です。

現在、本町では、社会福祉協議会や民生委員\*、児童委員\*、自治会、ボランティア、NPO\*など、多様な主体により各種福祉サービスの提供やボランティア活動等のさまざまな活動が行われています。今後、地域で支えを必要とする人はますます増えることが予測され、地域に関わるさまざまな主体の役割分担や協働のあり方を検討するとともに、地域活動の中心となる人材を育成し、地域における住民相互の支え合いの強化を図りながら、地域の福祉力を高める必要があります。

また、地域福祉は従来の福祉の枠を超え、防犯、防災、教育、文化、住宅、まちづくりなど、幅広い分野との連携が必要となっています。

そのため、個々の活動が連動して大きな効果を生み出すよう、関係機関との連携、調整を図る必要があります。

地域における活発な福祉活動を支えるため、「湯梨浜町福祉のまちづくり計画」を策定し、活動の拠点となる各種福祉施設の充実を図るとともに、地域集会所のバリアフリー\*化を進め、だれもが安全に活動できる暮らしやすい環境づくりを進めながら、バリアフリー\*の町を目指します。

さらに、「社会福祉法」において地域福祉推進の中核的組織として位置づけられている社会福祉協議会については、地域のネットワークづくりに主体的に取り組むための組織強化と機能の充実が求められています。

##### 【施策の内容】

#### 地域福祉の総合的な推進

地域の現状を踏まえ、必要に応じて「湯梨浜町地域福祉計画」の見直しを進めるとともに、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図ります。

また、地域のネットワークを推進し、要支援者を地域住民全体で支えるための啓発活動や生活支援、生活環境整備の充実を図ります。

そのため、ボランティアや町民団体、社会福祉協議会等の活動団体や地域間の交流促進を図り、元気な地域づくりを進めます。

ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。

児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受ける。

NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

## 拠点施設（活動の場）の整備

地域団体やボランティア、NPO\*等による多様な福祉活動が育ち、継続して行われるよう、活動拠点の整備や既存施設の機能充実等を図ります。

## 福祉に対する町民意識の向上

地域社会で支援を求めている人に住民が気付き、住民相互で支援活動を行う体制を実現するため、福祉についての広報やイベント等を通じた啓発活動など、積極的な情報提供により、町民意識の高揚を図ります。

さらに、学校教育や社会教育における福祉についての学習を進め、年少期からの意識の高揚を図ります。

## 人材・組織の育成・支援

地域福祉を推進するための中核的な担い手として期待される社会福祉協議会が、その機能を十分に発揮するように支援します。

また、身近な地域での福祉活動を行うNPO\*、ボランティア及び専門的な人材等の育成を図るため、講習会や相談活動等の充実を図るとともに、組織づくりを支援します。

さらに、これら団体等との連携強化を図り、地域と行政、専門機関等の協働による支え合いのネットワーク整備を進めます。

## 福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、対象者の増加が見込まれる成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用するうえで判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の福祉サービスの利用を支援します。

また、町民が安心してサービスを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者とも連携しながら、サービスの質の確保を図ります。

## 暮らしやすい住まいの確保

お年寄りや重度障がい者等に対し、住宅のバリアフリー\*化を支援するとともに、お年寄り向けの住宅や障がいのある人のグループホーム\*など、お年寄りや障がいのある人等が暮らしやすい居住環境の整備を促進します。

## 移動や買い物への支援

一般の交通機関の利用が困難なお年寄りや障がいのある人等に対し、医療機関への送迎や社会参加を促進するための外出支援について、町内事業者と連携し、利用内容の検討を行いながら支援の充実を図ります。

また、社会福祉協議会が行う買い物支援のりあいバス運行や町内事業所が実施する移動販売車運行を積極的に支援し、商店のない地域の買い物難民解消を図ります。



NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

グループホーム：認知症のお年寄りや障がい等で生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。



## 福祉窓口体制の充実

相談からサービス支援までをワンストップサービス\*できるような体制をつくりま

### 【主要事業】

事業名	概要
第3期地域福祉計画の策定と計画的な施策の推進	平成28年度で計画期間が終了する第2期地域福祉計画を第3次湯梨浜町総合計画と整合性を図りながら、第3期地域福祉計画を策定します。社会情勢や地域の実情を踏まえ、地域で生活するうえで、何らかの支援を必要とする人の生活上の課題とそれに対する必要なサービスの内容や量について現状を明らかにするとともに、生活課題を解決するためのサービスと体制を計画的に整備し、共に生き、支え合う地域づくりを推進します。
心や環境のバリアフリー*化事業	町「福祉のまちづくり計画」を現状に則して見直し、公共施設、地域集会所等のバリアフリー*化を推進するとともに、障がいのある人等の声を広報紙やインターネット*を使って発信するなど、心の交流を図ります。また、視覚障がい者へ声の広報で地域情報の提供を図ります。
社会福祉施設整備事業	お年寄りや障がいのある人が住み慣れた地域において、少人数で家庭的な生活をするグループホーム*を整備促進するなど、地域での共生を目指した施設整備の促進を図ります。
福祉の担い手養成事業	より多くの方がボランティア活動に参加したり、専門知識や技術を持って活動を展開できるよう、社会福祉協議会と連携しながら、情報提供の充実を図ります。また、地域活動の中心となる人材を育成するボランティア養成講座等の開催や活動の場づくりを進めます。
保健、医療、福祉ネットワーク整備事業	在宅で安心してサービスが受けられるよう、介護支援の情報の提供や体制を充実します。また、予防から治療までを一体的に捉えて、相談、助言ができる体制とするため、家庭と地域包括支援センターや医療機関との連携強化を図ります。

## ②児童福祉及びひとり親家庭対策

### 【現況と課題】

全国的に急速な少子化が進み、また、家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中で、安心して子どもを産み育てるための総合的な支援施策や福祉施策の実施が求められています。このような中で、平成24（2012）年に子ども・子育て支援法など、子ども・子育て支援関連3法が制定され、平成27（2015）年度から子ども子育て支援制度がスタートし、総合的な子育て支援対策が進められています。

本町においても、これまで定住促進や子育て支援のためのさまざまな施策を実施してきました。こども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から5カ年の具体的な行動計画を策定しました。この中で「乳幼児期からの質の高い保育・教育環境づくり」「配慮が必要な子どもの支援を含めた母子保健事業や小児医療関連事業の充実」「仕事と子育ての両立支援」「地域・関係機関が連携して子育てを行う安心安全なまちづくり」の4項目を柱に事業計画を定めており、引き続き総合的かつ体系的な子育て支援、環境の充実に努めていく必要があります。

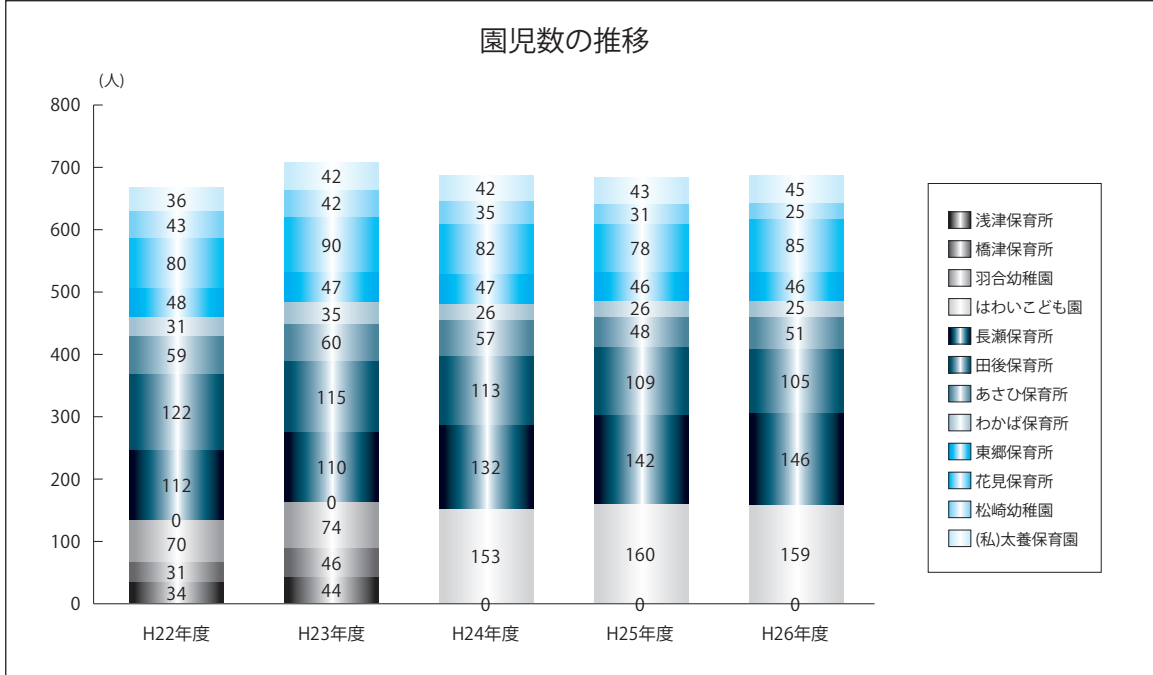
本町における認定こども園・保育所入所児童数は、全体的に見るとほぼ横ばい状態ですが、地域によっては出生率の減少、乳幼児人口の減少が続く、定員に対する入所率が5割をきる施設もあります。その一方で、共働き世帯やひとり親家庭が増加する中、0歳児や1歳児の低年齢児の入所が増加し続けています。保育士の確保や施設運営のための町費負担の増加が問題として顕在化してきています。

ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス体制のこと。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

グループホーム：認知症のお年寄りや障がい等で生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。



本町では、このような乳幼児人口の減少や保育施設の老朽化など、直面する保育環境の現状を踏まえながら、幼保一体の取り組みとともに幼稚園・保育所の統廃合を進めてきました。また、平成27年度からは保育所・幼稚園施設を認定こども園に移行し、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる施設としました。今後も質の高い幼児教育・保育サービスを提供できるよう保育教諭のさらなる資質の向上と適正な人員配置が求められています。また、定員に対する入園率が低い地域については、効率的運営も見据えたこども園統廃合の検討が必要です。同時に当該地域における利便性確保と地域活性化につながる事業化を進めることが求められています。

働く保護者の支援策として、平成27年4月からの子ども・子育て支援制度施行後も、認定こども園入園児の延長保育や臨時的な預かり保育事業を実施しており、また病児・病後児保育事業や未就園児のための一時保育事業も実施しています。

小学生児童のための放課後児童クラブは、現在町内4カ所（5クラブ）で、平日はもちろん、土曜日や長期休業に開設していますが、共働き世帯の増加等により、利用者数も増加しており、児童の健全育成のために適正規模での運営に努める必要があります。ファミリー・サポート・センター\*事業も引き続き制度周知と会員の確保に努めていく必要があります。

少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域のコミュニティー\*での人間関係が希薄化しており、育児の孤立化や育児不安を抱く親が増加し、児童虐待に発展しかねない状況も懸念されています。このため、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充を図り、次代を担うすべての子どもたち一人一人の権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されることが必要です。さらに、障がいのある子どもがいる家庭やひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えながら生活している場合が多くあります。このため、相談、療育システムや援助体制の充実など、福祉施策の拡充を検討していく必要があります。

**ファミリー・サポート・センター**：地域において、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって助け合う会員組織のこと。会員同士で、地域において育児に関する相互援助活動を行っており、行政が育児の援助を受けたい会員からの申し込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。

**コミュニティー**：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

## 【施策の内容】

### 総合的な子育て支援対策の推進

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育、保健、教育、防犯、男女共同参画など、さまざまな視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の整備を図ります。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを設置するとともに、子育てをするすべての家庭に適切な支援ができるよう、関係機関・団体、行政等の連携や町民との協働を進め、子育て支援ネットワークの形成による総合的な援助システムの確立に努めます。

### 男女共同参画による子育て支援

女性に偏りがちな家事や育児の負担、仕事との両立の困難さ等を解消するために、男女が共に参画し、子育てができる環境の整備に努めます。また、子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者等への働きかけを実施します。

### 地域における子育て

育児に関する相談対応や情報提供等を総合的に展開し、子育て中の親子の交流の場とする子育て支援センター事業を推進します。また、妊娠・出産・子育ての総合的な相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。

さらに、子育て支援事業に地域人材を活用した事業の推進、地域の育児サークル等の発掘や育成支援を図るなど、地域で支える子育て支援の充実を図ります。併せて、気になる家庭への訪問等のサービス提供について、総合的な展開を図ります。

### 児童虐待の未然防止

児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関と密接な連携を図りながら教育・相談活動を推進するなど、適切な対応に努めます。

また、家庭や地域との連携をより一層深め、支援体制の充実を図ります。

### 配慮を必要とする家庭への支援

身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えるなど、障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭の支援を図るため、療育援助体制の充実等の支援体制の整備を図ります。また、外国人母による子育てなど、配慮が必要な家庭が地域の中で孤立しないための支援体制の整備に努めます。

### 子育て家庭への経済的支援

0歳児、1歳児の保育施設への入所率が高まっている中で、できるだけ低年齢期に安心して家庭で保育されることが理想であることから、家庭保育を行う世帯に家庭子育て支援給付金を支給する「家庭子育て支援事業」の制度を継続して実施します。また、少子化社

会にあって、3人目以降の保育料無償化、出産、入学時の祝い金支給など、多子世帯の経済的支援を行います。

### 安心・安全なまちづくりの推進

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民や学校、警察等との連携に努め、子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、地域での見守り体制の充実を図るとともに、防犯設備等を整備し、生活環境の安全確保に努めます。

### 保育サービスの拡大・充実

働く親等が安心して子どもを教育・保育施設に預け、安心して働くことができるように、保育料の軽減や保育時間の延長、一時保育、土曜日の保育、特別保育事業等の施策の継続及びサービスの向上を推進します。

また、病児・病後児保育、休日保育についても、鳥取県中部定住自立圏構想に基づく取り組みとして継続実施し、働く保護者の支援を推進します。

### 認定こども園・保育所の運営と施設整備

すべての未就学児童に等しく幼児教育と保育サービスを提供し、義務教育へとつなげていきます。施設規模に応じた適正な定員管理を行い、必要な増改築整備や施設統合整備を図ります。また、地域のニーズと実情にあった安心・安全な施設運営に努めます。

### 食育の推進、給食の充実

健康な生活の基本として食を営む力の育成に向け、食に関わる体験を積み重ねるとともに、乳幼児期にふさわしい食生活が提供されるよう家庭と連携しながら、食育の推進に取り組みます。そして、社会や家庭のあり方が変容する中、給食を子どもの学習・交流の場として位置づけます。

町内の認定こども園・保育所の全施設において、積極的に「食育」と「地産地消<sup>\*</sup>」の推進に取り組み、発達段階に応じた食に関する学習の機会や、地域の人との行事食づくり、子どもクッキング等の体験型の取り組みを進め、子ども自身が食の重要性について学ぶ機会を増やします。

また、給食の適温管理や衛生管理の一層の向上により、食中毒の防止を図るなど、安全な給食の供給に努めます。



#### 【主要事業】

事業名	概要	要
児童手当給付事業	次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの児童を対象に児童手当を支給します。	
家庭子育て支援事業 【地方創生】	昼間、0歳児を家庭で保育する保護者へ、家庭子育て支援給付金を支給し、家庭での子育てを支援します。	
多子世帯保育料無償化事業 【地方創生】	第3子以降の保育料を無償化し、経済的支援を行います。	

地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。



事業名	概要
多子世帯出産・入学・卒業祝金支給事業 【地方創生】	第3子以降児の出産、小学校入学、中学校卒業時に祝金を支給し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。
子育て支援情報提供の充実 【地方創生】	ホームページ*の充実をはじめ、新たにSNS*を活用した情報提供など、子育て支援事業等の情報提供の充実を図ります。
認定こども園整備事業	認定こども園の適切な運営のため、必要に応じて修繕工事や増改築、施設統合整備を行い、安心・安全を基本とした施設整備に努めます。
放課後児童対策事業 【地方創生】	平日（授業日）、土曜日、長期休業中に開設し、保護者が安心して働くことができる環境整備を行うとともに、健全な児童の育成に努めます。
児童虐待防止対策	学校、認定こども園・保育所、地域住民、行政機関等で構成する要保護児童対策協議会により、関係組織や地域の連携、情報交換によって児童虐待の早期発見、未然防止を目指します。また、ゆりはますこやかラインへの電話相談に24時間体制で対応します。
休日保育事業	保護者が日曜日、国民の祝日等に就労等のため家庭で保育をすることが困難な場合の支援策として、休日保育を実施します。（認定こども園・保育所等に入園している乳幼児が対象）
地域活動の支援	地域における子育て世帯の孤立化や子育て不安の解消のため、地域の公共施設等で交流の場を設けたり、急な用事で一時的に子どもを預かるグループ等の育成に努め、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。
ファミリー・サポート・センター*の充実 【地方創生】	会員相互による育児の援助活動を行うことにより、安心して子育てできる環境を提供します。
子育て支援センター事業	育児相談や子育て支援に関する情報提供等の体制を充実し、育児支援を行います。
病児・病後児、夜間保育事業 【地方創生】	病気治療中、または病気回復期にあるため、児童を集団保育できない時等に、また、夜間に保育・看護し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。
妊娠・出産・子育ての包括的相談支援体制の充実 【地方創生】	母子保健に関する相談にも対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的な相談支援を行うワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を設置します。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じた支援プランを策定するなど、きめ細やかな支援を実施します。

### ③高齢者福祉

#### 【現況と課題】

わが国では、団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年には総人口のおよそ3人に1人が65歳以上になると見込まれています。本町の状況を見ると、平成26（2014）年4月1日現在において、65歳以上人口の割合が29.0%で、鳥取県平均の28.5%、全国平均の25.4%を上回り、平均寿命や健康寿命は延びる傾向にあり、今後も高齢化が進行すると見込まれています。

平成12（2000）年にスタートした介護保険事業は、高齢化の進行とともに要介護認定者や介護保険サービスの利用者が年々増加し、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきました。

8割以上のお年寄りは、地域で元気に暮らしていますが、核家族化の進行とともに高齢者単身世帯や高齢夫婦だけの世帯も増加しており、家庭の介護力をめぐる状況はますます厳しさを増していくと考えられます。

ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。  
 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。人と人とのつながりを促進・サポートする幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティー型のwebサイト。  
 ファミリー・サポート・センター：地域において、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって助け合う会員組織のこと。会員同士で、地域において育児に関する相互援助活動を行っており、行政が育児の援助を受けたい会員からの申し込みに応じて、育児の援助を行ってくれる会員を紹介する。



このような状況の中、福祉、保健、医療が連携し、地域全体でお年寄りを支える見守り支援の体制強化が必要です。

特に、高齢者が地域や社会との関わりの中で生きがいを持ち、元気なお年寄りが要介護状態とならないよう、また、たとえ要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心・安全に自立した期間を過ごすことができるよう、医療や介護保険制度等の公的制度とともに、地域の住民同士による地域支え合い活動の機能強化を図ることが重要です。

### ●人口の推移

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 17,309	% △ 1.1	人 17,167	% △ 0.8	人 17,381	% 1.3	人 17,525	% 0.8	人 17,029	% △ 2.8
0 ～ 14 歳	3,328	△ 5.7	3,007	△ 9.7	2,811	△ 6.5	2,605	△ 7.3	2,436	△ 6.5
15 ～ 64 歳	10,478	△ 4.0	10,177	△ 2.9	10,277	1.0	10,393	1.1	10,003	△ 3.8
うち15歳～29歳(a)	2,545	△ 8.6	2,561	0.6	2,681	4.7	2,570	△ 4.1	2,122	△ 17.4
65歳以上(b)	3,503	14.8	3,983	13.7	4,293	7.8	4,527	5.5	4,590	1.4
(a)/総数 若年者比率	% 14.7	—	% 14.9	—	% 15.4	—	% 14.7	—	% 12.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 20.2	—	% 23.2	—	% 24.7	—	% 25.8	—	% 27.0	—

(資料：国勢調査)

### ●居宅介護サービスの利用状況（月平均）

項 目		H22	H23	H24	H25	H26
介護給付	訪問サービス（件）	154	140	132	122	130
	通所サービス（件）	330	314	296	295	300
	短期入所サービス（件）	60	52	49	46	38
	福祉用具貸与（件）	166	168	159	167	196
	福祉用具購入（件）	4	3	3	3	4
	住宅改修（件）	4	5	4	5	8
	特定施設入居者生活介護	9	10	10	10	13
	居宅介護支援	382	374	359	351	344
小 計		1,109	1,066	1,012	999	1,033
予防給付	訪問サービス（件）	25	24	24	23	29
	通所サービス（件）	82	95	109	105	98
	短期入所サービス（件）	1	1	3	2	3
	福祉用具貸与（件）	27	31	36	44	51
	福祉用具購入（件）	2	2	2	2	2
	住宅改修（件）	3	3	3	3	5
	特定施設入居者生活介護				1	1
	介護予防支援	107	116	126	121	127
小 計		247	272	303	301	316

※平成22～25年度は、年報件数/12月、平成26年度は27年3月審査分の件数

(出典：介護保険事業状況報告)

●介護保険指定事業者の状況

(平成27年5月1日現在)

	事業者数		事業者数
指定居宅介護支援事業者	5	予防訪問介護事業者	4
指定訪問介護事業者	4	予防訪問入浴介護事業者	1
訪問看護事業者	1	予防訪問看護事業者	1
指定訪問入浴介護事業者	1	予防訪問リハビリテーション事業所	0
指定通所介護事業者	8	予防通所介護事業者	8
訪問リハビリテーション事業所	0	予防通所リハビリテーション事業所	2
通所リハビリテーション事業所	2	予防福祉用具貸与事業者	1
短期入所生活介護事業者	1	予防短期入所生活介護事業者	1
短期入所療養介護事業者	2	予防短期入所療養介護事業者	2
認知症対応型共同生活介護事業者	3	予防居宅療養管理指導事業者	0
特定施設入所者生活介護事業者	1	予防特定施設入所者生活介護事業者	1
福祉用具貸与事業者	1	予防支援事業者	1
介護老人福祉施設	0	予防認知症対応型共同生活介護事業者	0
介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護事業者	0
介護療養型医療施設	0	予防認知症対応型通所介護事業者	0
居宅療養管理指導事業者	0		

(庁内資料：地域包括支援センター)

●高齢者福祉施設の現況

(平成27年5月1日現在)

施設	設置年度
老人福祉センター東湖園	H 2.4
保健福祉センターつわぶき荘	H 9.4
東郷デイサービスセンター	H 9.4
老人憩いの家	H元.3
ハワイ信生苑	H 7.9
ル・サンテリオン東郷	H13.6

(庁内資料：総合福祉課、地域包括支援センター)



●第1号被保険者、第2号被保険者の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26
第1号被保険者(人)	4,590	4,588	4,676	4,811	4,968
第2号被保険者(人)	5,809	5,818	5,736	5,641	5,542

※第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40歳以上65歳未満

(出典：第1号被保険者 介護保険事業状況報告、第2号被保険者 住民基本台帳 各年度10月1日)



●介護サービス受給者の推移

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
要支援（人）	149	157	173	164	156
居宅介護サービス受給者（人）	107	119	132	126	127
要介護（人）	701	691	693	704	705
居宅介護サービス受給者（人）	435	445	441	445	456
施設介護サービス受給者（人）	185	195	189	213	206
老人福祉施設（人）	58	60	58	61	57
老人保健施設（人）	129	134	130	152	151
療養型医療施設（人）	0	1	1	0	0

（出典：介護保険事業状況報告 9月分）

●介護サービス給付費等の推移

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
介護サービス等諸費（円）	1,288,527,611	1,328,398,972	1,338,368,421	1,412,572,553	1,420,406,155
介護予防サービス等諸費（円）	54,611,498	62,799,468	71,101,758	72,014,548	69,629,461
高額介護サービス等諸費（円）	25,255,515	27,131,571	28,634,562	30,226,153	31,034,504
特定入所者介護サービス等費（円）	56,363,365	62,360,410	64,397,295	65,732,055	63,595,555
審査支払手数料	1,781,630	1,780,965	1,775,170	1,785,715	1,803,860
計	1,426,539,619	1,482,471,386	1,504,277,206	1,582,331,024	1,586,469,535

（決算書より）

【施策の内容】

総合的な高齢者福祉対策の推進

平成26（2014）年度に策定した「湯梨浜町介護保険事業計画」及び「湯梨浜町高齢者福祉計画」に基づき、総合的な福祉・保健サービスの提供や生きがいつくりの支援を行います。

生きがいつくりと交流事業の推進（生涯学習の推進と社会参加の促進）

生涯学習と連携した学習機会の充実や高齢者クラブ活動を支援しながら、自らの経験と知識を活かした世代間交流の推進を図るとともに、町公民館や各地域集会施設を活用した仲間づくりを促進します。

また、お年寄りが生涯にわたって、健康でいきいきと自立して暮らすために、教育委員会と連携を図りながら、湯梨浜文化大学をはじめとして、スポーツ活動や趣味、生きがい活動を推進します。

就業機会の提供（就労対策）

お年寄りが永年培ってきた豊富な経験や知識、技術、技能等を役立てることができるよう、高齢者の就業機会の拡大に向けた取り組みを実施する、シルバー人材センターの活動を支援します。

## ひとり暮らし高齢者世帯の対応

社会福祉協議会との連携を図り、保健師等による定期的な訪問により、相談体制の充実に努めながら、不満や不安の解消を図ります。

また、配食サービスや町内の事業所との連携による安否の確認を行います。併せて、緊急通報システムの利用促進に努めます。

## 人材の確保と育成

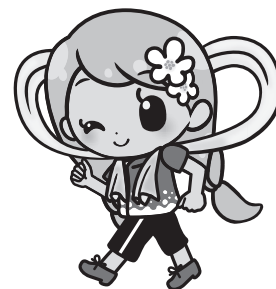
高齢化社会に対応したきめ細やかなサービスを提供するため、社会福祉協議会と連携して地域で活動するNPO\*やボランティア団体の育成、活動支援に努めます。

また、社会福祉協議会、民生委員\*、児童委員\*、自治会等の関係機関やボランティア団体、福祉推進委員、愛の輪協力員\*等との連携を強化し、地域で支える福祉のネットワークづくりを推進します。

## 生活習慣病予防・介護予防の推進

健康づくりに関する情報の提供を積極的に展開するとともに、健康づくりのための運動教室や病態教室等を推進します。また、健康診査や各種がん検診、栄養相談等の充実を図り、生活習慣の改善をはじめとした疾病予防を進めます。

併せて、生活習慣病予防、介護予防や認知症予防に効果的な「水」「メシ」「運」「ウン」と「ゆりりん体操」の普及啓発に努めます。



## 生活支援の充実

支援を要するお年寄り世帯や独居世帯への保健師等による見守り活動を実施するとともに、社会福祉協議会と連携して、地域での見守り、声かけなど、住民相互の支え合いを促進します。

また、住み慣れた地域で暮らすことができるよう認知症にやさしいまちづくりを推進します。

## 生活環境の整備

高齢となっても、要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活することができるよう、移動手段の確保や住宅、公共施設等のバリアフリー\*化への支援を推進します。

また、アクティブシニアの都市部からの移住（湯梨浜町版CCRC\*）を促進し、関係機関と連携しながら移住高齢者の希望に応じた、生活・健康・就労・介護等における適切なサービスの提供を図ります。

NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。

児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受ける。

愛の輪協力員：一人暮らしのお年寄り等に対し、近隣の住民が愛の声をかけ、温かい援護の手を差し伸べながら、日常生活の不自由な面を補うとともに、緊急時における適切な処置など、安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目的として、さまざまな地域活動に取り組んでいる。

バリアフリー：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

CCRC：Continuing Care Retirement Communityの略。健康うちに移住し、その地域で健康でアクティブな生活を送ること。

【主要事業】

事業名	概要
高齢者保健福祉の推進	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を推進します。
いきいきサロン活動支援	介護予防の活動場所として、お年寄りが集い、自主的な活動を行ういきいきサロンを社会福祉協議会、行政区と連携し、支援します。また、未組織の地域等については、指導者の育成や養成を図り、全町にサロンが設置できるよう支援します。
高齢者クラブ活動支援	社会貢献活動や健康づくり、仲間づくりに取り組む高齢者クラブの活動を支援し、高齢者自身が高齢者の生活支援の担い手として社会参加できる団体活動の推進を図ります。
シルバー人材センターの充実	登録促進、事業内容の拡大等の支援を行います。
異年代交流	公民館単位でのスポーツや料理教室等の交流事業を支援します。また、こども園行事、地区運動会、小学校行事等の事業への参加を継続します。
地域包括支援センターの運営	支援を必要とするお年寄りを見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなげるとともに、継続的な見守りやさらなる問題発生を防止するため、地域におけるさまざまなネットワークの構築を行います。地域ケア会議を開催し、効果的なサービス調整と地域課題に対する政策形成へと結びつけます。高齢者のニーズに合った生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター*を配置します。
高齢者居住環境整備助成事業	在宅福祉を推進するため、住宅の設備をお年寄りに適するように改造する費用の助成を行います。
閉じこもり対策	地域の仲間づくりや情報交換の場として、いきいきサロンの育成及び活性化を推進し、全町に拡大します。また、虚弱等の理由から閉じこもりがちなお年寄りに対し、社会福祉協議会と連携して居宅を訪問するなど、必要な相談、指導を行います。
介護予防事業	65歳以上のすべてのお年寄りを対象に生活機能調査を行い、要支援又は要介護状態になるおそれのあるお年寄りを対象として、筋力向上トレーニング事業等の介護予防サービスを提供します。また、介護予防に関する知識の普及啓発を行い、お年寄り自身が介護予防のために自主的な活動ができるよう支援します。
小規模多機能型居宅介護の整備検討	要介護状態となっても、住み慣れた地域で引き続き生活ができるよう、24時間介護サービスが可能な小規模多機能型居宅介護施設*の整備について、既存施設の利用状況を見ながら適正施設数の確保に努めます。
認知症対策	認知症の人が地域で暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座、家族のつどいの開催など、積極的な啓発活動を実施します。また、タッチパネル式スクリーニング等を活用することにより、認知症の早期発見、早期診断につなげます。認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の初期支援を包括的・集中的に行います。また、認知症の人の自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置します。
外出支援サービスの整備 【地方創生】	公共交通不便地域における、日常生活で必要とされる高齢者の外出支援サービスについて、関係事業者と連携し、支援の充実に努めます。
介護予防・健康づくりリーダー養成 【地方創生】	地域支え合い活動の充実を図り、時代に合った地域づくりを推進するため、ボランティアとして地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導、支援を行っていく介護予防・健康づくりリーダーを養成します。
介護技術スキルアップ支援	介護に関する知識や介護の基本的な技術を学ぶ機会を提供し、家族介護者の介護技術スキルアップを支援します。
「生涯活躍のまち」湯梨浜町版 CCRC*事業の推進 【地方創生】	都市部のアクティブシニアが本町に移り住み（または町民の住み替え）、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な時期に、必要な医療・介護を受けることができるような地域づくりを推進します。

④障がい福祉

【現状と課題】

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成17（2005）年に障害者自立支援法が成立しました。しかし、障がいのある人の地域生活を支えるシステムの整備と地域住民、家族の受入態勢が十分とは言い難く、住み慣れた地域での暮らしを望

コーディネーター：各部を調整し全体をまとめる人。  
 小規模多機能型居宅介護施設：住み慣れた生活圏で住み続けるための在宅高齢者の支援施設として、24時間365日、切れ目なく連続的に介護サービスを提供できるように、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を備えた、規模は小さいながらも多彩な機能を持った施設のこと。  
 CCRC：Continuing Care Retirement Communityの略。健康なうちに移住し、その地域で健康でアクティブな生活を送ること。



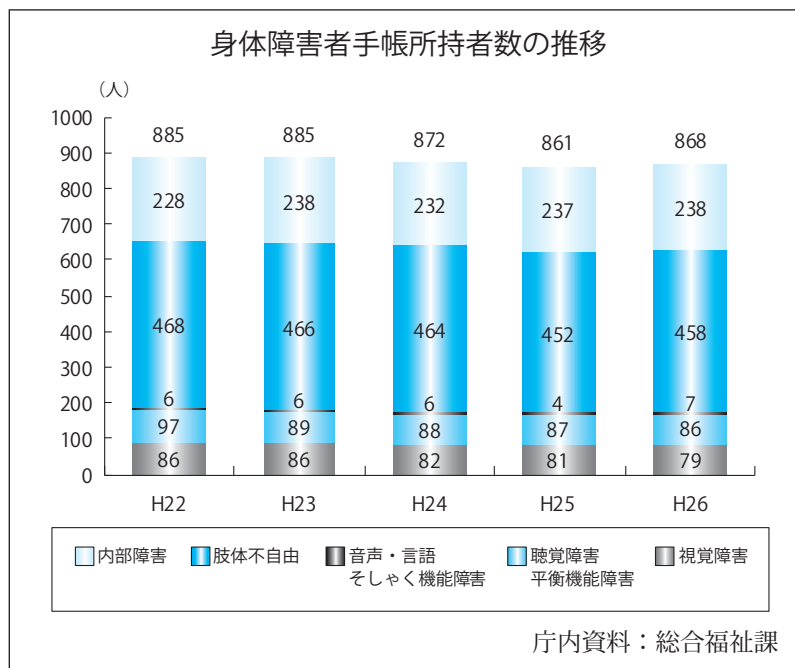
む施設入所者や入院者の地域生活への移行は進んでいるとは言えない状況でした。このような状況を踏まえ、さらなる福祉サービスの充実や地域社会での共生の実現を総合的に支援するため、全面的に法改正が行われ、平成25（2013）年4月に障害者総合支援法として生まれ変わりました。

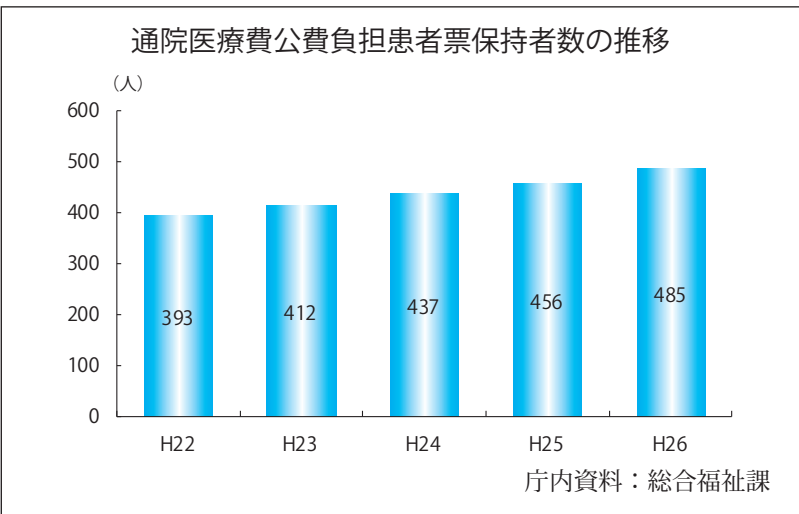
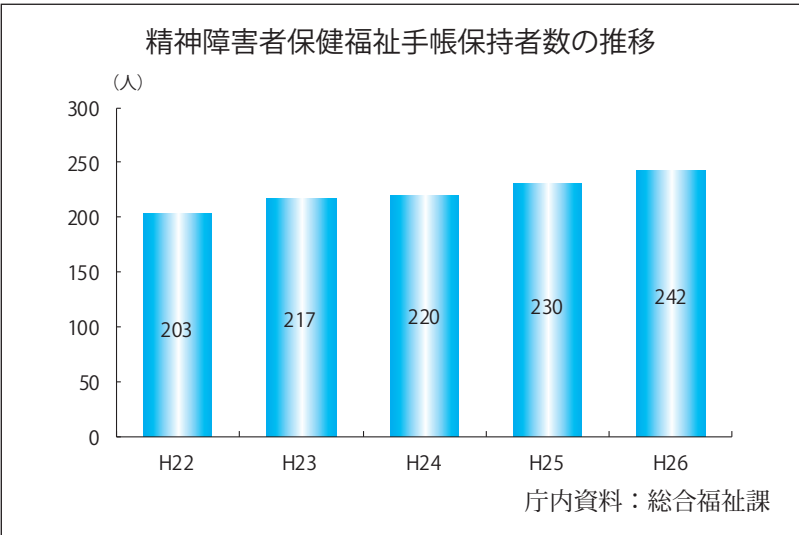
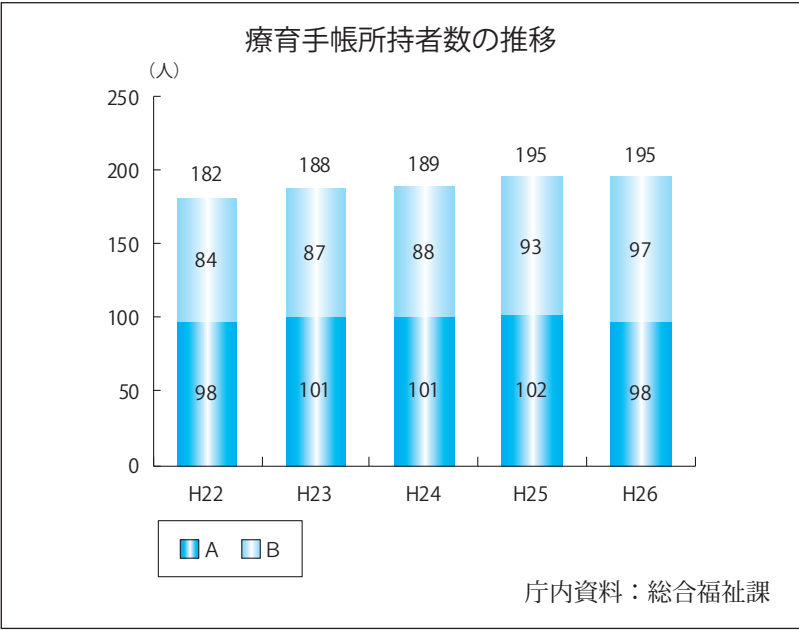
この法改正により、サービス利用にあたって、相談支援専門員が障がいのある人それぞれのニーズに応じたサービス利用計画書の作成が義務付けられました。これにより、障がいのある人が自分に適したサービスを選択することができ、ニーズに応じたサービス利用が図られました。しかし、障がいの程度に応じたサービスの選択肢や関連事業者が足りていないとは言えず、一般就労への移行もまだまだ困難な状態にあります。

地域における障がいのある人に対する理解を促すとともに、施設に入所されている人が、円滑に地域での生活に移行できるよう、地域との交流を推進する必要があります。また、障がいのある人のニーズを踏まえ、入所者の社会的自立や地域生活への移行につながる、社会生活能力を高める支援を推進します。

本町における障害者手帳等の所持者数は、身体障がい、知的障がいは概ね横ばいに推移していますが、精神障がいが増加しています。このうち、身体障害者手帳所持者を年齢構成別に見ると、65歳以上が75%を占め、障がいの種類別では、肢体不自由が最も多く、次に年々大幅に増加している内部障がいとなっています。障がいのある人一人一人のニーズに沿ったきめ細やかなものにしていくためには、サービスの向上とサービス基盤の整備が必要となっています。また、65歳以下の稼働年齢が大半を占める精神障がい者への医療支援や就労支援の充実、疾患種別の増えた難病患者に対する福祉サービスの充実も課題となっています。

さらに、障がい福祉は、心理的な障壁も多いことから、障がいのある人への正しい理解の促進を図り、障がいのある人も障がいが無い人もともに住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、環境整備を図る必要があります。





## 【施策の内容】

### 総合的な障がい者・児福祉対策の推進

平成26（2014）年度、実情に応じて見直しを実施した「湯梨浜町障がい福祉計画」に沿いながら、体系的に障がい者・児福祉施策を推進します。

### 障がい者・児にやさしい基盤整備の充実

障がいのある人が、不便や不安を感じないような地域づくりを目指し、福祉のまちづくり計画に沿って必要な福祉サービスの充実、道路等の都市基盤の整備及び公共施設のバリアフリー\*化を推進します。

### 意識の啓発と交流の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域での交流の場づくりや機会の拡充を図り、「あいサポート運動」の積極的推進により、障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めていく心のバリアフリー\*化を推進します。

### 学習機会の充実

障がい者・児施設や社会教育施設において、障がいのある人の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。

また、障がいがある人の社会参加や交流の促進を図るため、手話の環境整備及び点字図書等情報入手の充実、パソコン講習会の開催等を行い、障がいのある人の状況に応じたコミュニケーション手段を確保します。

さらに、障がいのある人が適切な教育を受けることにより、情報活用能力等の向上を図ります。

### 雇用・就労への支援

町自らが障がい者雇用率\*の法定雇用率(2.3%)達成を図るとともに、町民や企業等に対し、障がい者雇用の啓発に努めます。

また、障がいのある人の就労促進を図るため、相談体制の充実や就労に向けての斡旋活動を強化し、企業等での雇用を促進します。

### 地域生活支援施策の充実

すべての障がいのある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、介護給付（ヘルパー派遣、ショートステイ\*、デイサービス\*等）、訓練等給付（自立訓練、就労支援）、地域生活支援（相談支援、移動支援等）の総合的なサービスにより、地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

また、障がいのある人が地域社会の中で障がいのない人と同じように生活できるよう、地域社会の中にある住宅で共同生活をするグループホーム\*等の施設整備を促進します。

**バリアフリー**：障がいのある人やお年寄りが、生活、利用する上での障壁を取り除くこと。

**障がい者雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって定められた割合。民間企業、国及び地方公共団体に対し、それぞれ雇用割合が設けられており、民間企業の法定雇用率は2.0%、国及び地方公共団体の法定雇用率は2.3%。

**ショートステイ**：障がいのある人やお年寄りの介護を行う人が、病気等の理由により一時的に介護が不可能な場合に、施設に期間限定で短期入所し、日常生活の世話や機能訓練等を受けることができる介護サービスのこと。

**デイサービス**：障がいのある人やお年寄りが、自宅から通いながら、入浴、食事、各種介護、機能訓練、レクリエーション等を受けることができる施設サービスのこと。

**グループホーム**：認知症のお年寄りや障がい等で生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。

## 障がい者・児に対する保健・医療サービスの充実

保健所や医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障がいの軽減や重度化、二次障がい等の防止を図ります。

また、発達障がいを含め、障がいのある人が自分の希望や生活スタイルに適した福祉サービスを選択し、受けることができる適正なサービス提供を進めます。

## 人材の確保と育成

ホームヘルパー\*や手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。

また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実に努めます。

## 療育体制の充実

障がいのある児童が、障がいの種別や年齢に関わりなく必要な療育を受けられるよう、認定こども園・保育所、学校等の関係機関と連携して療育システムの充実に努めます。

## 障がいに配慮した教育等の充実

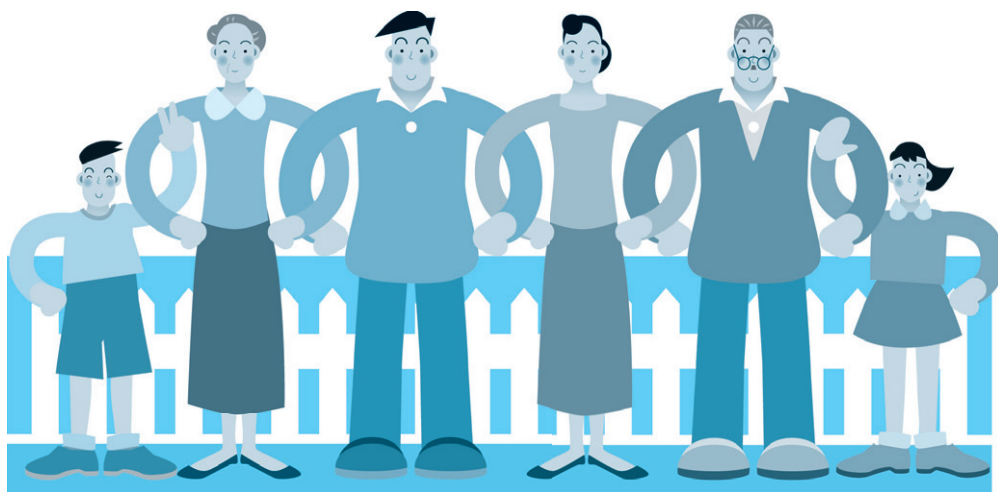
「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障がいがある児童が安心して生活し、児童一人一人の状況に応じた教育に努めながら、自らの将来を選択・決定することの出来る社会を目指します。

また、児童が障がいの有無に関わらず、相互に理解を深めるための交流を促進します。

## 災害時における救助対応マニュアルの作成

防災要援護者登録を基本に、障がいのある人のための災害時救助対応を実践し、その普及推進を図ります。

また、災害時に障がいのある人が安心して避難できる福祉避難所を確保するため、圏域事業所等へ登録の働きかけを図ります。



ホームヘルパー：心身の障がい等の理由により、日常生活を営むのに支障のあるお年寄りや障がいのある人の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のこと。

## 【主要事業】

事業名	概要
自立支援給付関係事業	障がい者それぞれのサービス利用計画を作成し、障がい者のニーズに応じた障害者総合支援法による居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所、就労支援など、障がい福祉サービスの円滑なサービス提供を図ります。
障がい者地域活動支援センター事業	在宅障がい者の創作的活動や生産活動機会の提供等の課題に対応するため、社会福祉協議会が平成19年から開設している地域活動支援センター「みんなの家」の支援充実を図ります。
心身障がい者医療費助成事業	身体障害者・児手帳（3級・4級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2級）所持者に医療費を助成し、障がいがある人の経済的負担の軽減を図ります。
補装具給付事業	身体障がい者・児の失われた身体機能を補完し、又は代替する用具である補装具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
心身障がい者交通費助成事業	障がいの治療又は社会適応訓練を目的として通院（通所）している腎臓機能障がい、精神障がい、知的障がい、身体障がい者・児に交通費を助成し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。
日常生活用具給付事業	障がい者にストマ用具等の日常生活用具を給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出時の移動の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者やその家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
特別障害者手当等	身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、常時介護を要する在宅障がい者・児へ手当を給付して、家族の経済的な負担軽減を図ります。
重症心身障がい児・者受入モデル事業所看護師配置事業	日常的に医療行為の必要な重症心身障がい児・者を受け入れるために、看護師を配置することにより、日常的に医療行為の必要な重症心身障がい児・者の日中活動の場を確保します。
相談支援事業	年々増加する精神障がいのある人及びその家族へ生活支援を中心に継続して支援し、関係機関と連携しながら、障がいのある人の自立更生や生活改善を図ります。
訪問入浴事業	重度の障がいがあるため入浴に介助の必要な人が、在宅において入浴が可能になるよう施策を図ります。





## 低所得者福祉の充実

### 【現況と課題】

変動が激しい近年の経済状況を反映し、生活保護にならないまでも、リストラ等の失業による収入の減少、パート労働、高齢、ひとり親、傷病、障がい等による低所得世帯（生活困窮世帯）が増加しています。

本町においてもこうした低所得世帯（生活困窮世帯）は増加傾向にあります。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、就労、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな分野の施策が必要です。

このため、関係機関との協力のもとに、さまざまな施策を活用し、個々の世帯の実情に応じたきめ細やかな対応がより一層重要となっています。

### 【施策の内容】

#### 生活保護等に対する援助体制の充実

平成23年4月1日から町で福祉事務所を設置して以降、生活保護受給者は減少していますが、生活保護との狭間におかれた低所得世帯等からの相談件数は増加しています。こうした相談を住民により身近な町が担うことで、より迅速に、よりの確な支援を図ります。

また、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により、社会福祉協議会を窓口、地域の民生委員\*・児童委員\*と協力して、相互の情報提供体制の強化及び面接相談体制や援助体制を充実し、多様な相談やニーズに対応します。

### 【主要事業】

事業名	概要
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会へ委託して、自立の相談支援や事業利用のための個別プランを作成することで、生活困窮者の自立支援を図ります。
生活困窮者就労支援事業	就労支援専門員を配置して、生活困窮者の就労支援を図ります。

### ●生活保護世帯数の推移

区分	被保護世帯(世帯)	被保護者(人)	保護率(%)
H22	88	118	6.67
H23	89	111	6.31
H24	91	107	6.12
H25	81	94	5.39
H26	84	95	5.47

(庁内資料：総合福祉課)



**民生委員**：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、児童委員を兼ねている。  
**児童委員**：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受ける。

## 保健・医療の充実

### ①保 健

#### 【現況と課題】

超高齢化社会にあって、今後は疾病軽減策にとどまらず、疾病予防と生きがい対策を組み合わせた健康づくり施策を展開していく必要があります。

また、人生80年時代を迎え、人々の健康に対する関心は、今日の健康ブームに示されるように年々高まっており、多様な健康づくりに対する取り組みが求められています。

さらに、急激に変化する社会の中で、ストレスや過労等により、心の病にかかる人も増えており、体の健康だけでなく、心の健康づくりも必要になっています。

国は、健康づくり対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成12（2000）年に第3次国民健康づくり対策「健康日本21」を、平成25（2013）年には、第4次国民健康づくり対策「健康日本21（第2次）」を策定しました。鳥取県でも、平成13（2001）年に「健康とっとり計画」を、平成20（2008）年に抜本的な見直しによる「鳥取県健康づくり文化創造プラン」を、平成25年には、同プランの推進結果を踏まえた改定版となる第2次分を策定しました。すべての県民が健康で長生きできるよう、日々の生活習慣の改善を図り、早期発見・早期治療により病気の重症化を防ぐとともに、県民一人一人が健康の重要性を認識し、食生活の改善や運動習慣の定着が図れるよう、また、健康づくりが文化として日常生活に根付くことを目指して、年々効果を検証しながら取り組みを推進しています。

本町においては、国及び県の健康づくり対策、計画の流れの中で、「町民一人一人が健康づくりに自ら積極的に取り組む」という視点に立ち、平成17（2005）年度に「健康ゆりはま21」を策定しました。さらに、平成20（2008）年度には、時代の流れ、制度改正等を踏まえた中間評価を行い、平成23（2011）年度には、その評価等に基づいた「第2次健康ゆりはま21」を策定し、疾病の早期発見・早期治療、健康づくりの推進に取り組んでいます。

しかし、食生活や運動等の日常生活習慣と関係が深いがん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病は、本町国民健康保険における総医療費の4割を超えるとともに、本町における主要死因の約6割を占めています。今後、高齢化の進行が予想される中、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、寝たきり・認知症など、身体機能や生活の質の低下に関わり、健康長寿の最大の阻害要因になると考えられています。また、特定健診受診及び特定健診質問票を過去の実績と比較した結果、血糖値異常者の増加、糖尿病服薬者割合の増加、運動習慣・身体活動の減少、女性喫煙者の増加等が、少ない受診者・回答者ではありますが、懸念材料としてあがってきています。改善された点としては、乳幼児のフッ素塗布及びフッ化物洗口が認定こども園等で実施され、子どものむし歯の罹患率が減少したこととあります。これからの21世紀を生きる町民が、健康でいきいきと心豊かに生活できる活力ある町となるためには、今後ますます健康づくりが重要となってきます。

少子高齢化が急速に進行し、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中で、安心して子どもを産み育てる環境の整備、体制整備が求められています。その中で、母子保健事業の充実が必要です。健康に過ごせるための健康診査、指導体制の充実が必要です。「健康ゆりはま21」にもあるように、乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導を通して、育児不安への支援、

地域の中で孤立化しないよう安心して相談できる体制の整備が必要です。

少子化が進む中、妊娠を望んでもなかなか子どもに恵まれず、不妊治療を望む夫婦が増え、治療をする人も年々増加しています。医療保険対象外経費が多く経済的負担が大きいため、県と連携した不妊治療費助成制度の一層の充実が必要です。

### 【施策の内容】

#### 総合的な健康づくりの推進

平成23（2011）年度に策定した「第2次健康ゆりはま21」に基づき、健康診査をはじめ、各種がん検診、各種健康診査事業、母子保健事業、感染症予防対策、生活習慣病予防健康教育等を充実し、疾病の早期発見、早期治療、健康づくりの推進、健康寿命の延伸に努めます。

#### 母子保健事業の推進

町民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努めます。特に、乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等を通して、育児不安への支援や児童虐待の予防と早期発見に努めます。

また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しながら、きめ細やかな支援に努めるとともに、軽度発達障がい児の早期発見に努め、家庭や認定こども園・保育所、小学校など、関係機関との連携により、適切な支援を行います。

さらに、妊婦健診の受診率を高め、安心・安全な妊娠、出産を目指すとともに、不育症・不妊治療費助成制度を充実し、子どもを産み育てやすい町づくりの環境整備を推進します。

#### 成人保健事業の推進

国は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診や健診結果により対象となる人に保健指導を行い、生活習慣病を予防することとした「特定健康診査・特定保健指導」を平成20年4月から義務づけています。その背景には、生活習慣病の中でも、糖尿病、高血圧症、高脂血症等が肥満と密接な関係にあることを掲げています。

内臓脂肪型肥満の予防に向け、健康診査や保健指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援に努めます。また、各種がん検診の実施体制を充実しながら、適正受診の促進を図り、病気の早期発見、早期治療（重篤化の予防）に努めます。

さらに、町民が主体性を持って、食生活の改善、喫煙対策、運動・身体活動の習慣化等に取り組めるよう、関係機関と連携し、専門職の配置を充実して多彩な情報の提供に努めます。



#### 高齢者保健事業の推進

お年寄りの年齢に応じた生活習慣の改善や疾病予防に努めます。また、生活機能の低下を早期に発見し、健康教育や訪問指導、地域参加型機能訓練事業など、介護予防に寄与する事業の実施に努めます。

## 歯科保健事業の推進

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。特に、子どもに対するフッ化物洗口の重要性・必要性について、小学校・中学校関係者への正しい知識の普及・啓発に努めます。また、乳幼児、妊婦、お年寄り、障がいのある人に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

## 精神保健事業の推進

ストレスへの対応やうつ・うつ状態、心の病や認知症の予防のために、正しい知識の普及・啓発や生活支援に努めます。心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、訪問等を行い、育児支援事業や在宅福祉サービスを利用していただくなど、保健、医療、福祉等の関係機関が連携して支援に努めます。

また、精神保健に対する町民の認識は十分とは言えず、関係機関と連携しながら、精神疾患への理解を深めるための啓発に努めます。

## 感染症予防対策の推進

感染症の流行情報の迅速な提供やその予防については、国、県等からの情報提供を基に、正しい知識の普及や情報伝達を行い、感染症予防に努めます。

感染症発生時には、人権に配慮しつつ、保健所や医療機関等と連携して、迅速な蔓延防止に努めます。

## 相談・支援体制の充実

複数の問題を抱えている人の相談にも対応できるよう、保健・福祉・医療など、各関係機関が密接に連携し、生活者の視点に立った総合的な相談体制を確立します。特に、発達障がいや支援の必要な子どもを持つ家庭が育児不安に陥ったり、地域の中で孤立したりしないよう、安心して相談できる体制の整備を図ります。

また、国際化に伴い、他国籍の母の子育て支援など、配慮が必要な家庭への支援を行います。

さらに、心の健康づくりのための普及啓発を行うとともに、相談支援業務を充実します。





【主要事業】

事業名	概要
自主的健康づくり活動の支援	健康づくり活動を身近で気軽に取り組めるよう、各地域や団体等の自発的・自主的な取り組みを積極的にサポートし、健康活動のリーダーの育成を図ります。
病気の早期発見・早期治療の徹底推進	健康診査及び各種がん検診の実施体制を充実しながら、適正受診を促進するとともに、検診後のフォローを最重視し、町民個々の健康づくりの意欲向上と自己管理意識を高めます。さらに、検診結果を踏まえて、協会けんぽとも連携しながら、町民の健康状態や疾病罹患の状況を的確に把握し、継続的な分析評価による効果的な対策の実施に努めます。
ドック検診委託事業	国民健康保険の保健事業として、被保険者に対する疾病の早期発見・早期治療に大きく役立つドック検診（セットドック検診等）を継続的・計画的に実施します。
18歳年度末までの医療費助成事業【地方創生】	小児医療費助成の対象年齢を18歳年度末まで拡大します。
歯・口の健康づくり推進事業【地方創生】	フッ化物洗口実施範囲を小学校・中学校まで拡大します。
健康相談・健康教室等の実施【地方創生】	健診結果を踏まえ、町民の健康状態にあった健康づくり事業・運動教室（ウォーキングリゾート推進事業、積立貯筋運動、健康寿命延伸サポート事業、ウォーキングと温泉を利用した健康増進事業等）を実施するほか、健康情報等を積極的に提供します。また、町民が希望する健康相談等のニーズに応えられる内容の各種事業（鳥取看護大学等との連携による「まちの保健室」等）を実施し、町民自身の健康増進への意識・意欲の向上を目指します。
食育の推進	生活習慣病と食の深い関わりを重視し、日常の食生活を見直ししながら、家庭や地域といった小単位で食生活改善対策に取り組みます。さらに、食育について積極的に取り組むとともに、地産地消*の推進を図ります。
不妊治療費助成金交付事業【地方創生】	不妊治療及び不育症に要する費用の一部を助成し、安心して産み育てられる環境整備に努めます。
予防接種事業	予防接種法に定められた予防接種及びインフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルスの予防接種を推進します。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を目的として各種健診を実施します。
母子保健事業	乳幼児健康診査や育児相談など、乳幼児の健全育成のための各種事業を積極的に展開し、母子保健の推進を図ります。
発達障がい児支援体制整備事業	職員の研修を充実し、発達障がい児のための支援体制を充実します。また、当事者家族を支援するための事業を実施します。
乳児・児童ふれあい交流事業	町立の小中学校で「赤ちゃん登校日」等の事業を実施し、命の大切さやコミュニケーションの大切さを学ぶ場を提供します。

●各種検診受診者の推移

	特定健診（人）	長寿健診（人）	がん検診（人）				
			胃がん	子宮がん	乳がん	肺がん	大腸がん
H22	845	231	1,405	962	617	2,366	1,834
H23	824	275	1,425	931	649	2,088	1,780
H24	856	285	1,759	1,036	737	2,441	2,147
H25	850	286	1,654	977	720	2,320	2,041
H26	871	289	1,681	1,123	749	2,535	2,241

（庁内資料：健康推進課）

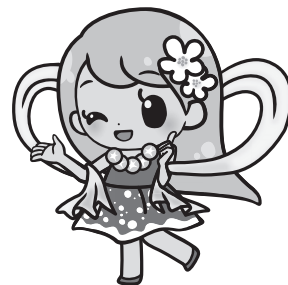
地産地消：地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。



## ②医療

### 【現況と課題】

町民が利用する医療機関は、町内開業医と倉吉市を中心とした県中部一円の公私立病院等によって充実しています。また、交通機関も整っており、救急体制も湯梨浜消防署との連携によって対処するなど、医療体制は一応整っています。しかし、年々増加の傾向をたどる後期高齢者の医療費にかんがみ、ひとり暮らしのお年寄り世帯等も増加していることから、緊急時の対応を迅速に行う体制づくりなど、お年寄りを取り巻く医療体制の整備が必要となっています。



### 【施策の内容】

#### 救急医療体制の整備

緊急時における救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、鳥取中部ふるさと広域連合を中心とした救急医療体制の拡充を促進します。

また、「鳥取県保健医療計画」及び平成37年度のあるべき医療供給体制を目指す「鳥取県地域医療構想」に沿って、鳥取県や隣接市町、関係医療機関との連携強化を図り、広域的な救急搬送の円滑化を図ります。

#### 地域での暮らしを支える医療

関係機関に働きかけ、かかりつけ医及びかかりつけ薬局を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努め、疾病予防や介護予防に積極的に取り組みます。

### 【主要事業】

事業名	概要
緊急医療体制の整備充実	医療機関への協力要請等を行い、夜間・休日・緊急時の医療体制の整備充実を図ります。
地域医療体制の充実	地元医療機関との協力体制のもと、町民にホームドクター*及びかかりつけ薬局を持つことを奨励し、健康づくり事業や各種検診等と医療との連携を十分に図ります。

### ●死因の推移

(単位：人)

年	第1位	第2位	第3位
H22	悪性新生物 51	心疾患 34	脳血管疾患 25
H23	悪性新生物 49	心疾患 43	脳血管疾患 32
H24	悪性新生物 71	脳血管疾患 33	心疾患 32
H25	悪性新生物 54	心疾患 41	肺炎 38
H26	悪性新生物 75	心疾患 29	肺炎 25

(庁内資料：鳥取県福祉保健部 鳥取県人口動態統計)

ホームドクター：病気になったり、けがをした時など、一番最初に相談する医師。かかりつけの医師のこと。

## 社会保障の充実

### 【現況と課題】

医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や高齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度は、基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

介護保険は、従来老人福祉と老人医療に分かれていたお年寄りの介護に関する制度を再編成したもので、公平で利用しやすく、効率的な社会的支援システムとして構築されました。

介護保険制度は、平成12年度に創設され、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。介護という視点が世の中に認知され、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加と相まってサービス利用者も増加してきました。しかし、介護保険料は、制度発足当初に全国平均で2,911円/月であったものが、要介護認定者の増加に伴い、現在（平成27年度～29年度）では、5,514円/月と大幅に増加しています。

本町においても、制度発足当初の合併前3町村平均2,789円/月であったものが、現在（平成27年度～29年度）は5,989円/月で全国平均を上回る状況となっています。今後も高齢化がますます進む中、サービス給付は増加の一途をたどると予想されており、介護保険制度を持続的かつ安定して運営することができるよう取り組むことが必要です。

## 国民年金

国民年金は、高齢となっても、また、不慮の事故で障がいを持った時でも、日々の生活の安定が図られるように国民みんなで支え合う相互扶助の制度です。

しかし、急速に進展する高齢化や社会経済状況等から生じる不安感によって、国民年金制度への信頼が薄らいでいく傾向にあり、信頼の回復を図っていく必要があります。

また、年金を支える若年層の減少が顕著になっていることから、年金制度における給付水準と保険料負担のバランス確保や制度への理解を促進すること等が重要な課題となっています。

## 国民健康保険

国民健康保険は、相互扶助の精神に則り、加入者がお金を出し合って、万一の場合の病気やけが、出産等について保険給付を行う制度です。

近年、人口構造の変化や高度医療の進展に伴い、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険税の負担が年々大きくなっています。

国民健康保険財政の運営は、急速な高齢化の進行や低所得者層の増加のほか、医療費の地域格差等の問題によりさらに厳しさを増しています。そのため、地方負担の増大を招いていることから、適切な財政措置や制度改革を国等に要請していく必要があります。

## 介護保険

介護保険制度の安定運営を目指して、効率的かつ効果的な介護サービスの提供の観点から、制度の周知及び啓発活動に力を入れて取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携を

図りながら、地域包括ケアシステムの構築・確立に向けて取り組む必要があります。

また、適正なサービスを提供するため、介護保険適正化事業の実施に努めることが必要です。

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急激に進む高齢化と医療費の増加に対応するため、平成20(2008)年4月に、国の医療制度改革の一環としてスタートした新しい医療制度です。

75歳以上の後期高齢者(65～74歳の障がいのある前期高齢者を含む)を対象として、他の健康保険等から独立した医療制度として施行され、鳥取県後期高齢者医療広域連合により、その運営が行われています。

しかし、今後も高齢化等により高齢者の医療費が増大する中、接続可能な制度として定着させていくためには、国等において、必要に応じた見直しを検討していく必要があります。

### 【施策の内容】

#### 国民年金制度の適正な運営

町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図り、未加入者の減少に努めます。

また、加入者のニーズに応じたきめ細やかな相談ができるよう相談体制の充実を図ります。

#### 国民健康保険の適正な運営

保険税収納率の向上やレセプト(診療報酬明細書)の点検\*強化等により、財政の健全化を進めるとともに、被保険者の負担軽減に取り組みます。

また、町民の健康を増進し、医療費の増大を抑えるために、健康相談や健康診査、各種健診、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進等を実施します。さらに、健康指導の充実を図りながら、各個人の生活習慣病等に関する自己啓発を促すことに努めます。

平成30年度からは、国民健康保険財政の運営主体が町から県に移り、制度の安定化・効率化が図られますが、本町は、資格確認や保険給付、保険税率の決定、保健事業等の細かな部分で引き続き事業運営にあたり、制度の安定化に努めます。

#### 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の安定運営を目指して、制度の周知及び啓発活動に力を入れて取り組むとともに、適正なサービスを提供するため、介護保険適正化事業の実施に努めます。

#### 後期高齢者医療制度の適正な運営

保険料の公平性の確保とお年寄りにふさわしい医療を目指すとともに、介護保険事業との相互利用等における負担の軽減など、適正なサービスの提供に努めます。

レセプト点検：保険医療機関又は保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬、調剤報酬請求明細書(レセプト)が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。

【主要事業】

事業名	概要
国民年金制度啓発事業	無年金者を出さないよう町民への制度周知・啓発、適用対象者の的確な把握、加入促進を推進します。
国民健康保険事業	増加を続ける医療費の抑制、適正化を図るため、レセプト点検*体制を充実するとともに、疾病分類等を実施しながら、適切な健康指導に結びつけます。現在、保健事業として実施している短期人間ドック検診、脳ドック検診を組み合わせた「セットドック検診」を継続して実施します。また、生活習慣病の予防及び医療費の抑制を図るため、平成27年度に策定した「データヘルス計画」に基づき各種保健事業に取り組み、特定健診の受診率向上並びに被保険者の健康寿命の延伸に努めます。平成30年度以降は、県の統一的な方針に従い、引き続き医療費の適正化等に努めます。
介護保険事業	高齢化が進行する中、お年寄りが住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が続けられるよう、介護予防事業に取り組みます。併せて、介護保険制度の持続的、安定的な運営に向けて、積極的な普及啓発活動や適正なサービス利用の促進を図ります。また、生活困難な人についても、必要な介護サービスが受けられるよう本人負担の軽減を図ります。
後期高齢者医療費適正化事業	後期高齢者医療費の適正化を図るため、重複・多受診者等の訪問指導活動、医療費の地域特性について把握・分析を進めます。分析結果等を活かした啓発活動を行い、医療費の適正化を推進します。
後期高齢者医療広域連合納付金事業	被保険者から徴収した保険料と、県及び町が負担する保険基盤安定負担金の納入により、後期高齢者医療事業の適正で安定した運営を行います。

●国民健康保険被保険者数の推移（各年3月31日現在）

区分		H22	H23	H24	H25	H26
世帯数 (世帯)	一般	2,335	2,349	2,291	2,319	2,319
	退職	173	155	200	183	132
	計	2,508	2,504	2,491	2,502	2,451
	加入率(%)	42.2%	41.7%	41.2%	41.2%	40.3%
被保険者数 (人)	一般	4,163	4,134	3,979	4,010	3,935
	退職	384	374	457	409	308
	計	4,547	4,508	4,436	4,419	4,243
	加入率(%)	25.7%	25.6%	25.4%	25.3%	24.4%
1人当たり 医療費(円)	一般	332,497	331,080	324,227	357,993	368,150
	退職	266,827	373,925	348,280	412,247	477,921

(庁内資料：健康推進課、資料：週刊国保実務)

●後期高齢者医療制度被保険者数の推移（各年3月31日現在）

区分		H22	H23	H24	H25	H26
被保険者数(人)	後期高齢	2,795	2,804	2,799	2,803	2,802
	加入率(%)	15.8	15.9	16.0	16.1	16.1
1人当たり医療費(円)	後期高齢	892,046	899,394	917,111	898,890	903,882

レセプト点検：保険医療機関又は保険薬局から審査支払機関を通じて提出された診療報酬、調剤報酬請求明細書(レセプト)が、保険者へ正しく請求されているか点検すること。

●国民年金加入者数・受給者数の推移

(各年3月31日現在)

区分	加入者数					受給者数 (人)	受給率 (%)
	強制(人)	任意(人)	第3号(人)	計(人)	加入率(%)		
H22	2,341	22	858	3,221	18.2	4,835	27.3
H23	2,283	19	788	3,090	17.5	4,861	27.6
H24	2,271	10	777	3,058	17.4	4,894	27.9
H25	2,187	10	768	2,965	17.0	4,994	28.6
H26	2,051	13	732	2,796	16.1	5,147	29.6

(庁内資料：健康推進課)

●第1号被保険者の介護保険料の推移

所得段階	保険料率	平成21～23年度 (円)	保険料率	平成24～26年度 (円)	保険料率	平成27～29年度 (円)
第1段階	0.50	25,500	0.50	31,200	0.50	35,900
第2段階	0.50	25,500	0.50	31,200	0.75	53,900
第3段階	0.75	38,300	0.75	46,800	0.75	53,900
第4段階	1.00	51,000	1.00	62,500	0.90	64,600
第5段階	1.25	63,800	1.25	78,100	1.00	71,800
第6段階	1.50	76,500	1.50	93,700	1.20	86,200
第7段階	1.75	89,300	1.75	109,300	1.30	93,400
第8段階					1.50	107,800
第9段階					1.70	122,100
第10段階					1.75	125,700

(庁内資料：地域包括支援センター)





# 参画と協働による町民が 主役のまちづくり



■ 住民参画社会の推進 .....	166
■ コミュニティー活動の促進 .....	167
■ 多様な交流の推進 .....	170
■ 効率的な行政運営の推進 .....	173
■ 広域行政の推進 .....	175
■ 情報公開の推進 .....	177
■ 健全な財政運営の推進 .....	178



## 6. 参画と協働による町民が主役のまちづくり

### 住民参画社会の推進

#### 【現況と課題】

地方分権社会の到来により地域の特性を活かした行政推進が求められており、地域ニーズを反映した住民満足度の高いまちづくりを進めることが大切です。そのためには、地域住民の参画意識を高め、構想・計画段階から住民参画の手法を取り入れることが重要です。

本町では、「まちづくり座談会」、「町民の声意見募集箱」の設置など、住民参画の機会を設けてきました。今後ともこれらの施策の充実を図るだけでなく、インターネット\*等を活用した意見収集や情報通信基盤を活用した情報の受発信など、多様な手段・手法による住民参画を促進する必要があります。このような取り組みをさらに推進していくためには、地域住民と目的や情報の共有、対等性の確保が不可欠であり、地域住民との協働によるまちづくりが必要です。

#### 【施策の内容】

#### 住民参画の手法の整備と充実

審議会や「まちづくり座談会」など、直接町民が参加できる機会を拡充するとともに、「町民の声意見募集箱」の設置やインターネット\*等を活用した意見収集など、多様な手段・手法による行政への住民参画を推進します。

また、地方分権社会の到来により、地方自治のあり方については、行政だけではなく、住民や議会が一体となって、協働のまちづくりを進めることが重要です。それぞれの役割、権利、義務について、住民が主体となって、まちづくりの基本理念や基本原則を制定するため、自治基本条例を制定します。

#### 広聴活動の充実

町政に対する町民の要望等を施策に反映するため、町長との懇談会や定期的な住民意識調査、審議会への参加など、幅広く町民の意見・要望等を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。

また、インターネット\*等を活用して、地域の要望把握や町民の行政参加を促進します。

#### 【主要事業】

事業名	概要	要
まちづくり座談会の推進	地域住民との直接対話のできる場を設けることにより、より行政と地域住民が協働し、参画できるまちづくりを促進します。	
自治基本条例の制定	自治基本条例の制定により、住民、行政、議会の役割、権利、義務を規定し、住民が幸せとなる協働のまちづくりを推進します。	
ボランティア活動推進事業	自主的なボランティア活動の支援と気軽にできるボランティア活動の啓発やコーディネート*を推進します。また、ボランティアの研修・講座等機会の創出に努め、住民への参加を促します。	

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。  
コーディネート：各部を調整し全体をまとめること。

## コミュニティ活動の促進

### 【現況と課題】

少子高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイル\*の多様化等が、地域社会における住民間の関わりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしています。

しかしその一方で、NPO\*、ボランティア団体、コミュニティ\*活動を推進する各種団体の活動にも見られるように、地域住民自らが課題解決のために考え、行動する新たな取り組みも広がってきています。

本町においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツに関わる町民の諸活動に加えて、さまざまな問題に取り組む町民の自発的な活動が展開されるようになってきました。

今後、新たな地域コミュニティ\*のあり方を検討していくとともに、少子高齢化に伴う子育て支援、お年寄りの介護、障がいのある人の自立支援等の社会問題に積極的に取り組む団体を支援していく必要があります。

また、町民の自主性を尊重しつつ、コミュニティ\*意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通して、地域コミュニティ\*機能を高めていくことも望まれています。

### ●町内のボランティア団体の状況

団 体 名	活 動 分 野
たんぽぽの会	保健・医療・福祉
えびす会	保健・医療・福祉
とうごう配食ボランティア	保健・医療・福祉
泊ふれあい給食ボランティア	保健・医療・福祉
ぼらんていあ・エコー	保健・医療・福祉
JA女性会やまびこ	保健・医療・福祉
アルミの会	福祉
湯梨浜町東郷赤十字奉仕団	保健・医療・福祉
湯梨浜町羽合赤十字奉仕団	保健・医療・福祉
湯梨浜町泊赤十字奉仕団	保健・医療・福祉、社会教育
湯梨浜町高齢者クラブ連合会羽合支部	保健・医療・福祉、環境保全
ガールスカウト鳥取県 第2団	子どもの健全育成、社会教育
ガールスカウト鳥取県 第4団	子どもの健全育成、社会教育
東郷池メダカの会	環境保全、まちづくり、子どもの健全育成
湯梨浜町商工会青年部	まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全
湯梨浜町商工会女性部	まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、地域安全
FCヴァエル'08湯梨浜	子どもの健全育成
大介	子どもの健全育成
ホエホエ隊	子どもの健全育成、環境保全
ゲー・チョコキ・パー	子どもの健全育成
おはなしれっしゃ	子どもの健全育成
とまりー里浜道路を守る会	まちづくり、環境保全
めぐみのゆ公園を育てる会	まちづくり、環境保全
達人クラブ	まちづくり

**ライフスタイル**：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方。

**NPO**：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

**コミュニティ**：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

団 体 名	活 動 分 野
花盛会	まちづくり、文化・芸術・スポーツ
湯梨浜町「花一杯運動」	まちづくり、環境保全
ボランティア・ロードハワイビーチ	まちづくり、環境保全
松崎区長会	まちづくり、環境保全
橋津歴史塾	まちづくり、環境保全
鳥取県土地家屋調査士会中部支部	環境保全、専門的相談
夢ちゃん	保健・医療・福祉、子どもの健全育成

(庁内資料：企画課・総合福祉課・長寿福祉課)

### ●町内の特定非営利活動法人（NPO\*）の状況

団 体 名	活 動 分 野
ハウス・ドック	耐震診断、耐震補強設計・工事、防犯システムの構築など

(庁内資料：企画課)

### ●まちづくりを創造する団体の状況

(平成27年3月末支援団体)

団 体 名	事 業 名
中華コスプレプロジェクト日本支部	中華コスプレ日本大会の開催
湯梨浜町民ミュージカル実行委員会	湯梨浜町民ミュージカルの公演
はまなす加工研究グループ	特産品開発
泊貝がら節保存会	泊貝がら節の保存・普及
地域と福祉を育てる会	環境保全事業
湯梨浜でクラシックを聴く会	クラシックの普及と交流会の開催
特定非営利活動法人 未来	ノルディックウオーク鳥取・湯梨浜大会の実施
三八市実行委員会	松崎名物三八市の開催
宇野ふるさとポスト	宇野地区の国際交流促進、文化の伝承

(庁内資料：企画課)

### 【施策の内容】

#### 学習の場の整備とコミュニティー\*意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動等を実施している団体の実態の把握に努めるとともに、NPO\*等の活動の場を利用し、コミュニティー\*意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

#### コミュニティー\*活動団体の育成及び人づくり

自治会やボランティア団体、NPO\*等をはじめ、コミュニティー\*活動を進める団体の自主性を尊重し、支援します。

また、地域活動のリーダーや地域に関わる各分野の人材の発掘・育成に努め、その人材を活用し、学習の場の提供を行います。



**NPO**：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

**コミュニティー**：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。



## 情報交流の促進

各団体の活動内容を把握するとともに、共通するもの又は同時に実施する方がより一層の効果が期待できる活動については、各団体へ情報発信し、団体相互の交流を促進します。

## コミュニティー\* 関連施設のネットワーク化

集会施設、福祉施設、文化・学習施設等を含めた幅広いコミュニティー\* 関連施設のネットワーク化を図り、コミュニティー\* 活動の強化や地域力の向上に努めます。

## コミュニティー\* 活動の支援

地域住民連帯の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援します。

また、公民館を核としたさまざまな地域活動を推進するとともに、より地域に密着した住民の意見やニーズを把握します。

さらに、住民同士が、お互いの地域の特色を尊重し、協調して新しいまちづくりができるような仕組みづくりを行います。



## 公民館活動の支援・充実

これまで地区公民館単位で行われていた特色のあるスポーツ活動や文化活動等を地域活性化推進委員会を中心として、地区単位で継承していくものや、町内の広域で輪を広げて取り組んでいくものに対して支援を行います。

### 【主要事業】

事業名	概要
コミュニティー* 助成事業 【地方創生】	「宝くじの普及広報事業」を活用し、各集落・団体等が行うコミュニティー* 活動に必要な施設や設備の整備に関する事業に対して助成を行い、コミュニティー* の健全な発展を図ります。
NPO* 育成支援活動事業	NPO* の設立や運営の支援を行います。
集落づくり総合交付金事業 【地方創生】	地域の活性化、合併後の均衡ある住みよいまちづくりを推進するため、集落の運営費や防災活動、その他福祉活動など、自主的な集落づくり活動を支援します。
地域にぎわい創出事業 【地方創生】	地域のにぎわいの創出と住民間の交流を促進するため、地域が行う運動会・スポーツ大会・芸能大会・祭り・文化祭活動を支援します。
まちづくり創造事業 【地方創生】	住民が主体となるまちづくりを推進するため、自主的・継続的にまちづくり活動に取り組む団体を支援し、地域活性化の中核を担う人材及び団体を育成します。
ボランティア団体活動助成事業	町内で活動するボランティア団体の育成・支援を行います。
地域おこし協力隊* 事業 【地方創生】	人口減少や高齢化等の進行が著しい状況において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていきます。

コミュニティー：日常生活のふれあいや連帯感、共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

地域おこし協力隊：人口減少や高齢化が進む地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。



## 多様な交流の推進

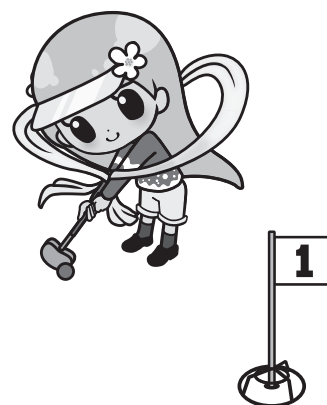
### 【現況と課題】

経済、社会の各分野で、諸外国との交流が活発化し、青少年が海外体験学習や研修で海外へ出かけたりする機会が多くなりました。また、インターネット\*の普及拡大により、学校や自宅からでも国際的な交流を行うことが可能になりました。

現在、本町では平成8（1996）年にアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との姉妹都市提携以降、「ハワイアンフェスティバル」の開催やホームステイ等を通じて、ハワイ郡中学生と町内中学生の交流を行っています。また、鳥取県と中国河北省の提携を記念して建設された中国庭園燕趙園<sup>えんちやうえん</sup>を拠点とした中国文化との交流もあります。

さらに、語学教育における「外国語指導助手」や国際交流事業の補助を行う「国際交流員」の招致、英会話教室や国際交流協会を中心とした各種事業により、町民の国際感覚を高めたり、国際理解を深めたりしています。

国内での交流では、グラウンド・ゴルフ発祥地大会等のスポーツイベント、特産の梨を通じての交流や天女ゆかりの自治体との交流、また、ハワイ郡と交流のある自治体との交流を行ってきました。しかし、交流が単発的な傾向にあり、今後は、各自治体間の交流を継続的に実施し、地域の活性化を図る必要があります。



### ●国内・国外の交流

国内交流先	開始時期	交流のきっかけ	交流の概要
福島県川俣町	平成26年	羽衣・天女伝説を有している自治体の首長が一堂に集まり、天女を活かしたまちづくりについて考える「天女サミット」を開催したことによる	観光、経済、教育、文化、防災等、さまざまな分野での交流・連携を行い、相互のまちづくり支援等を通じて、参加自治体の持続的発展を図る
滋賀県長浜市			
京都府京丹後市			
大阪府高石市			
鳥取県倉吉市			
沖縄県宜野湾市			

国外交流先	開始時期	交流のきっかけ	交流の概要
アメリカ合衆国 ハワイ州ハワイ郡	平成8年	「ハワイ」という同じ地名をもつ縁による	姉妹都市提携による友好親善、児童生徒の交流、ハワイアンフェスティバルの開催

(庁内資料：企画課、産業振興課、教育総務課)

### 【施策の内容】

#### 交流活動の推進

国内外・地域交流等の輪を広げ、対話やスポーツ、文化等の交流を通して社会参加を促し、人と地域とのつながりに理解を深める環境づくりを行います。そして、地域活動や文化・スポーツ活動、遊びの中で、それぞれの活動を楽しみ、発表できる場づくりを進めるとともに、異年齢が交流を通じて地域に愛着をもって定着し、共に活動できる環境をつくります。

インターネット：地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワークのこと。

そのため、ボランティア団体やNPO\*、地域クラブの育成、さらには地域住民と協働し、共に交流の場を築くためのシステム等を整えます。

### 学習機会の提供

国内外のさまざまな生活習慣や文化を学ぶ学習機会の提供に努め、それぞれの「ちがい」を認め合うなど、国際理解教育の推進を図ります。

生涯学習においては、国際感覚あふれる人材を養う講座の開催等を通じて、共にかけがえのない存在として地域の国際化のために参画できる基盤づくりに努めます。

### 国際姉妹（友好）都市等との交流の推進

姉妹（友好）都市であるアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との友好親善をこれまで以上に促進し、さらに他の国との友好を図るため、国際交流協会をはじめ、その他の関係団体等と連携しながら交流を推進します。

### 国内自治体との交流の推進

交流のある国内自治体との相互理解や教育文化の向上、天女を活用したイベントや物産展等の交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、施設や観光イベントを活用しながら、児童生徒や地域住民との交流や物産の相互販売等を推進します。

また、国内交流を推進するため、交流を支える人材や団体の育成を図ります。

### 国際化に対応できる環境の整備

親しみやすく、居心地のよい国内外に開かれた町を目指し、外国人にも分かりやすく紹介するため、外国語による印刷物や看板表示に配慮します。

また、外国語指導助手、国際交流員等の在住外国人による外国語講座の開催など、町民と在住外国人との交流機会の拡充を図ります。

さらに、在住外国人に対して、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置など、サービスの充実を図ります。

### 交流に関する情報の発信

町の資源、観光、伝統、文化、自然など、町の特有の財産を住民に情報発信することにより、さまざまな地域間交流が進められるよう働きかけます。

### 交流イベントの充実

自然や歴史、文化などをはじめ、町の特色について町民の認識を高めるとともに、町外者に広くPRするイベントを開催するなど、町の情報発信と人の輪の広がりを推進し、人と人との交流を促進します。また、町内の各種団体と連携、協力しながら、地域振興イベントを開催するなど、郷土の広域的情報発信とスタッフ間の人的交流を進めます。

NPO：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

【主要事業】

事業名	概要
国際交流推進事業	現行の国際交流を継承するとともに、国際交流協会との連携を保ち、国際交流のより一層の充実を図ります。
国内交流推進事業	各種団体と連携を図り、国内交流を促進します。
グラウンド・ゴルフ国際化促進事業 【地方創生】	関係機関と連携しながら、海外選手招聘や海外プロモーション活動等を行い、グラウンド・ゴルフの国際化を推進します。



参画と協働による町民が  
主役のまちづくり

## 効率的な行政運営の推進

### 【現況と課題】

少子高齢化社会の到来や地方分権の進展など、近年の社会経済情勢は複雑化しています。このような状況の中で、多様化する町民ニーズに対応し、迅速かつ的確な行政サービスを提供するためには、組織をあげて効率的で効果的な行政運営を推進することが必要です。そのため、本町では、QMS\*を実施して住民サービスの品質向上等により住民の満足度を高めるとともに、事務手順書や職員の資質の向上を図りながら、事務処理を的確に行うよう努めています。

また、社会保障、税番号制度（マイナンバー制度）の開始により、業務の効率化・高度化と町民サービスの高度化・迅速化を図り、電子自治体の構築が急務の課題となっています。

さらに、職員の意識改革も欠かせないものとなっており、常に問題意識を持ちながら、法令遵守の思考と幅広い視野・柔軟な発想とを兼ね備えた人材の育成を図ることが必要になっています。

### 【施策の内容】

#### 情報化の推進と活用

事務処理の合理化・高度化、町民への情報提供等のサービス向上のために、情報化を推進し、電子自治体の構築を推進します。

#### 電子自治体構築

既存システムの改善、地理情報システム（GIS）及び窓口のワンストップサービス\*の推進、住民票、印鑑証明書等のコンビニ交付など、住民サービスに必要なシステムを検討し、電子自治体の構築を推進します。

#### 公共施設の適正配置の推進

類似重複施設の統廃合や再配置を進めるなど、時代や住民ニーズに合った、より効率的・効果的な施設運営を推進します。

#### 事務事業の計画的・体系的な執行

本町では、限られた人的資源を最大限に活用しながら、職員個々の能力開発に努め、町民満足度を重視した行政経営を行うため、組織をあげて効率的で効果的な体制を整える仕組みとしてQMS\*を確立しています。

このQMS\*では、組織や職員の責任、権限、業務範囲、手順の明確化に努めています。また、各種事務事業の執行にあたっては、それぞれが事業の評価、検証、改善に取り組み、町民ニーズに即した効率的で効果的な事務事業の執行に努めます。

QMS：Quality Management Systemの略。品質管理を中心とした組織の活動で、顧客満足を達成し、継続的な改善を意図する。  
ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス体制のこと。

## 公共部門と民間部門の役割分担の改善等

公共部門で受け持つべき分野と民間部門で対応すべき分野等を検討し、役割分担の明確化を図ります。

民営化については、住民サービスの向上と費用対効果等を念頭に置きつつ、外部（民間）委託を積極的に進めるとともに、指定管理者制度\*の推進も検討し、より効率的な運営を図ります。

## 機構改革及び横断的組織の活用

多様化する行政需要に的確かつ弾力的に対応するために、適正な人員配置、適材適所の人材配置に努めます。また、さまざまな課題に柔軟に対応するためにプロジェクトチームを編成するなど、横の連携を強化した体制づくりを行い、目的に応じた総合的な施策の推進を図ります。

## 適正な人事管理と人材育成

職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力を養成するために、民間企業を含めた各種研修への参加や人事交流を行い、意識改革を図ります。

また、法令遵守を徹底するとともに、事務事業を行ううえでのコスト意識の徹底を図ります。

## 窓口サービスの充実

窓口での職員の接遇向上など、教育を徹底し、町民の立場に立った親切・丁寧な窓口サービスの提供に努めます。

### 【主要事業】

事業名	概要
QMS*活動の推進	町民満足度の向上と職員の資質向上を図るため、QMS*の維持及び継続的改善に努めます。



**指定管理者制度**：自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者やNPO法人等の団体を指定して管理運営させることができる制度のこと。

**QMS**：Quality Management Systemの略。品質管理を中心とした組織の活動で、顧客満足を達成し、継続的な改善を意図する。



## 広域行政の推進

### 【現況と課題】

交通体系及び情報ネットワークの拡充等によって、町民の活動範囲は、行政区域を越えて広域化しており、町域を越えた広域的な生活圏域が形成されています。

本町を含め県中部地域では、平成10（1998）年に鳥取中部ふるさと広域連合を組織し、消防をはじめ、衛生行政等の各種の課題について、相互に協力し合いながら推進を図っています。

また、地方から都市部への人口流出を防ぎ、定住し、安心して暮らすことのできる持続可能な社会、より魅力ある地方を作り出すため、平成22年3月に倉吉市を中心市として「定住自立圏」の協定を締結しました。中心市の都市機能と、本町を含む周辺市町の自然環境、歴史、文化等地域資源について、互いに役割分担しながら、さらなる連携・協力を図り、圏域の活性化はもとより、住民サービスを向上していくための具体的な施策を検討する必要があります。

今後、地方分権の進展等により、地方自治体の果たす役割がますます大きくなることが予想されます。このため、産業振興、観光宣伝、人材育成等にも積極的に取り組み、近隣市町と強い連帯意識のもとに、自立した町政運営に向けて努力することが必要となっています。

### 【施策の内容】

#### 周辺市町との連携強化

人・もの・情報の流れは、ますます活発化し、町民の生活圏が広がりを見せているため、公共公益施設の共同利用や近隣市町とのネットワーク強化等を推進します。

また、複合化した広域事務の処理体制は、共同処理を進め、広域行政の積極的な推進を図ります。

さらに、倉吉市と締結した「定住自立圏」の協定を踏まえ、福祉や医療、産業振興、地域公共交通など、第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに基づいた具体的な施策の推進を図ります。



●主な広域的連携の状況

組 織 名 称	鳥取中部ふるさと広域連合
構 成 市 町	倉吉市、三朝町、北栄町、琴浦町、湯梨浜町
運 営 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域観光、広域文化、広域産業等の振興及び広域情報化の促進に関する事業の実施に関連し広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○ごみ処理施設の設置及び管理並びにごみの収集、運搬及びリサイクルに関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿の収集及び運搬に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○火葬施設の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○消防（消防団事務を除く。）及び救急に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○交通災害共済事業に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○固定資産評価審査事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○滞納整理事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○休日急患診療所の運営及び病院群輪番制病院の運営に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○介護保険及び障害者総合支援に関する次の事務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>・障害者総合支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> </ul> </li> <li>○消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づく消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に附帯する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事。</li> <li>○鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた次に掲げる事務に関連して広域連合が行う事務に関する事。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類の譲渡、譲受又は消費等の許可等に関する事務。</li> <li>・液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務。</li> </ul> </li> <li>○広域計画の期間及び改定に関する事。</li> </ul>

(庁内資料：総務課)

参考と協働による町民が  
 主役のまちづくり



## 情報公開の推進

### 【現況と課題】

協働と連携によるまちづくりを実現するためには、計画策定や事業実施の初期段階から積極的に町民へ情報公開するなど、町と町民が行政情報を共有することが重要です。

そのため、個人情報保護に留意しながら、基本的にはすべての行政情報を公開するという意識のもとに、行政運営における公平性と透明性の確保を図る必要があります。

それらを踏まえながら、町がこれまで行ってきた広報紙やホームページ\*による情報提供、財政状況の公表等に加えて、情報公開条例の適切な執行を行う必要があります。

また、情報の公開と併せて、個人情報保護条例や湯梨浜町情報セキュリティ\*規程に基づく、より一層のセキュリティ\*対策の強化を図る必要があります。

### 【施策の内容】

#### 行政情報の積極的な公開

各種行政資料等の収集の充実及び公文書の管理の徹底に努めます。

行政に対する町民の知る権利を尊重するとともに、町民の行政に対する関心を高め、まちづくりへの参画を促進するため、情報公開制度並びにその他個人情報保護に留意した情報公開を積極的に行い、行政運営の公平性と透明性の確保に努めます。

#### 広報紙等の充実

町民により親しまれ、行政情報をわかりやすく伝えることができるよう、広報紙やホームページ\*の内容を充実していきます。

そのため、関係機関との情報共有に努め、必要な情報を必要な時期に提供できる体制づくりを推進します。

### 【主要事業】

事業名	概要
情報提供施策の拡充	情報公開条例の適切な管理、執行を行います。また、ホームページ*、広報紙、CATV*等の活用や行政と町民との双方向コミュニケーション手段の確立により、各種計画・事業策定の初期段階から情報を公開するなど、情報提供施策を一層充実します。



ホームページ：個人や団体がインターネット上で、情報発信するためのページのこと。

セキュリティ：危険から守り安全を保つこと。また、社会の秩序を守ること。不慮の事故や天災から守る防犯と悪意のある人物や団体から守る防犯に大別される。  
CATV：community antenna televisionの略。電波による無線放送ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。有線テレビジョン放送、またはケーブルテレビジョンともいう。テレビジョン放送の再送信はもちろん、自主制作テレビジョン番組のほかファクシミリ、静止画、文字情報など、音声や音楽を扱う有線ラジオ放送以外のすべての有線放送。

## 健全な財政運営の推進

### 【現況と課題】

合併特例措置の期限切れに伴う普通交付税の段階的な削減が平成27年度から始まり、平成28年度からは社会保障費の確保のため、それ以外の分野の歳出を抑える目的で地方交付税の算定方法を見直す方針が示されています。また、国の経済報告では「景気は緩やかな回復基調が続いている。」とされていますが、県内の経済動向への波及効果は未だに弱く、自主財源である税収等の大きな伸びは期待できない状況にあります。一方、地方分権の推進に伴い、国・県から移譲される事務の増大や多様な住民ニーズへの対応等が求められており、本町の財政運営はますます厳しくなっています。

このため、自主財源の確保に取り組むとともに、限られた財源を効率よく配分していくことが求められています。

### 【施策の内容】

#### 計画的・効率的な財政運営

費用対効果・緊要度を勘案した施策の選択・重点化を進めるなど、より一層効率的かつ計画的な財政運営を図ります。

また、国・県の資金の導入、有利な地方債の活用等を図り、一般財源の充当を抑制します。

さらに、経常収支比率、実質公債費比率等の目標数値を設定し、財政の健全化と透明性の高い財政運営を図ります。

#### 歳入（自主財源）の確保

地方創生の動きの中、人口減等が避けられない条件下において、限られた自主財源を高率確保するため、適正な課税はもとより、税負担の公平性が強く求められています。

このため、自主納付や口座振替を積極的に推進するとともに、わかりやすい納税の通知や納期限の周知、課税や納付に関する相談への丁寧な応対など、納税意欲を高める広報やサービスの提供に努めます。

また、町税ほか、各種公共料金等の滞納については、厳正な滞納対策を行うため、職員の債権管理や差押え等の滞納処分の知識と技術の向上を図り、効果的かつ効率的な滞納整理及び収納に努めます。

さらに、常習的な滞納者あるいは徴収困難者については、鳥取中部ふるさと広域連合や県地方税滞納整理機構等と広域的な連携を図りながら、適正な滞納処分を行い、滞納額の縮減に努めます。

#### 経費の削減

庁舎内の事務的経費の節減を図るため、数値目標を定めて取り組むとともに、職員のコスト意識の向上や管理の徹底を図ります。

また、公共施設は、指定管理者制度\*の積極的な導入や機能の集約化等を進め、利便性の向上や効率化を図ります。

さらに、各種使用料・手数料や補助金制度等の見直しを行い、そのあり方や受益者負担を基本とした料金体系を整備します。

指定管理者制度：自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(公の施設)を、民間事業者やNPO法人等の団体を指定して管理運営させることができる制度のこと。

## 【主要事業】

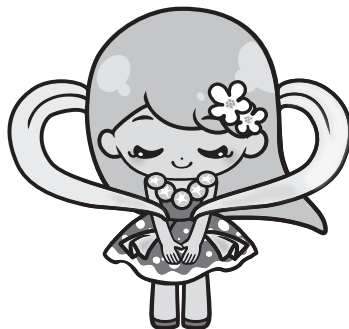
事業名	概要
納税意識高揚対策	広報紙やホームページ*、町内放送等を活用し、自主納付の奨励、口座振替の推進、納税意識の高揚を図ります。
課税客体の適正な把握	各種課税客体の適正な把握に努めるとともに、課税についての説明責任を的確に果たすことにより、納税者の理解と意識高揚に努めます。
町税等の滞納整理対策	「湯梨浜町町税等滞納整理対策本部」において職員の知識とスキル向上を図り、滞納額の縮減を図ります。

## ●財政の推移（一般会計）

（単位：千円）

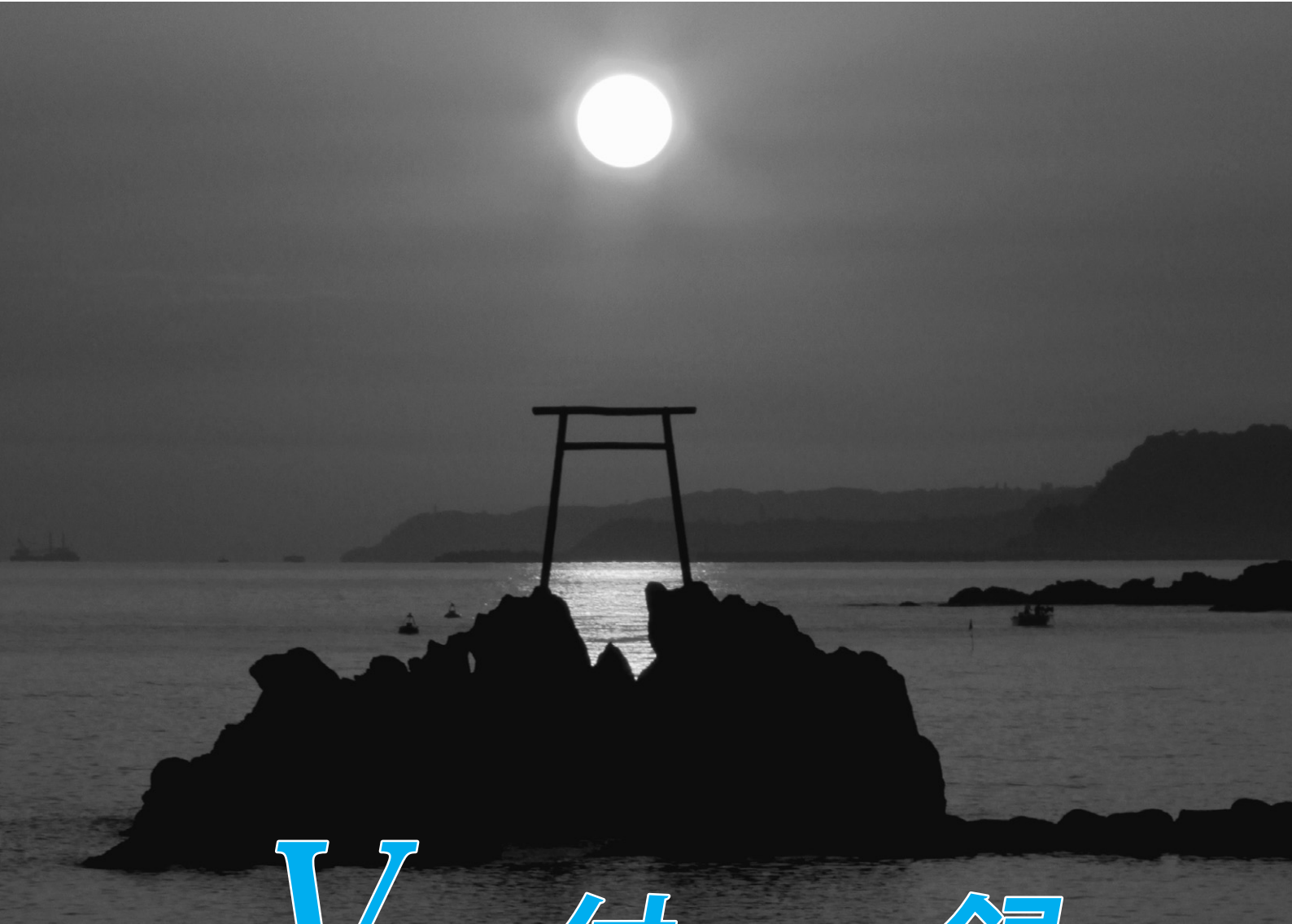
歳入	H26 決算額	H27 当初予算	歳出	H26 決算額	H27 当初予算
町税	1,410,377	1,367,178	議会費	80,454	90,068
地方譲与税	63,604	64,901	総務費	1,586,771	1,329,056
利子割交付金	4,159	4,016	民生費	3,093,788	2,732,943
配当割交付金	10,287	10,927	衛生費	679,752	584,154
株式等譲渡所得割交付金	5,348	4,033	農林水産業費	465,948	451,214
地方消費税交付金	162,867	257,936	商工費	152,092	154,609
自動車取得税交付金	9,951	10,246	土木費	919,991	900,305
地方特例交付金	6,607	3,716	消防費	303,857	305,181
地方交付税	4,726,200	4,410,000	教育費	986,036	845,269
交通安全対策特別交付金	1,352	1,600	災害復旧費	5,916	0
分担金及び負担金	140,782	142,148	公債費	1,607,537	1,599,707
使用料及び手数料	115,537	117,724	予備費	0	30,494
国庫支出金	839,180	834,394	諸支出金	29,000	27,000
県支出金	753,665	587,208	合計	9,911,142	9,050,000
財産収入	16,196	15,402			
繰入金	140,709	111,311			
繰越金	139,949	40,000			
諸収入	357,990	317,960			
寄付金	36,611	80,000			
地方債	1,217,286	669,300			
合計	10,158,657	9,050,000			

（庁内資料：総務課）









# V. 付 録

1. 諮問書 .....	182
2. 答申書 .....	183
3. 湯梨浜町総合計画審議会条例 .....	184
4. 湯梨浜町総合計画審議会運営規則 .....	186
5. 計画策定関係者 .....	188
6. 計画策定の経過 .....	191
7. 湯梨浜町まちづくりアンケート調査結果 .....	193
8. 第3次湯梨浜町総合計画（概要版） .....	210

# V. 付 録

## 1. 諮問書

### 諮 問

今日の地域社会では、人口減少・超高齢化社会という大きな課題を抱え、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を目指した取り組みが求められています。次世代に向けて更に発展し、この町で暮らすことに幸せを感じられる「生涯活躍のまち」を実現するため、住民と一体となったまちづくりが必要です。このような状況を踏まえ、湯梨浜町の将来を展望し、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成37年度を目標年次とする第3次湯梨浜町総合計画を策定したいので、湯梨浜町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成27年8月25日

第3次湯梨浜町総合計画審議会  
会長 山田 修平 様

湯梨浜町長 宮脇 正道

## 2. 答申書

### 答 申

湯梨浜町長 宮脇 正道 様

平成27年8月25日に諮問のあった第3次湯梨浜町総合計画の策定について、別添計画書のとおり答申いたします。

本審議会では、総務企画、福祉環境、産業建設及び教育文化の4部会を設け、さまざまな立場の委員が専門的な見地や住民の目線から、10年後の湯梨浜町のあるべき姿・方向について、慎重審議を重ねてきました。

本計画のテーマである「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の実現に向けて、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的発展可能なまちとなるよう、次の事項について配慮しながら、計画を着実に推進されるよう要望いたします。

### 記

1. 本計画に掲げられた目標や施策方針を着実に具現化するとともに、実効性のある計画となるよう取り組まれない。
2. 今後のまちづくりの方向性について、町民への周知を十分に図るとともに、町民、地域、行政が果たす役割（自助・共助・扶助・公助）を明確にし、互いに連携しながら本計画を推進されたい。
3. 本計画の実施にあたり、行財政を計画的、効率的及び弾力的な運営に努めるとともに、透明性の高い事業の推進を図られたい。
4. 計画の推進にあたっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、関係自治体間で連携を図りながら、地域全体の利益になるよう努められたい。
5. PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を活用し、効果検証できる体制の確立を図るとともに、積極的な情報公開に努められたい。

平成28年3月1日

第3次湯梨浜町総合計画審議会  
会 長 山田 修平

### 3. 湯梨浜町総合計画審議会条例

平成16年12月24日  
条例第199号

(設置)

第1条 町総合計画を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湯梨浜町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画について調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町総合計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会の議事について準用する。



(意見の聴取等)

第8条 審議会(部会を含む。)は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、町の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務(部会の事務を含む。)を処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4. 湯梨浜町総合計画審議会運営規則

平成17年1月19日  
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯梨浜町総合計画審議会条例（平成16年湯梨浜町条例第199号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、湯梨浜町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定に基づき、審議会に専門事項を分掌するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 福祉環境部会
- (3) 産業建設部会
- (4) 教育文化部会

(部会の分掌事項)

第3条 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画部会
  - ア 消防、防災、海難及び交通に関すること。
  - イ 行政及び財政計画に関すること。
  - ウ 町税に関すること。
  - エ 地籍整備に関すること。
  - オ 施設の利用計画に関すること。
  - カ 行政企画及び土地利用計画に関すること。
  - キ ITに関すること。
  - ク QMSの推進に関すること。
  - ケ 企画及び情報に関すること。
  - コ その他部会の分掌に属さないこと。
- (2) 福祉環境部会
  - ア 環境及び廃棄物に関すること。
  - イ 福祉及び健康づくりに関すること。
  - ウ 子育て支援に関すること。
  - エ その他福祉及び環境に関すること。
- (3) 産業建設部会
  - ア 農林水産業の振興に関すること。
  - イ 商工観光の振興に関すること。
  - ウ 治山治水に関すること。
  - エ 道路に関すること。
  - オ 都市計画に関すること。

- カ 利水等に関する事。
- キ その他産業及び建設に関する事。
- (4) 教育文化部会
  - ア 学校教育及び社会教育に関する事。
  - イ 文化振興及び文化財に関する事。
  - ウ 人権施策の推進に関する事。
  - エ その他教育及び文化に関する事。

(幹事)

第4条 幹事は、副町長、教育長及び各課・局長をもってこれに充てる。

(庶務)

第5条 審議会(部会も含む。)の事務は、企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月7日規則第17号)

この規則は、平成22年4月7日から施行する。

## 5. 計画策定関係者

### (1) 湯梨浜町総合計画審議会委員

会 長 等	委 員 名	備 考
会 長	山 田 修 平	東郷湖活性化プロジェクト推進会議会長
副 会 長	森 田 恵 子	湯梨浜町女性団体連絡協議会副会長
委 員	岩 本 恭 昌	湯梨浜町教育委員会委員
委 員	今 市 満 久	湯梨浜町農業委員会委員（～平成27年8月10日）
委 員	長 延 行	湯梨浜町農業委員会委員（平成27年8月11日～）
委 員	木 下 拓 也	湯梨浜営農センター果実園芸課長
委 員	中 島 守	湯梨浜町商工会会長
委 員	谷 口 朝 宏	鳥取県漁業協同組合泊支所長
委 員	河 井 勝 重	東郷湖漁業協同組合代表監事
委 員	山 柘 義 人	はわい温泉・東郷温泉旅館副組合長（～平成27年9月25日）
委 員	中 島 伸 之	はわい温泉・東郷温泉旅館組合長（平成27年9月26日～）
委 員	千 熊 一 弘	とうごうこども園保護者会長
委 員	渡 邊 博 之	泊小学校PTA会長
委 員	青 木 栄 治	北溟中学校PTA会長
委 員	山 田 一 男	湯梨浜町社会福祉協議会長
委 員	上 杉 正 之	下浅津区長
委 員	米 村 敏 男	泊4区区長
委 員	中 前 雄 一 郎	田畑区長
委 員	熊 坂 かつ枝	湯梨浜町ボランティア連絡協議会長
委 員	藤 田 安 一	鳥取大学地域学部教授
委 員	河 本 定 幸	湯梨浜町消防団代表
委 員	遠 藤 公 章	東郷湖・未来創造会議会長
委 員	岡 崎 岩 男	湯梨浜町国際交流協会会員
委 員	新 勝 彦	ホエホエ隊世話人
委 員	吉 田 正 義	湯梨浜町高齢者クラブ連合会理事
委 員	黒 田 成 子	湯梨浜町三幸会理事
委 員	中 本 曙 美	湯梨浜町人権教育推進協議会副会長
委 員	加 藤 一	湯梨浜町体育協会副会長
委 員	土 井 吉 人	湯梨浜町文化財保護委員会会長
委 員	水 野 彰	公募者

## (2) 専門部会

専門部会	部会長等	委員名	備考
総務企画部会	部会長	河本定幸	
	副部会長	遠藤公章	
	委員	上杉正之	
	委員	森田恵子	
	委員	熊坂かつ枝	
	委員	藤田安一	
	委員	岡崎岩男	
福祉環境部会	部会長	山田一男	
	副部会長	千熊一弘	
	委員	米村敏男	
	委員	山田修平	
	委員	新勝彦	
	委員	吉田正義	
	委員	黒田成子	
産業建設部会	部会長	中島守	
	副部会長	木下拓也	
	委員	今市満久	～平成27年8月10日
	委員	長延行	平成27年8月11日～
	委員	谷口朝宏	
	委員	河井勝重	
	委員	山柁義人	～平成27年9月25日
	委員	中島伸之	平成27年9月26日～
教育文化部会	部会長	岩本恭昌	
	副部会長	中本曙美	
	委員	渡邊博之	
	委員	青木栄治	
	委員	中前雄一郎	
	委員	加藤一	
	委員	土井吉人	



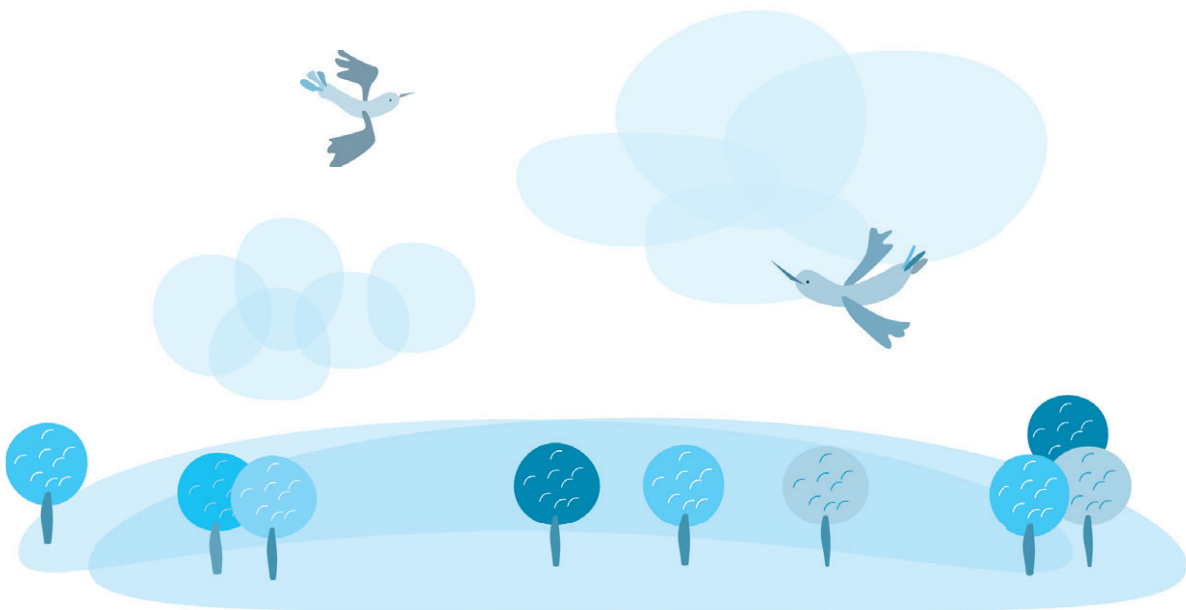
### (3) 策定幹事会

部 会 等	氏名《○は代表幹事》	備 考
会 長	仙 賀 芳 友	副町長
副 会 長	土 海 孝 治	教育長
総務企画部会	○中 本 賢 二	企画課長
	蔵 本 知 純	総務課長
	森 輝 信	総務課（財務担当）参事
	齋 藤 聡	町民課（地籍・町税担当）参事
	石 田 秋 雄	議会事務局長
	川 田 信 行	出納室長
福祉環境部会	○米 増 誠	総合福祉課長
	瀬 戸 隆 行	健康推進課長
	竹 本 恵 子	長寿福祉課長
	丸 真 美	子育て支援課長
	重 松 雅 文	町民課長
産業建設部会	○前 田 啓 嗣	産業振興課長
	小 林 長 志	建設水道課長
	杉 原 寛	農業委員会事務局長
	中 山 明	水明荘支配人
教育文化部会	○西 原 信 男	教育総務課長
	山 田 昭 彦	生涯学習・人権推進課長
	富 山 弘 道	中央公民館長
	尾 嶋 敏 彦	図書館長
事 務 局	岩 崎 正一郎	企画課参事
	林 紀 明	企画課課長補佐
	香 川 佐 織	企画課係長

## 6. 計画策定の経過

年 月 日	概 要	主 な 内 容	
平成 27 年	4月上旬	審議会委員の公募 (4月30日まで)	・町ホームページ、町広報紙にて公募
	4月30日	第1回幹事会	・総合計画の役割及び策定上の留意点について ・総合計画策定要領及び策定スケジュールについて ・策定に要する資料提供等について ・その他
	5月中旬	審議会委員の推薦	・各団体等から27名推薦
	6月1日	第1回審議会	・会長及び副会長の選出について ・総合計画の役割及び策定上の留意点について ・総合計画策定要領及び策定スケジュールについて ・専門部会委員(案)及び部会長、副部会長の選出について ・その他
	7月1日	住民アンケート(～15日)	・18歳以上の町民2,000人を対象に住民アンケートを実施
	8月上旬	総合計画(素案)取りまとめ	・各担当課から集約
	8月6日	第2回幹事会	・総合計画(素案)について ・各部会、担当課役割分担について ・その他
	8月20日	第3回幹事会	・総合計画(素案)について ・その他
	8月25日	第2回審議会 (*台風接近により中止)	
	8月25日	会長へ総合計画について諮問	・町長諮問
	9月17日	第1回総務企画部会	・総合計画(素案)審議について
	9月18日	第1回教育文化部会	・総合計画(素案)審議について
	9月18日	実施計画ヒアリング (～10月1日)	・財政計画策定資料についてヒアリング
	9月24日	第1回福祉環境部会	・総合計画(素案)審議について
	9月28日	第1回産業建設部会	・総合計画(素案)審議について
	10月6日	第4回幹事会	・総合計画 重点課題について
	10月7日	第2回総務企画部会	・総合計画(素案)審議について
	10月13日	第2回教育文化部会	・総合計画(素案)審議について
	10月14日	第2回産業建設部会	・総合計画(素案)審議について
	10月15日	第2回福祉環境部会	・総合計画(素案)審議について
11月20日	第3回総務企画部会	・総合計画(素案)審議について	
11月20日	第3回福祉環境部会	・総合計画(素案)審議について	
11月24日	第3回教育文化部会	・総合計画(素案)審議について	
11月26日	第3回産業建設部会	・総合計画(素案)審議について	

平成 28 年	1月18日	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会審議状況報告について</li> <li>・総合計画（第2次案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・その他</li> </ul>
	1月22日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会審議状況報告について</li> <li>・総合計画（第2次案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・その他</li> </ul>
	1月26日	第6回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画（第2次案）について</li> </ul>
	1月27日	総合計画（第2次案）に関する 意見募集【パブリックコメント】 （～2月10日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画（第2次案）及び概要版を主要施設に置き、住民から意見等を募集</li> </ul>
	2月23日	第7回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画（最終案）について</li> </ul>
	3月1日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画（最終案）について</li> <li>・答申について</li> <li>・その他</li> </ul>
	3月17日	町議会報告	



## 7. 湯梨浜町まちづくりアンケート調査結果

問1 あなたご自身のことについて、それぞれの項目ごとにあてはまる番号を選んでください。

### (1) あなたの性別

n = 806

	人	%	対象者数	回答率
1. 男性	324	40.2%	977	33.2%
2. 女性	402	49.9%	996	40.4%
未回答	80	9.9%	—	—
合計	806	100.0%	1,973	40.9%

### (2) あなたの年齢

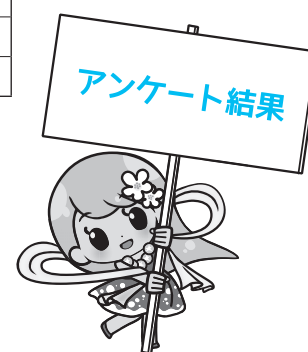
n = 806

	人	%	対象者数	回答率
1. 10代	7	0.9%	59	11.9%
2. 20代	74	9.2%	308	24.0%
3. 30代	96	11.9%	316	30.4%
4. 40代	119	14.8%	318	37.4%
5. 50代	138	17.1%	326	42.3%
6. 60代	181	22.4%	322	56.2%
7. 70代以上	183	22.7%	324	56.5%
未回答	8	1.0%	—	—
合計	806	100.0%	1,973	40.9%

### (3) あなたの家族形態

n = 806

	人	%
1. ひとり暮らし	48	6.0%
2. 夫婦のみ	156	19.4%
3. 親子2世代世帯	351	43.5%
4. 親子孫3世代世帯	218	27.0%
5. その他	20	2.5%
未回答	13	1.6%
合計	806	100.0%



#### (4) あなたの家族構成（家族のなかに存在しているもの）

※複数回答可

n = 806

	人	%
1. 3歳児未満の乳幼児	68	8.4%
2. こども園児	79	9.8%
3. 小学生・中学生	177	22.0%
4. 高校生	78	9.7%
5. 大学生・専門学校生（短大・大学院生も含む）	89	11.0%
6. 65歳以上の高齢者	465	57.7%

#### (5) あなたの職業

n = 806

	人	%
1. 農林水産業	88	10.9%
2. 農林水産業以外の自営業	30	3.7%
3. 会社、団体の役員	24	3.0%
4. 会社員、団体の職員	214	26.6%
5. 公務員	45	5.6%
6. パート、アルバイト	100	12.4%
7. 家事専業（主婦・主夫）	79	9.8%
8. 学生	13	1.6%
9. 無職	170	21.1%
10. その他	29	3.6%
未回答	14	1.7%
合計	806	100.0%



#### (6) あなたの居住地

n = 806

	人	%	対象者数	回答率
1. 羽合地区	362	44.9%	953	38.0%
2. 東郷地区	282	35.0%	681	41.4%
3. 泊地区	151	18.7%	339	44.5%
未回答	11	1.4%	—	—
合計	806	100.0%	1,973	40.9%

#### (7) あなたの居住歴

n = 806

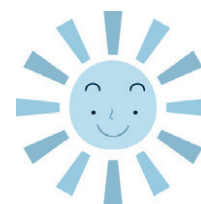
	人	%
1. 湯梨浜町に生まれてから、ずっと住んでいる	217	26.9%
2. 湯梨浜町出身だが、湯梨浜町以外での居住経験がある	240	29.8%
3. 県内の他市町村から転入してきた	275	34.1%
4. 県外から転入してきた	63	7.8%
未回答	11	1.4%
合計	806	100.0%



問2 あなたは、湯梨浜町は住みやすいと思いますか。

n = 806

	人	%
1. 住みやすい	288	35.7%
2. どちらかといえば住みやすい	319	39.6%
3. どちらともいえない	118	14.7%
4. どちらかといえば住みにくい	53	6.6%
5. 住みにくい	14	1.7%
未回答	14	1.7%
合計	806	100.0%



【考察】

全体の75.3%の人が、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じている。

地域別に見た場合、羽合地区の人が82.1%、東郷地区の人が74.1%、泊地区の人が62.9%と、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じている人が、羽合地区の人に比べ泊地区の人が約20%少ない。

問2-1 あなたが「住みやすい」と思う理由は何ですか。

問2で「1. 住みやすい」「2. どちらかといえば住みやすい」と回答した方  
※複数回答可（3つまで）

n = 607

	人	%
1. 住み慣れた土地で愛着がある	347	57.2%
2. 親戚や友人などの知人がおり、相談できる人がいる	211	34.8%
3. 地域の人のつながりやコミュニティがよい	142	23.4%
4. 自然環境に恵まれている	381	62.8%
5. 通勤や通学、通院など、交通の便がよい	111	18.3%
6. 日常の買い物などに便利	194	32.0%
7. 医療、福祉サービスが充実している	42	6.9%
8. 保育・子育て環境に恵まれている	94	15.5%
9. 子どもの教育環境がよい	44	7.2%
10. 公共施設が充実している	18	3.0%
11. 消防、防犯、防災体制がしっかりしている	19	3.1%
12. その他	5	0.8%

【考察】

「自然環境に恵まれている」と回答した人が最も多く、続いて「住み慣れた土地で愛着がある」と回答した人が多い。このほか、羽合地区では「日常の買い物などに便利」と回答した人が多く、東郷地区や泊地区では「親戚や友人などの知人がおり、相談できる人がいる」と回答した人が多い。

また、30代の人では、「保育・子育て環境に恵まれている」と回答した人も多い。

問2-2 あなたが「住みにくい」と思う理由は何ですか。

問2で「4. どちらかといえば住みにくい」「5. 住みにくい」と回答した方

※複数回答可（3つまで）

n = 67

	人	%
1. 地域に愛着がもてない	16	23.9%
2. 知人がほとんどなく、相談できる人がいなくて不安	9	13.4%
3. 地域の人とのつながりやコミュニティがない	12	17.9%
4. 自然環境に恵まれていない	2	3.0%
5. 道路事情や交通の便が悪い	40	59.7%
6. 日常の買い物が不便	52	77.6%
7. 医療、福祉サービスが充実していない	7	10.4%
8. 保育、子育て環境が悪い	3	4.5%
9. 子どもの教育環境が悪い	2	3.0%
10. 公共施設が充実していない	13	19.4%
11. 消防、防犯、防災体制が不十分	3	4.5%
12. その他	11	16.4%

【考察】

住みにくい理由として「日常の買い物が不便」と回答した人が最も多く、続いて「道路事情や交通の便が悪い」と回答した人が多い。特に泊地区においては「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と回答した人の9割の方は、「日常の買い物が不便」と感じている。

問3 湯梨浜町の人口は、現在17,364人（H27.4.1現在）ですが、2040年（平成52年）には、12,962人に減少すると国立社会保障・人口問題研究所での推計結果が公表されています。湯梨浜町の人口減少が進行していった場合に生じる社会への影響について、あなたが影響が大きいと考えるものや不安に思うことは何ですか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 国や地方が税収減となり、行政サービスが低下する	194	24.1%
2. 年金の減額、社会保険料や医療費の増額など社会保障に係る個人の負担増	476	59.1%
3. 若者など地域を支える担い手（働き手）の不足	302	37.5%
4. 地域コミュニティ活動の縮小	41	5.1%
5. 人口減少の進行による土地の荒廃	206	25.6%
6. 労働力人口の減少などによる地域産業の衰退	157	19.5%
7. 人口減少による消費減などで、商店街などのにぎわいの低下	102	12.7%
8. 地域の伝統や文化の衰退	44	5.5%
9. スポーツ、文化、娯楽などの余暇を楽しむ機会の減少	20	2.5%
10.それほど影響はない	20	2.5%
11. その他	10	1.2%

【考察】

町の人口が減少することで「年金の減額、社会保険料や医療費の増額など社会保障にかかる個人の負担増」「若者など地域を支える担い手（働き手）の不足」について不安に感じている人が多い。70代の人においては、「人口減少の進行による土地の荒廃」について不安に感じている人が多い。また、10代の人においては、「人口減少による消費減などで、商店街などのにぎわいの低下」について不安に感じている人が多い。

問4 人口減少を克服し、活力ある社会を目指して、湯梨浜町が取り組むべきことについて、重要だと思うものは何ですか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 子育て支援や仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス等）の充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組み	385	47.8%
2. 地域を担う子どもの教育環境の充実とふるさと湯梨浜町を愛する気持ちを育てる取り組み	123	15.3%
3. 産業を振興し、雇用を拡大させて、経済を活性化させる取り組み	338	41.9%
4. 人を呼び込み、居住・定住を促進する取り組み	169	21.0%
5. 地域の特性を活かした魅力づくりや地域づくり（コミュニティづくり）など、人口減少社会の中でもいきいきと安心して暮らせる地域を目指す取り組み	271	33.6%
6. 介護や認知症予防など、高齢者への施策を充実し安心して暮らせる地域を目指す取り組み	216	26.8%
7. その他	21	2.6%

【考察】

「子育て支援や仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス等）の充実により、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組み」と回答した人が最も多かったが、特に子育て世代（20代・30代）の人の割合が多い。続いて「産業を振興し、雇用を拡大させて、経済を活性化させる取り組み」が重要と考えている人が多い。



問5 あなたは、町の子育て環境を充実させるため、どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（3つまで）  
n = 806

	人	%
1. 若い世代の雇用確保などによる経済的安定	444	55.1%
2. 育児休業の取得や復職・再就職の支援など、妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備	439	54.5%
3. 妊娠・出産・子育てに関する相談・学習・交流の場の充実	93	11.5%
4. 子育て関係団体・ボランティアのネットワーク化	37	4.6%
5. 子どもの遊び場など公園の整備	90	11.2%
6. 乳幼児健診・健康相談・健康教育の充実	52	6.5%
7. 保育料の軽減や進学のための奨学金制度の充実などによる子育て・教育における経済的な支援	382	47.4%
8. 病児・病後児保育や一時・休日保育、放課後児童クラブ等の保育環境の充実	185	23.0%
9. きめ細やかな教育ができる少人数学級などによる教育環境の整備	117	14.5%
10. 教育相談員やスクールカウンセラーの配置	21	2.6%
11. 学校の学習活動などへのボランティア活動の積極的な活用	33	4.1%
12. 生命の大切さや家庭の大切さといった価値観の醸成	179	22.2%
13. その他	14	1.7%

【考察】

「若い世代の雇用確保などによる経済的安定」「育児休業の取得や復職・再就職の支援など、妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備」と働きながら子育てしやすい環境への取り組みが必要と感じている人が多い。また、子育て世代（30代・40代）においては、「保育料の軽減や進学のための奨学金制度の充実などによる子育て・教育における経済的な支援」といった経済的な支援をもとめる人も多い。

問6 あなたは、生涯学習活動・文化活動をより活発にしていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）  
n = 806

	人	%
1. 指導者や相談体制の充実	229	28.4%
2. 各種講座や催し物の内容および情報提供の充実	276	34.2%
3. 文化施設など活動の場の整備充実	119	14.8%
4. 史跡・文化財の保存や伝統文化の後継者の育成	116	14.4%
5. 音楽・美術等の鑑賞機会の充実	95	11.8%
6. 学習・文化団体への支援および発表機会の充実	56	6.9%
7. 文化イベントの企画・開催	131	16.3%
8. 生涯学習の拠点である中央公民館活動の充実	132	16.4%
9. 地域の生涯学習の拠点である自治公民館活動の充実	115	14.3%
10. 図書館機能の充実（利用者のニーズや時代に即した図書及び資料の充実）	112	13.9%
11. その他	23	2.9%

## 【考察】

生涯学習活動・文化活動をより活発にしていくためには「各種講座や催し物の内容および情報提供の充実」と回答した人が最も多く、続いて「指導者や相談体制の充実」と回答した人が多い。

問7 あなたは、スポーツ活動をより活発にしていくためには、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 指導者や相談体制の充実	264	32.8%
2. 各種講座や催し物の情報提供の充実	178	22.1%
3. 各種講座や催し物の内容の充実	138	17.1%
4. スポーツ施設など活動の場の整備充実	261	32.4%
5. スポーツ団体への支援	155	19.2%
6. スポーツイベントの企画・開催	190	23.6%
7. 地域スポーツクラブの育成	194	24.1%
8. その他	19	2.4%



## 【考察】

全体的には「指導者や相談体制の充実」「スポーツ施設など活動の場の整備充実」の取り組みが必要だと感じている人が多い。このほかでは、10～30代の若い世代においては、「スポーツイベントの企画・開催」が必要だと感じている人が多い。

問8 あなたは、文化財に気軽に親しむために、どのようなことを望みますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 公民館や資料館での展示や催しの充実	253	31.4%
2. 文化財を学習できる機会の充実	294	36.5%
3. 民俗芸能や祭などが見学できる機会の充実	205	25.4%
4. インターネットでの積極的な情報提供	122	15.1%
5. ガイドブックやパンフレットの配布	137	17.0%
6. 文化財の解説などを記載した案内板の充実	152	18.9%
7. 発掘された遺跡の公開	83	10.3%
8. 遺跡公園などの整備	80	9.9%
9. その他	26	3.2%

## 【考察】

「文化財を学習できる機会の充実」や「公民館や資料館での展示や催しの充実」といった見たり聞いたりしながら学習できる機会を求める人が多いが、20代においては「インターネットでの積極的な情報提供」や「ガイドブックやパンフレットの配布」などの情報を発信していく取り組みも必要だと感じている人が多い。



問9 社会には、性別・年齢・障がいの有無や国籍の違いなど人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたは、人権問題を解決するためにどのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 人権に関する意識を向上するための啓発、研修を充実させる	279	34.6%
2. 学校や職場での人権学習を充実させる	303	37.6%
3. 社会における不合理な格差を解消するための施策を充実させる	273	33.9%
4. 人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく	222	27.5%
5. 人権侵害を行った人などに対し法的な規制を行う	91	11.3%
6. NPO（民間団体）や企業に対して必要な支援を行う	67	8.3%
7. 現状の社会で十分に人権は尊重されており、新たな取り組みは不要である	78	9.7%
8. その他	35	4.3%

【考察】

「学校や職場での人権学習を充実させる」「人権に関する意識を向上するための啓発、研修を充実させる」といった研修の充実が必要だと感じている人が多い。このほかに「社会における不合理な格差を解消するための施策を充実させる」が必要だと感じている人も多い。

問10 あなたは、町の農業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 農地や農道、用・排水施設など生産基盤の充実	81	10.0%
2. 農作業受・委託などによる経営規模の拡大	103	12.8%
3. 農業生産グループ育成の強化	122	15.1%
4. 担い手や後継者の育成	396	49.1%
5. 6次産業化（農業の事業者が食品加工、流通販売にも総合的に業務展開すること）への取り組み	137	17.0%
6. 先端農業技術などの積極的導入に対する支援	53	6.6%
7. 市場拡大のための特産品のPR及び販路拡大	119	14.8%
8. 低農薬など環境にやさしい農業の振興	92	11.4%
9. 地元生産物を地元で消費する地産地消の促進	194	24.1%
10. 荒廃地減少のための取り組み	172	21.3%
11. その他	19	2.4%

【考察】

「担い手や後継者の育成」が必要だと感じている人が最も多く、担い手や後継者不足の現状がうかがえる。また、「地元生産物を地元で消費する地産地消の促進」が必要だと感じている人も多い。

問11 あなたは、町の水産業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 東郷池の清掃活動や羽合・泊漁港区域内の環境保全活動	247	30.6%
2. 老朽化した基盤施設の機能保全整備	93	11.5%
3. 魚介類の資源を保護するための、稚魚・稚貝の放流等の推進	277	34.4%
4. 新規漁業者や漁業後継者の育成	265	32.9%
5. 地元生産物を地元で消費する地産地消の促進	259	32.1%
6. 市場拡大のための特産品のPR	170	21.1%
7. 現状のままでよい	40	5.0%
8. その他	20	2.5%

【考察】

「魚介類の資源を保護するための、稚魚・稚貝の放流等の推進」や「新規漁業者や漁業後継者の育成」、「地元生産物を地元で消費する地産地消の促進」が必要だと感じている人が多い（特に泊地区）。このほか、東郷地区においては「東郷池の清掃活動や羽合・泊漁港区域内の環境保全活動」と回答した人が多い。

問12 あなたは、町の商業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 既存商店の活性化を進める	211	26.2%
2. 小規模店の共同店舗化等による新たな商業核づくり	246	30.5%
3. 新しい商業施設の誘致	150	18.6%
4. 大型商業施設の誘致	139	17.2%
5. キャンペーンの実施や販売促進対策の充実	168	20.8%
6. 多くの人が集まる観光施設の整備	246	30.5%
7. 商業経営の近代化支援の充実	97	12.0%
8. 現状のままでよい	46	5.7%
9. その他	18	2.2%

【考察】

「小規模店の共同店舗化等による新たな商業核づくり」「多くの人が集まる観光施設の整備」の取り組みが必要だと感じている人が多い。若い世代（10代・20代）においては、「新しい商業施設の誘致」「大型商業施設の誘致」といった企業誘致を求める人が多い。



問13 あなたは、町の工業振興について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 用地を確保して優良企業の誘致	319	39.6%
2. 雇用確保のため多様な業種の企業誘致	385	47.8%
3. 既存企業の育成・振興	179	22.2%
4. 起業家への支援や新産業の開発・育成	207	25.7%
5. 住宅地に点在する工場の集約	36	4.5%
6. 環境悪化につながるので、工業用地の確保・企業誘致は反対	55	6.8%
7. 現状のままでよい	58	7.2%
8. その他	18	2.2%

【考察】

「用地を確保して優良企業の誘致」「雇用確保のため多様な業種の企業誘致」と企業誘致の取り組みが必要だと感じている人が多い。

問14 あなたは、湯梨浜町の観光資源を有効に活用するため、どんなことを重点的に取り組むべきだと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. グリーンツーリズムの推進（※グリーンツーリズム＝農村や里山などの自然や地域の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇の過ごし方）	145	18.0%
2. 観光ボランティアなど、町民が観光事業に参加できる仕組みづくり	88	10.9%
3. 地域にある歴史や文化資源の活用	105	13.0%
4. 森林浴や温泉など、癒し効果のある施設の充実	277	34.4%
5. 東郷湖周辺におけるウォーキングコース等の環境整備	182	22.6%
6. 複数の観光拠点を組み合わせた観光ルートの設定	211	26.2%
7. 花火大会など、イベントや祭りの充実	157	19.5%
8. 魅力ある特産品等の開発	103	12.8%
9. ガイドブックやホームページを活用した観光情報の積極的な発信	106	13.2%
10. その他	29	3.6%

【考察】

「森林浴や温泉など、癒し効果のある施設の充実」と回答した人が多く、自然が豊かである町を活用した取り組みが必要だと感じている人が多い。年代でみると、10代・30代の人においては、「花火大会など、イベントや祭りの充実」が必要だと感じている人も多く、60代の人においては、「東郷湖周辺におけるウォーキングコース等の環境整備」が必要と回答した人が多い。

問15 湯梨浜町では、求職者の雇用対策に関する施策を推進しておりますが、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. ニートやフリーターなど、若年者の就労支援の充実	321	39.8%
2. 団塊の世代など、高齢者の就労支援の充実	233	28.9%
3. 障がい者の就労支援の充実	71	8.8%
4. 母子家庭の母親や出産育児後の再就職など、女性の就労支援の充実	200	24.8%
5. ホームページ等による求人・求職情報提供の充実（ハローワークとの連携）	110	13.6%
6. 履歴書の書き方や面接対策など、求職者向けの就職支援講座の充実	17	2.1%
7. 児童、生徒、学生向けの職業体験や職業観を醸成する事業の充実	99	12.3%
8. 職業訓練など、職業人としての能力向上の支援	148	18.4%
9. 地元企業との就職面接会など、町内での雇用機会拡大の推進	210	26.1%
10. その他	13	1.6%

#### 【考察】

「ニートやフリーターなど、若年者の就労支援の充実」と回答した人が多く、若者の就労支援を取り組むべきと感じている人が多い。年代でみると、10代の人においては、「地元企業との就職面接会など、町内での雇用機会拡大の推進」が必要だと感じている人も多く、町内において働ける環境を求めている。60代・70代の人においては、「団塊の世代など、高齢者の就労支援の充実」が必要と回答した人が多く、年を重ねても働くことのできる環境が求められている。

問16 あなたは、食料品や日用品の買い物において、不便や不安を感じていることはありますか。

n = 806

	人	%
1. 近くにお店がない	314	39.0%
2. バスや鉄道などの交通の便が悪い	54	6.7%
3. 自分で運転ができない	23	2.9%
4. 買い物を頼む知人がいない	4	0.5%
5. 特に不便や不安はない	394	48.9%
6. その他	7	0.9%



#### 【考察】

「特に不便や不安はない」と回答した人が全体では多いが、泊地区や東郷地区の人においては「近くにお店がない」と不安や不便を感じている人が多い。

問17 あなたは、通学・通勤・通院・買い物など、どのような手段で外出していますか。

n = 806

	人	%
1. 自分で車やバイクを運転している	685	85.0%
2. 家族や知人の車で外出している	58	7.2%
3. 公共交通機関（鉄道、バス）を利用している	28	3.5%
4. タクシーを利用している	3	0.4%
5. 社会福祉協議会の乗り合いバスを利用している	1	0.1%
6. 徒歩・自転車で外出している	23	2.9%
7. その他	2	0.2%

【考察】

ほとんどの人が「自分で車やバイクを運転している」と回答しているが、10代の人においては「公共交通機関（鉄道、バス）を利用している」、60代70代の人においては「家族や知人の車で外出している」と回答した人も多い。自分で車などの運転ができない場合、若い世代は公共交通機関を利用しているが、高齢者においては家族等の車で外出している人が多いことが分かる。

問18 現在、湯梨浜町内を走る路線バスの乗車人数が減少しており、バス事業者の経営維持のため町がバス事業者に対して赤字部分の助成を行い、バス路線を維持している状況です。また、高齢者の運転免許証の返納も推進されている社会情勢もあり、町では高齢者定期券購入費助成事業として、65歳以上の方に路線バスの定期券を購入される際に助成をしております。あなたは、今後こうした身近な移動手段の確保に向けた取り組みをどう進めるべきだと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 路線バスの高齢者定期券購入費助成事業を継続する	310	38.5%
2. 交通不便地区の生活交通確保のため、デマンド型乗り合いタクシーを導入する	307	38.1%
3. 交通不便地域にお住まいの高齢者へのタクシー助成	213	26.4%
4. バス停に屋根やベンチなどを設置することによるバス待ち環境の改善	70	8.7%
5. ノンステップバス（低床バス）の導入などによる高齢者・障がい者等への配慮	67	8.3%
6. 携帯できる時刻表やバス路線図の作成などによる公共交通の情報提供の充実	89	11.0%
7. 現在のように町がバス事業者へ赤字部分の助成を行い、バス路線を維持する	163	20.2%
8. 採算が取れないバス路線は無くなっても仕方がない	91	11.3%
9. その他	52	6.5%

【考察】

「路線バスの高齢者定期券購入費助成事業を継続する」と回答した人が多く、継続して定期券の助成を求める人が多い。また、「交通不便地区の生活交通確保のため、デマンド型乗り合いタクシーを導入する」と回答した人も多く、交通不便地区における交通確保のための取り組みが求められている。



問19 あなたがお住まいの地域において、今後、ゆとりある生活と快適な住宅・住環境の実現を目指すには、どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 町営・県営住宅の増設	134	16.6%
2. 高齢者、障がい者住宅の増改築に対する支援の充実	328	40.7%
3. 耐震診断、耐震補強に係る制度の充実	152	18.9%
4. 持家の購入、増改築などの融資制度の充実	295	36.6%
5. 新增築などに対する総合的な相談窓口の設置	150	18.6%
6. 現行のままでよい	126	15.6%
7. その他	36	4.5%

【考察】

「高齢者、障がい者住宅の増改築に対する支援の充実」「持家の購入、増改築などの融資制度の充実」と回答した人が多い。30代の人においては、「町営・県営住宅の増設」と回答した人も多く、公営住宅の整備を求めている人が多い。

問20 あなたは日ごろから、ごみの減量や資源化に取り組んでいますか。特に気を付けていることは何ですか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 不要なものは買わない	220	27.3%
2. マイバックの持参や過剰包装の拒否をする	266	33.0%
3. 詰め替え可能な商品を選択（シャンプーや洗剤等）する	358	44.4%
4. 再生品を優先して選択（トイレトーパーなど）する	46	5.7%
5. 壊れたり故障したものは、できるだけ修理して使用する	83	10.3%
6. 不用品は知人に譲ったり、バザーやフリーマーケットに出したりする	31	3.8%
7. 資源（びん、缶、紙等）の分別の徹底やごみ出しのルールを守る	398	49.4%
8. コンポストや生ごみ処理機を利用する	64	7.9%
9. 生ごみの水切りを徹底する	36	4.5%
10. 何も取り組んでいない	14	1.7%
11. その他	6	0.7%

【考察】

「資源（びん、缶、紙等）の分別の徹底やごみ出しのルールを守る」「詰め替え可能な商品を選択（シャンプーや洗剤等）する」と回答した人が多い。また、10～30代の人においては、「マイバックの持参や過剰包装の拒否をする」と回答した人も多く、日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいることがわかる。

問21 あなたは、町の消防・防災対策について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 防火・防災意識の啓発活動の充実	142	17.6%
2. 防災施設（避難場所や消火栓など）の整備充実	169	21.0%
3. 避難所に備える食料・水・簡易トイレなどの十分な確保	258	32.0%
4. 防災訓練などを地域で自主的に行う自主防災組織の充実	146	18.1%
5. 災害時に一人で避難することが困難な町民への対策の充実	228	28.3%
6. 災害発生時に家族などの安否確認が行えるシステムづくり	179	22.2%
7. 災害時の情報連絡体制の充実	197	24.4%
8. 河川など災害発生危険個所の整備	135	16.7%
9. その他	17	2.1%

【考察】

「避難所に備える食料・水・簡易トイレなどの十分な確保」と回答した人が最も多く、続いて「災害時に一人で避難することが困難な町民への対策の充実」と回答した人が多い。

問22 今後、高齢化社会がより進むと思われませんが、どのようなことが重要になると思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 趣味や教養等を活かすことができる生涯学習の充実	144	17.9%
2. 身近な相談窓口の充実	146	18.1%
3. 高齢者が外出しやすいまちづくりの推進	261	32.4%
4. ボランティアや地域活動等の社会参加の推進	93	11.5%
5. 生涯にわたる健康づくりの推進	222	27.5%
6. 介護保険サービスなどの充実や介護予防事業の推進	301	37.3%
7. 能力や経験を発揮できる就労対策の推進	156	19.4%
8. 高齢者が安全・安心に生活できる防犯、交通安全等の対策の推進	137	17.0%
9. その他	11	1.4%

【考察】

「介護保険サービスなどの充実や介護予防事業の推進」と考えている人が最も多く、続いて「高齢者が外出しやすいまちづくりの推進」と考えている人が多い。



問23 高齢者がいきいきとした生活をおくるためには介護予防が大切になりますが、町ではどのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. パンフレットの配布や講演会の開催など啓発事業の充実	50	6.2%
2. 地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の充実	234	29.0%
3. 介護予防を必要とする人の早期発見の取り組み	339	42.1%
4. 運動機能や口腔機能の向上などを目的とした事業の実施	153	19.0%
5. 閉じこもり、認知症、うつ病などの予防を目的とした事業の実施	316	39.2%
6. 介護予防の活動を行うための場所の確保	151	18.7%
7. 介護予防に関するボランティアなどの人材の育成	147	18.2%
8. その他	13	1.6%

【考察】

「介護予防を必要とする人の早期発見の取り組み」と回答した人が多く、早くに発見し重度化しないような取り組みが必要と感じている人が多い。また、「閉じこもり、認知症、うつ病などの予防を目的とした事業の実施」と回答した人も多い。

問24 障がいのある人もない人も、誰もがともに生きる社会をつくるためには、何が重要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 日常生活への支援などの福祉サービスの充実	357	44.3%
2. 障がい者への理解を深めるための普及・啓発や学校教育の推進	235	29.2%
3. 交通機関、建築物、道路などのバリアフリー環境の整備	195	24.2%
4. 障がい者が住みやすい住宅やグループホーム等の整備	146	18.1%
5. 就労の援助や雇用の促進	277	34.4%
6. 障がい者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実	97	12.0%
7. ボランティアなど人材育成の推進	90	11.2%
8. その他	13	1.6%

【考察】

「日常生活への支援などの福祉サービスの充実」「就労の援助や雇用の促進」と回答した人が多く、地域で自立した生活ができるような取り組みが必要だと感じている人が多い。



問25 町民の健康のために、どのような取り組みが必要だと思いますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 町民と行政が一緒に取り組む地域の健康づくり事業の充実	243	30.1%
2. 健康づくりの指導者や組織の育成・支援	122	15.1%
3. 健康の確認や病気を早期に発見するための健診の充実	329	40.8%
4. 身体と心の健康・育児について学べる教育事業の充実	64	7.9%
5. 育児や保健医療などの困りごとについての健康相談の充実	62	7.7%
6. 心の病気や難病などの相談事業の充実	99	12.3%
7. 歯周疾患や虫歯などの歯科保健に関する啓発事業の充実	46	5.7%
8. 予防接種・感染症（インフルエンザ等）などの病気に関する予防対策の充実	151	18.7%
9. 正確な健康情報や保健サービスの情報提供	148	18.4%
10. 健康づくりの拠点となる施設の整備	114	14.1%
11. その他	12	1.5%

【考察】

「健康の確認や病気を早期に発見するための健診の充実」と回答した人が多く、病気を早期に発見することが必要だと考えている人が多い。また、続いて「町民と行政が一緒に取り組む地域の健康づくり事業の充実」と回答した人が多く、健康づくりを町民と行政が一緒になって取り組んでいく事が必要だと考えている人も多い事がわかる。

問26 地域活動・ボランティア活動についておたずねします。

- ① あなたの地域活動・ボランティア活動への、現在の参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。

n = 806

	人	%
1. 現在、参加しているし、今後も参加したい	218	27.0%
2. 現在、参加していないが、今後は参加したい	238	29.5%
3. 現在、参加しているが、今後は参加するつもりはない	33	4.1%
4. 現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない	277	34.4%
未回答	40	5.0%
合計	806	100.0%

【考察】

「現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない」と回答した人が最も多い。地区別でみると羽合地区の人の割合が多い。東郷地区・泊地区においては、「現在、参加しているし、今後も参加したい」と回答した人が多いが、「現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない」と回答した人も少なくない。また年代別で見ると、30代70代の人の「現在、参加していないし、今後も参加するつもりはない」という回答が多い。

② あなたは、今後、どのような地域活動・ボランティア活動に参加したいと思いますか。

問26①で「1.現在、参加しているし、今後も参加したい」「2.現在、参加していないが、今後は参加したい」と回答した方

※複数回答可（3つまで）

n = 456

	人	%
1. 自治会などの活動	187	41.0%
2. 自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動	141	30.9%
3. 高齢者クラブや女性団体、子ども会などの活動	115	25.2%
4. 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動	76	16.7%
5. 教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動	89	19.5%
6. 伝統芸能の保全に関する活動	44	9.6%
7. 高齢者や障がい者へのサポートなど福祉に関する活動	65	14.3%
8. 通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動	23	5.0%
9. 募金や寄付、バザー等に関する活動	20	4.4%
10. 地域づくりやまちおこしに関する活動	146	32.0%
11. 自主防災や災害援助に関する活動	60	13.2%
12. 交通安全に関する活動やパトロールなどの防犯に関する活動	38	8.3%
13. 国際交流、国際協力に関する活動	35	7.7%
14. その他	9	2.0%

【考察】

「自治会などの活動」や「地域づくりやまちおこしに関する活動」に参加したいと考えている人が多い。また、若い世代（10～30代）の人においては、「子育て支援や青少年の健全育成に関する活動」や「教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動」に参加したいと考えている人が多い。

問27 これからのまちづくりは、より多くの住民の皆さんが町政に参画して、課題解決や地域づくりを行う「住民参画・協働のまちづくり」が重要なテーマとなります。あなたは、この「住民参画・協働のまちづくり」を進めるためには、行政に何が必要だと思えますか。

※複数回答可（2つまで）

n = 806

	人	%
1. 迅速的確な行政情報の提供・公開のための、広報活動の充実	287	35.6%
2. できるだけ多くの住民の意見や要望を聞くための、広聴活動の充実	375	46.5%
3. 講座や教室の開催等を通じた、まちづくりに関する学習機会の提供	125	15.5%
4. 地域活動・ボランティア活動を活性化するための仕組みづくり	226	28.0%
5. 各種行政計画策定の際の審議会委員の一般公募、パブリックコメントの充実	108	13.4%
6. 新たなまちづくりの担い手としてのNPO等の育成・支援	134	16.6%
7. 住民参画・協働のまちづくりは必要ではない	14	1.7%
8. その他	17	2.1%

【考察】

「できるだけ多くの住民の意見や要望を聞くための、広聴活動の充実」と回答した人が多く、町民の声を聞く機会が必要と考えている人が多い。また、「迅速的確な行政情報の提供・公開のための広報活動の充実」と回答した人も多く、行政情報の広報活動について必要だと考えている人も多い。



# 8. 第3次湯梨浜町総合計画（概要版）



## 総合計画とは

### ● 総合計画とは

湯梨浜町の今後のまちづくりの指針となるもので、将来のまちの姿やまちづくりの基本的方向性を示し、それを実現するための施策を定めたものになります。住民参加による総合計画を策定することで、「教育」「産業」「福祉」「都市基盤」など、さまざまな分野にわたる事業を計画的、効果的に推進していくことが可能になります。

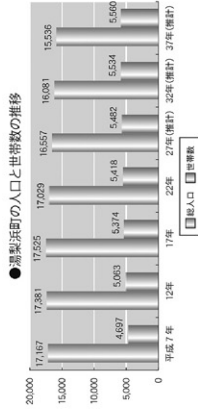
このたび策定する「第3次湯梨浜町総合計画」では、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」をキャッチフレーズに、弊町の課題である人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的発展可能なまちづくりを、総合的かつ計画的に推進します。

### ● 計画の期間は

湯梨浜町が目指す将来像とそれを実現するための基本方針を定めた「基本構想」は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とし、基本構想を実現するために各分野の方向性や主要施策等を定めた「基本計画」は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

## 未来アローム (将来人口)

本町の人口は、平成17(2005)年をピークに減少傾向にあります。また、本町の現状を見ると、平成25(2013)年の合計特殊出生率\*は2.06で、国の1.43、鳥取県の1.62と比較して高い水準であるものの、依然として少子化が進んでいます。さらに、町内において閉居が可能な地域が限られてきていることなど、さまざまな社会的要因により、人口増加を期待することが困難な状況にあると考えられます。



\*合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を指す指標。この数値が2.07を上回ると人口の水準が保たれると考えられている。

## 重点課題

### ① 人づくり分野

将来を担う明るくたくましい子どもたちを社会全体で育成することや地域の活性化、振興の中核となる人材の育成、だれもが安心して暮らす、健康で生きがいのもてる社会を構築するためのボランティアの育成、ネットワークづくりなど、まちづくりのさまざまな分野において、活気に満ちた元気な人づくりを推進します。

- 英語教育の推進
- ふるさと教育の推進
- まちづくりを創造する団体の育成
- 生涯学習と生涯スポーツの推進



### ④ 健康づくり分野

健康・医療・福祉が総合的に連携し、健康づくりや予防対策、各種検診事業の充実を図るなど、だれもが安心して生活できる環境づくりに努めます。

- 受診率の向上
- 運動量の増加促進
- 母子保健事業の推進

### ② 産業振興分野

集落営農のさらなる取り組みや集落の中で中心となる認定農業者や担い手を支援することにも、新規就農者の確保を図ります。

また、商工観光分野においては、新しい活力を創造するため、起業や事業創出を誘致する環境や、地域の資源を活かしたまちづくりを進めます。

- 自立的経営農業者の育成と組織化・法人化の推進及び新規就農者の確保
- 遊休農地及び耕作放棄地対策
- 起業及び新分野進出等の推進
- 観光客誘致対策



### ⑤ 地域づくり分野

生活の基盤となる道路等の整備や災害に強いまちづくりなど、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。また、地域の活性化や自主的な集落活動など、地域が主体となつて進めるさまざまな活動についての支援を行います。

- 安心・安全な道路整備
- 行政改革の推進
- 防災に強い地域づくり対策
- 移住定住施策の推進
- 地域での交流を促す「グラウンド・ゴルフ」を核とした地域活性化の推進

### ③ 環境共生分野

自然エネルギーの活用やごみの減量化、再資源化、水質の浄化等を進めながら、環境教育の推進など、住民意識の高揚に努めます。

- 東郷池の水質改善
- 温室効果ガスの削減
- ごみ減量化と循環型社会の形成
- 温泉熱活用と2次利用



### ⑥ 福祉施策分野

障がいのある人への地域生活を支える体制づくり、高齢者の健康づくりや介護予防、子育てしやすい環境づくりなどの福祉施策を推進します。

- 障がい者の地域生活支援拠点等の整備
- 子育て家庭支援の充実
- 地域包括ケアシステムの構築の確立に向けた取り組み



# みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町

目標の実現に向けて、町民と行政が協働しながら積極的な施策の推進を図ります。

## まちづくりの基本目標

### 1 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり

青少年が、心豊かに、明るく、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域社会全体で支えながら、ふるさとを思う心、郷土を愛する心を育む新たな時代を担う健やかな青少年の育成に努めます。

- 学ぶ喜びが実感できる学校教育の推進
- 優れた教育環境の整備
- 就学前教育の充実
- 学びとその成果を活用できる社会教育の推進
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 明日を拓く青少年の育成
- スポーツの日常化と健康習慣の定着
- 豊かな歴史・文化と伝統の継承
- 男女共同参画社会の実現

### 2 未来を創造する 先駆的なまちづくり

情報通信環境の充実を図りながら、住民生活の利便性の向上に努めるとともに、省資源・エネルギーなど、環境にやさしいまちづくりを推進します。

- 都市機能の充実（快適な都市空間の創造）
- 情報通信環境の整備
- 資源・エネルギー対策の推進
- 小さな拠点づくり

### 3 にぎわいと活力あるまちづくり

地域資源を活かした個性豊かな産業の振興に努めながら、既存産業の充実はもとより、さまざまな産業の連携による新たな活力を創出します。

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用及び労働福祉対策の推進



### 4 安全で住みやすいまちづくり

豊かな自然環境と住民生活に密着した道路等の基盤整備との調和を図りながら、環境に配慮した快適でやさしいまちづくりを推進します。

- 交通安全対策の推進
- 環境負荷の低減
- 自然環境の保全と活用
- 災害に強いまちづくりの推進
- 交通安全の啓発と推進
- 交通環境の充実
- 公園・緑地の整備
- 河川・上下水道の整備
- 住環境の充実
- 移住定住の推進

### 5 共に支え合い 笑顔いっぱい のまちづくり

子どもからお年寄り、障がいのある人など、すべての人が笑顔にあふれ、いつまでも健康で生きがいの持てる安心、安全のまちづくりを推進します。

- 福祉施策の推進
- 低所得者福祉の充実
- 保健・医療の充実
- 社会保障の充実



### 6 参画と協働による町民が主役のまちづくり

町民一人一人が主体的かつ積極的にまちづくりに参画できる仕組みをつくり、町民相互のふれあいによる連帯あふれる地域社会を構築します。

- 住民参画社会の推進
- コミュニケーション活動の促進
- 多様な交流の推進
- 効果的な行政運営の推進
- 広域行政の推進
- 情報公開の推進
- 健全な財政運営の推進